

第4期第4回 横浜市子ども・子育て会議〔総会〕

日時：令和元年10月8日（火）18:30～20:30

場所：神奈川中小企業センタービル 14階 多目的ホール

次第

1 こども青少年局長あいさつ

2 部会報告

- (1) 子育て部会
- (2) 保育・教育部会
- (3) 放課後部会
- (4) 青少年部会

3 審議事項

- (1) 平成30年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- (2) 第2期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」素案（案）について
 - ・スケジュール
 - 令和元年10月17日（木）
 - ～11月15日（金） パブリックコメント実施
 - 令和元年12月24日（火） 第4期第5回横浜市子ども・子育て会議（総会）
 - 令和2年3月 計画策定

4 その他

【添付資料】

- 資料1-1 第4期 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿
- 資料1-2 第4期 横浜市子ども・子育て会議 部会名簿
- 資料1-3 横浜市子ども・子育て会議事務局名簿
- 資料2-1 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料2-2 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料3-1～4 部会報告書（子育て部会、保育・教育部会、放課後部会、青少年部会）
- 資料4 平成30年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- 資料5-1 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）の概要
- 資料5-2 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）

第4期 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿

資料1-1

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等	氏 名
1	文教大学人間科学部 准教授	あおやま 鉄兵 青山 鉄兵
2	千葉敬愛短期大学 学長	あかし よういち 明石 要一
3	横浜市青少年指導員連絡協議会 委員 旭区青少年指導員連絡協議会 会長	おおの いきお 大野 功
4	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	おおば りょうじ 大庭 良治
5	恵泉女学園大学 学長	おおひなた まさみ 大日向 雅美
6	國學院大学 人間開発学部 子ども支援学科 教授	かみなが みつこ 神長 美津子
7	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	かわごえ りか 川越 理香
8	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	きもと しげる 木元 茂
9	市民委員	くまがい ひろのぶ 熊谷 浩伸
10	横浜商工会議所 女性会 副会長	ごとう みさこ 後藤 美砂子
11	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会	さとう しんいちろう 佐藤 慎一郎
12	静岡県立大学 国際関係学部 教授	つとみ ひろし 津富 宏
13	横浜市PTA連絡協議会 副会長	ななうみ らいじ 七海 雷晃
14	市民委員	なんば ゆうこ 難波 裕子
15	駒澤大学 総合教育研究部 教授	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎
16	横浜市民生委員児童委員連絡協議会 緑区主任児童委員連絡会代表	ふじい ちか 藤井 千佳
17	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	やぎまわ えな 八木澤 恵奈
18	横浜地域連合 副議長	やない けんいち 柳井 健一
19	よこはま一人子育てフォーラム 世話人	やまだ みちこ 山田 美智子
20	小田原短期大学 学長	よしだ まり 吉田 真理

【第4期任期：平成30年11月1日～令和2年10月31日】

第4期 横浜市子ども・子育て会議 部会名簿

資料 1 - 2

1 子育て部会

◎: 部会長 ○: 職務代理者 臨: 臨時委員

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等		氏 名
1	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	○	かわごえ 川越 理香
2	神奈川県小児保健協会 会長	臨	ごとう 後藤 彰子
3	横浜商工会議所 女性会 副会長		ごとう 後藤 美砂子
4	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会		さとう 佐藤 慎一郎
5	市民委員		なんば 難波 裕子
6	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長		やぎさわ 八木澤 恵奈
7	横浜地域連合 副議長		やない 柳井 健一
8	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人		やまだ 山田 美智子
9	小田原短期大学 学長	◎	よしだ 吉田 真理

2 保育・教育部会

◎: 部会長 ○: 職務代理者 臨: 臨時委員

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等		氏 名
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	臨	いづか 飯塚 のぼる 昇
2	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授	臨○	いしい 石井 あきひと 章仁
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長		おおば 大庭 りょうじ 良治
4	子どもの領域研究所 所長	臨	おぎ 尾木 まり
5	國學院大学 人間開発学部 子ども支援学科 教授	◎	かみなが 神長 みつこ 美津子
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長		きもと 木元 しげる 茂
7	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	臨	にいほり 新堀 ゆみこ 由美子
8	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	臨	てんみょう 天明 みほ 穂
9	東京成徳短期大学 幼児教育学科 教授	臨	まつもと 松本 すみこ 純子
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	臨	もり 森 かよこ 佳代子

3 放課後部会

◎: 部会長 ○: 職務代理者 臨: 臨時委員

(敬称略・50音順)

	所属・役職等		氏名
1	文教大学人間科学部 准教授	○	あおやま てつべい 青山 鉄兵
2	千葉敬愛短期大学 学長	◎	あかし よういち 明石 要一
3	横浜市青少年指導員連絡協議会 委員 旭区青少年指導員連絡協議会 会長		おおの いきお 大野 功
4	横浜市子ども会連絡協議会 会長	臨	くどう はるじ 工藤 春治
5	市民委員		くまがい ひろのぶ 熊谷 浩伸
6	横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課 首席指導主事	臨	せこ まさき 世古 正樹
7	横浜市PTA連絡協議会 副会長		ななうみ らいじ 七海 雷児
8	横浜市民生委員児童委員連絡協議会 緑区主任児童委員連絡会代表		ふじい ちか 藤井 千佳
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	臨	みやなが ちえこ 宮永 千恵子
10	横浜市小学校長会 副会長	臨	やなぎさわ じゅん 柳澤 潤

4 青少年部会

◎: 部会長 ○: 職務代理者 臨: 臨時委員

(敬称略・50音順)

	所属・役職等		氏名
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	臨	いづか のぼる 飯塚 昇
2	神奈川県弁護士会 弁護士	臨	いはら あやこ 井原 綾子
3	K2インターナショナルグループ 特定非営利活動法人ヒューマンフェロシップ 代表理事	臨	いわもと まみ 岩本 真実
4	横浜市民生委員児童委員協議会 理事 保土ヶ谷区民生委員児童委員協議会 会長	臨	えがち たけお 江渕 武雄
5	横浜市青少年指導員連絡協議会 委員 旭区青少年指導員連絡協議会 会長		おおの いきお 大野 功
6	横浜市立中学校長会	臨	かつ しゅんいち 勝 俊一
7	横浜市立高等学校長会	臨	こいち さとし 小市 聡
8	特定非営利活動法人 ユースポーツ横濱 よこはま若者サポートステーション 施設長	臨	くまべ りょうこ 熊部 良子
9	静岡県立大学国際関係学部 教授	◎	つとみ ひろし 津富 宏
10	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 准教授	臨	なかむら みやこ 中村 美安子
11	駒澤大学総合教育研究部 教授	○	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎
12	認定特定非営利活動法人 つづき区民交流協会 都筑多文化・青少年交流プラザ 館長	臨	はやしだ いきみ 林田 育美

横浜市子ども・子育て会議〔総会〕 事務局名簿

資料 1 - 3

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
長局	こども青少年局長	齋 藤 聖
部 長	こども青少年局副局長(総務部長)	出 口 洋 一
	こども青少年局医務担当部長	岩 田 眞 美
	青少年部長	宮 谷 敦 子
	子育て支援部長	吉 川 直 友
	保育対策等担当部長	金 高 隆 一
	こども福祉保健部長	細 野 博 嗣
	中央児童相談所長	中 澤 智
課 長	総務課長	福 嶋 誠 也
	青少年育成課長	金 子 利 恵
	青少年相談センター所長	高 田 裕 子
	放課後児童育成課長	松 原 実 千 代
	放課後児童育成課整備担当課長	浦 崎 真 仁
	子育て支援課長	田 口 香 苗
	保育・教育運営課長	小 田 繁 治
	保育・教育運営課運営指導等担当課長	柿 沼 千 尋
	保育・教育運営課幼児教育・保育無償化担当課長	古 石 正 史
	保育・教育人材課長	甘 粕 亜 矢
	保育・教育人材課幼・保・小連携担当課長	堂 腰 康 博
	保育対策課長	片 山 久 也
	こども施設整備課長	白 井 正 和
	こども家庭課長	武 居 秀 顕
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	秋 野 奈 緒 子
	こども家庭課児童施設担当課長	安 藤 敦 久
	こども家庭課親子保健担当課長	丹 野 久 美
	中央児童相談所支援課長	畑 岡 真 紀
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	深 海 淳 一 郎
	障害児福祉保健課長	内 田 太 郎
係 長	青少年育成課担当係長	富 田 倫 子
	放課後児童育成課整備担当係長	唐 澤 英 和
	子育て支援課子育て支援係長	前 川 周
	保育・教育運営課運営調整係長	大 槻 彰 良
	保育対策課担当係長	佐 藤 洋 平
	こども施設整備課担当係長	渡 辺 貴 士
	こども家庭課担当係長	藤 浪 博 子
	障害児福祉保健課担当係長	柄 洋 平
	障害児福祉保健課担当係長	土 屋 友 美
事務担当		
	企画調整課長	谷 口 千 尋
	企画調整課 企画調整係長	三 堀 浩 平

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則 (平成26年9月条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成27年2月条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

子ども・子育て会議部会報告書

部会名〔子育て部会〕

(期間) 令和元年 8 月 2 日～令和元年 10 月 7 日

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 3 回	令和元年 9 月 3 日 18:00～20:20 神奈川県中小企業 センタービル	1 第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）について

2. 主な報告事項

報告事項	1 第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）について
報告内容	事務局案の説明があり、内容について了承しました。
主な意見	<p>基本施策 4 障害児への支援の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児の支援について、保護者への支援に取り組むことは非常に重要であり、ペアレントトレーニングプログラムやペアレントメンターの試みが進むことを期待したい。 <p>基本施策 5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中からの切れ目のない支援について子育て世代包括支援センターを含め、地域の支援と、医療と福祉保健センターとがネットワークにより連携していくことが重要です。 <p>基本施策 6 地域における子育て支援の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語を母語としない外国籍の方が増えており、言語の違いだけでなく妊娠・出産・子育ての考え方自体が異なる中、今後、支援を伝えていく方法を工夫していく必要があります。 <p>基本施策 8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアで報道されている児童虐待の事例を見ても、転出入を伴うときの引き継ぎがどうだったかが問題になっている。横浜は転出入が非常に多い大都市なので、その部分についてはしっかりと考えていくべきではないか。 <p>基本施策 9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故が起こらないように大人や保護者が子どもを守るというのではなく、子ども自身が事故に遭わないよう、子どもの目線で危険や問題を認識していくような教育の仕組みが必要です。

子ども・子育て会議部会報告書

部会名〔保育・教育部会〕

(期間) 令和元年 8 月 2 日～令和元年 10 月 7 日

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 5 回	令和元年 9 月 2 日 14 : 10～17 : 30 ワークピア横浜	(1) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育に関する「確保方策」(案)及び次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)」について (2) 無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)の質の確保・向上への取り組みについて (3) 保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について (4) 幼稚園型認定こども園の認定について

2. 主な報告事項

報告事項	(1) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育に関する「確保方策」(案)及び次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)」について
報告内容	事務局案の説明を行い、内容について了承した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回訪問事業については、施設数に対して時間、人など、体制について十分な対応ができるように整えてほしい。 ・認可外保育施設について、質の確保のためには、人、カリキュラムだけでなく施設、設備面も良くしていくことが大事と考える。一方で、認可の枠に縛られずに、自分たちの特徴ある保育で運営を行っている施設もある。質の向上という理由の中で、特徴ある保育への縛りを強くするような方向性にはしてほしいと思う。 ・保育士を継続的に確保するにあたり、退職する理由の実態把握は難しいかもしれないが、職場環境等の問題は大きな課題と考える。 ・幼稚園等が撤退するときのルールの整備や、マニュアル化を検討するなど、閉園の危機に陥っている事態が発覚したときにはすぐ対応できるようにする必要があると思う。 ・発達障害と診断されるような方が障害児を育てているということもかなり多いと聞いており、そのような家庭に対してのフォローアップなど検討してほしいと思う。 ・多文化共生という点で、常に保育・教育ニーズが多様化していることへの具体的な工夫を施策の中に考えていけるとよい。

報告事項	(2) 無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の質の確保・向上への取り組みについて
報告内容	本市の認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の現状と課題及び、無償化を契機とした質の確保・向上に向けた取組の方向性について説明・報告を受けた。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回訪問事業は、量の確保だけでなく質も確保をしていくために、始まったものと認識している。特に認可外保育施設は、保育内容や施設の考え方も様々な中で、質を高めるためにはコンサルテーションに近い関わり方が求められるため、訪問員の体制が十分かどうかは検討が必要と思う。 ・国が公表している保育中の乳幼児の死亡事故について、市としても資料の中で取り上げているが、子どもたちの安全や質の確保は課題であり、重視していくべき点である。
報告事項	(3) 保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について
報告内容	令和2年4月に開所を予定する幼保連携型認定こども園（3件）について、事務局案のとおり認可対象とすることで承認した。
主な意見	特になし
報告事項	(4) 幼稚園型認定こども園の認定について
報告内容	令和2年4月に開所を予定する幼稚園型認定こども園（2件）について、事務局案のとおり認定対象とすることで承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会の審議結果(第5回)

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会の審議結果(第5回)

1 保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について

審議の結果、付議された3件を認可対象とすることを承認しました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	神奈川	うちゅうこども園たんまち	(福) 翠峰会	75	令和2年4月1日
2	港北	しんよしだこども園	(福) 平成会	160	令和2年4月1日
3	港北	岸根こども園	(福) 山百合会	115	令和2年4月1日

※ 定員については1号から3号の合計数

2 幼稚園型認定こども園の認定について

審議の結果、付議された2件を認定対象とすることを承認しました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	港南	認定こども園 大谷幼稚園	(学) 横浜大谷学園	175	令和2年4月1日
2	青葉	認定こども園 大場白ゆり幼稚園	(学) 白井学院	143	令和2年4月1日

※ 定員については1号・2号の合計数

子ども・子育て会議部会報告書

部会名〔放課後部会〕

(期間) 令和元年7月30日～令和元年10月7日

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和元年7月30日 15:00～16:30 (横浜市庁舎8階8A会議室)	(1) 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について (2) 次期子ども・子育て支援事業計画の量の見込み(更新)及び確保方策について
第2回	令和元年9月6日 14:00～15:40 (関内駅前第二ビル6階 6G会議室)	(1) 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)等について

2. 主な報告事項

第1回

報告事項	(1) 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
報告内容	事務局案の説明があり、内容について了承した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保は長期的に考えていく必要がある。職員の給与を上げるということも大事なことであるが、どんなスタッフの育成をしていくのか、どう確保していくのかも大切である。 ・保護者は放課後の時間を安全に過ごせれば良いというわけではなく、子どもをしっかり育てて欲しいという要望があり、その能力がスタッフに求められている。 ・放課後キッズクラブは限られた活動スペースの中で多くの利用者が活動しているという状況がある。今後は環境面とスタッフの質が課題である。
報告事項	(2) 次期子ども・子育て支援事業計画の量の見込み(更新)及び確保方策について
報告内容	事務局案の説明があり、内容について了承した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズクラブと児童クラブの良さはそれぞれにあるため、できれば児童クラブで放課後の時間を過ごさせたいという保護者がいることも認識する必要がある。 ・確保方策の数字だけでは見えない現場の実態把握や支援が必要と考える。

第2回

報告事項	(1) 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)等について
報告内容	事務局案の説明があり、内容について了承した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども目線で考えると、高校生や大学生と関わることにより、良い刺激となるため、大学等との連携を考えると良い。 ・教職員と放課後事業に関わるスタッフを対象とした研修等ができると相互理解が深まる。 ・キッズクラブと児童クラブの交流・情報交換等により、お互いを高め合うことが必要 ・質の測定は難しいが、利用日数によって子どもがどう変わるのかなどを確認するためのフォローアップ調査が必要

子ども・子育て会議部会報告書

部会名〔青少年部会〕

(期間) 令和元年 7 月 25 日～令和元年 10 月 7 日

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 2 回	令和元年 7 月 25 日 14:00～16:00 (市庁舎 8 階 8 A 会議室)	(1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について (2) 次期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(青少年部案)について
第 3 回	令和元年 8 月 28 日 9:00～10:30 (横浜市青少年育成 センター 第 1 研修 室)	次期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)について

2. 主な報告事項

第 2 回

報告事項	(1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
報告内容	事務局案について説明を行い、内容について了承された。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年の地域活動拠点づくり事業」の設置数について。計画の目標数に対して設置数が伸びていない。なぜこのような結果になってしまったのか、検証することが必要なのではないか。 ・「青少年の地域活動拠点づくり事業」や若者自立支援機関の認知度を高めるために、周知に力を入れていくべき。 ・ひきこもり状態にある若者が支援機関を利用するかどうかは本人の選択。利用者が増えればよいというわけではない。 ・現場では、あいさつができなかった子が少しずつ会話ができるようになるなど、数値だけでは計れないこともある。 ・指標には、施設の利用者数などを設定するのではなく、認知の件数や認知度のパーセンテージなどを設定する方がよいのではないか。 ・指標は 1 つにまとめるのではなく、幾つもの指標を設定する方が横浜の子どもの変化がわかるのではないか。

報告事項	(2) 次期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（青少年部案）について
報告内容	青少年部案について説明を行い、委員から意見を聴取した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画では未達成の目標もある。計画を策定する際に、何が現在の問題点なのかということを確認にすべき。 ・「青少年の地域活動拠点づくり事業」の令和6年度末の設置目標数について、過去の実績等を踏まえると、目標の立て方を再度検討したほうがよいのではないか。 ・「青少年の地域活動拠点づくり事業」の事業内容に記載されている「地域で青少年を見守る環境づくりを進めるためのネットワークの構築」については、どのようなことを行うのか具体的に記載すべき。 ・今後5か年の社会の変化などに、柔軟に対応できるような評価にしていきたい。 ・中高年のひきこもりが注目されているが、小中高生などの早い段階から予防支援を行うことが大切。例えば、青少年の地域活動拠点と若者自立支援機関が連携するのはどうか。 ・学校に行けていなくても、ひきこもっていても、それを否定しないことが大切であり、色々な計画や事業を進める際には、そのような視点を持つことが重要なのではないか。

第3回

報告事項	次期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）について
報告内容	事務局案について説明を行い、内容について了承された。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年相談センターの取組について、センター実利用人数の目標数が横ばいの数字となっているのは、相談業務を現状維持しながら、「身近な地域に出向いた相談等の実施」「若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援ネットワークの構築」など新たに力を入れていくものがあるため、ということが市民には伝わりにくいのではないか。 ・「身近な地域に出向いた相談等の実施」や「若者自立支援に係る人材育成」という視点は重要。「身近な地域に出向いた相談等の実施」の目標については、何回実施したかだけでなく、相談等を実施した後、支援機関などにどのようなつながりなども考慮した方がいいのではないか。 ・身近な地域の方が相談機関等を知っていて、子ども・若者に案内できるという環境が大切である。 ・指標の主たる目標が、改善がみられた人数になっている。改善がみられた人数をどのように設定したのか、わかりやすくするとよいのではないか。 ・指標の内容について、量的な話を追及することも大切ではあるが、「本当に困っている人に支援を届けられたか」ということを設定するのもよいのではないか。 ・中高生への支援内容について。中高生がお互いに相談し合えるなど、支え合えるような力をつけさせてあげられる教育や場の提供を、プログラムの中に組み込んでもよいのではないか。 ・指標の内容について。本人が困っている時に頼れる人を増やすような指標があるとよいのではないか。

平成 30 年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27～令和元年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

(1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況：各施策における指標、主な事業・取組について、目標値に対する進捗状況を 4 段階で評価します。

A：計画以上に進んでいる。	B：計画どおりに進んでいる。
C：計画より若干遅れている。	D：計画より大幅に遅れている。

○有効性：各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを 4 段階で評価します。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。
B：市民生活等を向上させることができた。
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない。
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

(2) 今後の展開の評価

○施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、主な事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

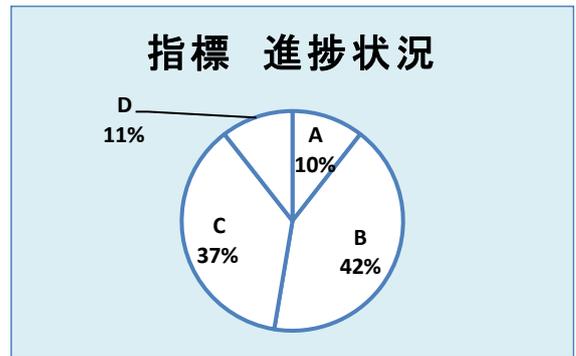
3 点検・評価の実施状況

※詳細は、別添「横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案」のとおり令和元年 6～7 月に、各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行いました。

部会名	所掌する基本施策	実施日
子育て部会	基本施策 1 及び 3 の一部、基本施策 5～9	7 月 4 日
保育・教育部会	基本施策 1 及び 3 の一部	6 月 25 日
放課後部会	基本施策 1 及び 2 の一部	7 月 30 日
青少年部会	基本施策 2 の一部及び 4	7 月 25 日

(1) 各施策における「指標」の進捗状況について

A	B	C	D	計
2	8	7	2	20
11%	42%	37%	11%	



【評価が「A」の指標】

- ・妊娠届出者に対する面接を行った割合(基本施策5)
- ・ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合(基本施策9)

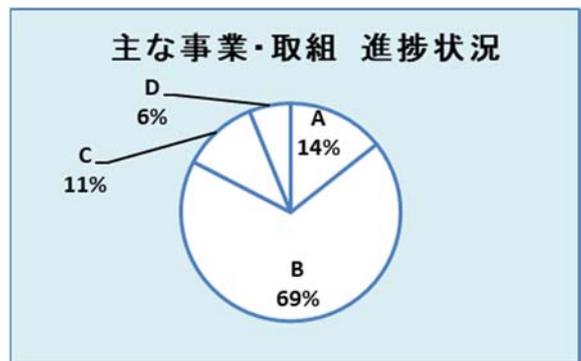
【評価が「C・D」の指標】

- ・保育所等待機児童数(基本施策1)
- ・保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率(基本施策1)
- ・青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数(基本施策2)
- ・将来の夢や目標を持っている中学生の割合(基本施策2)
- ・地域療育センターの初診待機期間(基本施策3)
- ・若者自立支援機関の新規利用者数(基本施策4)
- ・若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数(基本施策4)
- ・子育て生活に満足感を感じている保護者の割合(基本施策6)
- ・児童養護施設の入所待ち児童数(基本施策8)

(2) 各施策の「主な事業・取組」の進捗状況及び有効性について

ア 進捗状況

A	B	C	D	計
14	67	11	6	98
14%	68%	11%	6%	



【評価が「A」の主な事業】

- ・青少年の自然・科学体験活動の推進(基本施策2)
- ・児童発達支援事業の拡充(基本施策3)
- ・寄り添い型生活・学習支援事業(基本施策2・4・7)
- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業(基本施策5)
- ・児童虐待防止啓発地域連携事業(基本施策8)
- ・共に子育てをするための家事・育児支援(基本施策9)

【評価が「C・D」の主な事業】

- ・保育所等での一時保育(基本施策1)
- ・青少年の地域活動拠点づくり事業(基本施策2)
- ・若者サポートステーション事業(基本施策4)
- ・よこはま型若者自立塾(基本施策4)
- ・産後母子ケア事業(基本施策5)
- ・親と子のつどいの広場事業(基本施策6)

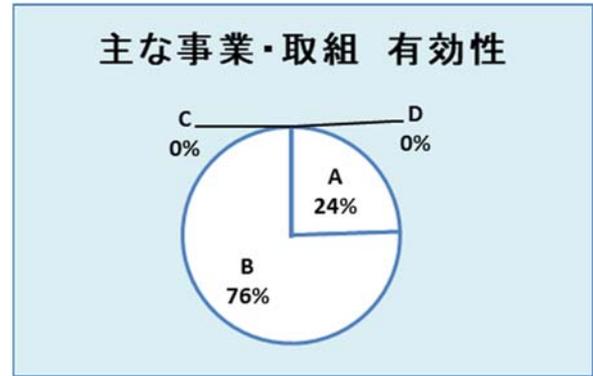
- ・里親推進事業（基本施策8）

イ 有効性

A	B	C	D	計
24	74	0	0	98
24%	76%	0%	0%	

【評価が「A」の主な事業】

- ・保育コンシェルジュ事業（基本施策1）
- ・プレイパーク支援事業（基本施策2）
- ・青少年相談センター事業（基本施策4）
- ・妊娠・出産に関する知識の普及啓発・相談支援の充実（基本施策5）
- ・地域子育て支援拠点事業（基本施策6）
- ・児童相談所等の相談・支援体制の充実（基本施策8）



<参考>各部会の所掌事業について（平成28年11月～）

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策①	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○ ※1	○ ※2	○ ※3	
基本施策②	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○ ※4	○ ※5
基本施策③	障害児への支援	○ ※6	○ ※7		
基本施策④	若者の自立支援の充実				○
基本施策⑤	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策⑥	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策⑦	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止	○			
基本施策⑧	児童虐待防止と社会的養護体制の充実	○			
基本施策⑨	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進	○			

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する5年間の量の見込み、確保方策		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
保育・教育に関する施設・事業(保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			○		
妊婦に対して健康診査を実施する事業		○			
乳幼児家庭全戸訪問事業		○			
子育て短期支援事業		○			
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業		○			
病児保育事業		○			
利用者支援に関する事業		○ ※8	○ ※9		
時間外保育事業			○		
放課後児童健全育成事業				○	
地域子育て支援拠点事業		○			
一時預かり事業 子育て援助活動支援事業		○ ※10	○ ※11		

- ※1 病児保育
- ※2 保育・教育全般
- ※3 放課後施策
- ※4 放課後施策、プレイパーク
- ※5 放課後施策、プレイパークを除く
- ※6 障害児施策全般
- ※7 障害児保育・教育
- ※8 全体調整+地域子育て支援拠点
- ※9 保育・教育コンシェルジュ
- ※10 乳幼児一時預かり、子育てサポートシステム等
- ※11 一時保育、幼稚園預かり保育等

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策①】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

■これまでの主な取組

- 増加する保育ニーズに対応するため、既存施設を最大限活用するとともに、保育所の整備や新たに幼稚園における2歳児の受入れを推進するモデル事業を実施すること等により、受入枠を2,818人分拡大しました。また、経験年数7年以上の全ての保育士等の処遇改善に向けた本市独自助成の実施や、保育士宿舍借上げ支援事業の拡充等により、保育士確保の取組を強化しました。
- 保育者等の専門性を高め、保育の質の向上を図るため、市内の保育・教育施設等に勤務する職員を対象として、外部有識者等の講師による研修を実施しました。また、新設の保育所等に園内研修・研究サポーターの派遣を行うなど、園内研修・研究の取組を支援しました。乳幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続に向け、平成30年3月に発行した横浜版接続期カリキュラム改訂版のより一層の理解と活用を図るとともに、接続期カリキュラムに基づく研修や区教育交流事業等を実施しました。
- 多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、休日保育、病児・病後児保育などの特別保育事業を実施するとともに、理由を問わず利用できる乳幼児一時預かりについて、新たに2つの事業者を選定しました。

■取組による成果

- 保育所等利用申請者数が過去最大の69,708人となる中、31年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は46人となりました。
- 園内研修・研究サポーター派遣などにより、各保育所等での園内研修・研究の取組実績につながり、人材育成や課題解決が促進されました。また、幼保小連携を推進することで学びや育ちの連続性を保障する取組が充実し、保育所や幼稚園、認定こども園等で培った力が小学校でも発揮できる環境づくりにつながっています。
- 通常の保育では対応できない多様な保育ニーズに対する子育て支援として特別保育事業を実施することで、保護者の育児不安や負担を軽減することに寄与しています。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 待機児童解消に向け、幼稚園における2歳児の受入れ実施園の拡大や、保育所における定員構成の見直しなどの既存資源の活用を図るとともに、保育ニーズが高いエリアを重点的に保育所等の整備等を進め、受入枠を確保します。また、厳しさを増している保育士等の確保に向け、採用・定着に係る取組の継続、充実を図ります。さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。
- 保育の質の維持・向上を図るため、横浜で育てたい子ども像と保育・教育の方向性を示す「横浜こども指針（仮称）」を策定します。また、各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施する人材を養成するための講座を引き続き開催するほか、園内研修の実施が更に進むよう施設長向けの講座も新たに実施するなど、園内研修・研究の推進に取り組みます。さらに、新たに接続期カリキュラム研究推進地区事業を実施し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究を推進します。
- 一時保育、休日保育、病児・病後児保育などの特別保育事業について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供するとともに、事業の充実に向け、保育所等での一時保育の実施状況の調査や24時間型緊急一時保育、病児保育の実施施設の確保に取り組みます。

<指標>		<30年度の振り返り>					
No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	31年3月末時点	進捗状況	所管課
1	1	保育所待機児童数	20人 (26年4月)	0人 (32年4月)	46人 (31年4月1日時点)	C	保育対策課
2	1	保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	47.1% (25年度)	78.6%	66.6%	C	保育・教育人材課
3	1	放課後19時までの居場所づくり ①放課後キッズクラブの整備率 ②必要な分割・移転を終えた放課後児童クラブの割合	①26.0% ②8.0% (25年度)	①100% (全校) ②100% (分割・移転を終えた全クラブ)	①86.2% ②54.5%	B	放課後児童育成課

<主な事業・取組>

<主な事業・取組>		<30年度の振り返り>														
No.	施策	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	【直近の状況】		進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
							H30 目標値	31年3月末時点								
1	1	☆	保育・教育基盤整備事業	①利用定員(1号) ②利用定員(2、3号)	①54,818人 (25年度実員ベース) ②60,003人 (26年4月)	①49,834人 ②74,693人	①49,834人 ②74,693人	①52,038人(令和元年度) ②75,575人(31年4月)	B	<受入枠拡大の取組>認可保育所整備:1,774人、横浜保育室の認可移行支援:149人、認定こども園:508人、小規模保育整備事業:286人、家庭的保育事業:6人、横浜保育室から小規模保育事業への移行による減:▲151人、私立幼稚園預かり保育の拡充:88人、企業主導型保育事業:158人、合計2,818人	6,952,972千円	6,254,763千円	B	保育所を整備することに加え、保育・教育の「質」の確保にも取り組んでほしいという意見が出ている。保育所整備の結果、利用することができた方から感謝の声が寄せられる一方で、利用できなかった方からは保育所整備を進めてほしい旨の要望が寄せられた。	推進	子育て支援課 保育対策課
2	1	☆	保育コンシェルジュ事業	実施箇所数	18か所 (25年度)	18か所	18か所	18か所	B	平成29年10月に5名を増員し、計38名配置している。区役所での窓口相談に加え、関連施設に出向いた情報収集、連携や出張相談などの取組を行った。	131,645千円	130,172千円	A	様々な預け先について寄り添って相談に乗ってもらい、一番適している預け先を選べたという声が届いている。また、国からの通知でもコンシェルジュの取組の必要性が認められた。	推進	保育対策課
3	1		保育・幼児教育研修・交流等事業	①保育所職員等研修参加者数(各区連携研修含む) ②私立保育園園長会研修参加者延べ人数 ③白峰学園保育センター研修参加者延べ人数 ④幼稚園における研究・研修への教職員参加者延べ人数	①27,235人 ②2,744人 ③1,722人 ④22,716人 (25年度)	①32,500人 ②3,000人 ③1,722人 ④23,000人	-	①27,369人 ②1,450人 ③延べ6,767人(年間) ④21,406人	B	①市立保育所、民間保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、認可外保育施設の職員等を対象とした研修を実施した。 ②横浜市私立保育園園長会が主催する研修を補助した。 ③白峰学園保育センターが実施する研修を補助した。 ※平成28年度から事業開始した園内研修・研究サポーター7人を新設園等79園に派遣した。 ④公益社団法人横浜市幼稚園協会が実施する幼稚園・認定こども園教職員の研究・研修事業について、補助を実施した。	①115,294千円の一部 ②3,200千円 ③5,276千円 ④36,000千円	①104,114千円の一部 ②3,000千円 ③5,276千円 ④36,000千円	B	①多くの研修参加者から「新しい保育所保育指針・幼稚園教育要領等の意義がわかった」「グループ討議で、保育を語り合うことの重要性を知った」との声が聞かれ保育実践につながっている。 ②③多くの職員が参加したことにより、外部研修で得た専門知識を保育に活かすとともに、園内での情報共有の場としての園内研修の実施につながっている。 ※多くの園で園内研修の実施につながった。 ④研究・研修が充実し、園長や幼稚園教諭等の指導力向上につながっている。	推進	保育・教育人材課 子育て支援課

No.	施策 No.	確保 方針	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4	1		乳児期・幼児期・小学校の連携・接続に関する研修・研究事業	育ちと学びをつなぐ～横浜版接続期カリキュラム～	-	カリキュラム改訂(28年度)	-	-	B	・接続期カリキュラムに基づく研修(接続期研修会、スタートカリキュラム研修会、アプローチャカリキュラム研修会、幼保小連携フォーラム)や区教育交流事業、推進地区事業等を実施し、円滑な接続が図れるようにした。 ・平成30年3月に発行した『横浜版接続期カリキュラム改訂版』のより一層の理解と普及のため、平成31年3月に、「横浜版接続期カリキュラム実践事例集第6集」を発行し、市内各幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、特別支援学校に配付した。 ・保護者向けリーフレット「安心して入学を迎えるために」を改訂・発行し、保護者の不安の解消に努めた。 ・「安心して入学を迎えるために」の多言語版(7か国語)を作成・公開し、外国につながる保護者の不安の解消に努めた。	115,294千円の一部	104,114千円の一部	A	・接続期カリキュラム改訂版の周知と事例集が活用され、保育・教育の現場でアプローチャカリキュラムやスタートカリキュラムへの理解が進んだことで、先進的な取組を行っている園や小学校も増えてきている。 ・区教育交流事業や推進地区事業を展開した結果、幼保小の職員連携が進み、顔の見える関係が構築され、子どもたちや保護者の安心につながっている。(平成30年度区教育交流事業活動報告、推進地区事業活動報告)	推進	保育・教育人材課
5	1	☆	幼稚園での預かり保育	利用者数(年間)	1,025,333人(25年度)	1,628,219人	1,537,653人	1,538,978人	B	・保護者の就労等により保育を必要とする園児を対象とする長時間の預かり保育については、30年度は新たに1園を認定した。平成31年3月末時点では、市内の幼稚園、認定こども園280園中、187園で実施している。 ・保護者の急な用事やリフレッシュ等の一時的な保育ニーズに対応するため、71園で一時預かり保育を実施している。 ・幼稚園協会と連携し、保育の質の向上のため、研修会を年3回開催し、延べ217名が参加した。	【預かり保育事業】 2,798,237千円 【一時預かり事業】 96,791千円	【預かり保育事業】 2,933,477千円 【一時預かり事業】 104,416千円	B	【利用者から】 ・利用条件がそれほど厳しくないで、短時間の仕事でも利用可能で助かっている。 ・振替休日や夏休みでも幼稚園で預かってもらえるのありがたい。 ・預かり保育のおかげで幼稚園に通うことを選択でき、助かっている。 【事業者から】 ・異年齢児の集団保育を行うことで、低年齢児を思いやるなどの心の成長がみられる。 ・教員の確保が難しい。特に夏休みは利用者が増加するため、職員配置が難しい。無償化に伴いさらに、利用者が増加すると見込まれ困っている。 ・シフトをローテーションで組んでいるので預かり保育専任の職員配置が難しい。	推進	子育て支援課
6	1	☆	保育所等での一時保育	延べ利用者数(年間)	159,389人(25年度)	410,687人	【民間(公設民営含む)・市立】 342,880人 【横浜保育室】 8,496人 合計351,376人	【民間(公設民営含む)】 124,271人 【市立】11,528人 【横浜保育室】3,828人 合計139,627人	D	・実施施設民間416か所、公設民営2か所、市立44か所、横浜保育室 50か所、計512か所で一時保育を実施した。 ・待機児童対策により、各施設において入所枠を拡大している。そのため、保育室の広さや保育士確保の面から、一時保育で活用できる枠を設けることが難しい状況となっており、実績が目撃を下回っている。 ・実態把握のためモデル区を設定して施設に対し実態調査を行った。令和元年度は実態調査を全区に広げ、利用実態を把握して利用者への案内に役立て利用可能枠を有効に使えるようにする。	【民間(公設民営含む)】 890,291千円 【市立】122,424千円 【横浜保育室】16,650千円	【私立】788,460千円 【市立】105,731千円 【横浜保育室】10,527千円	B	【事業者から】 ・多くの施設が、一時保育の受け入れ枠を固定枠として設けておらず、入所児童の状況により受け入れ枠数が変動するため、安定的に受け入れ枠を確保できていない状況がある。 ・毎日の利用ではない児童を受け入れることに対し、保育士確保の点で実施が難しい。 【利用者から】 ・保護者からは、希望の利用日に利用できないのご意見をいただいている。 引き続き就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため推進していく必要がある。	推進	保育・教育運営課
7	1	☆	24時間型緊急一時保育	延べ利用者数(年間)	2,022人(25年度)	3,863人	3,684人	1,280人	C	・あおぞら保育園(神奈川区六角橋)、港南はるかぜ保育園(港南区日野)の2園で、夜間・宿泊も含め24時間、365日、緊急に保育を必要とする就学前児童に対し、一時保育を実施した。 ・保育士確保等が難しく、新規実施施設の調整が課題となっている。ニーズの高いことが見込まれるエリアの保育所と意見交換を行うなど実施施設確保に向けた取組を行う。	73,946千円	41,100千円	B	【事業者から】 ・すでに実施している施設では保育士確保できているが、24時間365日実施する本事業の性格上、保育士確保の点から事業の拡大が難しいという課題がある。 利用児童数は減少しているが、休日・夜間を含めた子育てのセーフティネットとして役割を果たしているため、利便性の向上のために実施施設の拡大が望まれる。	推進	保育・教育運営課
8	1	☆	休日保育	延べ利用者数(年間)	3,025人(25年度)	5,499人	5,344人	【休日一時保育】 2,230人 【休日保育】 3,408人 合計5,638人	B	日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、11か所(公設民営1か所・民営10か所)で休日保育を実施した。	【休日保育(給付対象)】 55,974千円 【休日一時保育】 35,133千円	21,205千円	B	【事業者から】 ・助成制度により、必要な保育士の確保ができています。児童の受け入れ枠に比較的前途があり、保護者からは、必要な時に安心して預けることができると言われている。 引き続き休日の就業や保護者の傷病、冠婚葬祭に伴う保育に対応する必要があります。	推進	保育・教育運営課
9	1	☆	乳幼児一時預かり	延べ利用者数(年間)	67,804人(25年度)	95,366人	91,789人	88,124人	B	新規2事業者を選定し、平成31年4月に開所した。その結果、市内23か所において理由を問わずに利用できる一時預かりを実施している。	285,265千円	306,487千円	A	【利用者から】 ・社会復帰に迷いがあったが、安心して預けられる場所があることで今後の準備期間となりよかった。 ・ストレスなく育児ができていますので、沢山のママたちを知ってみたい。 ・予約がとりづらい、預かり場所をもっと増やしてほしい。 【事業者から】 ・安心してお子さんを預け、リフレッシュして、また子育てを頑張ってもらえたらと思う。 ・預け先がなく、病院にさえいくことのできなかつた保護者がこの施設を知り、預けることでストレスが消えていく様子は、この事業の効果であると思う。	推進	子育て支援課
10	1	☆	横浜子育てサポートシステム	延べ利用者数(年間)	45,799人(25年度)	62,636人	60,453人	59,401人	B	・子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が会員として登録し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることで、地域における子育て支援を推進した。 ・地域ケアプラザ等、地域子育て支援拠点以外において事業紹介や入会説明会を行い、会員増加や事業周知につながるよう取り組んだ。	193,399千円	191,949千円	B	【会員から】 ・事前打ち合わせで顔合わせすることにより安心して利用することができた。 ・利用することで、仕事優先の日、家庭優先の日などスケジュールを組み立てやすくなった。 【事業者から】 ・コーディネーターが事前打ち合わせに出席する等、丁寧な利用支援が行えている。 ・事業の広報・周知に努め、会員数は増加しているが、提供会員が利用会員に比べて少ない。また、提供会員の高齢化による退会がある。両方会員として登録する会員を増やすなどの取組が必要。	推進	子育て支援課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
11	1		障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	①障害のある子どもへの保育・教育の提供体制を確保するため、対象児童の加配区分に応じて、市立保育所については保育士加配、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行った。 【参考】受入施設数 25年度 310 → 30年度 551 ②障害のある子どもへの理解と適切な保育環境を整備するため、横浜市リハビリテーション事業団に委託し、障害児保育の研修を実施した。保育者等の専門性の向上を図るとともに、障害理解と援助方法を学び、保育所等での受け入れ体制を整備している。 ③地域療育センターの職員が地域の保育所や地域訓練会等を訪問し、障害に関する相談や支援を行う巡回訪問事業を実施した。【参考】1,683回(30年度)	①【民間】3,442,119千円 【市立】991,824千円 ②1,000千円 ③-	①【民間】3,732,607千円 【市立】1,770,345千円 ②988千円 ③-	B	①助成制度により、必要な保育士等の確保ができています。 ②各園で発達障害児が増加傾向にあり、保育者個人の専門性向上だけでなく、園全体でのスキルアップを図るための研修が必要。 ③保育所などの施設・機関は増加しているため、さらなる支援を求める声も大きい。巡回訪問を含め、地域療育センターに地域の中核機関としての役割強化が求められている。	推進	保育・教育 運営課 保育・教育 人材課 障害児福 祉保健課
12	1	☆	延長保育事業	利用者数(夕延長)	5,888人(月) (25年度)	22,643人(月)	19,687人(月)	【民間】4,991人(月) 【市立】1,078人(月)	C	認定区分を超えた時間帯に保育を必要とする子どもを対象とした延長保育を実施(公立:77施設、民間:926施設)	【民間】5,650,858千円 【市立】23,074千円	【民間】4,955,048千円 【市立】19,779千円	B	・延長保育を行う施設等は増加し、受け入れ態勢は拡大しているため、必要な子供へのサービスは提供できている。 ・多様な就業形態等へ対応するため、今後も実施が必要	推進	保育・教育 運営課
13	1	☆	病児保育事業、病後児保育事業	①病児保育実施か所数 ②病後児保育実施か所数	①17か所 ②4か所 (27年2月)	①27か所 ②4か所	①25か所 ②4か所	①22か所 ②4か所	C	病児保育事業を15区・22か所で実施し、14,946名の利用があった。また、病後児保育事業を4区・4か所で実施し、1499名の利用があった。 病児保育事業の拡大に向け、市医師会、市病院協会に病児保育事業の新規募集について周知したが、30年度は応募施設がなく、新たに実施施設を増やすことができなかった。 今後の事業実施の課題認識と情報共有のため、病児保育を実施する医療機関との意見交換会を実施した。	407,513千円	361,022千円	B	両事業を通じて延べ16,000人を超える利用があった。 【利用者から】 ・自宅近くで預けられる等、利便性が向上するよう実施施設数や受け入れ人数の増、開所時間の延長などが求められている。 【事業者から】 ・当日のキャンセルが多く、従事者の確保や利用料収入の減少、運営費や設備費の確保に課題があるとの意見が多い。また、看護師・保育士の確保が困難との意見がある。	推進	保育・教育 運営課
14	1		保育士就職面接会、幼稚園教諭と保育士資格を併有する「保育教諭」の確保	面接会参加者数	292人(5回延べ) (25年度)	4,250人(30回延べ) (平成27～31年度)	-	3,238人(26回延べ) (平成27～30年度)	B	保育士就職面接会を5回実施し160人が参加し、その内18人が市内施設への就職に繋がった。また、幼稚園協会との連携による就職説明会を2回実施し、延べ698人が参加した。 国の幼稚園教諭免許状や保育士資格の取得特例制度について事業者等に周知するとともに、県内養成校に対し特例制度に対応した講座の開講に向けた働きかけを行った。	13,668千円	12,222千円	B	・面接会の参加者からは、効率的に園の情報を把握することができ、就職活動に役立ったという声が多く寄せられている。 ・事業者からは、面接会に参加した方を採用することができ、大変助かったという声が届いている。 ・保育士就職面接会については参加者が伸び悩んでおり、引き続きPR等の参加者増加への取組みを要する。	推進	保育対策 課 子育て支 援課
15	1	☆	放課後児童育成事業	①留守家庭児童対応の定員数(登録児童数) ②放課後キッズクラブの実施校数 ③必要な分割・移転を行う放課後児童クラブ数	①11,761人 ②89校 ③12クラブ (25年度)	①24,618人 ②全校 ③必要な分割・移転を終えた全クラブ	①23038人 ②- ③-	①22,583人 ②294校 ③73クラブ	B	増加する留守家庭児童に対応するため、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転校を42校実施し、放課後の子どもたちの居場所を確保した。また、放課後児童クラブについては、移転、分割等を支援することにより、新たに26か所が基準適合した。	8,433,079千円	7,229,215千円	B	【放課後キッズクラブ】 保護者からは「学校内にあるため安心して利用できる」という声が多くあり、活動等の内容の満足度として、約8割の方が「満足」「やや満足」と回答している。今後望むこととしては、「プログラムの充実」、「施設・設備の充実」、「長期休業日の朝の開所時間の拡大」という要望が多くあった。事業者からは、「人材の確保が難しく、利用者の増加や長期休業に伴う職員配置が困難」、「施設面での課題として活動スペースが狭い」といった声も寄せられている。 【放課後児童クラブ】 面積基準に適合する施設に移転したことにより、「児童の活動スペースが広くなり、ゆとりを感じられるようになった」との意見があった。また、「移転に伴いトイレ等の設備環境の向上も図られ、快適性を感じられる」との声もあった。一方で、「移転により児童が通うのが大変になってしまった」との意見もあった。	推進	放課後児 童育成課

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策②】 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

■これまでの主な取組

- 青少年の健全育成に関して、青少年関係施設を運営し、青少年の交流や体験活動の機会を充実させました。
- 42校ではまっこふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を行うとともに、26か所の放課後児童クラブの分割・移転を支援するなど、安心・安全な子どもたちの放課後の居場所を充実させました。
- 市内25か所のプレイパークにおいて、延べ1,265回の活動支援を行い、公園の特徴を生かした普段できない遊びや活動機会を提供しました。また、当該事業の認知度向上の取組として、民間企業と連携して地域情報紙への事業紹介コラムを平成29年度に引き続き掲載しました。（計6回掲載）
- （公財）よこはまユースへの補助事業として、青少年指導員や民生委員・児童委員、PTA等を対象に、子ども・若者を取り巻く課題を周知し、解決に向けた取組を促すため、地域で開催される講座に講師を派遣する「子ども・若者どこでも講座」を63回実施しました。
- 当事者である青少年やその保護者のニーズと現状を把握し、今後の青少年施策に生かすため、市立中学校、市立・県立高等学校の生徒及び保護者を対象に、放課後の過ごし方の実態や学校以外での活動に求めるもの、居場所に対する意識などに関するアンケート調査を実施しました。

■取組による成果

- 青少年の地域活動拠点づくり事業の実施や、青少年関係施設の運営等により、子ども・青少年に対して居場所や多様な体験活動の機会を提供したことで、それぞれの成長過程に応じた社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養いました。
- 放課後キッズクラブへの転換や放課後児童クラブの分割・移転により、留守家庭児童の放課後の居場所を充実させることができました。
- 生き生きと自由に遊べる体験活動を充実させたことで、子ども・青少年が心身共に健やかに成長できる環境づくりを推進しています。
- 「子ども・若者どこでも講座」を通して、青少年の成長や課題を理解し、適切に青少年と関わることのできる人材の育成を図ることができました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 引き続き、青少年の居場所や多様な体験機会の積極的な提供により、子ども・青少年の社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養います。
- 全ての子どもたちに豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、令和元年度中に全小学校ではまっこふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を完了するとともに、全放課後児童クラブの基準適合を目指し、支援策の拡充等を行います。あわせて、質の向上のための人材育成研修等を行います。
- 引き続き、プレイパークの活動を支援することで、より豊かな遊びの環境づくりを推進し、地域とともに子ども・青少年の健全育成を図っていきます。
- 社会全体で子どもの成長を見守り、支える地域社会づくりを進めていくため、引き続き、青少年の育成に係る人材育成や活動の活性化を図っていきます。
- 青少年の地域活動拠点づくり事業では、平成30年度に実施したアンケート調査や区・有識者へのヒアリング等の結果をふまえ、学校、区、地域の団体やその他関係機関との連携をさらに深め、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見・早期支援に取り組んでいきます。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	<30年度の振り返り>		所管課
					31年3月末時点	進捗状況	
1	2	青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数	42,927人 (25年度)	142,200人	39,830人	D	青少年育成課
2	2	将来の夢や目標を持っている中学生の割合	71.8% (25年度)	75%以上	71.3%	C	教育委員会事務局小中学校企画課

<主な事業・取組>

No.	施策	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	【直近の状況】		進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
							H30 目標値	31年3月末時点								
1	2		青少年の地域活動拠点づくり事業	地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	18か所	-	6か所	D	中高校生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援した。 設置数については、29年度に磯子区に新規設置して以降、増えていない。 30年度は、こうした状況を改善すべく、「中高校生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート」により、中学生の実態や意識を調査し、併せて、区や有識者へのヒアリングにより、今後の事業の方向性を検討した。	102,974千円	108,188千円	B	事業者は「青少年が気軽に安心できる場と交流機会を提供し、青少年の出会いと仲間づくりに貢献できている。地域資源を活用した社会参加プログラムの実施により、青少年期に必要な社会体験の機会を提供できている。」と評価している。 また、「運営にあたっては、1つの場所にとどまっているのではなく、地域の他団体・施設との連携・アウトリーチによる事業展開を図りたいが、予算上難しい。」という声も聞かれた。 利用する青少年からは「のびのびと過ごすことができる」、「気軽にスタッフと話すことができる」、「人との関わりの中で自分のやりたいことを見つけられた」などの声があった。	推進	青少年育成課
2	2		青少年の自然・科学体験活動の推進	施設利用者及びプログラム等参加者数	397,577人 (25年度)	465,500人	-	466,848人	A	野島青少年研修センター、野外活動センター3か所、こども科学館の運営及び道志村キャンプ場の市民優待サービス事業等の自然体験事業を実施し、多様な体験活動の機会を提供することで、青少年の健全育成を推進した。	385,087千円	385,738千円	A	事業者は、「積極的な広報や施設の特徴を活かしたプログラムの実施により、多様な体験活動の機会を提供することができた」と評価している。 また、利用者からは、「すばらしい体験ができた」「プログラム実施後、子どもたちが自主的・主体的に行動するようになった」など、高い満足度が得られており、青少年の交流や体験活動機会を充実させることができている。	推進	青少年育成課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
3	2	☆ 放課後児童育成事業 (基本施策①の再掲)	①留守家庭児童対応の定員数 (登録児童数) ②放課後キッズクラブの実施校数 ③必要な分割・移転を行う放課後 児童クラブ数	①11,761人 ②89校 ③12クラブ (25年度)	①24,618人 ②全校 ③必要な分 割・移転を終 えた全クラブ	①23,038人 ②- ③-	①22,583人 ②294校 ③73クラブ	B	増加する留守家庭児童に対応するため、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転校を42校実施し、放課後の子どもたちの居場所を確保した。また、放課後児童クラブについては、移転、分割等を支援することにより、新たに26か所が基準適合した。	8,433,079千円	7,229,215千円	B	【放課後キッズクラブ】 保護者からは「学校内にあるため安心して利用できる」という声が多くあり、活動等の内容の満足度として、約8割の方が「満足」「やや満足」と回答している。今後望むこととしては、「プログラムの充実」、「施設・設備の充実」、「長期休業日の朝の開所時間の拡大」という要望が多くあった。事業者からは、「人材の確保が難しく、利用者の増加や長期休業に伴う職員配置が困難」、「施設面での課題として活動スペースが狭い」といった声が寄せられている。 【放課後児童クラブ】 面積基準に適合する施設に移転したことにより、「児童の活動スペースが広くなり、ゆとりを感じられるようになった」との意見があった。また、「移転に伴いトイレ等の設備環境の向上も図られ、快適性を感じられる」との声もあった。一方で、「移転により児童が通うのが大変になってしまった」との意見もあった。	推進	放課後児童 育成課
4	2	プレイパーク支援事 業	活動支援回数	1,145回 (年間延べ) (25年度)	1,240回 (年間延べ)	-	1,265回	A	30年度は市内25か所において、延べ1,265回の活動支援を行いました。また、当該事業の認知度向上の取組として、民間企業と連携して地域情報紙への事業紹介コラムを29年度から引き続き掲載しました。(29年度: 2回、30年度: 4回、計6回)	31,366千円	31,366千円	A	利用者からは、「普段体験できない遊びが体験できる」「アットホームで、親も自然体になれる。親戚も友人もない町で一人じゃないと思えた」との声があり、貴重な遊びの場及び地域交流の場となっている。事業者からは、認知度の向上と、プレイパークの運営に係る自己資金の確保が課題であるとの意見があった。	推進	放課後児童 育成課
5	2	寄り添い型学習等支 援事業 ※平成28年度より、 以下の2事業に変更 ・寄り添い型生活支 援事業(こども青少年 局所管) ・寄り添い型学習支 援事業(健康福祉局 所管)	実施区数	12区 (25年度)	18区	-	18区 ・寄り添い型生 活支援事業(こ ども青少年局所 管): 11区 ・寄り添い型学 習支援事業(健 康福祉局所 管): 18区	A	生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、11区12か所で寄り添い型生活支援事業、18区で寄り添い型学習支援事業を実施した(30年度拡充か所数 寄り添い型生活支援事業: 3か所)。 寄り添い型生活支援事業では、手洗いうがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習や宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話を聞けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。 寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進めた。また、高校中退防止の取組として、中学校時代に築いた信頼関係などを活かし、居場所や学び直しの場の提供や面談を通じた状況確認等各区の実情に応じた取組みを行った。	・寄り添い型 生活支援事業: 104,828千円 ・寄り添い型 学習支援事業: 200,867千円	・寄り添い型 生活支援事業: 101,181千円 ・寄り添い型 学習支援事業: 175,560千円	A	寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、利用している子どもたちについて、手洗いうがいや食卓の準備・後片付けなどの基本的な生活習慣が身についた、他の利用者やスタッフとコミュニケーションが取れるようになったなどの効果が見られているという声が聞かれた。 子どもたちからは、「今まで家であまりやらなかった料理をするようになった」、「悩み事を話せるようになってよかった」、「自分ももっと頑張って、将来はきちんと仕事をしたい。」など、様々な声が聞かれた。 寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「変化していく姿が見られ、携われて嬉しい」等の声が聞かれた。子どもたちからは、「進路や夢について関心が持てなかったが、参加することで深まった」、「ここに来るようになって一人で抱え込まず大人や周りの人に相談できるようになった」「人と話すのが楽しくなった。自信がついた」という声が聞かれた。また、高校進学の意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。	推進	青少年育成 課 健康福祉局 生活支援課
6	2	子どもの体力向上事 業	-	参加者数: 67,579人 実施回数: 783回 (25年度)	(推進)	-	参加者数: 80,812人 実施回数: 672回	A	子どもたちが主体的・日常的に体を動かし、適切な運動習慣を身に付けることを目的として、小学校の中休みや放課後の時間に、地域のスポーツ指導者などを派遣し、子どもたちが気軽にスポーツに親しむ機会を提供した。	1,060千円	1,060千円	A	実施した学校の先生から「子どもたちが楽しく、意欲的に取り組んでいる。」「足腰の強化につながる」「楽しみながら体力の向上ができた」などの意見があり、効果が見られた。	推進	市民局スポー ツ振興課
7	2	青少年育成に係る人 材育成・活動推進	「子ども・若者どこでも講座」実施回 数	43回 (25年度)	64回	-	63回	A	社会全体で子どもを育む取組を進めていくため、(公財)よこはまユースへの補助事業として、子ども・若者を取り巻く課題を周知し、解決に向けた取組を促すため、地域で開催される講座に講師を派遣する。「子ども・若者どこでも講座」を実施し、青少年育成に取り組む人材を育成するとともに、青少年育成のための活動の活性化と効果的な推進を図った。	3,380千円	4,648千円	A	実施事業者は、「地域で青少年育成に取り組む個人や団体にとって、変化し続ける青少年の課題や現状を理解するための貴重な啓発の機会であり、また、この講座の開催が人と人がつながりを持つ機会の場になっている。」と評価している。 利用者からは、「子どもの置かれている現状が理解できた。」「講座の内容を通じて受講者同士の意見交換を行うきっかけになった。」という意見を頂いた。	推進	青少年育成 課
8	2	発達の段階に応じた 連続したキャリア教 育の推進	小中一貫教育推進ブロックごとの キャリア教育実践推進ブロックの 指定	4ブロック (25年度)	18ブロック	-	3ブロック (累計11ブロッ ク)	D	小中一貫教育推進ブロック3ブロックを指定し、同一ブロック内の小中学校が、小中9年間を見通した計画をもとに連携した取組みを推進し、報告会において、取組の成果を発信した。(年度末に提出された報告書をまとめ、今後冊子にして市内全校に配付する予定。)	440千円	180千円	B	推進ブロックの取組では、発達の段階に応じた連続したキャリア教育の推進となり、その成果が見られたが、推進ブロックが3ブロックに留まった。	推進	教育委員会 事務局小中 学校企画課

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策③】障害児への支援

■これまでの主な取組

- 地域療育センターにおいて、相談申込み後の原則2週間以内に初診前の個別面談を実施したほか、障害の特性が共通する子どもと保護者同士がグループ活動を通して障害理解を深める広場事業を実施しました。また、障害児が日頃利用する保育所や幼稚園に出向いて、個別支援や職員への技術支援を行いました。
- 就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等に、障害児の生活能力向上のための訓練や余暇支援を提供する「放課後等デイサービス」の事業所数は292か所、主に未就学の障害児への支援を行う児童発達支援事業所については125か所となり、障害児支援を充実させました。また、事業所に対して実地指導、集団指導、研修を実施したほか、指導監査の人員体制を強化し、事前通知のない事業所巡回を実施する等、サービスの質の向上に取り組みました。
- メディカルショートステイ事業の推進について、利用者向けの制度案内チラシを作成・配布するなどの周知や、協力医療機関への実務研修や事業説明を進めたことにより対象者の増加につながり、30年度は315人の登録、161件の利用がありました。
- 日常的に人工呼吸器等で医療的ケアが必要な障害児・者等の多分野にわたる調整を行うコーディネータの養成に取り組みました。

■取組による成果

- 発達障害をはじめとする障害の早期発見の取組を進めたことに加え、障害に対する保護者の方々の関心の高まりにより、地域療育センターの初診枠の増加以上に初診申込件数が増えたため、初診待機期間の短縮は達成できませんでしたが、初診前の早期個別面談や広場事業により、本人や保護者支援の充実を図りました。
- 放課後等デイサービス事業及び児童発達支援事業所について、事業所が増えたことにより利用の幅が広がりました。また、研修の実施や指導監査の人員体制の強化により、質の向上に寄与しました。
- メディカルショートステイ事業の登録者・利用者が増加することで、重症心身障害児・者とその家族の在宅生活を支えることにつながりました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 医療的ケア児・者等コーディネーターを磯子区医師会訪問看護ステーションに設置する拠点へ配置し、配置区を拠点として支援を開始します。また、引き続き、コーディネーターの養成を進めるなど、医療的ケア児・者等への総合的な支援体制の構築に向け取り組みます。
- 東部地域療育センターの医師等を増員し、初診待機期間の短縮及び地域支援の充実を図ります。
- 量の拡大が進む放課後等デイサービス及び児童発達支援については、事業所に対する研修を実施するなど、支援の質の向上に向けた取組を進めていきます。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	<30年度の振り返り>		所管課
					31年3月末時点	進捗状況	
1	3	地域療育センターの初診待機期間	3.5か月(25年度)	2.8か月	3.9か月	C	障害児福祉保健課
2	3	児童発達支援事業利用者数(地域療育センター含む)	145,110人(25年度)	271,000人	245,283人	B	障害児福祉保健課
3	3	放課後等デイサービス利用者数	92,522人(25年度)	840,000人	772,894人	B	障害児福祉保健課

<主な事業・取組>

No.	施策	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	【直近の状況】		進捗状況	30年度の取組	30年度予算額(千円)	30年度決算額(千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
							H30目標値	31年3月末時点								
1	3		地域療育センター運営事業	地域療育センターの箇所数	8か所(26年4月)	8か所	-	8か所	B	当初の予定通り8か所の地域療育センターにおいて、利用者や保育所などの関係機関からの様々なニーズに即した運営に努めた。申込件数の増加に対応するため、申し込みから原則2週間以内の相談員による面談や、早期の療育の場として親子で参加する「広場事業」などを実施し、早期支援を行った。また、障害児が日頃利用する保育所や幼稚園に出向いて、個別支援や教職員への技術支援を行った。	3,299,076千円	3,271,564千円	B	保護者からは、早期に支援が受けられることで不安の軽減が図られたとの意見が多い。また、保育所・幼稚園から、園全体の支援向上につながるとの評価を得ている。	推進	障害児福祉保健課
2	3		障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備(基本施策①の再掲)	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	①障害のある子どもへの保育・教育の提供体制を確保するため、対象児童の加配区分に応じて、市立保育所については保育士加配、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行った。 【参考】受入施設数 25年度 310 → 30年度 551 ②障害のある子どもへの理解と適切な保育環境を整備するため、横浜市リハビリテーション事業団に委託し、障害児保育の研修を実施した。保育者等の専門性の向上を図るとともに、障害理解と援助方法を学び、保育所等での受け入れ体制を整備している。 ③地域療育センターの職員が地域の保育所や地域訓練会等を訪問し、障害に関する相談や支援を行う巡回訪問事業を実施した。【参考】1,683回(30年度)	①【民間】3,442,119千円 【市立】991,824千円 ②1,000千円 ③-	①【民間】3,732,607千円 【市立】770,345千円 ②988千円 ③-	B	①助成制度により、必要な保育士等の確保ができています。 ②各園で発達障害児が増加傾向にあり、保育者個人の専門性向上だけでなく、園全体でのスキルアップを図るための研修が必要。 ③保育所などの施設・機関は増加しているため、さらなる支援を求める声も大きい。巡回訪問を含め、地域療育センターに地域の中核機関としての役割強化が求められている。	推進	保育・教育運営課 保育・教育人材課 障害児福祉保健課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
3	3	児童発達支援事業の 拡充	児童発達支援事業所の箇所数	52か所 (25年度)	119か所	-	125か所	A	平成30年度は、新規開設を希望する事業所向けに、指定前の説明会を年3回開催し、15か所増とした。また、事業所に対して実地指導、集団指導、研修を実施したほか、指導監査の人員体制を強化し、事前通知のない事業所巡回を実施する等、サービスの質の向上に向けた取組をおこなった。	2,161,001 千円	2,504,125千円	B	幼児・教育保育無償化の影響等をふまえ、さらなる拡充が求められている。一方、親の会をはじめ利用者団体等から、サービスの質に対する懸念・要望もある。引き続き、数の拡充と併せ、支援の質の向上が求められている。	推進	障害児福祉保健課
4	3	放課後等デイサービス事業所の拡充と質の向上	放課後等デイサービス事業所の箇所数	58か所 (25年度)	350か所	-	292か所	B	平成30年度は、新規開設を希望する事業所向けに、指定前の説明会を年3回開催し、30か所増とした。また、事業所に対して実地指導、集団指導、研修を実施したほか、指導監査の人員体制を強化し、事前通知のない事業所巡回を実施する等、サービスの質の向上に向けた取組をおこなった。	7,094,319 千円	7,787,666千円	B	事業所が増えたことで、利用の幅が広がり、さらなる拡充が求められている。一方、親の会をはじめ利用者団体等から、サービスの質に対する懸念・要望もある。引き続き、数の拡充と併せ、支援の質の向上が求められている。	推進	障害児福祉保健課
5	3	学齢後期障害児支援事業の拡充	学齢後期障害児支援事業所の箇所数	3か所 (26年4月)	4か所	-	3か所	B	相談数が増加傾向にあること、設置エリアに偏りがあり、市西部域に設置がされていないため、4か所目の設置について内部で検討した。	120,357 千円	113,520千円	B	平成29年度に実施した利用者アンケートからは、利用者の高い満足度が示されている。相談件数も増えてきているが、3か所ではきめ細やかな対応がしきれない状況になってきており、発達障害検討委員会からは、4か所目の設置が必要であるとの提言を受けている。	推進	障害児福祉保健課
6	3	市立特別支援学校の再編整備(肢体不自由)	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	・肢体不自由特別支援学校の児童・生徒数の増加による過大規模化や通学の長時間化などの諸課題を解消し、市域全体として、児童生徒の受入数を増やし教育環境の向上に資するため、31年4月の開校を目指し、左近山特別支援学校の工事を実施。	2,193,066 千円	2,162,121 千円	B	左近山特別支援学校については、目標どおり平成31年4月の開校した。	推進	教育委員会事務局特別支援教育課
7	3	特別支援教育支援員研修講座	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	障害等により特別な支援が必要な児童生徒への支援のため、小・中・義務教育学校の特別支援教育支援員及び支援員登録を希望している市民、計375人に対し、研修講座(年6回)開講	62,369 千円	80,360 千円	B	研修講座の実施により、支援員として活動している方のスキルアップが図られた。また、公開講座とすることで、人材確保の一助となった。	推進	教育委員会事務局特別支援教育課
8	3	幼・保・小連携による情報の共有化	-	(実施)	(推進)	-	①区教育交流事業: 18区 ②連携推進地区: 36地区	B	①保育・教育人材課幼保小連携担当では、18区で幼保小教育交流事業を実施し、支援をつなぐことができるように連携を推進した。 ②同じく幼保小連携推進地区36地区を指定し、子ども理解や支援をつなぐためのよりよい幼保小連携のあり方について実践研究を行った。 【教育委員会】 教育委員会では、26～27年度の2か年で計画を策定し、4つの学校教育事務所管内ごとに実践推進校を指定。その後、実践研究を実施した。28年度に、研究成果を冊子にまとめ、全小学校へ配布し、引き続き活用を進めている。	①4,440千円 ②7,200千円 【教育委員会】 0千円	①4,236千円 ②7,200千円 【教育委員会】 0千円	B	・小学校児童支援専任を中心に幼保小で連携が進み、入学前に園を訪問する学校が増えるとともに、指導要録を活用するなど、ほとんどの園校で子どもの育ちに関する情報交換ができるようになった。 ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有や「10の姿」が発揮しやすい環境、活動を考える、園と学校との合同研修が増えてきている。 【教育委員会】 幼保小の連携をより効果的に図っていく取り組みが望まれている。	推進	保育・教育人材課 教育委員会事務局特別支援教育課
9	3	重症心身障害児施設、障害児入所施設の整備	①新施設整備中の箇所数 ②再整備中の箇所数	①1か所(重症心身障害児施設) ②2か所(白根学園児童寮、なしの木学園) (25年度)	①1か所整備済(重症心身障害児施設) ②4か所再整備済(白根学園児童寮、なしの木学園、横浜療育医療センター、横浜訓盲院)	-	①1か所(整備済: 横浜医療福祉センター-港南(重症心身障害児者施設)) ②3か所(整備済: ぶどうの実(旧白根学園児童寮)、横浜療育医療センター、ぼらいとえき(旧なしの木学園))	B	②再整備の施設(1か所) 横浜訓盲院の再整備に向けた調整を行った。	-	-	B	横浜訓盲院については、築約50年が経過しているため、早期の再整備を希望している。	推進	障害児福祉保健課
10	3	メディカルショートステイ事業の推進	-	-	(推進)	-	・協力医療機関の箇所数: 10病院 ・利用登録者数: 80人 (25年度)	B	利用者向けの制度案内チラシを作成・配布することにより、さらなる周知を図り、制度を必要とする方の登録を促進した。 また、協力医療機関等の医師、看護師及びMSW向けの重症心身障害児・者の実務研修や、重症心身障害児・者の主治医病院に対する事業説明等を行い、事業への理解を深めることに努めた。その結果、登録者数が増加し、重症心身障害児・者とその家族の在宅生活を支えることにつながった。 登録者数 29年度: 265人→30年度: 315人 利用件数 29年度: 130件→30年度: 161件	29,886千円	27,474千円	A	登録者、利用件数ともに年々増加し、ニーズは高まっている。 利用者の医療ケアの状況や社会情勢に応じた調整等を都度行うとともに、協力医療機関に対して、会議・研修を行うなど円滑な事業運営ができています。	推進	障害児福祉保健課
11	3	市民の障害理解の促進	-	(実施)	(推進)	-	支援者向け研修会の実施: 1回	B	中図書館及び中央図書館において、発達障害に関する書籍の特集展示と発達障害の理解に役立つパネル展示を行ったほか、よこはまコスモワールドの大観覧車「コスモクロック21」のブルーライトアップを実施した。また、4月2日の世界自閉症啓発デーの時期を捉え、「行動科学に基づいたアセスメントと問題解決」という題目で、支援者向け研修を実施し、約200人の参加があった。	・障害児福祉保健課 170千円 ・健康福祉局 211千円 ・教育委員会事務局 210千円	・障害児福祉保健課 126千円 ・健康福祉局 162千円 ・教育委員会事務局 282千円	B	研修の参加者からは高い評価があったが、啓発事業としての実施方法には工夫が求められている。	推進	障害児福祉保健課 健康福祉局障害企画課

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策④】若者の自立支援の充実

■これまでの主な取組

- 若者自立支援機関等（青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション及びよこはま型若者自立塾）における若者の自立に向けた個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた段階的支援に取り組みました。
- 平成30年度から地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施したほか、よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライトでの支援を開始し、困難を抱える若者が自立に向けた相談につながりやすい体制づくりを進めました。
- 経済状況や養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもへの生活・学習支援として、寄り添い型生活支援事業を12か所（30年度新規3か所）、寄り添い型学習支援事業を18区で実施しました。

■取組による成果

- 若者自立支援機関での継続的な支援により、利用者のうち1,038人の方に、「進学・就労した」など、自立に向けた改善がみられました。
- 寄り添い型生活支援事業では、安心して過ごすことのできる環境の中で支援を行うことにより、子どもたちが基本的な生活習慣などを身に付けることができたほか、支援スタッフなど、親以外の新たなロールモデルと接することで、将来の夢や進学に向けた学習意欲の向上等につながるなどの成果が見られました。
- 寄り添い型学習支援事業では、学習支援による成績の向上や高校進学等に加え、自立した成長を促す取組を行い、成果が見られました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 困難を抱える若者への支援として、引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた段階的支援を行います。
- 寄り添い型生活支援事業については、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が必要な支援を受けられるよう、実施箇所数の増を行うなど事業を拡充します。
- 寄り添い型学習支援事業については、受け入れ枠の拡充や高校進学後のフォローなどの中退防止に向けた取組を進めるとともに、新たに高校生世代の進路選択等の支援をモデル実施します。

<指標>				<30年度の振り返り>			
No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	31年3月末時点	進捗状況	所管課
1	4	若者自立支援機関の新規利用者数	2,085人 (25年度)	2,800人	1,907人	D	青少年育成課
2	4	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	917人 (25年度)	1,500人	1,038人	C	青少年育成課

<主な事業・取組>				<30年度の振り返り>												
No.	施策	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	【直近の状況】		進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
							H30 目標値	31年3月末時点								
1	4		青少年相談センター事業	延べ利用者数	18,894人 (25年度)	21,600人	-	22,782人	A	青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行った。特にひきこもりや不登校など困難を抱える若者に対しては、集団支援プログラムや野菜販売、レストラン接客等の社会参加体験事業を実施し、自立に向けて対人交流の場を広げていけるよう支援した。 また、若者自立支援の中核機関として、子ども・若者に携わる地域関係機関・団体を対象に、若者相談支援スキルアップ研修や職員技術研修を行った。	49,493千円	47,544千円	A	利用者アンケートでは、利用満足度（満足・やや満足）が本人97%、家族97%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多い。	推進	青少年育成課
2	4		地域ユースプラザ事業	延べ利用者数	19,040人 (25年度)	22,000人	-	18,373人	D	思春期・青年期の総合相談や居場所の運営等を実施した。 また、支援につながらない若者を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的に、区民にとってより身近な区役所で、ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談を実施した。（全区、月2回） 30年度からは、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を18区で実施した。（全区、計22回実施） 地域ユースプラザ利用者は減少したが、各ユースプラザが市民に身近な区役所で事業展開した結果、区の関係課を通じて、一人ひとりの状況に応じた身近な支援機関につなぐケースが出てきており、個別ケースを通して、地域ネットワーク構築が進んでいる。	149,098千円	148,315千円	B	利用者アンケートでは、利用満足度（満足・やや満足）が本人90.7%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多い。 事業者からは、各区役所での専門相談及び30年度から開始したひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施により、区役所等とのつながりが強まり、速やかに適切な支援を届けることができているとの評価があった。	推進	青少年育成課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
3	4	若者サポートステーション事業	延べ利用者数	18,990人 (25年度)	25,000人	-	18,503人	D	<p>困難を抱える15歳から39歳までの若者及びその保護者を対象に、就労に向けた総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援した。また、若者サポートステーションの支援を受けて就職した若者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援した。</p> <p>また、30年7月には、よこはま若者サポートステーションが新横浜にサテライトを開設することで、支援の拡充が実現した。</p> <p>さらに、若者サポートステーション利用者のうち、若年無業者など経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等の取得に係る支援を行った。</p> <p>若者サポートステーションは、就職活動の進め方や仕事の選び方がわからないなど、ハローワークを利用する前段階としての支援を必要とする若者を中心に利用されているが、延べ利用者数の減少は、景気が拡張局面にあるなど社会的背景の影響を受けている可能性もあると思われる(ハローワークにおいても求職者数が前年度比で減少し、有効求人数は前年度比で増加している)。</p>	46,070千円	45,228千円	B	<p>利用者は、相談支援の利用によって、自身を客観的に見つめ直し、就労訓練の利用によって様々な仕事にチャレンジし周囲とのコミュニケーションを積極的に取れるようになるなど、自立に向けて踏み出すことができています。</p> <p>事業者は、働き方の多様化や景気の影響などにより利用者数が伸びていないことについて、支援を必要とする若者へ周知が行き届いていないことも一因と考えており、今後は若者やその保護者、各支援機関等への広報を強化すべきと考えている。</p>	推進	青少年育成課
4	4	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業(若者サポートステーション拡充事業)	延べ利用者数	6,627人 (25年度)	8,500人	-	6,904人	C	<p>若者サポートステーション等の支援につながった若者のうち、生活困窮状態及びそれ以外の複合的な課題を抱える若者に対し、熟達した支援スキルを活かし、自立に向けた相談をはじめ、関係機関への同行支援やつなぎなど総合的な支援を行った(よこはま若者サポートステーション、湘南・横浜若者サポートステーションへの委託により実施)。</p> <p>また、よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライトに対しても、同事業を10月から委託することにより、若者サポートステーション事業との一体的相談窓口を整備した。</p> <p>さらに、自らSOSを発することができない若者に対する早期支援として高校等へ出張相談等を行い、積極的な働きかけによる早期解決のための支援を行った。</p>	68,972千円	68,484千円	B	<p>利用者は、相談支援の利用によって、本人の現状や内面を整理し、できることから行動に移すことで、抱えている複合的な課題を、個人差はあるが、一つずつ着実に解決している。</p> <p>事業者からは、若者サポートステーション事業と連携し、一体的相談窓口を設けることで、様々な困難を抱え、支援を必要としている若者に対して、速やかに適切な支援を届けることができていたとの評価があった。</p>	推進	青少年育成課
5	4	よこはま型若者自立塾	利用者数 ①短期合宿型 ②長期合宿型(180日間)	①954人 ②13人 ×180日 (25年度)	①1,374人 ②50人 ×180日	-	①719人 ②15人 延べ1,726日	D	<p>長期にわたってひきこもり状態にある若者について、低下した体力を回復するための体力づくりを行うとともに、共同生活を通じて、生活リズムの改善や他人との関わり方を習得するなど、それぞれの若者の状態に応じた支援プログラムを実施した(実施プログラム:短期合宿型訓練「ジョブキャンプ」、長期合宿型訓練、特別プログラム「うんめえもん市」、生活困窮者向け拡充事業等)。</p> <p>特に長期合宿型訓練は最長6か月の支援としているが、生活全体の様子を見たうえで支援を行えることから、6か月を待たず、次のステップにつながるなど、成果が確認できている。</p> <p>利用者数の低下に鑑み、改善に向けた検討が必要と考えられる。</p>	37,165千円	34,037千円	B	<p>参加者からは、「プログラム参加当初の目的である生活リズムの改善がクリアできたので、このリズムを忘れないように心掛けたい」、「働く楽しさや人の温かさに触れることができた」、「次のステップにつなげていきたい」など、前向きな感想が聞かれた。</p> <p>事業者からは、「合宿生活を通して、参加者たちが、自立に向けて、具体的にどのような生活スキル、社会スキルが必要かということを見つめ直す機会となった。プログラム中での就労体験、共同生活を通じ、「ただ就職することではなく、働き続けることが大切」ということや、「働き続けるためには生活の基盤が重要であり、また、自分のことを理解してくれる仲間や環境が大切」ということを認識するきっかけともなった。」という評価があった。</p>	推進	青少年育成課
6	4	寄り添い型学習等支援事業(基本施策②の再掲) ※平成28年度より、以下の2事業に変更 ・寄り添い型生活支援事業(こども青少年局所管) ・寄り添い型学習支援事業(健康福祉局所管)	実施区数	12区 (25年度)	18区	-	18区 ・寄り添い型生活支援事業(こども青少年局所管):11区 ・寄り添い型学習支援事業(健康福祉局所管):18区	A	<p>生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、11区12か所で寄り添い型生活支援事業、18区で寄り添い型学習支援事業を実施した(30年度拡充か所数 寄り添い型生活支援事業:3か所)。</p> <p>寄り添い型生活支援事業では、手洗い・うがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習や宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話聞けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。</p> <p>寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進めた。また、高校中退防止の取組として、中学校時代に築いた信頼関係などを活かし、居場所や学び直しの場の提供や面談を通じた状況確認等各区の実情に応じた取り組みを行った。</p>	・寄り添い型生活支援事業:104,828千円 ・寄り添い型学習支援事業:200,867千円	・寄り添い型生活支援事業:101,181千円 ・寄り添い型学習支援事業:175,560千円	A	<p>寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、利用している子どもたちについて、手洗い・うがいや食卓の準備・後片付けなどの基本的な生活習慣が身に付いた、他の利用者やスタッフとコミュニケーションが取れるようになったなどの効果が見られているという声が聞かれた。</p> <p>子どもたちからは、「今まで家であまりやらなかった料理をするようになった」、「悩み事を話せるようになってよかった」、「自分ももっと頑張って、将来はきちんと仕事をしたい。」など、様々な声が聞かれた。</p> <p>寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「変化していく姿が見られ、携われて嬉しい」等の声が聞かれた。</p> <p>子どもたちからは、「進路や夢について関心が持てなかったが、参加することで深まった」、「ここに来るようになって一人で抱え込まず大人や周りの人に相談できるようになった」、「人と話すのが楽しくなった。自信がついた」という声が聞かれた。また、高校進学の意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。</p>	推進	青少年育成課 健康福祉局生活支援課
7	4	青少年の地域活動拠点づくり事業(基本施策②の再掲)	地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	18か所	-	6か所	D	<p>中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援した。</p> <p>設置数については、29年度に磯子区に新規設置して以降、増えていない。</p> <p>30年度は、こうした状況を改善すべく、「中高生生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート」により、中高生の実態や意識を調査し、併せて、区や有識者へのヒアリングにより、今後の事業の方向性を整理した。</p>	102,974千円	108,188千円	B	<p>事業者は「青少年が気軽に安心できる場と交流機会を提供し、青少年の出会いと仲間づくりに貢献できている。地域資源を活用した社会参加プログラムの実施により、青少年期に必要な社会体験の機会を提供できている。」と評価している。</p> <p>また、「運営にあたっては、1つの場所にとどまっているのではなく、地域の他団体・施設との連携・アウトリーチによる事業展開を図りたいが、予算上難しい。」という声も聞かれた。</p> <p>利用する青少年からは「のびのびと過ごすことができる」、「気軽にスタッフと話すことができる」、「人との関わりの中で自分のやりたいことを見つけられた」などの声があった。</p>	推進	青少年育成課

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策⑤】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

■これまでの主な取組

- 妊娠届出時の面接を行い、特に産後4か月までを中心に相談支援を行う専任の母子保健コーディネーターを新たに旭区、金沢区、港北区の3区にモデル配置（累計6区）しました。
- 産後うつや早期発見・早期支援に向け、医療機関等の連携を図るため、産後うつ対策検討会を実施しました。
- 新生児期の聴覚の異常を早期に発見し、適切な支援につなげるため、30年7月から新たに新生児聴覚検査事業を開始し、検査費用の一部助成を実施しました。

■取組による成果

- こんには赤ちゃん訪問員による乳児家庭全戸訪問や専門職による訪問指導等を実施し、親子が地域で孤立せず安心して育児ができるよう支援を進めました。
- 「にんしんSOSヨコハマ」を運営することにより、休日や夜間の相談体制を充実させ、予期せぬ妊娠等で悩む人に対し、区福祉保健センターと連携しながら切れ目のない支援を行いました。
- 育児不安や心身の不調が生じやすい妊娠中及び産後の支援が必要な時期に、産前産後ヘルパーの派遣や出産直後の母子ケアに取り組み、家事や育児の負担を軽減するとともに、育児不安の早期解消に努めました。
- 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を通じ、安心して出産・子育てができる環境を整えることにより、児童虐待の予防を図りました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 妊産婦への相談支援を行う母子保健コーディネーターを新たに5区にモデル配置（累計11区）し、妊娠期からの相談体制を充実させることにより、区役所と地域子育て支援拠点の連携による「横浜市版子育て世代包括支援センター」の機能確立を図ります。
- 心身共に不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、産婦健康診査や産前産後のヘルパー派遣、訪問による母乳相談、産後の母子ショートステイ・デイケア等を実施するとともに、新たに産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦やその家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するモデル事業実施し、産前から産後の母子への支援や産後うつや早期対応を充実させます。

No.		指標	計画策定時	【31年度末の目標】	＜30年度の振り返り＞		所管課
					31年3月末時点	進捗状況	
1	5	妊娠届出者に対する面接を行った割合	91.5% (25年度)	95.7%	96.2%	A	こども家庭課
2	5	第1子出生数に対する新生児訪問を行った割合	79.9% (25年度)	96.0%	93.8%	B	こども家庭課

＜主な事業・取組＞

No.		事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	【直近の状況】		進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
						H30 目標値	31年3月末時点								
1	5	妊娠・出産に関する知識の普及啓発・相談支援の充実	-	-	(推進)	-	(実施)	B	にんしんSOSヨコハマを運営し、予期せぬ妊娠への相談を電話・メールにより365日対応した。また、広報として市営地下鉄車内LED広告掲載、市ホームページ掲載を行った。相談件数は、電話・メール共に増加している。	9,265千円	11,344千円	A	予期せぬ妊娠にとまどい、周囲に相談できない状況の中でにんしんSOSに相談し、区の継続支援につながる利用者もあり、必要な相談窓口となっている。	推進	こども家庭課
2	5	不妊相談・治療費助成事業	特定不妊治療費助成件数	5,667件 (25年度)	6,000件	-	4,571件	B	平成28年度の国の制度改正に伴い年齢要件(助成対象となる治療の開始日時時点で妻の年齢が42歳以下)が加わったことにより、助成件数が目標値を下回っている。そのなかでも、「男性不妊講演会・相談会の土曜日開催」により周知を進めるとともに、特定不妊治療費助成額の増額や男性不妊治療費の助成を実施するなど、治療にかかる経済的負担を軽減することにより、事業の推進を行っている。	898,622千円	867,463千円	B	・講演会は「内容が充実していた」「とてもためになった」「もっと広く周知してもらいたい」などアンケート結果からも好評であった。 ・初回助成金額の増額や男性不妊治療費の助成により、高額治療費に対する利用者の経済的負担を軽減している。	推進	こども家庭課
3	5	☆ 妊婦健康診査事業	受診回数	372,490回 (年間延べ) (25年度)	356,212回 (年間延べ)	359,161回	335,557回	B	妊娠届出時面接で妊婦健康診査の受診勧奨を行い、母子の健康管理が適切に実施されるよう、公費での妊婦健康診査費用の負担を実施した。	2,339,656千円	2,187,078千円	B	妊娠届出者数の減少に伴い受診者数が減少しているが、補助券を配布することにより、妊婦健康診査の受診を促し母子の健康の保持・増進に寄与している。	推進	こども家庭課
4	5	歯科健康診査事業	①3歳児でむし歯のない者の割合 ②妊婦歯科健診受診者数	①86.0% ②9,779人 (25年度)	①88.7% ②11,880人	-	①90.7% ②10,198人	B	区福祉保健センターにおいて、1歳6か月児から3歳児までのハイリスク対策として、むし歯予防教室及び経過歯科健診を実施した。母子健康手帳交付面接時、母親教室、産科医療機関において、歯科健診の受診を勧奨した。また、実施医療機関研修を年2回開催し、実施医療機関の増加に取り組んだ。その他、妊婦歯科健診周知用ポスターを作成し、受診勧奨を行った。	149,301千円	146,245千円	B	〈乳幼児歯科健診〉 「歯みがき方法を丁寧に教えてもらった」 「むし歯のハイリスク者であったが、継続的な保健指導のおかげでむし歯にならなかった」 などの意見があった。 〈妊婦歯科健診〉 「かかりつけ歯科医院をつくるきっかけになった」 などの意見があった。	推進	こども家庭課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
5	5	母子保健指導事業	第1子出生数に対する新生児訪問を行った割合	79.9% (25年度)	96%	-	93.8%	B	乳幼児及び産婦の健康保持増進を図るために、妊娠・出産・育児に関する保健指導や訪問指導を実施した。	74,825千円	68,373千円	B	産婦健診の開始に伴い、産後早期に訪問が必要な対象者の早期発見・対応により訪問の割合は増加。母子の心身の健康状態を早期に把握することで、その後の支援に繋げることができている。	推進	こども家庭課
6	5	産科・周産期病床の拡充	-	周産期救急連携病院:9病院(26年4月)	(推進)	-	周産期救急連携病院:9病院	B	前年度に引き続き、周産期救急連携病院:9病院を確保した。また、参加医療機関の設備や運営の費用に対して支援を行い、周産期救急体制の充実確保を図った。	22,500千円	12,000千円	A	設備運営費の支援により、周産期救急連携病院の安定運用が進んでいる。	推進	医療局医療政策課
7	5	小児救急拠点病院事業	-	・小児救急患者受入件数:31,281件 ・小児救急拠点病院:7病院(26年4月)	(推進)	-	小児救急拠点病院:7病院	B	・小児救急拠点病院:7病院を確保し、拠点病院への小児科医の集約など、小児救急医療体制の充実を図った。 ・小児救急医療体制に参加している病院に対して費用の一部を助成し、専門医による24時間365日の救急医療体制の確保を促進した。	200,000千円	200,000千円	A	医師の集約化により、小児専門医による救急医療体制の安定運用が進んでいる。	推進	医療局医療政策課
8	5	小児救急に関する相談体制の充実	-	小児救急相談件数:61,872件(25年度)	(推進)	-	救急相談センター救急電話相談件数(小児:79,012件)(平成30年度)	B	・救急電話相談と医療機関案内のサービスを小児を含む全年齢を対象とし、24時間相談を受け付ける体制を整備している。 ・緊急性が高い相談は119番に転送するなどサービス内容も拡充し、相談を受け付ける看護師の配置数の増員と医師の助言体制の整備もを行っている。	406,614千円	396,948千円	A	全年齢を対象とした救急相談窓口を提供することにより利用者の不安軽減に役立っている。	推進	医療局医療政策課
9	5	小児医療費助成事業	-	対象者数(小学1年生まで):202,515人、受診件数:3,751,533件(25年度)	(推進)	-	対象者人数:278,631人(H30年度)	B	平成30年8月から医療証の更新を一斉更新に変更し、実施した。 平成31年4月 通院助成を「小学6年生」から「中学3年生」まで拡大する準備を行った。	10,026,137千円	9,299,330千円	B	通院助成対象の拡大により、年齢に対する要望は減ってきているが、所得制限撤廃、緩和に関する希望の声が上がっている。	推進	健康福祉局医療援助課
10	5	小児慢性特定疾病医療給付	-	対象者数:3,113人(25年度)	(推進)	-	対象者数:3,082人(30年度)	B	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療給付を行う。 28年1月から、小児慢性特定疾病児童本人、家族の不安解消を図るため、日常生活や学校生活を送る上での相談や助言を行う自立支援事業(相談支援)を実施。 また、30年4月から2疾患群35疾病を国が追加した。	793,490千円	762,766千円	B	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に寄与している。	推進	健康福祉局医療援助課
11	5	☆ こんには赤ちゃん訪問事業	①訪問件数 ②訪問率	①26,409件 ②85.9% (25年度)	①27,273件 ②93.4%	①27,728件 ②93.3%	①26,198件 ②93.9%	A	生後4か月までの乳児がいる家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供及び相談機関の紹介等を行うとともに、必要に応じて区と連携し、育児不安の軽減に取り組んだ。	94,091千円	92,755千円	B	利用者からは、「地域の情報を教えてもらって役に立った」、「地域の人(訪問員)と顔見知りになれてよかった」などの意見があった。 訪問員からは、訪問の約束をするまでに苦労があるものの、やりがいを感じているとの声がある。	推進	こども家庭課
12	5	産前産後ヘルパー派遣事業	①利用者数 ②派遣回数	①560名 ②5,649回 (25年度)	①1,100名 ②11,000回	-	①1,035名 ②10,345回	B	日中家事又は育児を行う者が他にいないため支援が必要な妊産婦が属する世帯に、産前産後ヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を実施した。また、30年度は横浜市訪問介護連絡協議会に出席し受託の検討を促すなど受託事業者数の拡大を目指して取組を行った。その結果、令和元年度からの受託事業者数が昨年度の36から38に増加した。	32,295千円	39,104千円	B	利用者からは、産後の心身の不安定な時期に助かったとの声があった。事業者からは、支援内容について利用者への周知を徹底してほしいとの意見があった。	推進	こども家庭課
13	5	産後母子ケア事業	①産後母子デイケア利用人数 ②産後母子ショートステイ利用人数	①23人 ②66人 (25年度)	①340人 ②980人	-	①153人 ②248人	C	育児不安の早期解消に取り組むため、ホームページ等による事業の周知を図るとともに、産科医療機関が1か所加わったことで、市民の利便性が増したことにより、利用件数の増となった。 各区及び受託機関が事例を積み重ねることで、さらに効果的な支援につながってきてはいるものの、目標値には達していない。引き続き、対象となる母子の早期把握と、医療機関との連携強化など、本事業の充実を図る。	23,739千円	55,141千円	B	育児に強い不安のある母親に対してサポートを行うことで不安を取り除いたり、負担を軽くすることができている。なお、利用延日数は、増加している。(参考)30年度利用延日数 ①デイケア 599日 ②ショートステイ 1,322日	推進	こども家庭課
14	5	☆ 育児支援家庭訪問事業	①家庭訪問実施回数 ②ヘルパー実施回数	①4,135回 (年間延べ) ②1,137回 (年間延べ) (25年度)	①6,740回 (年間延べ) ②2,547回 (年間延べ)	①6,067回 ②2,291回	①3,775回 ②2,209回	C	①子育てに関する不安や孤立感を抱える家庭に対し、育児支援家庭訪問員による継続的な相談支援を行った。 ②保育所への送迎支援が行えるよう、30年4月に要綱及び要領を改正した。その結果、より適切な支援が可能になるとともに、昨年度に比べて育児支援ヘルパーの実施回数が増加した。	143,424千円	121,759千円	B	訪問員の継続的な支援により、不安や孤立感の軽減や、保護者との信頼関係の構築に繋がっている。 育児支援ヘルパー事業については、事業者から様々な課題を持つ養育者への支援が難しいとの声があった。	推進	こども家庭課
15	5	産後うつ対策	-	-	(推進)	-	-	B	産婦健康診査等の実施により、産後うつリスクのある産婦の早期把握を図った。また、更なる支援につなげる体制づくりを目指した産後うつ検討会を実施した。	3,220千円	382千円	B	産科・精神科・小児科をはじめとする関係機関と、効果的な予防策、連携支援のあり方について意見交換、検討を行っている。	推進	こども家庭課

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策⑥】地域における子育て支援の充実

■これまでの主な取組

- 地域子育て支援拠点事業を全区で実施するとともに、港北区・鶴見区・青葉区に続き、新たな拠点サテライトを戸塚区に整備しました。また、新たに青葉区の拠点サテライトに横浜子育てパートナーを配置しました。
- 親と子のつどいの広場を2か所増設、私立幼稚園等はまっぴ広場常設園を2か所選定するなど、地域の親子の居場所の充実を図りました。
- 地域の身近な相談の場である「子育て支援者事業」を市内181か所で実施しました。

■取組による成果

- 地域子育て支援拠点が区内の子育て支援の中核的存在となり、施設や事業等の連携を進めたことで、子育て家庭を総合的に支え、安心して子育てできる地域のネットワークづくりにつながっています。また、地域子育て支援拠点に専任スタッフ「横浜子育てパートナー」を配置したことで、子育てに限らず、親自身の悩みなど、個々のご家庭が抱える様々な相談に対応できるようになりました。地域との連携も強化し、相談者の気持ちに寄り添いながら、相談内容を整理したり必要に応じて関係機関につないでいくことで、子育ての不安や悩みの軽減につながっています。
- 乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ「地域子育て支援拠点サテライト」を設置し、既存拠点の出先施設（ランチ）として一体的に運営することで、区内の子育て支援の充実につながっています。
- 本市の地域子育て支援拠点や親と子のつどいの広場などの一部では、施設の利用者だった子育ての当事者がボランティアやスタッフになるなど、当事者発の活動展開の例が見られます。これは自らの子育てを支えられた経験が自分も周囲の人を支えたいという意識の高まりや行動の変化を喚起したもので、地域の子育て支援の一層の充実につながっています。また、地域子育て支援拠点では、利用者同士の自主的な活動のきっかけづくりや、支援者同士のネットワークの広がりにも寄与しています。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 横浜市版子育て世代包括支援センターの機能の確立に向け、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点とで連携しながら、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図ります。
- 保育所地域子育て支援事業実施園、幼稚園はまっぴ広場については、事業の周知を行い、地域子育て支援の必要性を丁寧に説明し理解を得ていくことで、新規設置を着実に進めます。
- 地域子育て支援拠点サテライトの都筑区への整備や親と子のつどいの広場の増設等により、引き続き地域における子育て支援の充実を図ります。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	<30年度の振り返り>		所管課
					31年3月末時点	進捗状況	
1	6	子育て中の親子がいつでも利用できる地域子育て支援の場の数(週3日以上開設のもの) ①地域子育て支援拠点 ②親と子のつどいの広場 ③保育所子育てひろば、幼稚園はまっぴ広場	①18か所 ②50か所 ③52か所 (26年6月)	①23か所 ②70か所 ③74か所	①22か所 ②63か所 ③68か所	B	子育て支援課
2	6	子育て生活に満足感を感じている保護者の割合	83% (25年度)	88% (30年度)	84.9% (30年度)	C	企画調整課

<主な事業・取組>

No.	施策	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	【直近の状況】		進捗状況	30年度の取組	30年度予算額(千円)	30年度決算額(千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
							H30目標値	31年3月末時点								
1	6	☆	地域子育て支援拠点事業	①利用者数 ②箇所数	①21,102人 (月間延べ) ②18か所 (25年度)	①29,803人 (月間延べ) ②23か所	①26,899人 (月間延べ) ②22か所	①23,333人 (月間延べ) ②22か所	B	・31年3月に、4か所目の拠点サテライトを整備し、全22か所で実施。 ・子育て中の親子が交流する場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て情報の提供や、親子の居場所・交流の場づくりに取り組む団体や施設が交流し、連携して子育て家庭を支援できるようなネットワーク構築等に取り組んだ。また、妊娠中の方についても来所してもらえ取組を展開し、出産後のスムーズな利用等につなげる工夫も行った。	808,042千円	767,395千円	A	【利用者から】 ・子どもがいろいろな年齢の子と触れ合って遊べるようになった。社会性が育まれた。 ・経験豊かで話しやすいスタッフだけでなく助産師など専門相談ができる日もあり助かっている。 ・子どもの月齢が近い母親同士が知り合うことができる。 【実施事業者から】 ・養育者と子どものニーズを把握することができ、事業の見直しや新事業展開につながっている。 ・地域関係者やボランティアとの関係も深まり、地域連携や地域支援の充実にも寄与している。	推進	子育て支援課
2	6	☆	親と子のつどいの広場事業	①利用者数 ②箇所数	①8,343人 (月間延べ) (25年度) ②50か所 (26年6月)	①15,703人 (月間延べ) ②70か所	①14,005人 (月間延べ) ②-	①9,312人 (月間延べ) ②63か所	C	・平成30年12月に2か所増設し、市内63か所において実施 ・主にNPO法人などがマンションの一室や商店街の一角、民家などを活用して、子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、地域の子育てに関する情報提供などを実施した。	402,688千円	384,681千円	B	【利用者から】 ・スタッフが向き合ってくれて精神的に助かった。安心して話せる相手が出てきて、ストレス解消になった。 ・子どもの成長をみんなで喜び合えるのが嬉しい。 ・広場に通うようになって、地域に親しみを感じるようになった。 【事業者から】 ・母親同士が交流できるようサポートすることも、つどいの広場の役割であると感じている。 ・子どもだけでなく母親のケア、寄り添っていく姿勢が大切である。	推進	子育て支援課
3	6	☆	保育所地域子育て支援事業、私立幼稚園等はまっぴ広場事業	利用者数	①8,082人 (月間延べ) 保育所:4,676人 幼稚園:3,406人 (25年度) ②52か所 保育所:32か所 幼稚園:20か所	①16,238人 (月間延べ) ②74か所	①14,079人 (月間延べ) ②-	①8,706人 (月間延べ) 保育所:4,893人 幼稚園:3,813人 ②68か所 保育所:38か所 幼稚園:30か所	C	・月間延べ利用者数が8,706人となり、目標を下回った。 ・保育所地域子育て支援事業については、市内38か所において実施 ・幼稚園等はまっぴ広場事業については、平成30年度に常設園を3か所選定し、市内30か所において実施 ・子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て情報の提供、子育てに関する講習等を実施した。 ・地域情報誌に事業の広告を掲載する等、事業周知に取り組んだ。	277,597千円	263,702千円	B	【利用者から】 ・居心地がよく、安心して参加でき、子どもが思いきり遊べ、親子共々気分転換になった。 ・家庭ではできない遊びや制作等ができ、楽しい時間を過ごしている。 ・子育て相談に親切に応じてもらい、気持ちも楽になった。 【事業者から】 ・参加者同士や地域とのつながりができていることを実感する。 ・近隣の子育て支援施設等にチラシを配架したり、ホームページに情報を掲載したりなど、引き続き周知に取り組んでいきたい。	推進	子育て支援課

No.	施策 番号	確保 方針	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4	6		子育て支援者事業	支援者会場数	175会場 (26年5月)	180会場	-	181会場	B	・新規会場及び解職者の補充のため、30年度中に11人の委嘱及び新任研修を実施 ・平成31年3月に1会場増設し、181会場において実施	72,355千円	71,240千円	B	【利用者から】 ・支援者がずっと同じ人なので、安心して相談できる。 ・毎週色々な年齢の子や近所の人と交流できるので嬉しい。 ・地域の身近な場所で行っているの、気軽に立ち寄りやすい。 【実施者から】 ・身近で気軽な相談・居場所となっていて継続的な支援が行えている。 ・地域情報の提供や近隣の親同士のつながりを大切に支援していることで地域子育て支援の充実に寄与している。	推進	子育て支援課
5	6	☆	乳幼児一時預かり事業(基本施策①の再掲)	延べ利用者数(年間)	67,804人 (25年度)	95,366人	91,789人	88,124人	B	新規2事業者を選定し、平成31年4月に開所した。その結果、市内23か所において理由を問わずに利用できる一時預かりを実施している。	285,265千円	306,487千円	A	【利用者から】 ・社会復帰に迷いがあったが、安心して預けられる場所があることで今後の準備期間となりよかった。 ・ストレスなく育児ができていたので、沢山のママたちに知ってもらいたい。 ・予約がとりづらい、預かり場所をもっと増やしてほしい。 【事業者から】 ・安心してお子さんを預け、リフレッシュして、また子育てを頑張ってもらえたらと思う。 ・預け先がなく、病院にさえいくことのできなかった保護者がこの施設を知り、預けることでストレスが消えていく様子は、この事業の効果であると思う。	推進	子育て支援課
6	6	☆	横浜子育てサポートシステム事業(基本施策①の再掲)	延べ利用者数(年間)	45,799人 (25年度)	62,636人	60,453人	59,401人	B	・子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が会員として登録し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることで、地域における子育て支援を推進した。 ・地域ケアプラザ等、地域子育て支援拠点以外において事業紹介や入会説明会を行い、会員増加や事業周知につながるよう取り組んだ。	193,399千円	191,949千円	B	【会員から】 ・事前打ち合わせで顔合わせすることにより安心して利用することができた。 ・利用することで、仕事優先の日、家庭優先の日などスケジュールを組み立てやすくなった。 【事業者から】 ・コーディネーターが事前打ち合わせに同席する等、丁寧な利用支援が行えている。 ・事業の広報・周知に努め、会員数は増加しているが、提供会員が利用会員に比べて少ない。また、提供会員の高齢化による退会がある。両方会員として登録する会員を増やすなどの取組が必要。	推進	子育て支援課
7	6		子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)	協賛店舗・施設数	4,380件 (25年度)	5,580件	-	4,544件	C	・29年度から始めたアプリの認知が徐々に上がり、利用登録者数の増加の促進ができた。(増16,782人 内アプリ登録者が10,149人) ・協賛店舗数は前年比44件の増となった。(増276件、減232件) ・地域子育て支援拠点と連携し、地域の店舗・施設への協賛の働きかけや、子育て家庭への利用促進のPRに取り組んだ。 (地域の店舗、施設への協賛の働きかけ件数 4区合計149件「うち登録申請があった件数 4区合計44件」)	7,807千円	5,825千円	B	【利用者から】 ・満足している点は、約9割が「お得な利用ができたこと」 ・充実すると良いと思うサービスは、「割引・優待」、「子ども連れの入店への配慮」 ・どこかの店舗が実施しているかわかり易くなって欲しい。 【協賛店舗から】 ・子育て支援、応援しているというアピールは、親が勇気づけられてとても良い。 ・事業を知らない方が多いため、広報等により認知度を上げる必要がある。	推進	子育て支援課
8	6		地域子育て支援スタッフの育成等	-	研修開催回数: 8回 研修参加人数: 241人 (25年度)	(推進)	-	市単独実施:9回 (参加人数317人) 県等との共同実施: 16コース(受講 決定者数1,072人)	B	・相談対応に関わる基礎的な研修のほか、グループワーク形式による親子の居場所研修や幼児安全法といった実践型の研修を開催した。 ・子育て支援の担い手の資質の確保を図ることを目的に、神奈川県、県下の政令・中核市と共同で地域子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方、既に従事されている方に対して、必要となる知識や技術等を修得するための研修を実施した。	8,339千円	6,708千円	B	【参加者から】 ・色々な意見を聞き、言葉がけや対応、発想力を学ぶことができた。 ・参加者の意識の高さを感じ、自分も向上していきたい。 ・実技と実習でわかりやすく、楽しく学ぶことができた。	推進	子育て支援課
9	6	☆	地域子育て支援拠点における利用者支援事業	実施箇所数	モデル実施 (1区) (26年度)	23か所	21か所	21か所	B	・新たに、拠点サテライト1か所で開始し、全21か所で実施。 ・地域子育て支援拠点の相談機能の強化や、地域子育て支援拠点が持つ既存機能との連携、また区福祉保健センターとの連携が強化された。	112,970千円	101,472千円	A	【実施事業者から】 ・相談者にとって身近な場所で丁寧なかかわりを大切に個別的・継続的にかかわることができている。 ・地域と顔の見える関係ができてきており、必要な支援につなぐことができている。 ・地域子育て支援拠点事業の他の機能とも連携してより充実した支援に努めている。	推進	子育て支援課

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策⑦】ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

■これまでの主な取組

- ひとり親家庭の総合的な窓口「ひとり親サポートよこはま」において、情報提供や就労相談、ひとり親家庭同士の交流や養育費セミナーなどを実施しました。また、ひとり親の多い区を中心に、区役所へ定期的に就労支援員の派遣を行うなど派遣回数を増やし、相談支援機能を強化するとともに、18区のジョブスポットと連携し、ひとり親家庭の就労支援を推進しました。さらに、経済的自立に効果的な資格を取得するための給付金や就学資金の貸し付けについて、その対象を拡充しました。
- DV相談支援センターにより相談支援を行うとともに、DVの防止に向け、相談窓口の周知やDVへの正しい理解を促進するための広報・啓発活動を行いました。また、保護施設等におけるDV被害を受けた方の緊急の一時保護や生活・育児支援、自立に向けた支援等を行いました。

■取組による成果

- ひとり親家庭の就労支援により、460人の就労につながりました。
- DV被害者等の相談体制の確保や相談窓口の周知、DVに対する正しい理解の普及啓発を行うことで、被害者の支援を行うとともに、DVについて市民に広く周知できました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- ひとり親家庭への支援として、引き続き就労支援や生活支援を行うとともに、新たにひとり親の親講座や父子家庭交流事業の実施、資格取得を支援するための給付金事業の更なる拡充など総合的な支援を推進します。
- 一時保護には至らないものの、支援が必要な女性を対象に、新たにレスパイト宿泊付き相談支援事業（仮称）を実施し、一時的な居場所の提供と相談支援の拡充を図ります。
- 引き続き、DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に施設に保護し、相談・支援等を行います。また、その枠組みの中で養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施し、母子の生活の安定を図ります。

＜指標＞				＜30年度の振り返り＞			
No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	31年3月末時点	進捗状況	所管課
1	7	ひとり親家庭の就労者数	314人 (25年度)	1,900人 (6か年累計)	460人	B	こども家庭課
2	7	ひとり親家庭等自立支援事業利用者数	4,627人 (25年度)	5,300人	4,971人	B	こども家庭課

＜主な事業・取組＞										＜30年度の振り返り＞						
No.	施策	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	【直近の状況】		進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
							H30 目標値	31年3月末時点								
1	7		ひとり親家庭等自立支援事業	①ひとり親家庭の就労者数 ②ひとり親家庭自立支援事業利用者数	①314人 ②4,627人 (25年度)	①1,900人 (26年度から 6か年累計) ②5,300人	-	①460人 (5か年累計: 1,953人) ②4,971人	B	①ひとり親家庭の就労者数については、18区で展開しているジョブスポットとの連携の推進などにより、460人の就労につながった。 ②ひとり親サポートよこはまにおいて、就労支援や子育てや法律相談などの総合的な支援を行うほか、家庭生活支援員の派遣による家事・育児援助、資格や技術を取得するための給付金事業を実施した。 さらに、30年度は、マネーセミナー、子どもとのコミュニケーション講座等をおとした、ひとり親家庭同士の交流を定期的にも実施し、利用者数については4,971人となっている。	187,060千円	144,266千円	B	様々な困難を抱えるひとり親家庭に対しては、総合的な支援が必要。 制度があるだけでなく、それを着実に支援につなげていくための相談機能や情報提供の工夫が求められている。	推進	こども家庭課
2	7		ヘルパーの派遣事業	-	(実施)	(推進)	-	家庭生活支援員事業：延べ利用者数 382人	B	一時的に家事・育児等の支援が必要なひとり親家庭に、家庭生活支援員を派遣した。また、未就学児のいる家庭については、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合は、定期的な利用を可能としている。	26,464千円	10,478千円	B	利用者からは、一時的ではなく継続的な利用に対するニーズがあるが、実施事業者では、ニーズに見合うヘルパーの確保が難しくなっている。	推進	こども家庭課
3	7		保育所への優先入所	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	未就学児のいるひとり親家庭の親が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度を上げる取組を実施。	-	-	B	市民からの提案等でも取組の必要性を認められている。	推進	保育・教育運営課
4	7		市営住宅入居時の優遇	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	・入居者募集にあたり、母子・父子世帯939件、DV被害者世帯8件、子育て世帯391件に対して、当選率を一般組の3倍とする倍率優遇を実施した。 ・入居者資格の審査にあたり、中学校卒業までの子がいる世帯について、収入基準の緩和を行った。	-	-	B	住宅政策審議会において、市営住宅については、入居者募集時の選考倍率の優遇や、子育て環境が整った住宅を子育て世帯専用で提供するなど、住宅に困窮する子育て世帯へのより一層の入居支援が求められている。	推進	建築局市営住宅課
5	7		民間住宅あんしん入居	-	(実施)	(推進)	-	相談件数：6,498件 成約件数：2,149件	B	民間賃貸住宅への入居が困難なひとり親世帯等に対して、民間の協定保証会社や協力不動産店等との連携による入居支援を行いました。 相談件数：276件 利用件数：19件	4,200千円	3,587千円	B	住宅セーフティネット事業と利用対象者が重複することもあり、平成30年10月に設立した横浜市居住支援協議会での議論の中で、今後の事業の方向性を検討する必要がある。	推進	建築局住宅政策課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
6	7	母子生活支援施設	-		利用延べ世帯数197世帯(25年度)	(推進)	月平均142世帯	B	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営める母子生活支援施設を運営した。	808,218千円	636,577千円	B	外国籍や市外からの入所受け入れ等、区や関係自治体との情報共有や、支援における連携体制が不可欠。携帯電話の所持や外出等、施設生活における制限の必要性について、利用者の理解を得る必要がある。	推進	こども家庭課
7	7	母子・父子家庭自立支援給付金事業	-		自立支援教育給付金支給者数:26人 高等技能訓練促進費支給数:151人(25年度)	(推進)		B	経済的自立に効果的な資格の取得を支援する高等職業訓練促進給付金事業について、新たに、准看護師養成機関を修了する者が引き続き看護師の資格を取得するために修学する場合も、通算3年を上限に給付対象とした。また、対象資格を5資格から10資格に拡充した。 適職に就くために必要な技術や資格の取得を支援する自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金と連動した貸付制度、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童のよりよい条件での就職や転職へ向けた高等学校卒業程度認定試験の合格支援事業を実施した。	121,776千円	79,284千円	B	家事・育児と就業の両立に向けて、給付金を活用した取組は有効であるが、ハローワークでの手続が必要なものあり、簡素化が求められている。	推進	こども家庭課
8	7	児童扶養手当・児童手当	-		児童扶養手当受給者数:21,078人 児童手当受給者数:307,405人(25年度)	(推進)		B	児童扶養手当及び児童手当の支給	児童扶養手当:10,235,855千円 児童手当:55,376,345千円	児童扶養手当:9,431,096千円 児童手当:54,360,885千円	B	児童扶養手当はひとり親等が経済的基盤を築く為の重要な手当である。	推進	こども家庭課
9	7	ひとり親家庭等医療費助成事業	-		対象者数:44,146人 受診件数:628,890件(25年度)	(推進)	対象者人数:38,282人(H30年度)	B	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的として、医療を受けた際に要する費用(保険診療の一部負担金)の援助を実施。	1,694,539千円	1,700,839千円	B	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進に寄与している。	推進	健康福祉局医療援助課
10	7	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	-		貸付件数:795件	(推進)	貸付件数:503件	B	母子・父子・寡婦世帯に修学資金などの福祉資金の貸付けを実施。	446,644千円	252,197千円	B	貸付金は返済が必要になるため、貸付ではなく給付型の資金の拡充や手続きの簡素化が求められている。	推進	こども家庭課
11	7	寄り添い型学習等支援事業(基本施策②の再掲) ※平成28年度より、以下の2事業に変更 ・寄り添い型生活支援事業(こども青少年局所管) ・寄り添い型学習支援事業(健康福祉局所管)	実施区数		12区(25年度)	18区		A	生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、11区12か所で寄り添い型生活支援事業、18区で寄り添い型学習支援事業を実施した(30年度拡充か所数 寄り添い型生活支援事業:3か所)。 寄り添い型生活支援事業では、手洗い・うがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習や宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話を開けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。 寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進めた。また、高校中退防止の取組として、中学校時代に築いた信頼関係などを活かし、居場所や学び直しの場の提供や面談を通じた状況確認等各区の実情に応じた取組を行った。	・寄り添い型生活支援事業:104,828千円 ・寄り添い型学習支援事業:200,867千円	・寄り添い型生活支援事業:101,181千円 ・寄り添い型学習支援事業:175,560千円	A	寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、「今まで家であまりやらなかった料理をするようになった」、「悩み事を話せるようになってよかった」、「自分ももっと頑張って、将来はきちんと仕事をしたい。」など、様々な声が聞かれた。 寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「変化していく姿が見られ、携われて嬉しい」等の声が聞かれた。 子どもたちからは、「進路や夢について関心を持てなかったが、参加することで深まった」、「ここに来るようになって一人で抱え込まず大人や周りの人に相談できるようになった」、「人と話すのが楽しくなった。自信がついた」という声が聞かれた。また、高校進学の意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。	推進	青少年育成課 健康福祉局生活支援課
12	7	女性相談保護事業	-		横浜市DV相談支援センター専用電話:1,831件 区福祉保健センター来所相談件数:1,759件(25年度)	(推進)	横浜市DV相談支援センター専用電話:1,748件 区福祉保健センター来所相談件数:2,718件	B	区の女性福祉相談及び横浜市DV相談支援センターによる、来所、電話の相談を行い、支援が必要な被害者等に対する緊急一時保護支援、その後の生活再建に向けた、訪問、同行支援を行った。各種DV証明書の発行業務も行い、DV被害者の生活再建支援を行った。 30年度から新たに、「生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業」を特定非営利法人との市民協働事業として開始し、相談者への継続的な支援を実施した。 横浜市DV相談支援センター機能として、相談員や職員へのスーパーバイズを行い、相談支援を円滑に図るとともに、研修等を行い、組織的体制の強化や人材育成にも取り組んだ。	126,860千円	129,674千円	B	前年度と比較して区の女性福祉相談件数は上がっており、関係機関との連携により、相談へつながっていることが考えられる。横浜市DV相談支援センターの相談件数は昨年度に比べ上昇しているが、平成26年度からの推移では減少傾向にあり、更なる窓口の周知・啓発が必要である。	推進	こども家庭課
13	7	女性緊急一時保護施設補助事業	-		実施施設数:5か所(25年度)	(推進)	実施施設数:4か所	B	女性福祉相談事業において、DV被害者の逃避や居所を失った女性と同伴児に対し、緊急時に保護できるよう、受け入れ先の安定的な確保と、自立した生活のため、DV被害者等支援を行う民間団体に補助金を出し、保護と自立に向けた支援を行った。	30,697千円	31,775千円	B	補助団体との意見交換を行い、課題や必要な経費等の検討を行っている。一定の予算反映はなされてきているが、更なる課題に対する自立に向けた施策や支援が必要である。	推進	こども家庭課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
14	7	☆	母子生活支援施設緊急一時保護事業	利用世帯数	62世帯 (25年度)	(推進)	82世帯	実施施設数: 7か所 75世帯	B	28年度に1施設が新規に事業を開始し、計7施設21室で事業を実施した。事業実施施設の増加に伴い、母子の緊急一時保護対応に迅速に対応し、安全を確保した支援を実施した。 また本事業の枠組みで実施している妊娠期支援事業については特定妊婦の安全な出産・育児ができるよう支援を実施した。	60,829千円	54,761千円	A	各区こども家庭支援課・実施施設・助産院への事業評価アンケートでは、「DV等の緊急的な保護に加え、支援者のいない妊婦の受け入れを行うことで、母子生活支援施設の新たな役割として周産期からの虐待予防の支援が効果的に展開できた。」と本事業を評価している。	推進	こども家庭課
15	7		加害者更生プログラムの実施に向けた支援	-	実施施設: 1か所 (25年度)	(推進)	-	実施施設: 1か所	B	DV防止のための加害者の更生のため、更生プログラムを実施している団体に補助金を出し、DV加害者更生支援を行った。	832千円	693千円	B	受講者アンケートでは「暴力をなくしたい」という目的で受講している方が多く、参加後の変化として「暴力を振るわなくなった」という項目を選択した方が一番多くなっている。	推進	こども家庭課
16	7		DVIに対する正しい理解の普及啓発、相談窓口の周知	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	・各区役所や医療機関等でリーフレットを配布し、DVについての啓発と電話相談窓口の周知を行った。 ・子宮がん検診個別勧奨通知(21～39歳対象)にDV相談支援センターのチラシを同封し周知した。 ・11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に18区でのキャンペーンを実施した。 ・また、より広く取組について知ってもらうため、同期間に象の鼻パークにてパープルライトアップを行った。	1,077千円	1,451千円	B	啓発による周知により、相談につながっていると考えられる。	推進	こども家庭課 政策局男女共同参画推進課
17	7		若者向けデートDV予防啓発	-	デートDV防止講座(教育関係者向け講座含む) 実施回数: 24回、延べ受講人数: 4,668人 (25年度)	(推進)	-	デートDV防止講座(教育関係者向け講座含む)実施回数: 30回、延べ受講数: 4,302人	B	・市内中学、高校21校に対して、デートDV防止講座を実施した。【年間計30回、延べ参加者数4,302人】 ・成人式において、配布冊子への記事掲載や会場モニターでの動画放映など、デートDVIに関する広報・啓発を実施した。	1,596千円	1,596千円	B	NPOと連携して実施したデートDV出前講座のアンケートでは、「ワークショップが「とてもためになった」「ためになった」と答えた生徒は87%だった。学校の状況に合わせて、進め方や内容を工夫することで、効果的に実施することができた。	推進	政策局男女共同参画推進課

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策⑧】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

■これまでの主な取組

- 児童虐待相談対応件数が年間9,605件と増加する中、発生予防、早期発見、発生時の迅速・的確な対応、重篤化の防止のための取組を行うとともに、区役所と児童相談所の体制強化や地域における関係機関との連携強化を図りました。
- 子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、相談支援や短期預かり等を一体的に行う横浜型児童家庭支援センターを新たに1か所設置し、地域における支援の充実を進めました。
- 里親制度の広報啓発に向けた説明会を開催するなど里親の確保に取り組みました。また、里親家庭への支援体制を充実するため、新たに訪問による心理相談を開始しました。

■取組による成果

- 区役所と児童相談所の体制強化などにより個別ケース検討会議の開催件数が1,737件となるなど地域における関係機関の連携強化が図られ、虐待の早期発見・支援の充実につながりました。
- 養育支援ヘルパーの派遣により、家庭の負担を軽減するとともに、虐待等のリスクをいち早く察知し、対処することができました。
- より家庭的な環境の中で生活を送れるよう、32人の児童を里親等へ新規委託しました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 増加する相談対応件数や国の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて、児童相談所や区役所の職員の適切な配置、中央児童相談所への弁護士等の常勤配置や西部児童相談所の再整備など体制強化を進めるとともに、児童相談所及び区職員の専門性強化に向けた人材育成等の取組を充実します。また、児童虐待の早期発見・早期対応に向け、未就園児等の状況把握調査の実施や関係機関の情報共有等をさらに強化し、子どもの安全確保を最優先として対策を推進します。
- 横浜型児童家庭支援センターを令和元年度末までに全区設置できるよう、引き続き整備を進めるとともに、支援が必要な子どもとその家庭の相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討を進め、相談支援の強化に向けた体制整備を目指します。
- 社会的養護を必要とする子どもがより家庭的な環境で暮らすことができるよう、子どもを受け入れる里親の確保に向けた制度の広報・啓発の取組の拡充や、受入れ後の里親支援に取り組みます。

<指標>				<30年度の振り返り>			
No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	31年3月末時点	進捗状況	所管課
1	8	虐待死の根絶	1件/年 (25年度)	0件	0	B	こども家庭課
2	8	児童養護施設の入所待ち児童数	198人 (25年度)	0人	123人	C	こども家庭課

<主な事業・取組>

<30年度の振り返り>																
【直近の状況】							<30年度の振り返り>									
No.	施策	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	8	☆	児童虐待防止啓発地域連携事業	要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数	897件 (25年度)	1,659件	1,498件	1,737件	A	各区の要保護児童対策地域協議会の活動の推進により、実務者会議をエリア別会議や関係機関訪問など、多様な開催方法で実施し、地域で見守るネットワークづくりが強化され、個別ケース検討会議の開催は年々増加している。 28年度に市立学校と要保護、要支援児童の情報共有の事務取扱を定めてから要保護児童の支援のための連携を更に図ることができている。	51,811千円	43,484千円	B	啓発の効果もあり、一般市民の児童虐待予防への理解も深まり、虐待対応件数も年々増加している。区が会議や研修を実施し、要対協の調整機関としての役割を担っていることが関係機関に浸透し、関係機関との連携の充実が更に図られている。	推進	こども家庭課
2	8		児童相談所等の相談・支援体制の充実	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	A	増加の一途をたどる児童虐待通告に適切に対応できるよう、職員体制の強化を行うとともに、弁護士の常勤配置についても調整を進めた。また、関係機関とのネットワーク会議や警察との協定に基づく情報共有、検察や裁判所との連絡会の主催などにより、連携を推進した。	-	-	A	急増する児童虐待への通告に対し、関係機関と連携し、早期介入・早期支援に努めている。	推進	中央児童相談所
3	8		保育所での見守り強化	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、市立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行った。	【民間】84,358千円 【市立】27,301千円	【民間】44,661千円 【市立】23,924千円	B	助成制度により、必要な保育士の確保ができており、保育所での見守り強化の体制が確保されている。	推進	保育・教育運営課
4	8		民間児童福祉施設整備事業	民間児童養護施設数	9施設 (25年度)	10施設	-	10施設	B	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会が、民間社会福祉施設等社整備のために社会福祉法人に対して貸付を行った民間社会福祉施設特定資金貸付の元金及び利子に対して償還金助成を行った。	36,212千円	36,212千円	B	施設的环境改善のために必要である。	推進	こども家庭課
5	8		児童福祉施設等の運営	-	(実施)	(推進)	-	49施設(市内委託施設数)	B	児童福祉法に基づく要保護児童の施設への入所や里親等への委託、母子家庭の母子生活支援施設の入所、妊産婦の助産施設への入所等の措置にかかる費用を支弁し、安定した施設運営等を行うための支援を行った。	6,021,923千円	5,601,656千円	B	児童虐待等により、施設等への入所が必要な児童が安定した生活を確保するために必要である。	推進	こども家庭課
6	8		里親推進事業	里親委託率	12.1% (25年度)	22%	-	15.1%	C	社会的養護を必要とする児童が、家庭的な環境で健全に養育できるよう里親への委託を行った。養育里親について理解を広め、里親登録を増やすため、児童相談所で開催していた里親制度説明会の一部を平日夜の時間帯に開催するとともに、店頭での啓発イベントを実施した。全登録里親に委託意向調査を実施し、候補児童とのマッチングに活用した。養育里親について周知、理解を深めるため、よこはまポートファミリー啓発講演会を開催した。	14,210千円	9,522千円	B	里親等、家庭環境で生活する児童は増加している。(30年度新規委託児童:32人) 里親等への委託を進めるためには、里親登録数を拡充する必要がある。	推進	こども家庭課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
7	8	☆	子育て短期支援事業	①宿泊を伴う「ショートステイ」の利用者数 ②夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」の利用者数	①56人 (年間延べ) ②1,212人 (年間延べ)	①574人 (年間延べ) ②5,618人 (年間延べ)	①515人 (年間延べ) ②5,028人 (年間延べ)	①715人 (年間延べ) ②4,973人 (年間延べ)	B	児童を養育する家庭において、保護者の疾病等の理由により、一時的に児童を養育することが難しくなった場合に、児童家庭支援センター等で預かりを行った。	77,119千円	78,037千円	B	地域の中での見守り、養育ができることで、保護者のレスパイトケアとして有効性が高い。	推進	こども家庭課
8	8		横浜型児童家庭支援センターの運営	児童家庭支援センター施設数	6施設 (25年度)	18施設	-	12施設	B	子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、地域での生活が継続できるように、児童相談所や区福祉保健センター等の関係機関と連携し、子育てについての悩みや課題を早期に発見し、相談・助言等を行った。新たに1区で開所し、1区で開所に向けた準備を進めた。	231,121千円	211,572千円	B	地域の身近な相談支援機関として、有効性が高い。	推進	こども家庭課
9	8	☆	養育支援家庭訪問事業	①家庭訪問回数 ②ヘルパー派遣回数	①2,816回 (年間延べ) ②4,599回 (年間延べ)	①4,927回 (年間延べ) ②9,491回 (年間延べ)	①4,437 ②8,546	①3,112回 (年間延べ) ②6,873回 (年間延べ)	C	児童虐待等の問題を抱える家庭に対して、養育支援家庭訪問員および養育支援ヘルパーを派遣し、児童、保護者の相談・支援を通して、安定した生活状況の確保、児童の安全確認、児童虐待の発生・再発の防止を図っている。 具体的には、家庭訪問による生活状況の把握、養育面、生活面での助言指導、ヘルパー派遣による家事援助、児の保育園送迎等の業務を担っており、家庭の負担を軽減するとともに、虐待等のリスクをいち早く察知し、対処するモニタリングの効果も上げている。	75,867千円	72,752千円	B	本事業実施により、養育者とこどもの生活面、養育面での負担軽減を図ることで、親子関係不調や児童虐待等のリスクを回避することができており、虐待の予防・再発防止の効果を発揮できている。	推進	中央児童相談所
10	8		施設等退所後児童のためのアフターケア事業	支援拠点箇所数	1か所 (25年度)	2か所	-	1か所	B	児童養護施設等退所者に対し、就労や進学、生活全般の様々な相談に応じ、情報提供を行った。また、支援拠点として退所者が気軽に集える居場所「PortFor」を引き続き運営するとともに、資格等支援事業による運転免許の取得、進学者を対象とした自立生活資金及び初年度納入金を支弁した。 支援コーディネーターを配置し、退所後も訪問等によって個々の状況を継続的に把握し、困りごとへのサポートをする体制を整えた。	32,509千円	32,003千円	B	支援コーディネーターを配置し、継続支援計画の作成段階から施設や里親と支援機関が連携することにより、退所後も困った時に相談したり、個別に支援を受けることができるよう、関係機関のネットワークを構築していく。	推進	こども家庭課

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策⑨】ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

■これまでの主な取組

- 父親向け育児支援の取組やウェブサイトでの情報発信等により、ワーク・ライフ・バランスや育児支援のための普及啓発に取り組みました。
- 男女が共に働きやすい職場づくりを進めている市内の事業所を認定・表彰する「よこはまグッドバランス賞」や、女性の活躍を積極的に考える中小企業に対する、先進事例の検証やワークショップなどを行うセミナーを開催し、企業の取組を支援しました。
- 子どもを大切にす社会的な機運を醸成するため、子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）やトツキトウカYOKOHAMAプロジェクトなどを推進しました。

■取組による成果

- 父親育児支援講座の開催や、子育て家庭向けイベント等でのチラシ配布などにより幅広く普及啓発に努めました。
- 「よこはまグッドバランス賞」として139社を認定し、男女ともに働きやすい職場づくりを推進しました。また、企業が行う女性活躍推進を目的とした社内環境の改善等の取組について、新たに30社（累計97社）を支援しました。
- バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面にやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市子育て応援マンション」として、5, 907戸認定し、子育てに適した住環境整備を促進し、子育て世代が安心して子育てできる住まい、まちづくりを推進しました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 父親育児支援講座について、地域ケアプラザや地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場など身近な地域での開催に加え、商業施設での実施回数を拡充します。また、開港記念日を契機とする意識醸成を図るなど、引き続き、ワーク・ライフ・バランスに関する市民向けの啓発に取り組みます。また、「よこはまグッドバランス賞」やセミナー専門家の派遣などにより、企業等への取組支援を行います。
- ハマハグの協賛店舗の増に向け、地域子育て支援拠点と連携した地域の店舗・施設への協賛の働きかけや、子育て家庭への利用促進のPRに取り組みます。また、市民向けフォーラムを開催するとともに子育て中の方からのメッセージなどの情報発信を通じ、子どもを大切にす社会的な機運の醸成に取り組みます。

No.		施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	<30年度の振り返り>		所管課
						31年3月末時点	進捗状況	
1	9		ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	28.1% (25年度)	40%	44% (29年度調査)	A	政策局男女共同参画推進課

No.		施策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	【直近の状況】		<30年度の振り返り>								所管課
		確保	方策				H30	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開		

1	9		企業の認定制度「よこはまグッドバランス賞」	-	(実施)	(推進)	-	139社	A	募集時のPR強化とともに、応募にかかる説明会を開催し、前年度比約1.4倍の139社を認定した。また、認定企業等の取組事例集を作成した。制度の広報とこれらの取組を通じて、男女がともに働きやすい職場環境づくりを推進した。 【参考】 募集期間：平成30年6月27日～8月31日 認定・表彰式：平成31年1月18日 認定期間：2019年1月～2020年12月 H27実績55社→H28実績59社→H29実績99社→H30実績139社	3,772千円	4,107千円	A	【認定企業等意見】 ・社員のモチベーションが上がり、生産性が向上した。 ・働きやすい職場環境づくりの取組が進んだ。 ・自社のイメージアップにつながった。 ・社内にワーク・ライフ・バランスの意識が高まり、作業効率が高まった。 ・採用への応募者数が大幅に増えた。	推進	政策局男女共同参画推進課
2	9		中小企業女性活用推進事業	参加企業数	参加企業募集開始 (26年6月)	60社	-	30社 (累計97社)	A	女性の活躍を積極的に考える中小企業に対し、先進的な事例を紹介するセミナーを開催し、女性活躍を推進する企業の様々な取組を支援。企業の実情に応じた個別の課題解決に向けては、中小企業診断士、社会保険労務士などの専門家を派遣。 また、女性活躍推進を目的に社内環境の改善に着手する企業に対して、その費用の一部を助成。 女性活躍推進事業助成金 18件 女性活躍推進専門家派遣 12件	17,268千円	15,232千円	A	セミナー参加者からは、「女性活躍＝管理職になるというイメージがあったが、女性が生き生きと働く環境を整えるだけでも良いのだと理解でき、考えが変わった」と共感を得るとともに、「失敗してもいいからやってみることが大事だと思った」など、女性活躍推進の意義・効果を発信できた。 また、専門家派遣事業を利用した企業のうち、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、見直しについて10社が検討、7社が実際に作成を始め、企業の女性活躍の具体的な取組を後押しできた。 女性活躍推進助成金については、育児休暇、テレワーク等に関する就業規則の改定、女性専用設備の設置等18社が申請し、女性が働きやすい環境構築を後押しできた。	推進	経済局経営・創業支援課
3	9		共に子育てをするための家事・育児支援	父親向け講座等の実施	7区 (25年度)	18区	-	18区	A	・父親向け講座の開催や父親育児支援の取組を、地域ケアプラザや親と子のつどいの広場、地域子育て支援拠点などの地域の身近な施設等において開催した。また、商業施設においても父親向け講座を開催した。 ・啓発冊子「パパブック」を子育てイベントや区等で配布、活用した。 ・ウェブサイト「ヨコハマダディ」の運営により、父親向け育児支援に関する情報配信を行った。 ・プレパパ・プレママに向け、子どものいる暮らしをより充実させるための子育てと仕事の両立生活の情報支援を行うための冊子「ワーク・ライフ・バランスハンドブック」を子育てイベントや区等で配布、活用した。	7,710千円	6,797千円	B	啓発冊子や父親育児支援講座についての問合せを多く頂いており、市民からのニーズの高さが伺える。 また、父親育児支援講座参加者アンケート結果では、「講座を受講して家庭でも積極的に子育てや家事に関わろうと思ったか」という質問に対し、「非常にそう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合が昨年と比べ高くなった。 実施事業者からは、多くの方に参加していただけるよう、開催場所等を工夫する必要があると意見があった。	推進	企画調整課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4	9	女性起業家支援	-	女性起業家支援 相談件数: 1,066件 (25年度)	(推進)	-	政策局分 186件 経済局分 1,016件	B	【男女共同参画センター】 「女性起業UPルーム」での情報収集・提供やナビゲーターによる相談、 起業セミナー等を実施。 【政策局男女共同参画推進課】 職住近接を目的とした地域限定主婦層就労支援事業を金沢臨海部をモデル 地区として実施。企業見学会・交流会、主婦向けの就労支援セ ミナー等を開催した。 【経済局経営・創業支援課】 女性向けスタートアップオフィス「F-SUSよこはま」の運営、相談対応、セ ミナー等を実施。	政策局 4,439千円 経済局 13,120千円	政策局3,627千円 経済局12,344千円	A	【男女共同参画センター】 起業前、起業初期から事業の発展を目指す女 性を対象とした、経営上の課題解決に向けた ナビゲーターによる個別相談は高い満足度 (99%)を得ている。 【F-SUSよこはま】 昨年度に比べ、女性起業家相談窓口の相談 件数が増加。また、平成30年度よりF-SUSよ こはま会員へ「事業進捗報告会」を実施。現段階 での課題を整理・発表し、女性起業家支援 チームのアドバイスを受けることで、事業のフ ラッシュアップを推進した。参加者からは「今後 の進め方を見直す良い機会になった」、「自分 に合ったアドバイスをもらうことができた」等の 声があがっている。	推進	政策局男女 共同参 画推進課 経済局経 営・創業支 援課
5	9	女性の再就職支援	-	(実施)	(推進)	-	(就職サポートセン ター) ・再就職を目指す 女性向けインター ンシッププログラ ム:年4回実施 (男女共同参画セン ター) 再就職支援講座参 加者数:2,292人	B	【横浜市就職サポートセンター】 再就職を目指す女性を対象としたインターン シッププログラム参加者からは「履歴書などの 書類の書き方や面接対策などについて、改めて 見直すことができ、自信をもって就職活動を行 えた」、「他の研修生と励ましあったり、話を 参考にすることでモチベーションが保てた」等、 キャリアアップがある女性が抱える不安が取り 除かれ、就職活動に積極的になれたという評 価を得た。 【男女共同参画センター】 「女性とごと 応援デ スク」を3館で展開し、キャリアカウンセリング、ナビゲーターによる就活サ ポート、ミニセミナー、各種労働相談を実施。近隣の図書館、子育て支援 拠点、地区センター等と連携強化し、出張相談や、ニーズに合わせた多 彩なテーマのミニセミナーを実施。センター横浜南では「体験談サロン」を 新規に実施。	経済局 41,700千円 政策局 7,018千円	経済局41,688千円 政策局7,018千円	A	【横浜市就職サポートセンター】 再就職を目指す女性を対象としたインターン シッププログラム参加者からは「履歴書などの 書類の書き方や面接対策などについて、改めて 見直すことができ、自信をもって就職活動を行 えた」、「他の研修生と励ましあったり、話を 参考にすることでモチベーションが保てた」等、 キャリアアップがある女性が抱える不安が取り 除かれ、就職活動に積極的になれたという評 価を得た。 【男女共同参画センター】 「女性とごと 応援デ スク」において、「選択肢 が増えた、また活用したい」「職場復帰への希 望が出てきた」「年齢的に不安があったが、自 信が持てるようになった」「次のステップに進む 勇気を得られた」と高く評価され、多様な世代・ 働き方の女性に活用されている。	推進	経済局雇 用労働課 政策局男女 共同参 画推進課
6	9	祖父母世代に向けた 孫育て支援	孫育て講座等の実施	8区 (25年度)	(推進)	-	18区	B	祖父母世代を対象とした、自身及び地域の孫育てや地域ぐるみの子育 てについての講座を地域子育て支援拠点等で実施した。また、祖父母世 代に向けた孫育てに関する情報を掲載した冊子「まごまご応援ブック」を 区役所及び地域子育て支援拠点等に配布し、普及啓発に取り組んだ。	200千円	0千円	B	啓発冊子や孫育て講座についての問合 せを多く頂いており、市民からのニーズの 高さが伺える。	推進	企画調整 課
7	9	学生・未婚者に向け た啓発・情報提供	学生や未婚者に向けたセミナー等 の開催	(実施)	11回(年間)	-	2回	B	・結婚を希望する方向けの自身の働き方や生き方を考えることを目的と したセミナーや、子の結婚を望む親などの保護者向けの結婚情報提供講 座を開催した。(各1回) ・「成人の日」を祝う集い式典において、ライフプランについて考える機会 となる啓発動画を上映した。 ・結婚応援情報提供誌「BRIDAL」を結婚応援イベントや区等で配布、活 用した。	1,100千円	925千円	B	【セミナー等の参加者アンケート結果】 ・結婚を希望する方向け:「今後の人生設 計(恋愛、結婚等)で役立てようと思った」 等、意識変容が見られる回答をした割合 が昨年と比べ高くなった。 ・保護者向け:「サポート方法をすぐに子 どもに実践してみようと思った」等、意識変容 が見られる回答をした割合が昨年と比べ 高くなった。 実施事業者からは、多くの方に参加して いただけるよう、広報の工夫していく必要 があるという意見があった。	推進	企画調整 課
8	9	「トツキトウカYOKO HAMA」プロジェクト の推進	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	トツキトウカ横浜実行委員会との共催により、区役所や地域子育て支援 拠点等を通じて詩の募集を行い、詩集「トツキトウカYOKOHAMA2019」を 企業協賛により発行した。妊娠中や乳児のいる家庭だけでなく、学校の 授業や課外活動等で活用した。 【詩集】 ・トツキトウカYOKOHAMA2019 25,000部発行(平成31年3月) 【活用】 ・市内産科・小児科、子育て支援施設、区役所等における配布 ・小・中学校での「いのちの授業」等での活用	-	-	B	子どもを産み育てることの夢と希望、命の 大切さを社会全体で共有するための貴重 な役割を果たしているとの声が多く寄せら れている。 小・中学校においても、授業や学校行事、 朝読書などで活用してもらい、子どもたち が「いのち」や「生きること」について考える 機会とするとともに増えてきており、児童・ 先生からの反響も多い。	推進	企画調整 課
9	9	子育て家庭応援事業 (愛称「ハマハグ」) (基本施策⑥の再掲)	協賛店舗・施設数	4,380件 (25年度)	5,580件	-	4,544件	C	・29年度から始めたアプリの認知が徐々にあがり、利用登録者数の増加 の促進ができた。(増16,782人 内アプリ登録者が10,149人) ・協賛店舗数は前年比44件の増となった。(増276件、減232件) ・地域子育て支援拠点と連携し、地域の店舗・施設への協賛の働きかけ や、子育て家庭への利用促進のPRに取り組んだ。 (地域の店舗、施設への協賛の働きかけ件数 4区合計149件《うち登録 申請があった件数 4区合計44件》)	7,807千円	5,825千円	B	【利用者から】 ・満足している点は、約9割が「お得な利 用ができたこと」 ・充実すると良いと思うサービスは、「割 引・優待」、「子ども連れの入店への配慮」 ・どこの店舗が実施しているかわかり易く なって欲しい。 【協賛店舗から】 ・子育て支援、応援しているというアピ ールは、親が勇気づけられてとても良い。 ・事業を知らない方が多いため、広報等に より認知度を上げる必要がある。	推進	子育て支 援課
10	9	だれにもやさしい福 祉のまちづくり推進 事業	①鉄道駅舎へのエレベーター等の 設置 (1日の利用者3,000人以上の駅 が対象) ②ノンステップバスの導入促進	①143駅 ②導入率:63.4% (25年度)	32年度までに ①149駅 ②導入率:70% *国の目標	-	①145駅 ②74.5%	B	①一時休止(事業者からの申請がなかったため) ②30年度の補助台数は民営36台(神奈川中央交通19台、相鉄バス9台、 東急バス5台、江の島電鉄3台)	②30,250千円	②19,800千円	B	①、②ともに毎年予算要望があり、市民 ニーズは高い	推進	健康福祉 局福祉保 健課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
11	9	地域子育て応援マン ションの認定	認定戸数	4,300戸 (25年度)	6,500戸	-	5,907戸	B	バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面にやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市子育て応援マンション」として、5,907戸認定(累計認定戸数)。	1千円	0千円	A	入居者へのアンケートでは、地域子育て応援マンションの認定が入居の大きな判断材料の一つとなっているとの意見がある。	推進	建築局住 宅政策課
12	9	子どもの事故予防啓 発事業	-	子どもの事故予 防啓発リーフレット 発行:60,000部 保育所訪問運動 指導:4区20園で 実施 (25年度)	(推進)	-	保育士等向け運動 指導研修用DVD 活用研修会:5回・ 77人参加	B	・リーフレット「ここが危ない!子どもの事故予防」を区や子育てイベント等で配布、活用した。 ・保育士等向け運動指導研修用DVDを保育所・幼稚園等へ配布するとともに、DVD活用研修会を実施し、活用方法について周知を行った。	1,896千円	641千円	B	リーフレットについて各区、施設等から問い合わせをいただくことが多く、活用されていることが伺える。	推進	企画調整 課
13	9	地域防犯活動支援事 業	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	各区の実情に応じた防犯関係事業の推進や、市内全域で青色回転灯装着車による「安全・安心のまちづくり対策パトロール」の実施、民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」の開催、子どもの安全啓発イベント等を通じた広報・啓発活動の実施などにより、地域における子どもの見守り活動への理解を深めるなど、子どもの安全対策を推進した。また、SNS等のネットワークを悪用した犯罪等のトラブルに巻き込まれる子どもが増加している状況を踏まえ、危険な目に遭わないための使い方をわかりやすく掲載した「サイバー子ども安全リーフレット」を作成し市内小学校へ配布するとともに、「サイバー子ども安全教室」などを実施した。	52,102千円	42,559千円	B	安全・安心のまちづくり対策パトロール(120日)、横浜市子どもの安全啓発イベント(来場者約1万5千人)、子どもの安全ネットワーク会議(関係61団体)等を実施し、効果的に子どもの安全啓発を行うことができた。	推進	市民局地 域防犯支 援課
14	9	交通安全教育の推進 (幼児交通安全教育 指導)	-	保育所・幼稚園 訪問指導回数: 158回 (25年度)	(推進)	-	保育所・幼稚園訪 問指導回数:184回 (H30年度) 幼稚園・保育園に おける保護者交通 安全教室の実施: 7回	A	幼稚園・保育所等を訪問し、園児に交通安全の実技指導を行う「幼児交通安全教育訪問指導」を実施した。 幼稚園・保育所の保護者を対象とした交通安全講習を開催し、子育ての当事者に対する子どもの交通安全教育を実施した。	9,662千円	8,532千円	A	着ぐるみによる幼児交通安全教室は参加者や実施園から好評であり、「毎年来てほしい」などの要望を多く受けている。保護者を対象とした交通安全講習では、自転車の乗せ方など日常生活に密着した交通ルールについて啓発する機会となっており、参加した保護者から高評価を得ている。	推進	道路局交 通安全・自 転車政策 課

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画 素案(案)の概要

1

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案 全体構成

【総論部分】

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1. 趣旨・位置づけ
2. 計画の期間
3. 計画の対象
4. 本市における他計画との関係

第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

1. 人口や少子化の状況
2. 家庭の状況
3. 地域・社会の状況
4. 第1期計画の振り返り

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1. 目指すべき姿
2. 計画推進のための基本的な視点

【各論部分】

第4章 施策体系と事業・取組

1. 施策分野・基本施策とその関係性
2. 施策体系図
3. 指標一覧
4. 各施策における現状と課題及び今後の方向性

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み、確保方策

1. 保育・教育に関する施設・事業
2. 地域子ども・子育て支援事業

第6章 計画の推進体制等について

1. 計画の点検・評価
2. 様々な主体による計画の推進
3. 人材の確保・育成の推進
4. 情報発信や情報提供の推進

2

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1 計画の趣旨・位置づけ

- 子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進。

<本計画への記載事項>

- ◆ 各年度の保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策（提供区域、提供体制の確保内容及び実施時期）、認定こども園の推進等
- ◆ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援（児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等）
- ◆ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（ワーク・ライフ・バランスの推進）

「子ども・子育て支援法」に基づく事項

- ◆ 地域における子育ての支援
- ◆ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ◆ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ◆ 子育てを支援する生活環境の整備
- ◆ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- ◆ 子どもの安全の確保

「次世代育成支援対策推進法」に基づく事項

3

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

2 計画の期間

- 令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間

3 計画の対象

- 生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行う。

4 本市における他計画との関係

- 基本構想や中期4か年計画をはじめ、子ども・青少年施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進。

4

<関連する主なビジョン・計画>



5

第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

1 人口や少子化の状況

(1) 出生数、合計特殊出生率の推移

- 出生数は減少傾向で、2016年には3万人を割り、2017年時点で約2.8万人。
- 合計特殊出生率は2005年以降上昇傾向に転じ、2015年には1.37となったが、その後低下し、2017年時点で1.32。全国(2017年:1.43)と比較すると、低い水準で推移。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものだが、少子化は、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、異年齢の子ども同士の交流の機会の減少などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響も指摘。

2 家庭の状況

(1) 世帯状況の変化

- 6歳未満親族のいる世帯数は、2000年に約15.2万世帯(11.2%)だったところ、2015年には約14.3万世帯(8.8%)となるなど、子どもがいる世帯が減少。うち約95%が核家族であり三世帯同居が減少するなど、家族の規模が縮小。

(2) 就労状況の変化

- 30~34歳の女性の労働力率は、20年間で約25ポイント上昇(平成27年:70.9%)し、M字型カーブの底は浅くなっている。
- フルタイムで就労している共働き世帯の割合は上昇しており、「利用ニーズ把握のための調査(平成30年度)」では40.0%。
- 現在未就労の母親について、就労したいと回答した割合は73.5%。希望する就労形態は、「パートタイム、アルバイト等(フルタイム以外)」が68.5%となっており、多様な働き方に対するニーズがある。

(3) 子育ての不安感・負担感

- ニーズ調査によると、子育ての満足度は過去10年間で上昇傾向。一方、特に、「妊娠中」や「出産後、半年から1の間」において、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」がある人の割合は増加。
- 仕事や学校のある日の「家事・育児」に費やす時間が、男性より女性が約5倍多くなっているなど、女性の就労が増加する中において、男性の家事・育児時間に費やす時間は短くなっている。

6

第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

3 地域・社会の状況

(1) 地域のつながりの希薄化

- 「横浜市民意識調査」によると、比較的親密な付き合い方をしている人の割合は2018年には10%を下回る。また、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」と感じる人が73.6%。
- ニーズ調査では、比較的親密な付き合い方をしているの方が子育ての満足度が高いという結果となっており、安心した子育て環境をつくる上でも、地域のつながりづくりは重要な視点となっている。

(2) 情報化社会の進展

- 内閣府の調査によると、インターネットを利用している割合は、小学生で85.6%、中学生で95.1%と上昇傾向。そのうち、スマートフォンを使用している割合は、小学生で40.7%、中学生で65.8%。インターネットの危険性について説明を受けたり学んだりしたことがあると回答した割合は、小学生は77.2%、中学生は92.9%。
- インターネット利用の早期化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害などの問題も指摘。

(3) 国際化の状況と多文化共生

- 本市の外国人人口は2019年には10万人を超えるなど増加傾向。2018年の出入国管理法の改正により外国人材の更なる受入が推進される中、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要。

(4) 困難を抱える子ども・青少年の状況

- 成長の過程での不登校、いじめ、暴力、虐待、自傷行為、自殺企図等、さらには若年層でのひきこもり、無業状態などの状況も見られ、また、子どもの貧困率の問題も指摘。
- 困難を抱える子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮、多様な家庭形態、障害・疾病、社会的孤立など様々な状況が複雑に絡み合っている場合もある。また、親の抱える課題が一因となり、困難な状況が親から子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することも示唆。

7

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』

- ◆ 子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。
- ◆ 子ども・青少年の成長と子育てを支援することは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。
- ◆ 横浜で生まれた子どもたちが、地域の関わりの中で豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進。

「子ども・青少年にとって」
の視点での支援

全ての子ども・青少年の
支援

それぞれの成長段階に応じ、
育ちの連続性を大切に
する
一貫した支援

子どもの内在する力を
引き出す支援

家庭の子育て力を
高めるための支援

様々な担い手による
社会全体での支援
～自助・共助・公助～

8

第4章 施策体系と事業・取組

1 施策分野・基本施策

施策分野1	子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる(子ども・青少年への支援)
基本施策1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
基本施策2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
基本施策3	若者の自立支援施策の充実
基本施策4	障害児への支援の充実
施策分野2	誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)
基本施策5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
基本施策6	地域における子育て支援の充実
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止
施策分野3	社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる(社会全体での支援)
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
基本施策9	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にす地域づくりの推進

9

第4章 施策体系と事業・取組

2 指標一覧

施策分野	基本施策	指標番号	指標	直近の現状値 (平成30年度)	令和6年度 目標	施策分野	基本施策	指標番号	指標	直近の現状値 (平成30年度)	令和6年度 目標
施策分野1	基本施策1	1	保育所等待機児童数	46人 【平成31年4月】	0人	施策分野2	基本施策5	10	妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2%	98.7%
		2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20% (累計)	51% (累計)			11	産婦健康診査の受診率	78.7%	89.0%
	基本施策2	3	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合	76% (累計)	100%(累計) 【令和3年度】		基本施策6	12	地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2%	50% 【令和5年度】
		4	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	676,360人/年	692,323人/年			基本施策7	13	支援により就労に至ったひとり親の数	460人/年
	基本施策3	5	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,038人/年	1,800人/年		14		ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	4,971人/年	6,000人/年
		6	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善が見られた子どもの人数	160人 (累計)	1,830人 (累計)		施策分野3	基本施策8	15	虐待死の根絶	0人
	基本施策4	7	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月	2.6か月				16	里親等の新規委託児童数	32件/年
		8	児童発達支援事業の利用者数(地域療育センター含む)	245,283人/年	318,310人/年	基本施策9		17	よこはまグッドバランス賞認定事業所数	139事業所/年	1,170事業所 (5か年)
	9	放課後等デイサービスの利用者数	772,894人/年	1,080,000人/年	18		男性の育児休業取得率	7.2% 【平成29年度】	13%		

10

3 施策体系図

目指すべき姿

自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、

基本的な視点

「子ども・青少年にとって」の視点での支援

全ての子ども・青少年の支援

それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援

子どもの内在する力を引き出す支援

家庭の子育て力を高めるための支援

様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～

施策分野

施策分野1
子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

施策分野2
誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

施策分野3
社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策

基本施策1
乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- 目標・方向性
- (1) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保
 - (2) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続
 - (3) 保育・幼児教育の場の確保
 - (4) 保育・幼児教育を担う人材の確保
 - (5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

基本施策2
学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

- (1) 小学生のより豊かな放課後の居場所づくり
- (2) 社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり
- (3) 課題を抱える青少年・若者を早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (4) 全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

基本施策3
若者の自立支援施策の充実

- (1) 若者自立支援機関などによる支援の充実
- (2) 社会全体で見守る環境づくり

基本施策4
障害児への支援の充実

- (1) 地域療育センターを中心とした支援の充実
- (2) 療育と教育の連携等による切れ目のない支援
- (3) 学齢障害児に対する支援の充実
- (4) 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実
- (6) 障害への理解促進

基本施策5
生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
- (2) 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実
- (3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (4) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

基本施策6
地域における子育て支援の充実

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり
- (3) 地域における子育て支援の質の向上
- (4) 一時的に子どもを預けることができる機会の充実

基本施策7
ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

- (1) ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート
- (2) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保、自立支援
- (3) DV被害者等の支援に関わる職員の資質向上及び体制の強化、啓発等

基本施策8
児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応における支援策の充実
- (3) 社会的養護体制の充実
- (4) 児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保

基本施策9
ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にす地域づくりの推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方が実現できる環境づくり
- (2) 子どもを大切にす社会的な機運の醸成
- (3) 安全・安心の地域づくり

基本施策1 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

現状と課題

- 人間形成の基礎をつくる乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねることが大切。
- 多様な保育・幼児教育施設が幼児教育・保育の無償化の対象となることから、平成29年の「保育所保育指針」等の3つの指針・要領の改定(訂)の趣旨を踏まえ、全ての施設が質の高い乳幼児期の保育・教育を実践することが求められる。更に、乳幼児期の保育・教育の中で大切にしたい方向性を、家庭や地域とも共有し、共に育ちを支えていくことが重要。
- 認可外保育施設は、幼児教育・保育の無償化の対象となったことを契機として、より一層の質の確保・向上を進めることが重要。
- 保育所等だけで食育を進めるのではなく、保護者や地域の多様な関係者と連携し、協力を得ながら進めていくことが求められる。
- 小学校以降も、それまでの育ちと学びを踏まえ、長期的な視点で成長過程を見通し、連続性・一貫性を保障することが求められる。
- 平成31年4月の保育所等利用申請者は過去最大の69,708人、待機児童数は46人となりニーズは増加傾向。一方、地域によっては定員割れが発生するなど、ニーズの変化に合わせた取組が必要。また、幼稚園の長時間の預かり保育や認定こども園の利用は増加。
- 緊急時に預けられる親族や知人がいない人がニーズ調査では約2割となっており、一時預かり施設の拡充が課題。
- 保育士の有効求人倍率は、全国の3.64倍に対して神奈川県は4.55倍(平成31年1月)と非常に高い傾向にある。
- 保育士の確保が困難なため定員割れとなっている園が年々増加。本市調査等から職場環境が勤務継続のポイントになっている。
- 医療的ケア児等を含め、特性や発達に応じて保育・教育を受けられる環境を整え、障害の状況に応じたきめ細かな支援が必要。
- 保育・教育施設においても外国籍等の子どもが増加傾向にあり、多様性を尊重し、多文化共生の保育・教育を推進が求められる。
- 85%以上の保育所等で児童へのアレルギー対応が必要になっており、個々の知識と技術を高めることが求められる。

目標・方向性

- (1)子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保
- (2)保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続
- (3)保育・幼児教育の場の確保
- (4)保育・幼児教育を担う人材の確保
- (5)多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

12

基本施策1 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

指標

	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
保育所等待機児童数	46人 【平成31年4月】	0人
園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20%(累計)	51%(累計)

主な事業・取組

保育・幼児教育研修及び研究事業	就職面接会及び保育所見学会事業
横浜こども指針(仮称)を活用した取組の推進	保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援
園内研修・研究の推進	保育所等での一時保育
食育研修会の実施	休日一時保育
保育・教育施設に対する巡回訪問	24時間型緊急一時保育
組織マネジメント等講習の実施	病児保育事業、病後児保育事業
保育・教育施設等に対する運営指導の実施	乳幼児一時預かり事業
幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続	横浜子育てサポートシステム事業
保育・幼児教育の場の確保	保育・教育コンシェルジュ事業
延長保育事業	障害のある子ども等への保育・教育の提供体制の整備
幼稚園での預かり保育	食物アレルギーへの適切な理解の推進
保育士宿舍借上支援事業	

13

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

現状と課題

- 子ども・青少年期の社会体験や自然体験が豊富な人ほど、社交性や挑戦意欲、自己肯定感が高い傾向。
- 都市化や少子化により、子ども同士の交流機会、放課後等の集団遊びの機会、子どもやその保護者と地域のつながり等が減少。
- 子どもの小学校入学後に就労を継続または就労し始めることができるよう、放課後の安全で安心な居場所を確保することが必要。
- 中・高校生世代になると、安心して気軽に集い、自由に活動できる空間が減少。
- 第三の場における多様な人との交流や体験の機会が少ないと、多様な価値観に触れ、自ら判断したり選択したりする力や他者と関係する力、挑戦する意欲を育みにくくなる。
- 中高生を対象とした本市調査では、「自分のことが好きである」に「あてはまらない」と回答した生徒ほど、「居場所がない」と回答しており、自己肯定感が低いほど、学校・家庭以外の第三の場を持たない傾向。
- 県の公立高校退学者数は増加傾向。多様な通学形態や広域化によりライフスタイルが広がり、中学時代以上に学校外の場が必要。
- 国の調査によると、少子化に伴い若年労働力人口は10年で約240万人減少。若年層の完全失業者数は約60万人前後で推移。
- 小学生の放課後の時間は、社会性の取得や発達段階に応じた主体的な活動ができる場としていく必要があり、質の向上が求められる。
- 配慮が必要な児童の増加等に伴い、放課後キッズクラブや放課後児童クラブの職員の専門性が求められるとともに、学校との連携を一層図る必要がある。
- 令和2年度以降は全小学校で放課後キッズクラブが提供ができる。一方で、十分な活動場所が確保できていないクラブがある。
- 多様な地域資源がネットワークを構築することで、「子ども・青少年を見守る目」を醸成するとともに、地域全体で予防的支援に取り組み、課題が顕在化した場合に、早期支援につなげられる環境を作っていくことが必要。

目標・方向性

- (1)小学生のより豊かな放課後の居場所づくり
- (2)社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり
- (3)課題を抱える青少年を早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (4)全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

14

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

指 標

	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合	76%(累計)	100%(累計) 【令和3年度】
青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	676,360人/年	692,323人/年

主な事業・取組

- 放課後児童育成事業
- 青少年の地域活動拠点づくり事業
- 子ども・青少年の体験活動の推進
- プレイパーク支援事業
- 青少年育成に係る人材育成等の取組
- 青少年育成に係る広報・啓発の実施

15

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

現状と課題

- 親の疾病や経済的な困窮など、養育環境に課題がある家庭で育つことで困難や課題を抱える青少年・若者が存在。
- 貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、無業などの複合的な課題を抱えている青少年・若者が、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立しているという状況がある。
- 家庭環境や社会環境の変化により、コミュニケーション能力や自己肯定感を育みにくくなっており、社会的・経済的に自立できない若者が増えるリスクが増大。
- 中学校を卒業すると、地域社会と本人・家族がつながる機会が少なくなり、高校進学後は本人に対する支援も少なくなることが課題。
- 県の公立高校中退者は増加傾向だが、中学卒業資格者に対する求人が少ないため、進路選択の幅が狭くなる。
- 本市調査では、15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態にある方は約15,000人いると推計され、平成24年度調査時の約8,000人と比較して増加していると推定。また、40～64歳では約12,000人と推計。
- 内閣府の調査では、40歳～64歳のひきこもり状態の方が全国で推計61万3千人。調査回答者のひきこもり期間は7年以上が半数で、30年以上も6%と報告。ひきこもりは、若者特有の課題にとどまらず、社会問題化しているため、国の動向等を踏まえながら、今後のひきこもり支援施策の検討が必要。
- 本人・家族共に支援機関等に相談できずに抱え込むことでひきこもり状態が長期化・深刻化していることが考えられ、早期発見・早期支援することが求められる。
- 支援機関や民間団体等による相談・プログラムや就労支援、居場所の運営など、本人の心身の状態に応じた段階的な支援が必要。
- ひきこもり等の若者が困難を抱えるに至った背景を理解し、本人なりの自立を見守り、支える地域の力が必要。
- 家庭の外にも安心できる居場所を得ることができ、また、生活習慣・学習習慣・コミュニケーション能力を身に付けることや、本人の特性や得意分野に着目した多様な働き方ができるなど、地域や社会の環境整備が必要。
- 一旦進路や就職先が決まった後も、再び困難に陥ることがないように、支援機関や地域での見守りが必要。

目標・方向性

- (1) 若者自立支援機関などによる支援の充実
- (2) 社会全体で見守る環境づくり

16

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

指標

	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,038人/年	1,800人/年
寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	160人(累計)	1,830人(累計)

主な事業・取組

青少年相談センター事業

地域ユースプラザ事業

若者サポートステーション事業

生活困窮状態の若者に対する相談支援事業

よこはま型若者自立塾

寄り添い型生活支援事業

寄り添い型学習支援事業

青少年の地域活動拠点づくり事業
(基本施策2の再掲)

身近な地域に出向いた相談等の実施

若者自立支援に係る人材育成、
関係機関支援及びネットワーク構築

17

基本施策4 障害児への支援の充実

現状と課題

- 近年、発達障害の中でも特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児」が大幅に増加し、従来の障害福祉・教育等施策では十分に対応できていない現状がある。平成30年度に発達障害検討委員会から提出された報告書及び令和元年度の障害者施策推進協議会への諮問・答申を受け、施策の再構築や具体的な取組などが求められる。
- 地域療育センターの新規利用児も増加。その約7割が発達障害児であり、支援体制の一層の充実が求められる
- 障害児の通所支援は、ニーズの増大に対応して事業者数が年々増加しており、提供されるサービスの質の維持・向上が課題。
- 障害児相談支援事業所の不足等により、切れ目のない十分な相談支援体制が確立できていない状況。
- 発達支援については、保護者への支援も有効であると考えられ、体系的な保護者支援に取り組むことが求められる。
- 医療的ケア児や重症心身障害児が増えており、医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整する体制の構築が求められる。
- 施設の老朽化への対応だけでなく、個室化、ユニット化など生活環境の改善が必要になっている施設がある。

- 障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、地域で切れ目のない支援を行うため、学校と地域の障害児通所支援事業所等との相互理解の促進が求められる。

- 学齢期の障害児が安心して、充実した余暇を過ごすことのできる場の充実が必要。
- 学齢後期における発達障害児の新規診療、相談件数も増加。また、ライフステージを通じた切れ目のない支援のためにも、関係機関との連携を図りながら、就労など成人期を見据えた支援が必要。

- 幼少期・学齢期から様々な場面で障害のある人たちとの出会い、つながることで、理解を深めていくことも重要。

目標・方向性

- (1) 地域療育センターを中心とした支援の充実
- (2) 療育と教育の連携等による切れ目のない支援
- (3) 学齢障害児に対する支援の充実
- (4) 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実
- (6) 障害への理解促進

18

基本施策4 障害児への支援の充実

指標

	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
地域療育センターの初診待機期間	3.9 か月	2.6か月
児童発達支援事業の延べ利用者数 (地域療育センター含む)	245,283人/年	318,310人/年
放課後等デイサービスの延べ利用者数	772,894人/年	1,080,000人/年

主な事業・取組

地域療育センター運営事業

障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備(基本施策1の再掲)

障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上

学齢後期障害児支援事業の拡充

障害児入所施設の再整備

医療的ケア児・者等支援促進事業の推進

メディカルショートステイ事業の推進

市民の障害理解の促進

19

基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

現状と課題

- 若い世代が主体的にライフプランを選択することができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うことが重要。
- 思春期特有の健康課題、性に関する不安や悩み等の相談に応じるとともに、子どもの行動を受け止める地域づくりが重要。
- ニーズ調査では子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験がない人が74.4%に上り、将来子どもを産み育てることのイメージが持ちにくくなっている。
- 子どもを産み育てたいと希望する人が妊娠・出産につながるよう、不妊治療による経済的な負担軽減への支援が必要。
- 「予期せぬ妊娠」では、「生後0日死亡」につながる場合もあり、相談支援体制を充実させることが必要。
- 35歳以上の高齢出産の割合は3人に1人(H29年)。出産年齢が高齢化すると、産後の母の心身の不調や育児の負担感にも影響。
- 「妊娠中や出産後に重要なサポート」として「母親の健康面の相談」を挙げる割合も多く、母体に過重な負担がかかっている状況が伺える。妊娠・出産後も働き、両立に取り組む女性が増える中で、母親の健康への支援が重要。
- 祖父母世代も高齢化するなど子育て家庭の状況が多様化する中で、妊娠・出産や子育てへの支援の重要性が高まっている。
- 妊娠中から助産師・保健師等の専門的な相談支援を充実させるとともに、特に産前産後に安定した生活が送れるよう、家事や育児のサポートを行う支援が重要。また、地域の子育て関係者と連携しながら、安心して出産・子育てができる環境を整えることが重要。
- 約1割の産婦に「産後うつ」が発症すると言われており、心の不調を抱える妊産婦を早期に把握し、適切な支援を行う必要がある。
- 第1子に比べ第2子以降のむし歯の割合が高いことや、「うまく飲み込めない」など食育と関連した口腔機能の問題が発生。また、妊婦歯科健診の受診率は36.6%に留まっており、歯科口腔保健に関心を持ってもらえるよう妊娠期からの一貫した働きかけが重要。
- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させるとともに、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、包括的な支援の環境づくりを進めることが重要。
- 母子保健事業の充実を通じて、妊娠期からの児童虐待の予防に取り組むことが重要。
- より安心して安全な出産ができる環境づくりや小児救急医療体制の安定的な運用など、産科医療及び小児医療の充実が求められる。

目標・方向性

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
- (2) 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実
- (3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (4) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

20

基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

指標

	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2%	98.7%
産婦健康診査の受診率	78.7%	89.0%

主な事業・取組

思春期保健指導事業	母子訪問指導事業
不妊相談・治療費助成事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業
妊娠・出産相談支援事業	産後母子ケア事業
妊婦健康診査事業	産前産後ヘルパー派遣事業
産科・周産期医療の充実	産婦健康診査事業
小児救急拠点病院事業、小児救急に関する電話相談	産後うつの早期支援に向けたネットワーク構築
小児医療費助成事業、小児慢性特定疾病医療給付	乳幼児健康診査事業等
妊娠届出時の面接(母子保健コーディネーター)	歯科健康診査事業
横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実	育児支援家庭訪問事業

21

基本施策6 地域における子育て支援の充実

現状と課題

- ニーズ調査では地域での子育て支援の場を利用している親子の割合は増加。一方で「子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることがよくあった」と回答した人も増えており、支援ニーズは依然高い状況。
- 子育てに関する日常的に感じる小さな疑問や困りごとを、気軽に相談し解決できる場を、身近な場所につくることが求められる。
- 居場所利用者の半数以上が保育所等を利用しており、自宅で育児をしている家庭だけでなく、全ての家庭に向けた取組が必要。
- 初めて子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない保護者は、子育てについて不安を感じたり自信を持てなくなったりしたことがある割合が比較的高い傾向。「出産・子育てのイメージを持つこと」が、安心して子育てをするためには大切。
- 妊娠中・育児休業中に地域での支援を知り、利用することが、安心感を持った子育てへとつながる。
- 地域子育て支援拠点で利用者支援事業を開始するなど相談機能の充実を図ったことにより、拠点における相談件数は毎年増加。
- 地域の支援の質の維持・向上に取り組むとともに、利用していなかった方などが利用につながる、新たな支援方法の検討も必要。
- 様々な世代、立場の方に、子育て家庭に目を向けてもらい「子育てを温かく見守る地域づくり」を進めていくことが必要。
- 「支援する側・される側」という枠を超えて互いに支え合うことを通じ、保護者が次の担い手になる働きかけも地域づくりには大切。
- 地域のことを「我が事」として考えていける機運醸成が重要であり、横浜市版子育て世代包括支援センターとして、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が連携し、地域の子育て支援に関わる人と協力しながら、「地域づくり」を念頭に置いた支援の展開が必要。
- 一時的な預かりのニーズに応え、子育ての負担感の軽減を図ることができる預かりの場の充実が求められる。
- 預かりを利用することで「子育ての相談をできる場」等を持つことにつながり、子どもにとっても多くの人と触れ合う機会となる。

目標・方向性

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり
- (3) 地域における子育て支援の質の向上
- (4) 一時的に子どもを預けることができる機会の充実

22

基本施策6 地域における子育て支援の充実

指標

	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2%	50.0 % 【令和5年度】

主な事業・取組

地域子育て支援拠点事業	横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実(基本施策5の再掲)
地域子育て支援拠点における利用者支援事業	地域子育て支援スタッフの育成
親と子のつどいの広場事業	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)
保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場	乳幼児一時預かり事業(基本施策1の再掲)
子育て支援者事業	横浜子育てサポートシステム事業(基本施策1の再掲)

23

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

現状と課題

- 国勢調査(平成27年)では、本市におけるひとり親家庭は26,391世帯。うち、母子家庭が22,803世帯、父子家庭が3,588世帯。
- 本市調査では、世帯総収入の平均は、母子家庭で361万円、父子家庭で643万円。母子家庭では非正規雇用が半数近くを占め、安定した収入を得ることが難しい状況。母子家庭では生活費、父子家庭では家事や相談する相手がないといった悩みが多い傾向。
- 親との離死別により、子どもが成長していく過程で様々な課題が生じることがある。
- ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親または子どもの疾病・障害などの課題を抱えている場合もあり、自立に向けて、こうした就業以前の課題への対応も必要。
- 「支援制度を利用できなかった」理由として、「制度があることを知らなかったから」が多く挙げられており、様々な手法により情報提供を行う必要がある。
- ひとり親家庭の方は社会的に孤立しやすく、ひとりで困難を抱えてしまう傾向にあると言われていたため、当事者同士のつながりで悩みを共有し、不安を解消していくなど、民間支援や地域のつながりなどの多面的なアプローチも重要。しかし当事者団体の存在があまり知られていない、父子においては当事者同士のつながりが希薄、といった課題もあり、今後支援を充実させていく必要がある。
- 平成30年度のDV相談件数は4,842件で、全体的にほぼ横ばいの傾向。男性からの相談は全体の約1割だが、増加傾向。
- 女性緊急一時保護件数は減少傾向。理由として、通信制限や外出制限等、ニーズとマッチしないことが考えられる。一時保護に至らなかった場合、その後の危険性が懸念され、児童虐待の重篤化の可能性もあり、適切な支援策の検討が必要。
- 国でもDV対応と児童虐待対応との連携強化が掲げられており、本市においても子どもへの心理的なケアや生活支援、児童相談所と区役所との連携強化を図る必要がある。
- DV加害者更生のための支援や若い世代への啓発・予防教育、相談窓口の周知などの充実が求められる。
- DV被害者及び同伴家族等の安全確保、保護から自立に向けた支援を総合的に行うとともに、関係機関との更なる連携強化も必要。

目標・方向性

- (1) ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート
- (2) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保、自立支援
- (3) DV被害者等の支援に関わる職員の資質向上及び体制の強化、啓発等

24

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

指標

	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
支援により就労に至ったひとり親の数	460人/年	2,300人(5か年)
ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	4,971人/年	6,000人/年

主な事業・取組

ひとり親家庭等自立支援事業	寄り添い型生活支援事業(基本施策3の再掲)
日常生活支援事業(ヘルパー派遣)	寄り添い型学習支援事業(基本施策3の再掲)
保育所への優先入所	民間活力による支援(ひとり親の自立支援に関する連携協定)
母子生活支援施設	女性相談保護事業
住宅確保の支援	DV被害者支援
母子・父子家庭自立支援給付金事業	若者向けデートDV防止啓発
児童扶養手当	女性緊急一時保護施設補助事業
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子生活支援施設緊急一時保護事業
母子父子寡婦福祉資金貸付	

25

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

現状と課題

- 児童虐待相談対応件数は年々増加し、平成30年度は9,605件と過去最多。これまでに児童虐待による死亡や重篤事例も発生。
- 早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行う体制の充実、専門性の高い人材の育成と確保が急務。
- 児童相談所の強化に向け、児童福祉司や児童心理司等の人材の確保・育成とともに、今後のあり方の更なる検討が必要。
- 平成30年度の一時保護件数は過去最多の1,499件。児童の権利擁護のため、保護所の環境改善や保護期間の短縮化が必要。
- 特に児童虐待対応については法的根拠に基づいた判断が求められ、引き続き、法的対応力の強化が必要。
- 国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、「子ども家庭総合支援拠点」機能を全市区町村に設置する目標が掲げられ、本市としても、拠点機能の検討を行い、子どもとその家庭への相談支援体制の強化に向けた体制整備が必要。併せて、区役所と児童相談所の支援や連携のあり方についても検討が必要。
- 児童虐待死亡事例のうち0歳児は約6割。特定妊婦について、児童虐待の未然防止に向け、産前・産後の支援の強化が必要。
- 学齢期の支援が必要な子どもや、その保護者に対する効果的な在宅支援策の検討が必要。
- 関係機関からの児童虐待に関する通告・相談件数は増加傾向であり、今後も、情報共有の仕組みの充実が必要。
- 乳幼児健診未受診者・未就園児・不就学児等の安全確認が求められており、関係機関とのネットワーク等の強化が必要。
- 施設入所・里親等委託児童数は685人(平成29年度)。里親等への委託数は増加傾向。養育環境の整備や家庭養育の推進が必要。
- 里親等の家庭養育の担い手の確保や、里親家庭が孤立することのないよう、関係機関が連携し、支援する体制の充実が必要。
- より専門的なケアを必要とする児童を支援するため、施設職員等のスキルアップや職種に応じた専門性の向上が求められる。
- 児童養護施設等の退所者に、就労や進学への支援、生活相談等、安定した生活を送るための計画的な支援の提供が必要。

目標・方向性

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応における支援策の充実
- (3) 社会的養護体制の充実
- (4) 児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保

26

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

指標

	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
虐待死の根絶	0人	0人
里親等への新規委託児童数	32件/年	170件(5か年)

主な事業・取組

区の要保護児童対策地域協議会の機能強化
医療機関との連携強化
未就園児等の把握
「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討
児童虐待防止の広報・啓発
児童相談所の相談・支援策の充実と人材育成

養育支援家庭訪問事業
子育て短期支援事業
母子生活支援施設緊急一時保護事業
(基本施策7の再掲)
一貫した社会的養護体制の充実
里親等委託の推進
区役所における人材育成

基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にできる地域づくりの推進

現状と課題

- 働き方改革関連法案(平成30年)では、ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の実現がポイントとして掲げられている。
- 共働き世帯の増加や男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく、子育てに向き合える環境づくりが求められる。これらを実現し、よりよい親子関係の形成を通じて、子どもの育ちを支えることにつなげていくことが重要。
- 企業に対してワーク・ライフ・バランスの取組への働きかけ・支援を行い、企業と働く人々双方に魅力ある職場にしていくことが重要。
- 市民一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスについて考え、実践していくことができるよう、普及啓発やきっかけづくりが必要。
- 男性の育児休業取得率は依然として低く、取得しても短期間の取得が半数を占めている状況。さらに、「夫も家事や育児を分担すべき」と考える人が多いにも関わらず、妻の家事・育児等に費やす時間が夫よりも大きく上回っている。
- 安心して子育てをしていくためには、社会全体で子どもを育てる機運を醸成することが必要であり、地域で暮らす人々がお互いの顔が分かる関係づくりを進めることが重要。しかし、「地域社会から見守られている、支えられている」と感じている保護者は半数程度。
- 現代の子育て家庭が置かれている環境や負担感について、広く啓発していく必要がある。
- 近年、「子ども食堂」などの、地域における子どもの居場所づくりの取組が広がっている。子どもにとって安心できる居場所となるとともに、地域に暮らす様々な人との交流を生み出し、支えあう地域づくりにつながることを期待されている。
- 不慮の事故による低年齢児の死亡を防ぐため、保護者等に日常の身の回りにある危険を理解してもらう取組が必要。また、幼児期以降の子どもに対しては、自ら安全な行動を取ることができるよう、啓発や指導を進めることも重要。
- 通学中等に子どもが事件や事故に巻き込まれる痛ましい事案が発生。様々な外的要因による危険から子どもを守る取組が必要。
- 子育て世帯・妊娠中の方が安全に、安心して生活ができるよう、バリアフリーの推進や子育てに対する理解促進が必要。

目標・方向性

- (1) ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方が実現できる環境づくり
- (2) 子どもを大切にできる社会的な機運の醸成
- (3) 安全・安心の地域づくり

28

基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にできる地域づくりの推進

指標

	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
よこはまグッドバランス賞認定事業所数	139事業所/年	1,170事業所 (5か年)
男性の育児休業取得率	7.2% 【平成29年度】	13%

主な事業・取組

企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」	地域における子どもの居場所づくりに対する支援
多様で柔軟な働き方等の取組を行う企業に対する支援	子どもの事故予防啓発事業
企業を対象としたセミナー等の実施	交通安全教育の推進
共に子育てをするための家事・育児支援	地域防犯活動支援事業
祖父母世代に向けた孫育て支援	よこはま学援隊
「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業
結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供	地域子育て応援マンションの認定
子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」) (基本施策6の再掲)	

29

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み、確保方策

- 子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応する確保量と実施時期)を定めることとなっている。
- 本市では、国の基本指針や『量の見込みの算出等の手引き』等に基づき、平成30(2018)年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、行政区単位で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を策定。

〈参考〉量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

2015(平成27)年の国勢調査結果に基づく本市の将来人口推計を基礎として、最新の人口の確定値を反映し算出。

(単位:人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
0～5歳	0歳	26,528	26,172	25,920	25,728	25,569
	1・2歳	56,032	54,921	54,093	53,479	53,037
	3～5歳	90,927	90,252	88,057	86,227	84,697
	小計	173,487	171,345	168,070	165,434	163,303
6～11歳		186,200	184,148	182,981	181,365	179,673
12～17歳		193,760	191,855	190,441	189,954	188,772
合計		553,447	547,348	541,492	536,753	531,748

30

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み、確保方策

1 保育・教育に関する施設・事業

(単位:人)

年度		2年度				3年度				4年度			
給付認定区分(※1)		3号		2号	1号	3号		2号	1号	3号		2号	1号
年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		6,856	25,354	45,381	45,546	7,131	26,020	46,456	43,796	7,406	26,686	47,531	40,526
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		39.0%				40.9%				42.6%			
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,030	21,948	45,183	22,696	6,266	22,588	46,303	24,223	6,484	23,097	47,398	23,855
	確認を受けない幼稚園(※2)				25,938				21,007				17,971
	地域型保育・横浜保育室	826	3,406	198		865	3,432	153		922	3,589	133	
	計	6,856	25,354	45,381	48,634	7,131	26,020	46,456	45,230	7,406	26,686	47,531	41,826

年度		5年度				6年度			
給付認定区分(※1)		3号		2号	1号	3号		2号	1号
年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		7,681	27,352	48,606	37,621	7,941	28,007	49,683	35,014
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		44.2%				45.7%			
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,719	23,780	48,518	22,980	6,911	24,229	49,595	21,717
	確認を受けない幼稚園(※2)				15,442				13,297
	地域型保育・横浜保育室	962	3,572	88		1,030	3,778	88	
	計	7,681	27,352	48,606	38,422	7,941	28,007	49,683	35,014

参考 ニーズ割合

給付認定区分	年齢	ニーズ割合
3号	0歳	31.1%
	1-2歳	52.8%
2号	3-5歳	58.7%
1号	3-5歳	41.3%

31

2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業区分	本市事業	単位	上段:量の見込み 下段:確保方策					
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査事業	延べ受診回数(回/年)	332,291	330,662	329,029	327,396	325,766	
			332,291	330,662	329,029	327,396	325,766	
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業	訪問件数(件/年)	25,117	24,872	24,728	24,642	24,579	
		訪問率(%)	94.7%	95.0%	95.4%	95.8%	96.1%	
		25,117	24,872	24,728	24,642	24,579		
		94.7%	95.0%	95.4%	95.8%	96.1%		
子育て短期支援事業	ショートステイ	延べ利用者数(人/年)	773	802	831	860	889	
		773	802	831	860	889		
	トワイライトステイ	延べ利用者数(人/年)	5,918	6,390	6,863	7,336	7,809	
		5,918	6,390	6,863	7,336	7,809		
	母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用世帯数(世帯/年)	92	92	92	92	92	
		92	92	92	92	92		
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数(回/年)	4,072	4,280	4,528	4,784	5,088
		4,072	4,280	4,528	4,784	5,088		
	ヘルパー	延べ実施回数(回/年)	2,418	2,572	2,731	2,857	2,952	
		2,418	2,572	2,731	2,857	2,952		
	養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数(回/年)	3,730	4,040	4,349	4,659	4,968
		3,730	4,040	4,349	4,659	4,968		
	ヘルパー	延べ実施回数(回/年)	8,256	8,946	9,639	10,323	11,016	
		8,256	8,946	9,639	10,323	11,016		
	要保護児童対策地域協議会	検討会議件数(件/年)	1,848	1,905	1,954	2,013	2,067	
		1,848	1,905	1,954	2,013	2,067		
病児保育事業	病児保育事業	実施箇所数(か所)	29	29	29	29	29	
		26	29	29	29	29		

32

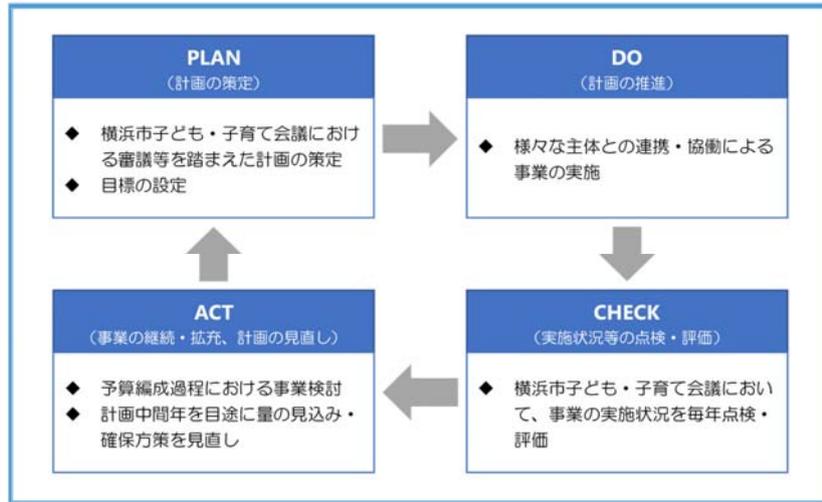
子ども・子育て支援法上の事業区分	本市事業	単位	上段:量の見込み 下段:確保方策				
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者支援に関する事業	横浜子育てパートナー	実施箇所数(か所)	27	27	27	27	27
		23	24	25	26	27	
	保育・教育コンシェルジュ	実施箇所数(か所)	18	18	18	18	18
		18	18	18	18	18	
母子保健コーディネーター	実施箇所数(か所)	18	18	18	18	18	
	18	18	18	18	18		
時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)	利用者数(人/月)	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
6,816	7,190	7,563	7,937	8,310			
放課後児童健全育成事業	放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ	登録児童数(人)	26,260	27,338	28,416	29,494	30,563
		26,260	27,338	28,416	29,494	30,563	
地域子育て支援拠点事業	ア 地域子育て支援拠点 イ 親子のつどいの広場 ウ 保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場 エ その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、保育所子育て広場(非常設)、幼稚園はまっ子広場(非常設)、子育てサロン)	延べ利用者数(人/月)	70,381	74,157	77,933	81,709	85,485
		70,381	74,157	77,933	81,709	85,485	
一時預かり事業、子育て援助活動支援事業	ア 幼稚園での預かり保育(1号)	延べ利用者数(人/年)	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227
		287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	
	イ 幼稚園での預かり保育(2号)	延べ利用者数(人/年)	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
		1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
	その他 ウ 保育所での一時保育 エ 横浜保育室での一時保育 オ 乳幼児一時預かり事業 カ 親子のつどいの広場での一時預かり キ 横浜子育てサポートシステム ク 24時間型緊急一時保育リ ケ 休日一時保育	延べ利用者数(人/年)	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517

33

第6章 計画の推進体制等について

1 計画の点検・評価

- 横浜市子ども・子育て会議において、これまで計画の実施状況について毎年度点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の見直しの審議を行うなど、計画のPDCAサイクルの確保を推進
- 第2期計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議において、毎年度計画の実施状況について点検・評価を実施
- 実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表



34

第6章 計画の推進体制等について

2 様々な主体による計画の推進

- 本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられている。
- 本計画は素案の作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、子育て世帯を対象とした大規模なアンケート調査の実施や子育て中の方によるグループトークを市内全区で開催するなど、幅広く意見を聞きながら検討。
- 「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成が社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、連携しながら計画を推進。

3 子ども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- 子ども・子育て支援の更なる充実が求められる中で、専門職の確保が課題として指摘。また、複雑・多様化する課題に対し、的確な支援につなげていくためには、職員の資質や専門性の向上も必要。
- 少子高齢化や共働き家庭の増加などにより地域の担い手不足の課題も指摘される中、子ども・青少年が地域で健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めていくため、地域における担い手の育成・確保も重要。
- 計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも取り組み、更なる支援の充実を推進。

4 子ども・子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- 「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という声がある。また、障害児・者への情報提供をはじめ、外国人人口が増える中では多言語化も含めた対応も課題。
- 近年、民間との協働によるオープンデータを活用した保育情報の提供や、スマートフォン向けのアプリによる子育て情報の発信、SNSを活用した相談体制の仕組みなど、新たな情報発信・提供の取組も行われている。
- 計画を推進し、各事業を展開していくにあたっては、支援の充実に加え、必要な情報や支援を届けるために、情報発信・提供の観点も踏まえながら検討。

35

(案)

資料5-2

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画

素案

計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

横浜市

目次

第 1 章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について.....	3
1 計画の趣旨・位置付け.....	3
2 計画の期間.....	3
3 計画の対象.....	3
4 本市における他計画との関係.....	5
第 2 章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況.....	6
1 人口や少子化の状況.....	6
2 家庭の状況.....	8
3 地域・社会の状況.....	16
4 第 1 期計画の振り返り.....	21
第 3 章 本市の目指すべき姿と基本的な視点.....	27
1 目指すべき姿.....	27
2 計画推進のための基本的な視点.....	28
第 4 章 施策体系と事業・取組.....	33
1 施策分野・基本施策.....	33
2 施策体系図.....	34
3 指標一覧.....	36
4 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性.....	37
施策分野 1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる.....	38
基本施策 1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援.....	38
基本施策 2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進.....	51
基本施策 3 若者の自立支援施策の充実.....	59
基本施策 4 障害児への支援の充実.....	66
施策分野 2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる.....	73
基本施策 5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実.....	73
基本施策 6 地域における子育て支援の充実.....	85
基本施策 7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止.....	93

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる.....	102
基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実.....	102
基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進.....	110
第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策.....	117
1 保育・教育に関する施設・事業.....	118
2 地域子ども・子育て支援事業.....	124
第6章 計画の推進体制等について.....	156
1 計画の点検・評価.....	156
2 様々な主体による計画の推進.....	157
3 子ども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進.....	157
4 子ども・子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進.....	157
第7章 参考資料.....	159
1 利用ニーズ把握のための調査.....	159
2 子育て中の方によるグループトーク.....	160

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1 計画の趣旨・位置付け

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、乳幼児期の保育・教育の充実や地域における子育て支援、母子の健康の増進、若者の自立支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進します。

<本計画への記載事項>

- ◆ 各年度の保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策（提供区域、提供体制の確保内容及び実施時期）、認定こども園の推進等
- ◆ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援（児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等）
- ◆ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（ワーク・ライフ・バランスの推進）

「子ども・子育て支援法」に基づく事項

- ◆ 地域における子育ての支援
- ◆ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ◆ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ◆ 子育てを支援する生活環境の整備
- ◆ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- ◆ 子どもの安全の確保

「次世代育成支援対策推進法」に基づく事項

2 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

3 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

＜本計画の根拠となる法の基本理念＞

◆子ども・子育て支援法◆

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

◆次世代育成支援対策推進法◆

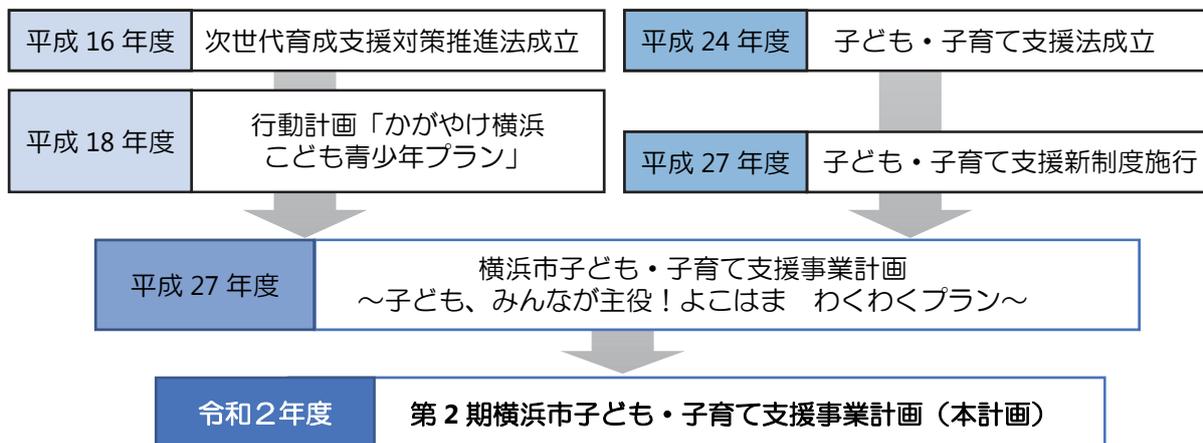
(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

＜関連法制度の変遷と本市における関連計画の策定経過＞



4 本市における他計画との関係

横浜市基本構想（長期ビジョン）や横浜市中期4か年計画をはじめ、子ども・青少年施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進します。

<関連する主なビジョン・計画>



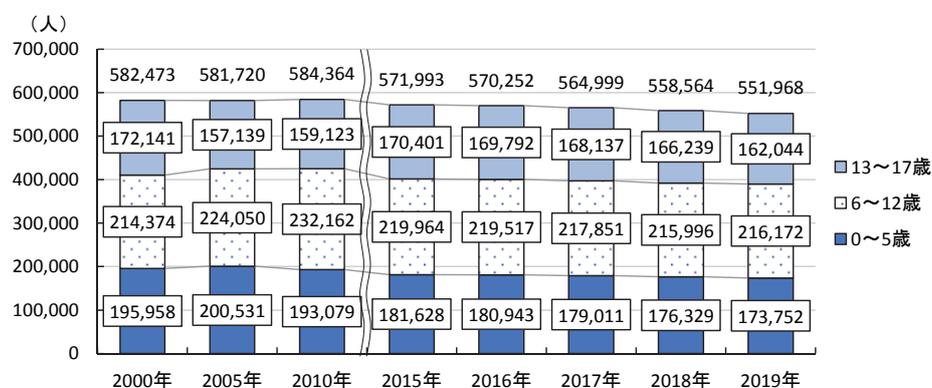
第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

(1) 出生数、合計特殊出生率の推移

○ 本市の18歳未満の人口は、2019（平成31）年時点で約55万人となっています。20年前の2000（平成12）年と比較すると約3万人減少しており、そのうち0～5歳人口の減少が約2万人となっています。

図表 2-1 子ども（0～17歳）の人口推移

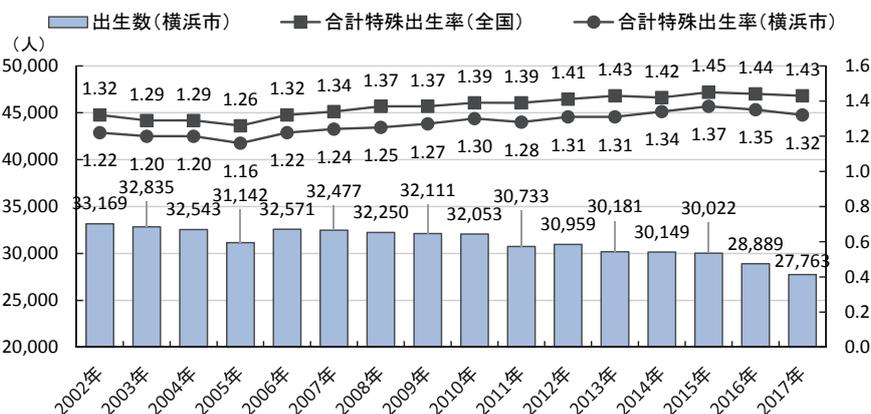


(出典) 横浜市 (各年1月1日時点)

○ 本市の出生数は減少傾向にあります。2016（平成28）年には3万人を割り、2017（平成29）年時点で約2.8万人となっています。2002（平成14）年の約3.3万人と比較すると、15年間で約16%減少しています。

○ 本市の合計特殊出生率は2005（平成17）年以降上昇傾向に転じ、2015（平成27）年には1.37となりましたが、その後低下し、2017（平成29）年時点で1.32となっています。また、全国の合計特殊出生率と比較すると、低い水準で推移しています。

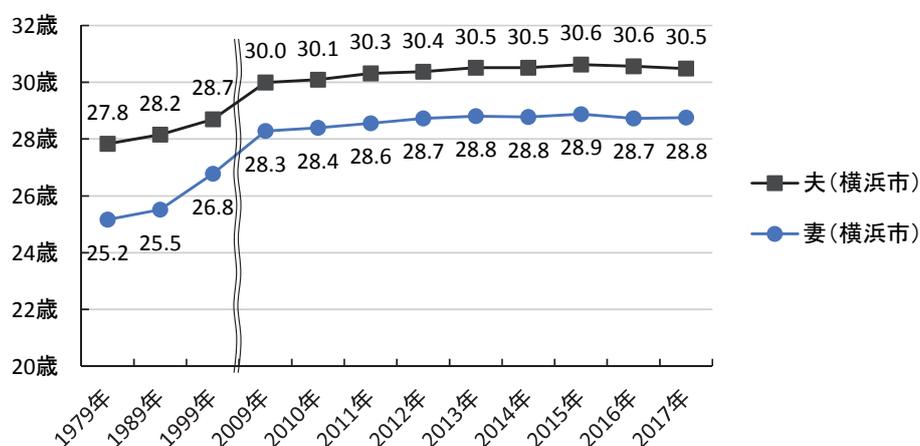
図表 2-2 合計特殊出生率と出生数の推移



(出典) 厚生労働省人口動態統計

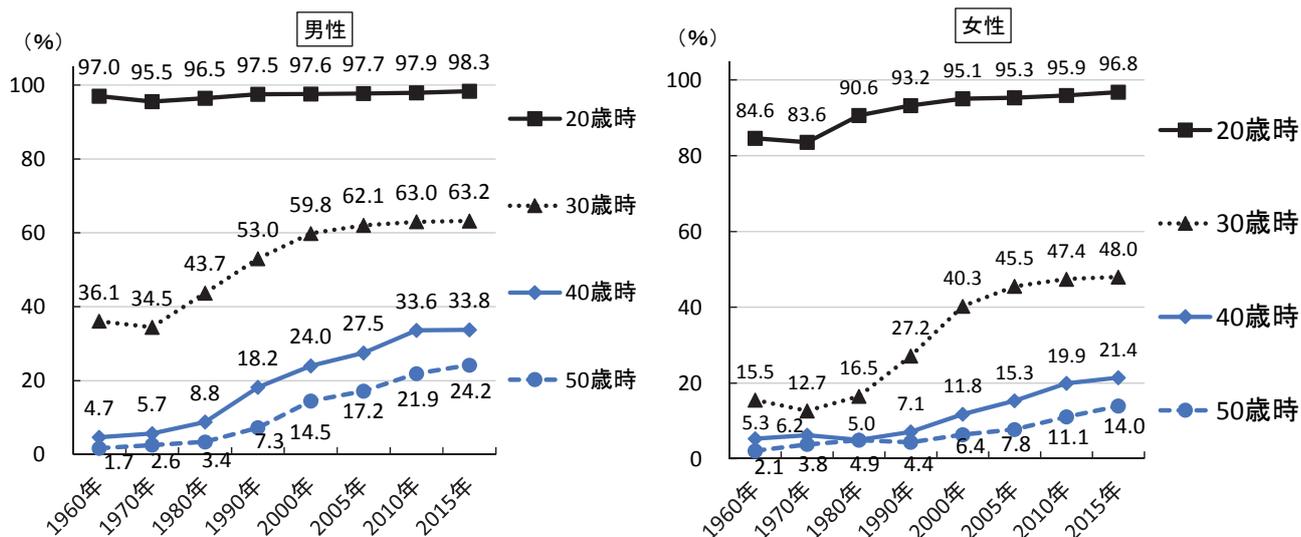
- 本市の平均初婚年齢は、夫・妻ともに過去 40 年間で 3 歳程度上昇し、2017（平成 29）年時点で夫 30.5 歳、妻 28.8 歳となっており、晩婚化が進んでいます。
- また、本市の未婚割合は、男女とも、いずれの年齢時においても上昇傾向にあります。2015（平成 27）年における 40 歳時での未婚割合は、男性 33.8%、女性 21.4%となっています。また、50 歳時の未婚割合は男性 24.2%、女性 14.0%となっており、未婚化が進んでいます。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものですが、少子化は、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、子ども数の減少による、特に異年齢の子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響も指摘されています。

図表 2-3 平均初婚年齢の推移



(出典) 横浜市保健統計年報

図表 2-4 未婚割合(※)の推移



※各年齢時の未婚割合は、5 歳階級ごとの未婚率の平均値によって算出されている。例えば、20 歳時の未婚割合は、15～19 歳未婚割合と、20～24 歳未婚割合の平均値となっている。

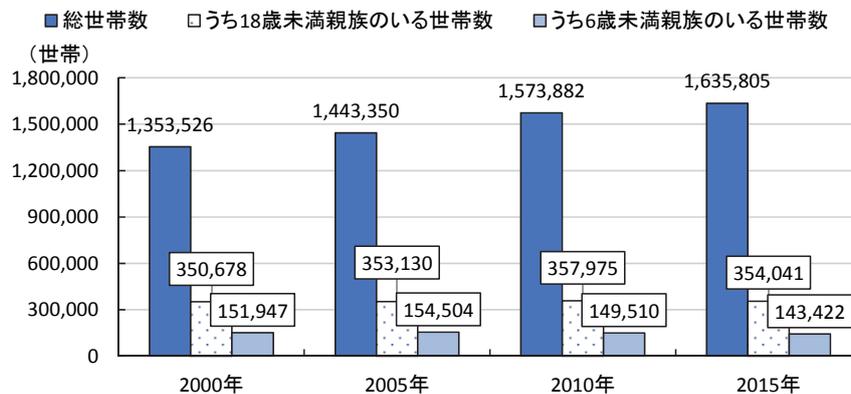
(出典) 国勢調査

2 家庭の状況

(1) 世帯状況の変化

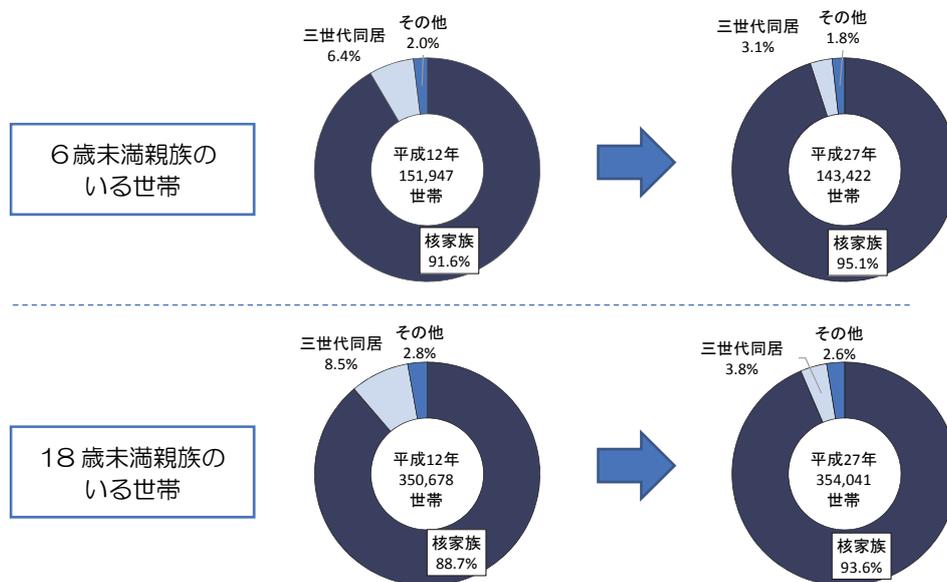
- 本市の総世帯数は、2000（平成 12）年の約 135 万世帯から増加を続け、2015（平成 27）年時点で約 164 万人となっています。一方で、子どもがいる世帯は減少しており、6 歳未満親族のいる世帯数は、2000（平成 12）年に約 15.2 万世帯（世帯総数に占める割合：11.2%）だったところ、2015（平成 27）年には約 14.3 万世帯（同：8.8%）となっています。
- また、三世代同居世帯の減少や核家族化などによって、家族の規模が小さくなっています。2015（平成 27）年時点で、6 歳未満の親族がいる世帯の約 95%が核家族となっています。
- このような世帯状況の変化のなか、子どもの世話をしたことがないまま、育児を行うことになる人が多く、加えて、近くに両親がいないなど祖父母世代の協力を得られず、不安や負担を感じている子育て家庭の存在もあります。

図表 2-5 世帯数の推移



(出典) 国勢調査

図表 2-6 子どものいる世帯の世帯類型の変化（核家族化）

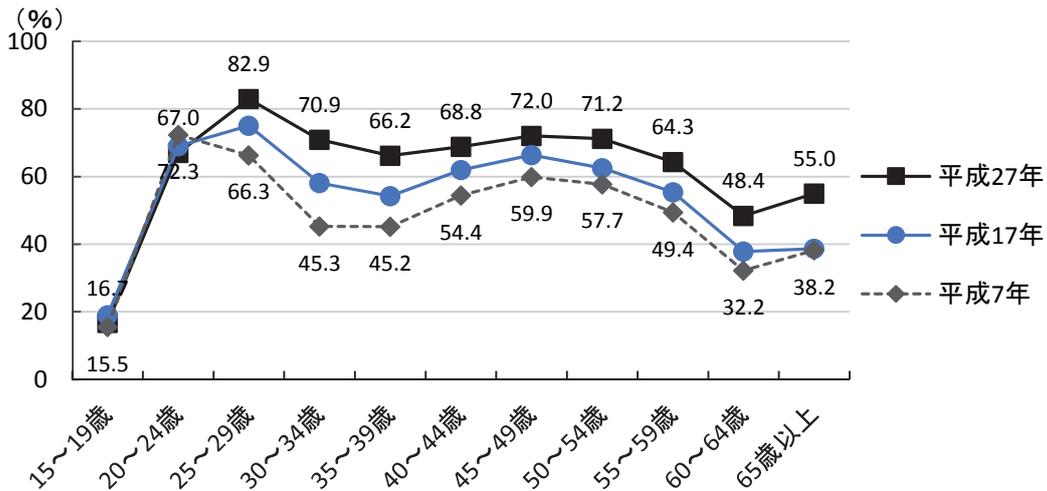


(出典) 国勢調査

(2) 就労状況の変化

○ 本市の女性の年齢階級別の労働力率は、出産や子育て期に当たる30代前後で労働力率が低下する、いわゆる「M字型カーブ」の谷間が形成されていますが、そのM字型の底は過去20年間で浅くなっています。30～34歳の女性の労働力率は、平成7(1995)年には45.3%でしたが、平成27(2015)年には70.9%となっており、20年間で約25ポイント上昇しています。

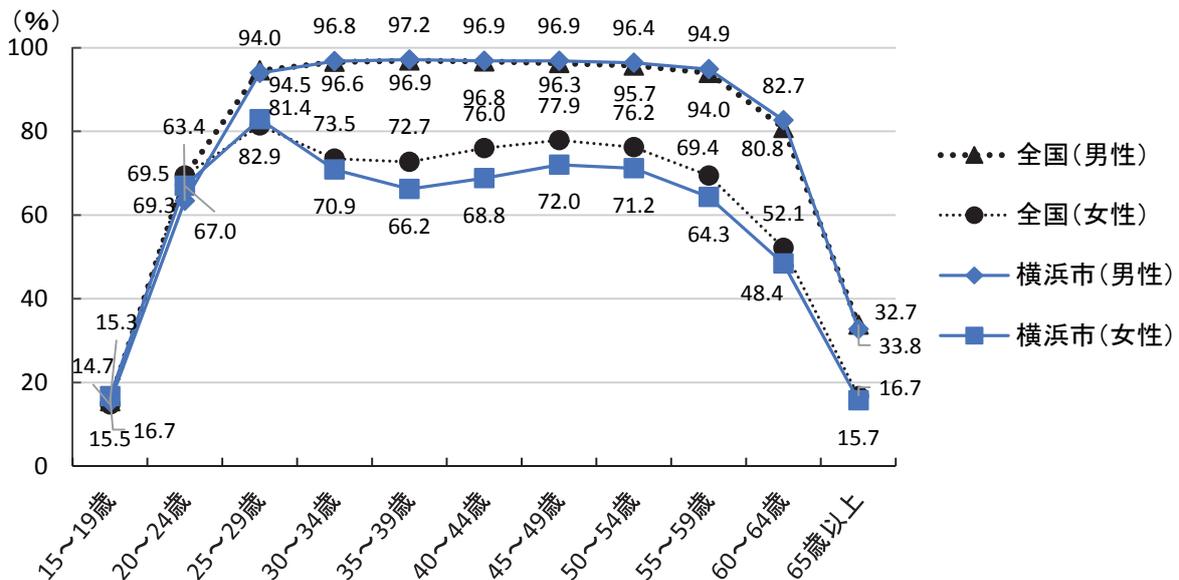
図表 2-7 本市の年齢別の女性の労働力率（推移）



(出典) 国勢調査

○ 平成27(2015)年の本市の女性の労働力率と、全国の女性の労働力率とを比較すると、35～39歳で6.5ポイント、40～44歳で7.2ポイント、本市が低い水準にあります。

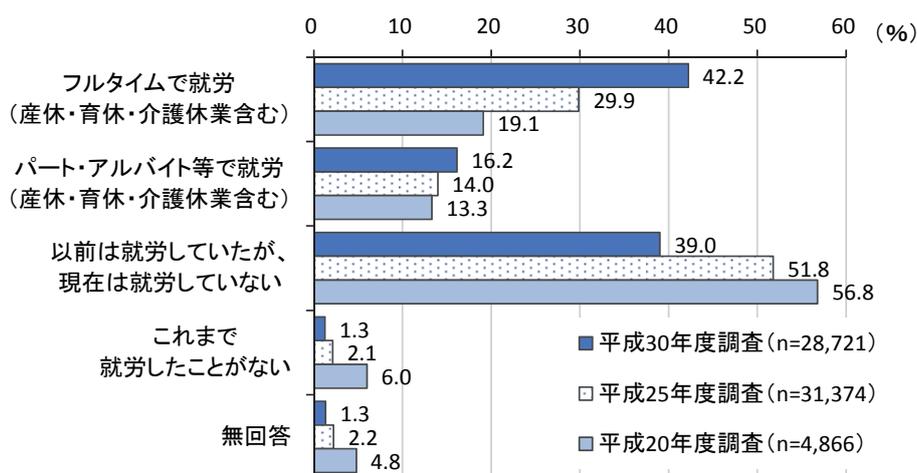
図表 2-8 年齢別の労働力率（男女比較と全国・本市比較）



(出典) 国勢調査

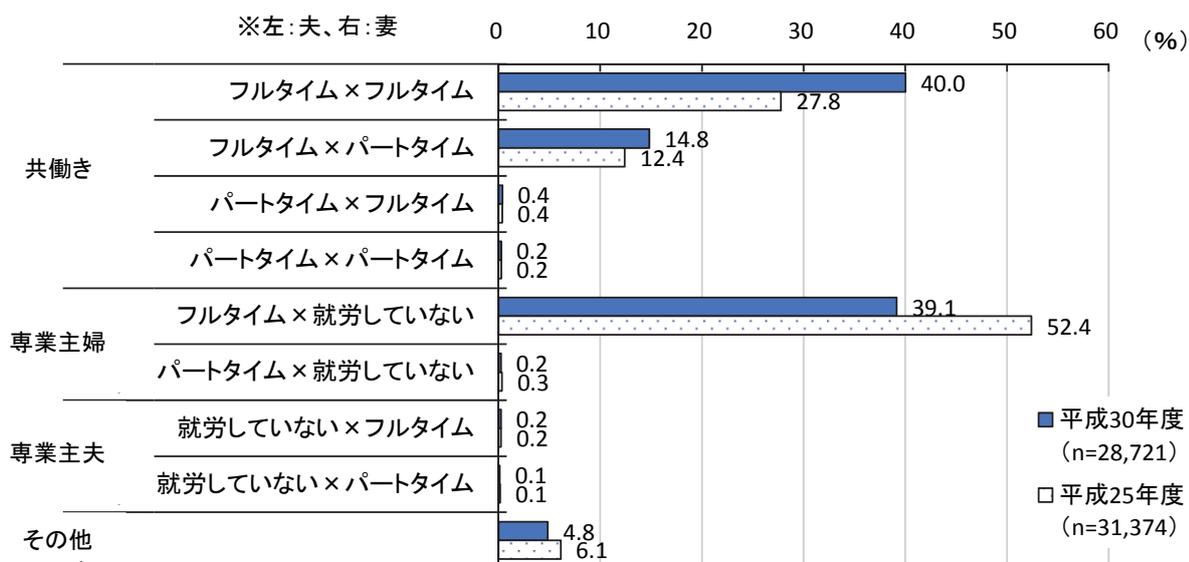
- 「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(以下、「ニーズ調査」という。)によると、母親の現在の就労状況について、フルタイムで就労している母親の割合やパート・アルバイト等で就労している母親の割合が上昇傾向にあり、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」母親が減少傾向にあります。
- 世帯の就労状況については、夫・妻ともにフルタイムで就労している共働き世帯の割合が上昇傾向にあり平成30(2018)年度のニーズ調査では、40.0%を占めています。一方で、専業主婦の世帯は減少傾向にあります。

図表 2-9 母親の就労状況の推移



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (未就学児)

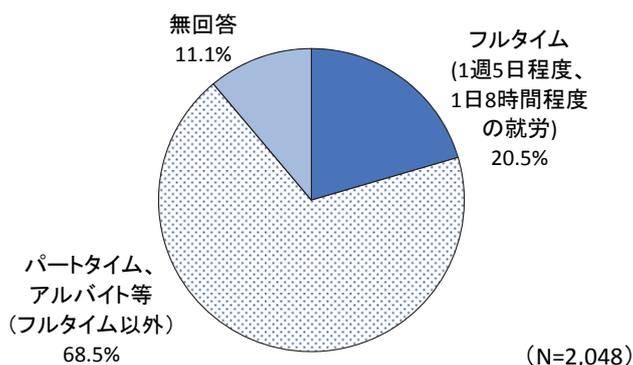
図表 2-10 世帯の就労状況の推移



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (未就学児)

- また、現在未就労の母親については、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」と回答した割合は 19.0%、就労したいと回答した割合は 73.5%となっています。
- 現在未就労の母親が希望する就労形態は、「フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）」が 20.5%、「パートタイム、アルバイト等（フルタイム以外）」が 68.5%となっており、フルタイムに限らず多様な働き方に対するニーズがあります。

図表 2-11 現在未就労の母親が希望する就労形態



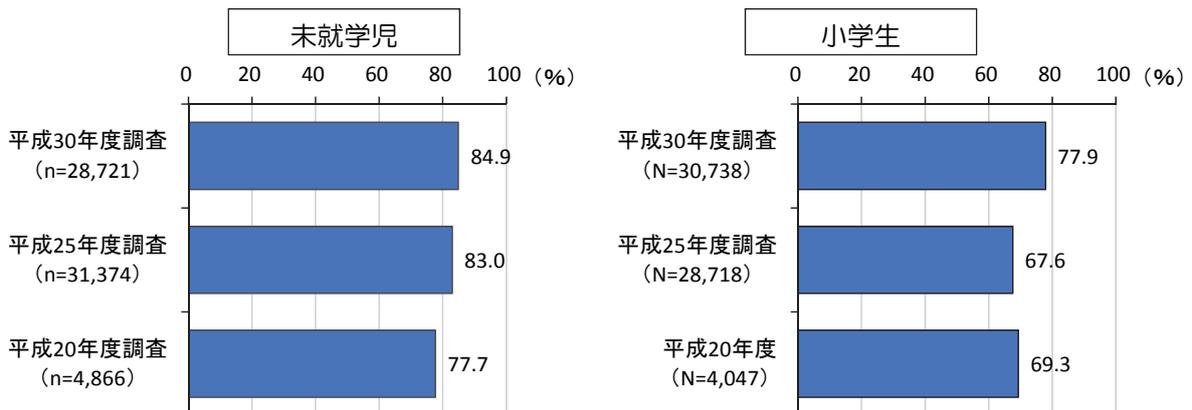
(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成 30 年度、未就学児）

- 働き方改革が進められる中、テレワークやフレックスタイム制、ワークシェアリングなど柔軟で多様な働き方が推進されています。また、企業主導型保育事業を活用した保育施設や託児所付きオフィスを設ける企業の取組も増えるなど、子育て世帯の希望を踏まえた、仕事と子育ての両立に向けた様々な働き方に対応した取組も見られます。
- 以上のように、フルタイムやパート・アルバイトという就業形態に加え、働く場所や時間の多様な働き方など、様々な働き方のニーズに対応できるよう、保育基盤や子育て支援の充実と併せて、企業や地域など社会のあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たし、安心して子育てができる社会環境を作っていくことが求められています。

(3) 子育ての不安感・負担感

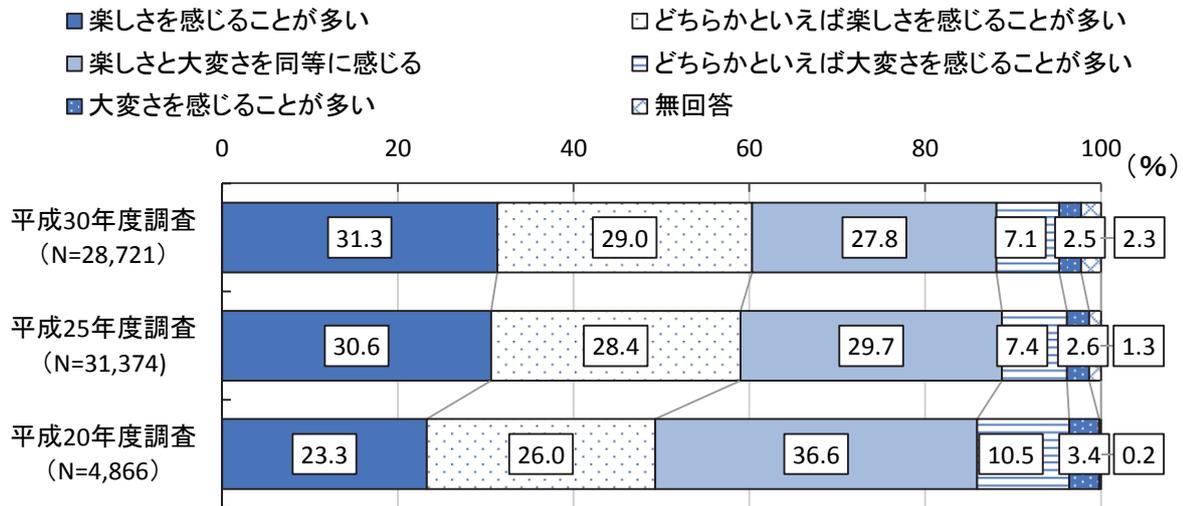
○ ニーズ調査によると、子育ての満足度は過去 10 年間で上昇傾向にあります。平成 30（2018）年度調査では、未就学児のいる世帯では 84.9%が、小学生のいる世帯では 77.9%が、子どもを育てている現在の生活に満足していると回答しています。また、子育ての「楽しさを感じることが多い」と「どちらかといえば楽しさを感じるが多い」を合わせた人が増加傾向にあり、平成 30（2018）年度時点では約 6 割となっています。

図表 2-12 子育ての満足度



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査

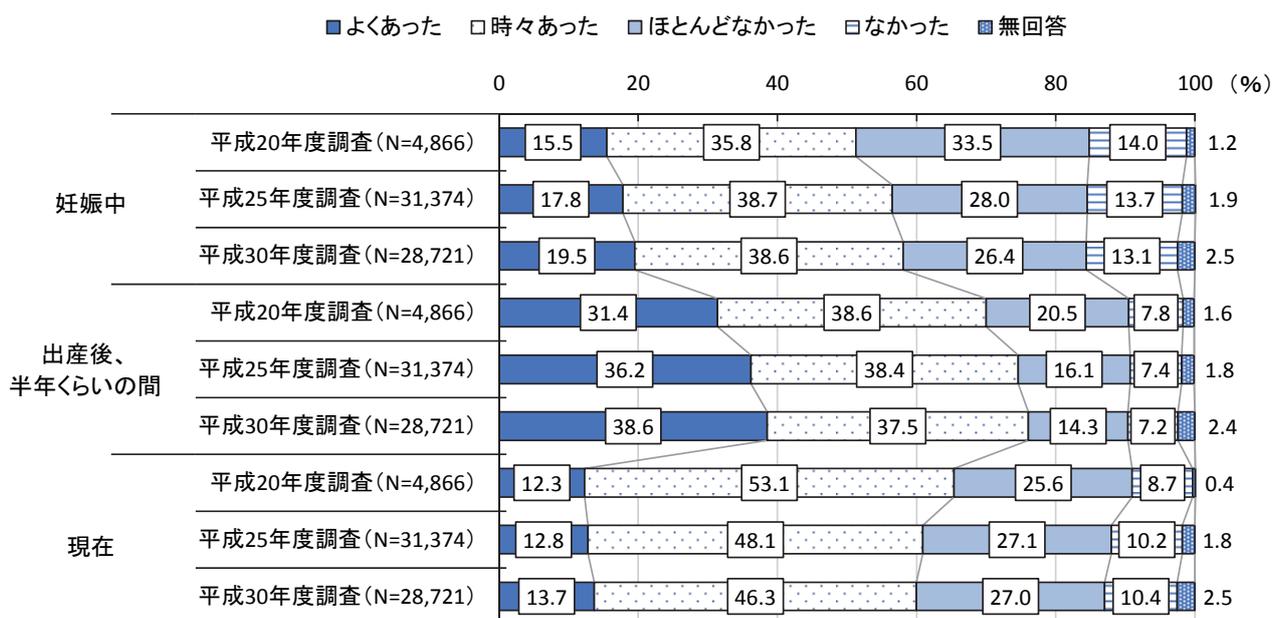
図表 2-13 子育ての楽しさと大変さ



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

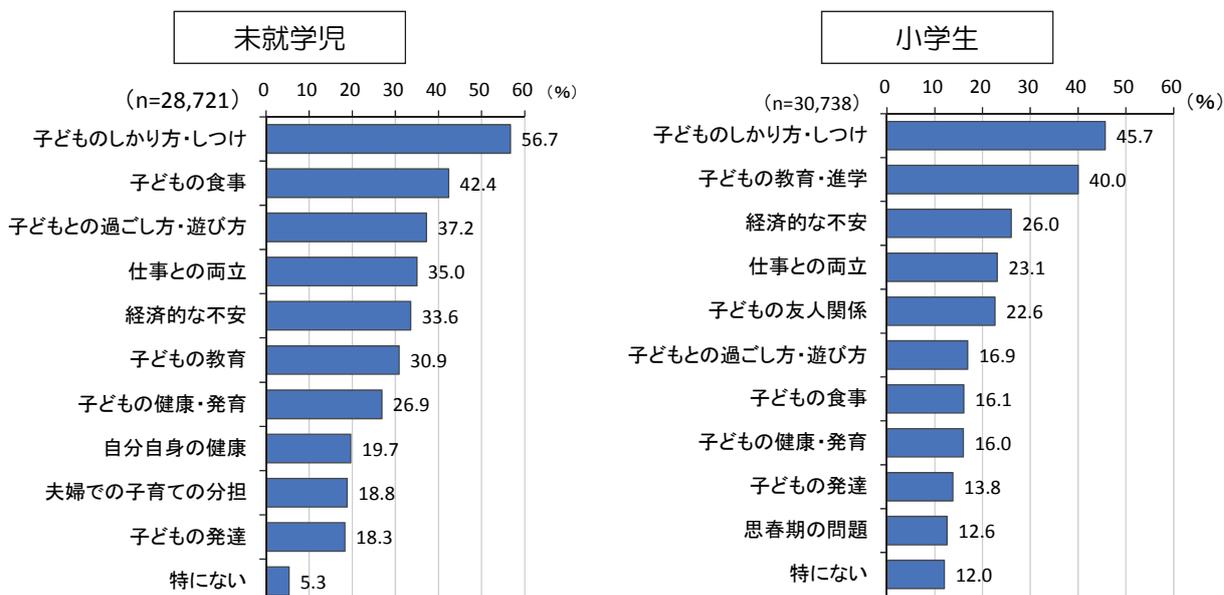
- 一方、「大変さを感じることが多い」と「どちらかといえば大変さを感じるが多い」を合わせた割合は、約1割となっています。さらに、同調査では、特に、「妊娠中」や「出産後、半年くらいの間」において、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」がある人の割合が増えています。
- 加えて、子育てに関して何らかの悩みを持っている方が9割程度であり、子どもの年齢に応じて感じる悩みや困りごとも様々となっています。

図表 2-14 子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

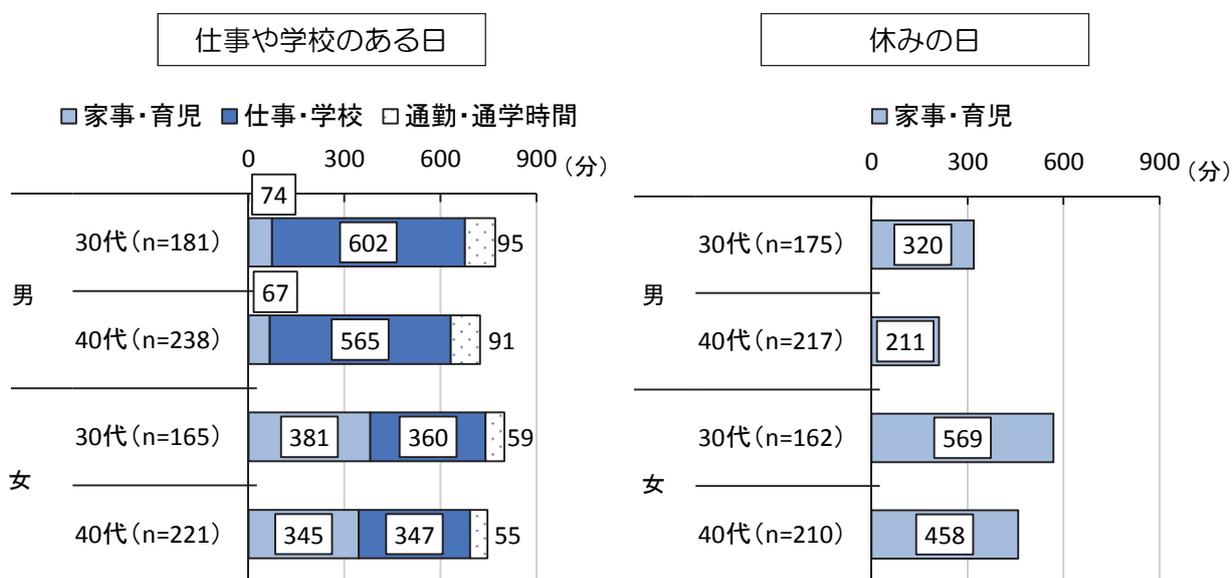
図表 2-15 子育ての悩みや困りごと【上位10位、複数回答】



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成30年度）

- 女性の就労により共働き家庭は増加していますが、男性の家事・育児時間に費やす時間は、女性と比較して短くなっています。「横浜市男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 30（2018）年度）によると、市内に在住する 30 代・40 代の男性と女性（共働き世帯以外や単身世帯も含む）について、仕事や学校のある日の「家事・育児」に費やす時間は、男性よりも女性が約 5 倍多くなっています。また、休みの日においても、男性よりも女性が約 2 倍多くなっています。これらを踏まえると、共働きの子育て世帯においても、母親に負担が多くかかっている状況が推察されます。
- 子育てに関する不安や負担を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が求められています。

図表 2-16 生活の中で各活動に費やしている時間

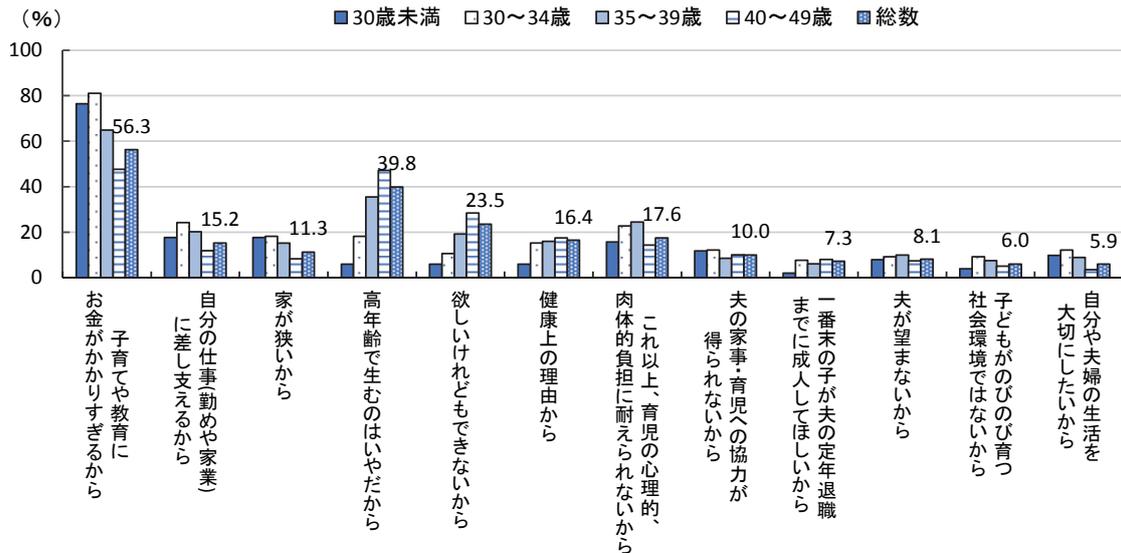


(出典) 横浜市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 30 年度）

出産に対する意識

国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成27（2015）年度）によると、理想の子どもの数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した人の割合は56.3%、「高年齢で生むのはいやだから」と回答した人の割合が39.8%、「欲しいけれどもできないから」と回答した人の割合が23.5%、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」と回答した人の割合が17.6%を占めています。経済的な障壁、高年齢出産、育児の身体的・心理的負担等により理想の子どもの数を持たない状況が伺えます。

図表 2-17 妻の年齢別にみた理想の子ども数を持たない理由

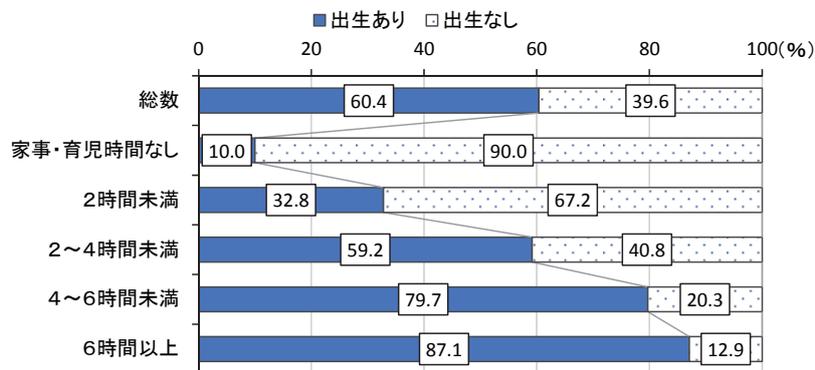


※棒グラフ上の数値は総数にのみ掲載

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成27年度）

また、厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）」（平成27（2015）年度）によると、夫の休日の家事・育児時間と、第2子以降の出生状況には正の関係性が見られます。

図表 2-18 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況



（出典）厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）」（平成27年度）

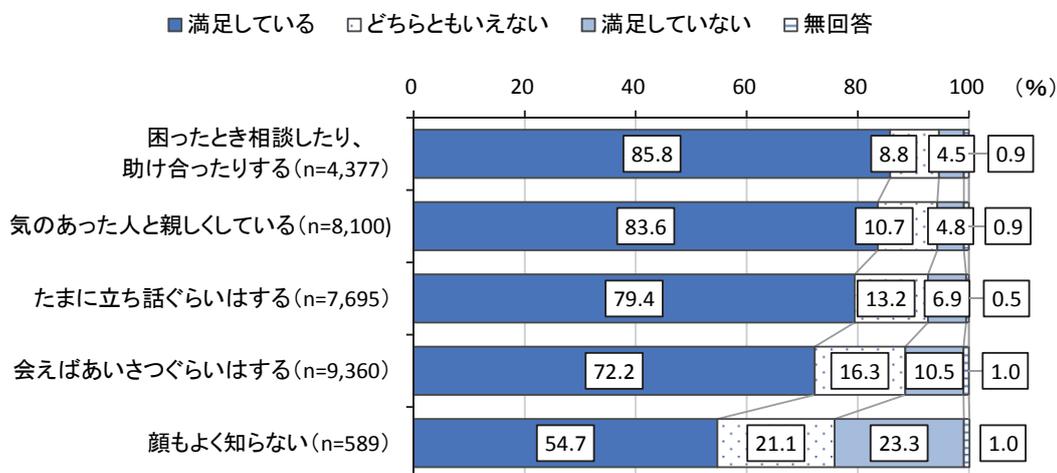
出産や子育ては個人の選択であることを前提としながら、希望する人が子どもを生み育てることができるよう、経済的な支援の充実に加えて、出産・育児に対する不安感や負担感の軽減、ワーク・ライフ・バランスの推進など、多様な観点から、安心して出産・子育てができる環境づくりを進める必要があります。

3 地域・社会の状況

(1) 地域のつながりの希薄化

- 「横浜市民意識調査」によると、隣近所との付き合い方として、「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」、「困ったとき、相談したり助け合ったりする」といった比較的親密な付き合い方をしている人の割合は1975（昭和50）年には3割を超えていましたが、2018（平成30）年には10%を下回る結果となっています。また、隣近所との付き合い方に対する考え方について、「互いに干渉しあわず、さばさばしていて暮らしやすい」と感じる人が73.6%となっており、1980（昭和55）年から23.2ポイント増加しています。
- 平成27（2015）年度の「横浜市民意識調査」では、自分にできることで地域や社会に役立つ活動をしてみたいと回答した人（「してみたい」及び「してみたいが今はできない」の合計）は約6割となっています。また、平成26（2014）年度の同調査では「子どもの見守りや子育て中の人への支援」については、住民自身が取り組むべき地域の課題として上位に挙がっています。
- 本市では、特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）数が増加傾向にあり、平成30（2018）年度末時点では1,526の認証法人が設立されています。その内「子どもの健全育成を図る活動」を実施している団体は、全体の約4割強となっており、子ども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺えます。
- ニーズ調査では、近所の人との付き合い方として比較的親密な付き合い方をしているの方が子育ての満足度が高いという結果がでており、安心した子育て環境をつくる上でも、地域のつながりづくりは重要な視点となっています。
- 地域のつながりづくりを進めていくためには、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点などをはじめ、自治会・町内会などの地縁組織、子育て支援に取り組むNPO法人などを含めた、多様な地域資源との連携が重要になります。

図表 2-19 近所の人との付き合い方別の子育ての満足度

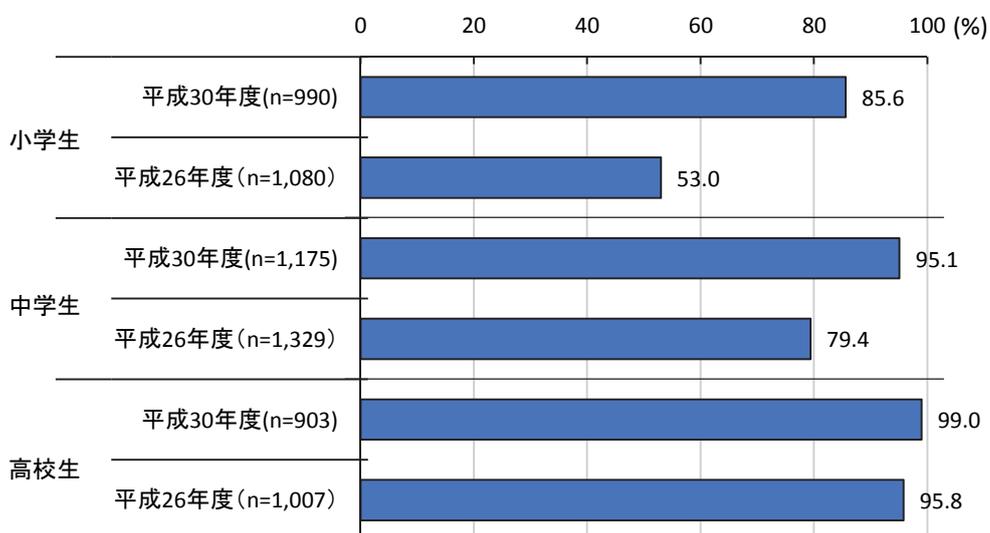


(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成30年度、小学生）

(2) 情報化社会の進展

- 内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」(平成 30 (2018) 年度) によれば、インターネットを利用している割合は、小学生で 85.6%、中学生で 95.1%、高校生で 99.0%と、年齢が上がるほどインターネットを利用している子ども・青少年の割合が多くなっています。そのうち、スマートフォンを使ってインターネットを利用している割合は、小学生では 40.7%、中学生では 65.8%となり、高校生では 94.3%となっています。
- また、平成 26 年度と平成 30 年度のインターネット利用割合と比較すると、小学生・中学生・高校生いずれも利用割合が上昇しています。特に小学生は、平成 26 年度には 53.0%だったインターネット利用割合が、平成 30 年度は 85.6%にまで上昇しています。

図表 2-20 子どものインターネットの利用割合の推移



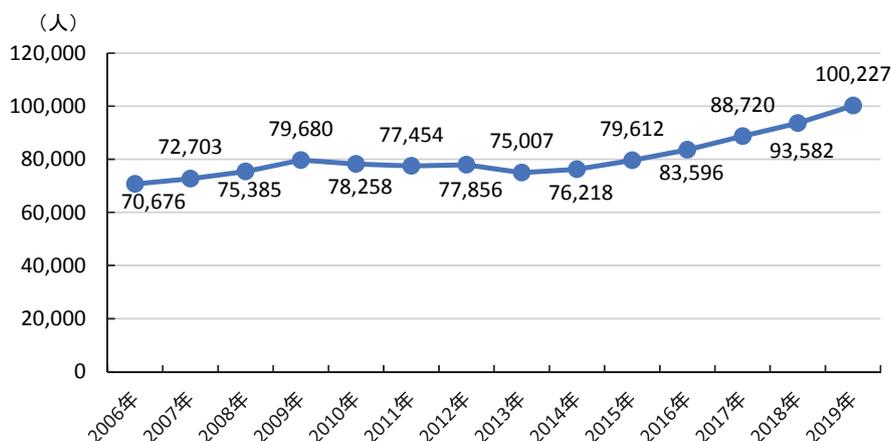
(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」(平成 30 年度)

- インターネットの危険性について説明を受けたり学んだりしたことがあると回答した割合は、小学生は 77.2%、中学生は 92.9%、高校生は 95.8%となっています。
- また、0~9 歳の子どもを持つ保護者の回答によると、子どものインターネット利用割合は 56.9%であり、平均利用時間は 88 分、1 日に 2 時間以上と回答した割合は、24.7%となっています。
- 子どもたちにとっても、情報化社会の進展は、コミュニケーションの方法や対象の範囲を広げるとともに、学習や情報収集などの面でも有効であり、教育をはじめとする様々な分野で生かされてきています。一方で、インターネット利用の早期化と合わせ、SNSなどによるトラブル、オンラインゲーム・動画視聴等の長時間の利用による生活習慣の乱れやネット依存、有害な情報サイトへのアクセスによる犯罪被害など、様々な問題も指摘されており、児童の健全育成に向け、情報モラル・マナーを向上させることが求められます。

(3) 国際化の状況と多文化共生

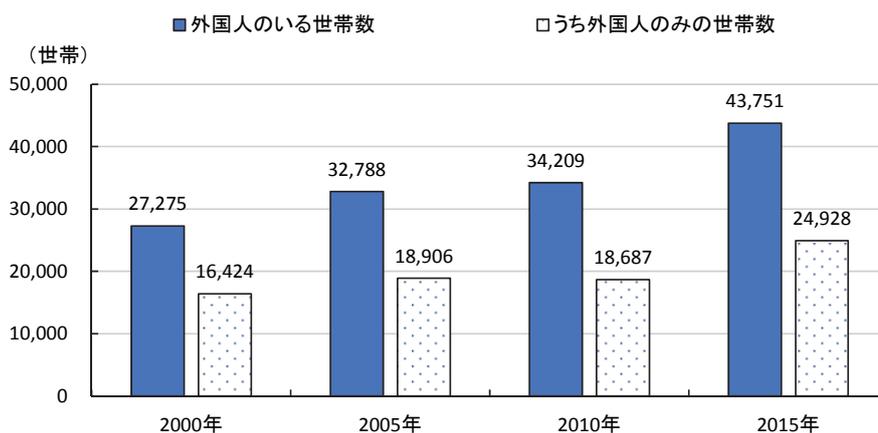
- 本市における外国人人口は増加傾向にあり、2019（平成 31）年には 10 万人を超えました。また、2015（平成 27）年の国勢調査では外国人のみの世帯数は約 2 万 5 千世帯となっています。
- 平成 30（2018）年の出入国管理法の改正により新たな在留資格が設けられ、外国人材の更なる受入が推進される中、今後も外国人人口が増加することが見込まれます。言語・コミュニケーションや生活習慣・文化の問題はもちろんのこと、福祉、保健、医療、教育など様々な分野での対応を進める必要があり、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要となっています。

図表 2-21 外国人人口の推移



(出典) 横浜市（各年 4 月末時点、2012（平成 24）年までは外国人登録者数）

図表 2-22 外国人のいる世帯数の推移

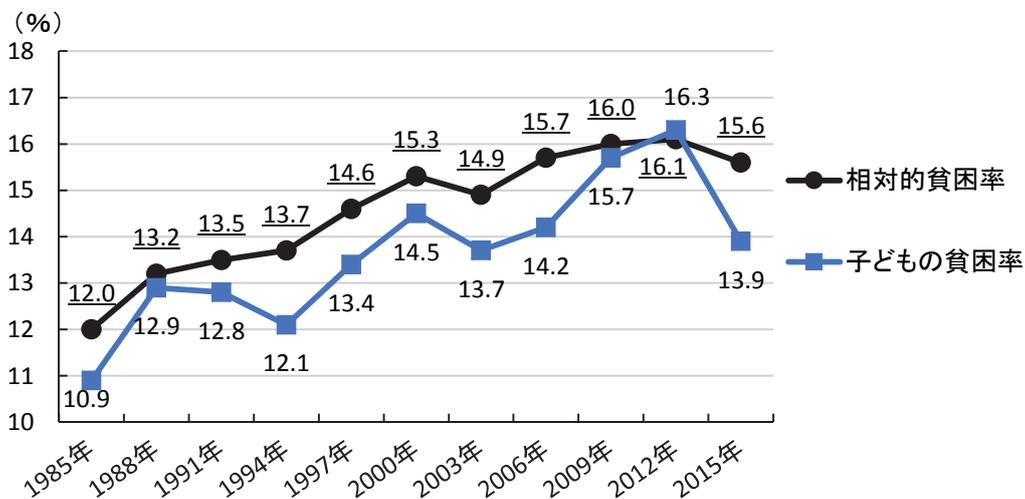


(出典) 国勢調査

(4) 困難を抱える子ども・青少年の状況

- 本来、家庭や地域で見守られながら健やかに成長し、自立していく子ども・青少年が、成長の過程でのいじめ、不登校、虐待、自傷行為、自殺企図等、さらには若年層でのひきこもり、無業状態等により、深刻な状況にあるということも少なくありません。
- 近年、子どもの貧困率の問題も指摘されており、子ども・青少年の育ちに関する影響が懸念されるとともに、就学・進学、就職の際に困難な状況に陥る状況も見られます。
- こうした子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮、多様な家族形態、障害・疾病、社会的孤立など様々な状況があり、それぞれが複雑に絡み合っている場合があります。また、親の抱える課題が一因となり、幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境に格差が生まれ、それがさらに成人後の経済的困窮につながっていくなど、困難状況が親から子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することも示唆されています。
- 直接的な経済的困窮対策だけではなく、子どもが抱えるこれらの困難についても、世代間連鎖を断つという視点での支援が必要となるとともに、複合的な課題を抱えるケースが見られる中では、支援者同士が連携・情報共有しながら、切れ目のない重層的な支援を進めていくことが求められます。

図表 2-23 貧困率の推移

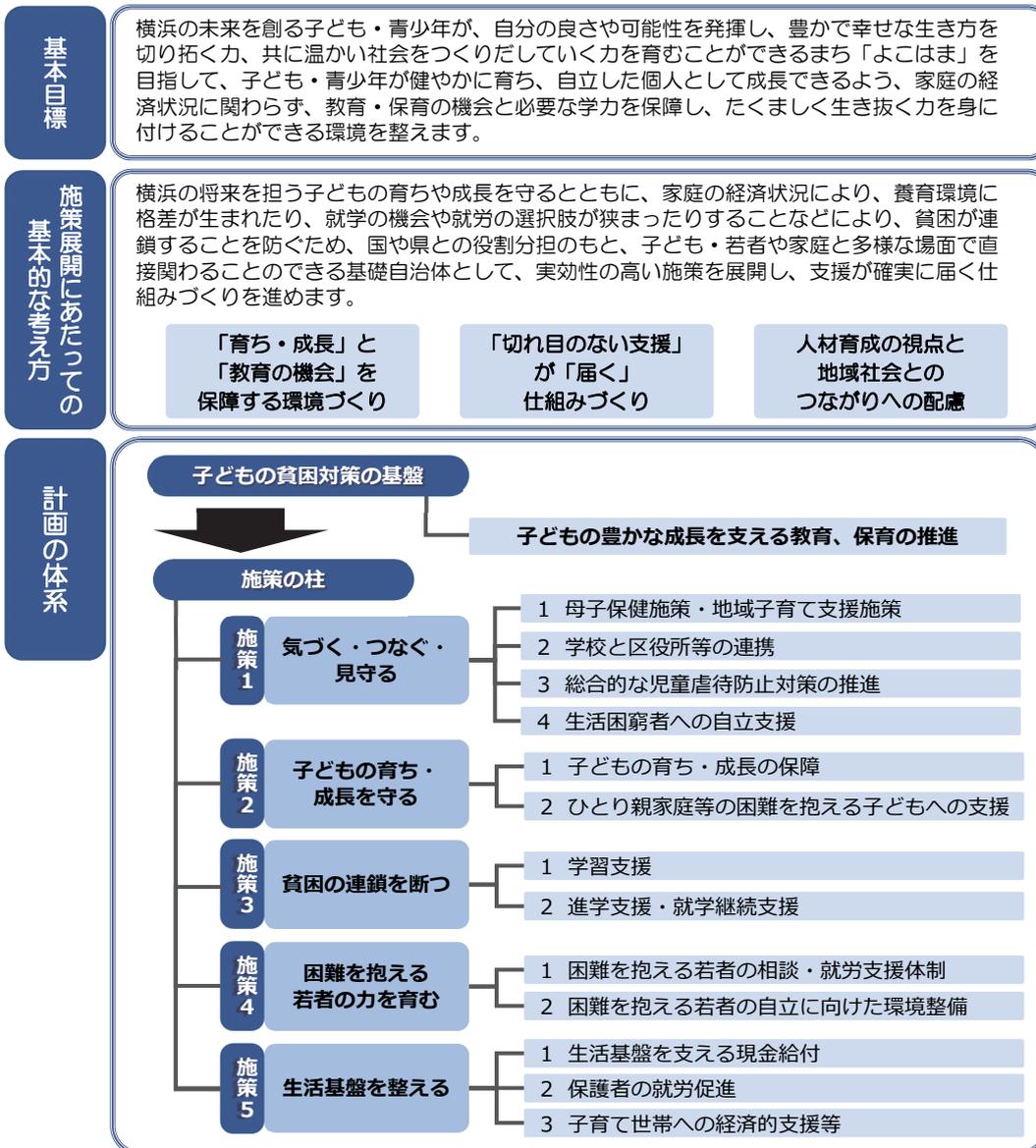


(出典) 厚生労働省

本市における子どもの貧困対策について

- 国では、平成 26（2014）年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、平成 26（2014）年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。大綱は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を推進することを目指しています。
- 本市では、国が策定した大綱を踏まえ、横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況によって養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすること等で貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開すること、また、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として、子どもの貧困対策に関する基本目標や基本的な考え方などを盛り込んだ「横浜市子どもの貧困対策に関する計画（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）」を策定し、総合的な対策に取り組んでいます。

＜横浜市子どもの貧困対策に関する計画 概要＞



4 第1期計画の振り返り

第1期計画（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）の取組状況については、毎年度、横浜市子ども・子育て会議において点検・評価を行っています。平成30（2018）年度までの4か年における、各基本施策の主な取組状況は以下のとおりです。

※ 第1期計画の毎年度の点検・評価結果（各基本施策の指標や主な事業・取組の進捗状況）は、こども青少年局ホームページに掲載しています。

基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

【これまでの主な取組】

- 増加する保育ニーズに対応するため、既存資源の活用や保育所等の整備などを進め、平成27（2015）年度から4か年で11,500人を超える受入枠を拡大しました。平成31（2019）年4月の保育所等利用申請者数は過去最大の69,708人、待機児童数は46人となりました。
- 一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう、各区の状況に応じて保育・教育コンシェルジュの増員を図るなど、相談支援体制を充実させました。
- 経験年数7年以上の全ての保育士等の処遇改善に向けた本市独自助成の実施や、保育士の宿舍借上げ経費の助成額・対象期間の拡充、就職面接会の実施、保育所等の利用調整における保育士の子の優先的取扱いの開始など、保育・幼児教育を担う人材の確保に向けた取組を推進しました。
- 幼児教育・保育の質の向上を目指し、職員に向けた各種研修の実施に加え、各園の園内研修・研究を推進するため、園内研修リーダーの育成や、新設の保育所等を対象としたサポーターの派遣事業に取り組みました。また、小学校への円滑な接続に向け、横浜版接続期カリキュラム改訂版を発行するとともに、接続期カリキュラムに基づく研修など、幼保小連携の促進に取り組みました。
- 保育ニーズの多様化などに対応するため、幼稚園・保育所等での一時保育や休日保育、病児保育、24時間型緊急一時保育事業などに取り組みました。

【今後の取組の方向性】

- 保育・幼児教育の質の維持・向上に取り組むとともに、待機児童の解消に向けた受入枠の拡大などによる保育・幼児教育の場の確保や保育・幼児教育を担う人材の確保を推進します。
- 病児保育事業の拡充など、多様な保育ニーズへの対応に向け、実施施設の確保や運営の改善など更なる充実に取り組みます。

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

【これまでの主な取組】

- 留守家庭児童を含めた、全ての子どもたちの小学校における放課後の居場所を確保するため、4か年で184校の放課後キッズクラブを整備し、整備率を86%としました。また、4か年で73か所の放課後児童クラブの分割・移転を支援することで基準適合率を72%としました。

- 青少年関連施設、野外活動センター等における体験活動の提供を行うとともに、プレイパーク活動の支援による豊かな遊びの環境づくりなど、青少年の多様な活動の機会を提供・推進しました。また、身近な地域で中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、地域資源を活用した社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」については、6か所目を平成 29（2017）年 11 月に磯子区に設置しました。

【今後の取組の方向性】

- 引き続き、小学校における放課後の安心・安全な居場所を提供するとともに、子どもたちが放課後の時間を豊かに過ごすことができるよう、人材確保の支援や質の向上など、更なる充実に取り組みます。
- 青少年の地域活動拠点について、平成 30（2018）年度に、「中高生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート」や有識者等へのヒアリングを行い、今後の事業の方向性を検討しました。引き続き、青少年に居場所や体験機会を提供するとともに、地域とより一層の連携を図ることで、地域で青少年を見守る環境づくりを推進します。

基本施策 3 障害児への支援

【これまでの主な取組】

- 地域の中核機関である地域療育センターにおいて、相談申込み後の早期の個別面談を実施するほか、障害の特性が共通する子どもと保護者同士がグループ活動を行う広場事業に取り組みました。また、障害児の保育所等での受入れと併せて、地域療育センターによる保育所等への巡回訪問支援を行うなど、障害児の保育・教育の提供体制の充実を進めました。また、特に申込件数が多い西部及び東部地域療育センターにおいて、相談員の増員や相談場所の新設を行うなど体制強化に取り組みました。
- 学齢期の障害児が放課後等に療育訓練や余暇支援を受けられる放課後等デイサービス事業所が 292 か所（平成 26（2014）年度：93 か所）、主に未就学児の障害児への支援を行う児童発達支援事業所が 125 か所（平成 26（2014）年度：55 か所）となるなど、障害児への支援体制を拡充しました。
- 平成 28（2016）年 6 月に在宅支援機能を備えた重症心身障害児施設を開所するとともに、既存の入所施設の再整備を行うなど、施設入所等が必要な重症心身障害児のための環境整備を図りました。
- 医療的ケアを日常的に必要とする方や重症心身障害児・者のライフステージに応じた在宅生活の支援を促進するため、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターの養成を開始するなど、今後の支援体制の充実に向けた取組を推進しました。

【今後の取組の方向性】

- 地域療育センターについては発達障害に関する申込件数が増加している状況も踏まえ、引き続き、初診待機期間の短縮を目指すとともに、申込み後の速やかな面談の実施や地域支援の充実など、相談から診断、療育までの一貫した支援を推進します。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所数が年々増加する中で、提供されるサービスの質の維持・向上に取り組みます。
- 医療的ケア児・者等の在宅生活の支援を促進するため、多分野にわたる相談調整を行うコーディネーター配置し、支援体制の充実に取り組みます。

基本施策4 若者の自立支援の充実

【これまでの主な取組】

- 困難を抱える若者への支援として、青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション、よこはま型若者自立塾において、個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた段階的支援に取り組みました。
- ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けて、新たに地域ユースプラザの職員を区役所に定期的に派遣し、より身近な専門相談窓口を設置するとともに、若者支援セミナー・相談会の全区での実施を開始しました。また、よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライトでの支援を開始しました。
- 経済状況や養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生への生活・学習支援を行う寄り添い型生活支援事業について、実施箇所数の増に取り組み、12か所に拡充しました。

【今後の取組の方向性】

- 区役所での定期的な相談窓口の設置や、よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライトでの支援の開始など、相談につながりやすい体制づくりを進めており、引き続き、支援が必要な若者を支援につなげられるよう施策を展開していきます。
- 若者自立支援機関等における本人の状態に応じた段階的支援を行います。また、ひきこもり等の困難を抱える若者やその家族が孤立せず、早期に適切な支援につながるよう、地域への理解促進・意識啓発に取り組むとともに、関係機関との連携強化を図りながら、支援の質の向上に取り組みます。

基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

【これまでの主な取組】

- 妊婦健康診査への助成やこんにちは赤ちゃん訪問員による乳児家庭全戸訪問などを着実に進めるとともに、新生児期の聴覚の異常を早期に発見し、適切な支援につなげるため、新たに新生児聴覚検査事業を開始しました。また、新たに産婦健康診査や訪問による母乳相談を開始するなど、産後うつの早期対応や産前から産後の初期段階における産婦への支援を充実させました。
- 特定不妊治療費の助成について、初回助成額の倍増や新たに男性不妊治療への助成等を行いました。また、「にんしんSOSヨコハマ」を設置・運営し、休日や夜間の相談体制を充実させ、予期せぬ妊娠等で悩む方に対する支援を推進しました。
- 妊娠届出時の面接を実施、出産に必要な準備や利用できるサービス等を確認する「妊娠・出産・子育てマイカレンダー」を作成するなど、特に妊娠から産後4か月までの時期に切れ目のない支援を行う「母子保健コーディネーター」の区役所へのモデル配置を開始しました。

【今後の取組の方向性】

- 心身共に不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、産婦健康診査や産前産後のヘルパー派遣、ショートステイ・デイケア・訪問型の産後母子ケアなど、産前から産後の母子への支援や産後うつの早期対応を充実させます。

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に向け、母子保健コーディネーターの全区配置などにより相談支援体制を更に強化し、区役所と地域子育て支援拠点の連携による「横浜市版子育て世代包括支援センター」の機能確立を図ります。

基本施策6 地域における子育て支援の充実

【これまでの主な取組】

- 地域の子育て支援の中核的な役割を担う地域子育て支援拠点事業を全区で実施するとともに、乳幼児人口が多い区を中心に拠点サテライトを新たに4区に整備しました。また、親と子のつどいの広場を63か所、保育所子育て広場等を68か所に拡充しました。
- 新たな利用者支援事業として、子育てに関する相談や情報提供を行う専任スタッフである「横浜市子育てパートナー」を平成28(2016)年1月から全区の地域子育て支援拠点に配置しました。その後、拠点サテライトにも子育てパートナーの配置を進めるなど、身近な地域における子育ての相談体制を充実させました。
- リフレッシュなど理由を問わず利用ができる乳幼児一時預かり事業の整備を進め、市内23か所に拡充しました。また、横浜市子育てサポートシステム事業について、地域子育て支援拠点への事務局の移管を全区で完了させ、専任のコーディネーターを配置するなど機能強化を進めるとともに、提供会員数の増加やマッチングなどの利用促進を図るなど、子どもの預かりに関する支援を充実させました。

【今後の取組の方向性】

- 地域における子育て支援の場に対する保護者のニーズを踏まえ、地域子育て支援拠点のサテライトや親と子のつどいの広場等、身近な地域における親子の居場所の充実に取り組みます。併せて、相談支援や情報提供の充実、関係機関同士の連携、地域のネットワーク強化など、子育て支援の質の維持・向上に取り組みます。
- 保護者の負担感や不安感を軽減し、地域における子育てを支えていくため、一時的な保育ニーズに応える預かりの場の拡充や、地域における支え合い活動である横浜子育てサポートシステムなどを推進します。

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

【これまでの主な取組】

- ひとり親家庭の総合的な窓口である「ひとり親サポートよこはま」において、情報提供や就労相談、ひとり親家庭同士の交流や養育費セミナーを実施するなどの支援を行いました。
- DVの防止に向け、横浜市DV相談支援センターをはじめとする相談窓口の周知やDVに対する正しい理解を促進するための広報・啓発活動を行いました。
- DV被害者等、支援を必要とする女性を対象に緊急の一時保護や自立に向けた支援等を行いました。また、新たに養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う妊娠期支援事業を開始しました。

【今後の取組の方向性】

- 個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、経済的な支援をはじめ、子育てや生活支援、就業の支援、養育費確保の支援など、総合的な支援を実施するほか、支援機関・団体等が相互に連携した支援を進め、ひとり親家庭の生活の安定に向けた取組を推進します。
- DV被害者への支援として、一時保護には至らないものの、支援が必要な女性を対象とした一時的な居場所の提供と相談支援を拡充するなど、引き続き相談・自立支援に取り組みます。また、児童の面前でのDVは、児童に対する心理的虐待であることも踏まえ、児童虐待対応を図る関係機関とも連携しながら、児童に対する心理的ケアなど支援の充実に取り組みます。

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

【これまでの主な取組】

- 「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止、重篤化防止など、総合的な児童虐待対策を進めました。
- 児童虐待が多様化、深刻化する中、神奈川県警察と情報の共有などに関する協定を締結するなど、児童虐待事案に的確に対応できるよう、関係機関との連携強化を進めました。また、西部児童相談所の再整備に向けた検討を行うとともに、区役所・児童相談所の職員の人材育成や職員の適切な配置、中央児童相談所への弁護士常勤配置など、区役所・児童相談所の体制強化に取り組みました。
- 子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、相談支援や短期預かり等を一体的に行う「横浜型児童家庭支援センター」の各区への整備を進め、平成30（2018）年度末までに新たに6か所（合計：12か所）で運営を開始しました。
- 里親による児童の受入を推進するため、児童の受入を行っていない里親を対象としたフォローアップ研修や、里親家庭への訪問による心理相談を新たに開始しました。また、新たな児童養護施設「横浜中里学園」を平成29（2017）年4月に開所しました。児童養護施設を退所した児童のアフターケア事業として、居場所の提供や相談支援を行う「よこはま Port For」を運営するとともに、新たに支援コーディネーターを配置し、訪問等によるアウトリーチ型の支援を開始するなど、社会的養護体制の充実に取り組みました。

【今後の取組の方向性】

- 児童虐待相談対応件数が年々増加する中、国の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等を踏まえ、引き続き、児童虐待防止対策や社会的養護の充実にに向けた総合的な取組の強化を推進します。
- 平成28（2016）年の改正児童福祉法において、市区町村（区役所）の機能としてソーシャルワークを中心とした機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」機能の設置が努力義務として規定され、平成30（2018）年12月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（関係府省庁連絡会議決定）で、これを令和4（2022）年度までに全市区町村に設置する目標が掲げられました。本市においても、「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討します。

- 横浜型児童家庭支援センターの全区への設置により、子どもの短期間の預かりなど養育支援が必要な家庭への取組を充実させます。また、家庭養育の推進を目指し、里親の確保や里親家庭への支援に取り組むとともに、児童養護施設を退所した児童への計画的な支援の提供など、社会的養護体制の更なる充実に取り組みます。

基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

【これまでの主な取組】

- 男女が共に主体的に仕事や家事・育児、地域活動等を両立しながら暮らすことができる環境づくりに向け、地域ケアプラザや地域子育て支援拠点など、身近な地域における父親育児支援講座を新たに開始しました。また、父親の子育てをテーマとしたウェブサイト「ヨコハマダディ」での情報発信や啓発冊子の作成・配付等、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた市民向けの啓発に取り組みました。併せて、男女が共に働きやすい職場環境づくりを積極的に進めている市内の事業所を認定する「よこはまグッドバランス賞」など、企業の実践を推進しました。
- 子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）について、地域に根付いた協賛店の拡大や、新たにアプリを開発し提供を行うなど、利用者の利便性の向上に取り組みました。
- 毎年度子ども・子育て支援フォーラムを開催するとともに、子育て中の方からのメッセージなどを掲載したトツキトウカYOKOHAMAプロジェクトを推進するなど、子どもを大切にす社会的な機運の醸成に取り組みました。

【今後の取組の方向性】

- 子ども・青少年や子育て家庭を社会全体で支えていくことが求められており、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進や気運醸成に向けた取組を推進します。また、身近な地域における子どもや青少年を見守る取組を支援するなど、安心・安全な環境づくりを推進します。

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。

子ども・青少年の成長と子育てを支援することは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。

横浜で生まれた子どもたちが、地域の関わりの中で豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

1 「子ども・青少年にとって」の視点での支援

子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、「子ども・青少年の視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

2 全ての子ども・青少年の支援

子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全ての子ども・青少年を支援する視点を持って取り組みます。

3 それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援

子ども一人ひとりの成長段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にす視点を持って取り組みます。

4 子どもの内在する力を引き出す支援

一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を自ら発揮することができるよう、その力を引き出していくという子ども・青少年への共感のまなざしと関わりを大切にす視点を持って取り組みます。

5 家庭の子育て力を高めるための支援

地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠、出産、子育てに対する保護者の不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合い、子どもの成長の喜びや生きがいを感じることができるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

6 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

「自助・共助・公助（※）」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うとともに、地域や様々な社会資源との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

（※）自助＝自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

共助＝地域や仲間同士でお互いに助け合いながら、できることを行う。

公助＝個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。

「子ども・子育て支援の意義」及び「児童福祉法の基本理念」について

子ども・子育て支援法に基づき内閣総理大臣が定める基本指針の中で、子ども・子育て支援の意義については、次のように示されています。

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

また、平成28（2016）年の児童福祉法の改正により、児童が権利の主体であることなどが理念として明確化され、次のように示されています。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

本市においても、子ども・子育て支援法に基づく基本指針における子ども・子育て支援の意義や児童福祉法の基本理念を踏まえながら、本計画を策定し、施策・事業を展開していきます。

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

- SDGs（エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉）とは、2015（平成 27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて掲げられた、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。
- SDGs では「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。
- 「横浜市中期4か年計画 2018～2021」において、計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGs を意識して取り組んでいくこととしています。
- SDGs の 17 の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人取り残さない」という考えは、横浜の未来を創る子ども・青少年一人ひとりの健やかな育ちを目指す、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の目指すべき姿にも当てはまるものです。
- そのため、子ども・青少年施策を推進するにあたってはSDGs を意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。



本計画の基本施策とSDGsの関係（主に貢献する目標）

基本
施策 1

乳幼児期の保育・教育の充実と
学齢期までの切れ目のない支援



基本
施策 6

地域における子育て支援の充実



基本
施策 2

学齢期から青年期までの子ども・
青少年の育成施策の推進



基本
施策 7

ひとり親家庭の自立支援／配偶者等か
らの暴力（DV）への対応と未然防止



基本
施策 3

若者の自立支援施策の充実



基本
施策 8

児童虐待防止対策と社会的養護
体制の充実



基本
施策 4

障害児への支援の充実



基本
施策 9

ワーク・ライフ・バランスと子ども
を大切にする地域づくりの推進



基本
施策 5

生まれる前から乳幼児期までの
一貫した支援の充実



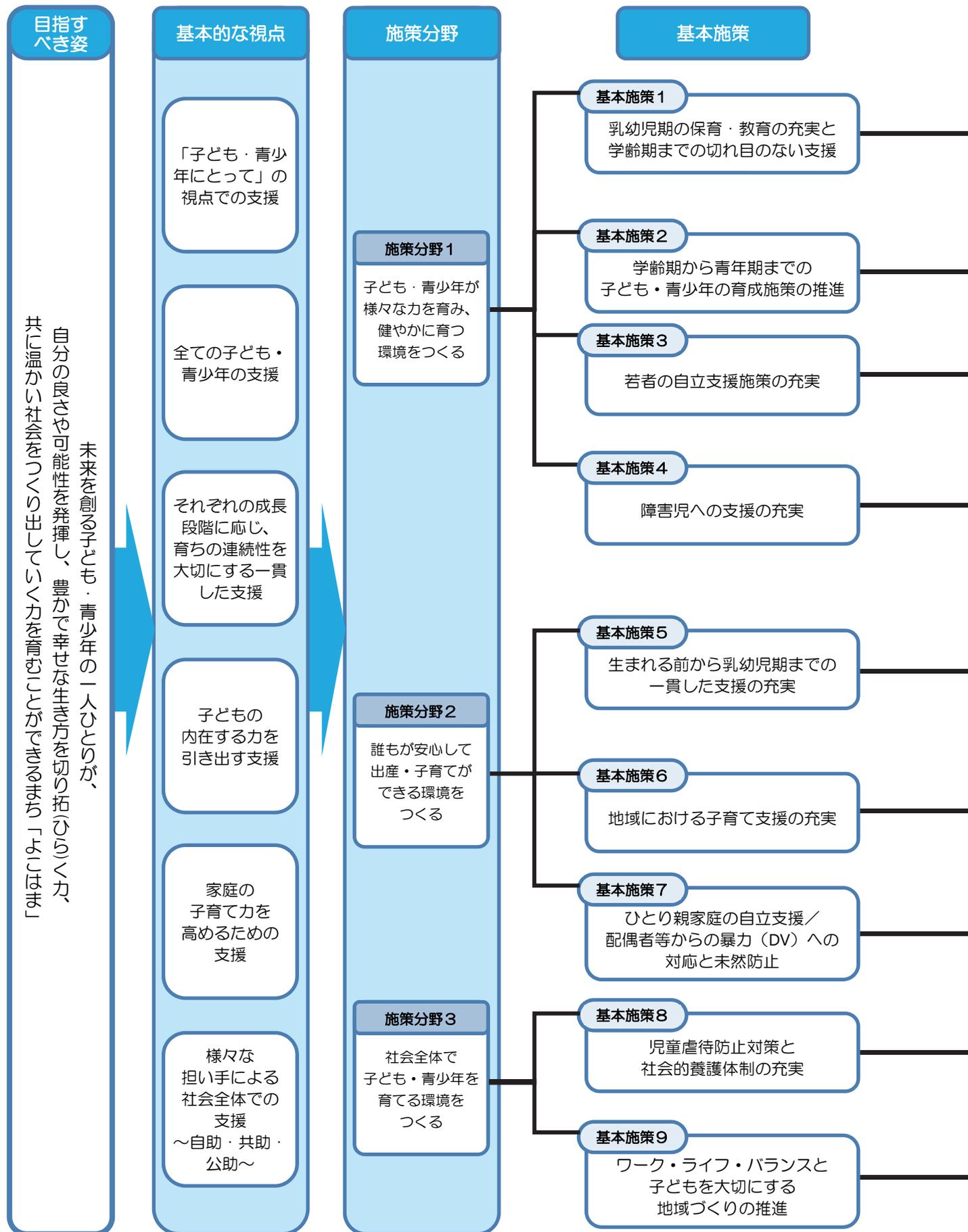
第4章 施策体系と事業・取組

1 施策分野・基本施策

「目指すべき姿」と「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

施策分野1	子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる (子ども・青少年への支援)
	基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援 基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進 基本施策3 若者の自立支援施策の充実 基本施策4 障害児への支援の充実
施策分野2	誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)
	基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実 基本施策6 地域における子育て支援の充実 基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止
施策分野3	社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる(社会全体での支援)
	基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実 基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進

2 施策体系図



目標・方向性

(1) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続

(3) 保育・幼児教育の場の確保

(4) 保育・幼児教育を担う人材の確保

(5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

(1) 小学生のより豊かな放課後の居場所づくり

(2) 社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり

(3) 課題を抱える青少年・若者を早期発見・早期支援につなげる環境づくり

(4) 全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

(1) 若者自立支援機関などによる支援の充実

(2) 社会全体で見守る環境づくり

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

(2) 療育と教育の連携等による切れ目のない支援

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

(4) 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化

(5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実

(6) 障害への理解促進

(1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実

(2) 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実

(3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

(4) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

(1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実

(2) 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり

(3) 地域における子育て支援の質の向上

(4) 一時的に子どもを預けることができる機会の充実

(1) ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート

(2) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保、自立支援

(3) DV被害者等の支援に関わる職員の資質向上及び体制の強化、啓発等

(1) 児童虐待対策の総合的な推進

(2) 児童虐待対応における支援策の充実

(3) 社会的養護体制の充実

(4) 児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保

(1) ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方が実現できる環境づくり

(2) 子どもを大切にす社会的な機運の醸成

(3) 安全・安心の地域づくり

3 指標一覧

施策分野	基本施策	指標番号	指標	直近の現状値 (平成30年度)	令和6年度 目標
施策分野1	基本 施策1	1	保育所等待機児童数	46人 【平成31年4月】	0人
		2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20% (累計)	51% (累計)
	基本 施策2	3	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合	76% (累計)	100% (累計) 【令和3年度】
		4	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	676,360人/年	692,323人/年
	基本 施策3	5	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,038人/年	1,800人/年
		6	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善が見られた子どもの人数	160人 (累計)	1,830人 (累計)
	基本 施策4	7	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月	2.6か月
		8	児童発達支援事業の延べ利用者数 (地域療育センター含む)	245,283人/年	318,310人/年
		9	放課後等デイサービスの延べ利用者数	772,894人/年	1,080,000人/年
施策分野2	基本 施策5	10	妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2%	98.7%
		11	産婦健康診査の受診率	78.7%	89.0%
	基本 施策6	12	地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2%	50% 【令和5年度】
	基本 施策7	13	支援により就労に至ったひとり親の数	460人/年	2,300人 (5か年)
14		ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	4,971人/年	6,000人/年	
施策分野3	基本 施策8	15	虐待死の根絶	0人	0人
		16	里親等への新規委託児童数	32件/年	170件 (5か年)
	基本 施策9	17	よこはまグッドバランス賞認定事業所数	139事業所/年	1,170事業所 (5か年)
		18	男性の育児休業取得率	7.2% 【平成29年度】	13%

4 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性

ページの見方

①現状と課題

施策ごとに本市を取り巻く状況と課題を示しています。また、現状や課題を踏まえた必要性についても記載しています。

②目標・方向性

現状・課題を踏まえ、計画期間における各施策の目標や方向性を示しています。

③指標

計画期間内における各施策の成果を分かりやすく示すため、

- ・施策を実施した成果等について、客観的数値として把握できるもの
- ・施策の中で重要・象徴的な事業の実績を表すもの

を設定しています。

④主な事業・取組

目標・方向性を踏まえ、計画期間に実施する事業や取組のうち主なものを掲載しています。また、各取組・事業に関連する、現時点で想定している5年間の事業量や直近の現状値などを示しています。

主な事業・取組の見方（例）

各基本施策の主な事業・取組の名称です。
※複数の施策に該当するものは再掲として表記しています。

事業・取組の概要を記載しています。

保育・幼児教育研修及び研究事業

保育所、幼稚園、認定こども園のほか、認可外保育施設やベビーシッターなども対象として職種や経験別等の研修を実施し、専門性の向上を図ります。また、専門家の指導・助言を受けながら日々の保育実践を通して明らかになった課題について研究に取り組む場を設けます。さらに、実践者と参加者が学び合う公開保育を行います。

想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
保育所職員等研修参加者数 （各区連携研修含む）	27,369人／年	30,000人／年

主な取組・事業に関する事業量について、直近（平成30年度）の現状値や令和6年度の想定値を記載しています（他の年度等の場合は【】で表記）。

施策分野1

子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

現状と課題

(1) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保

- 人間形成の基礎をつくる重要な時期である乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことが大切です。
- 国においては、平成 29（2017）年3月に乳幼児期の保育・教育の指針となる「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下、「3つの指針・要領」という。）を改定（訂）し、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園の全てを、幼児教育を行う施設として位置付けました。また、3歳児以上のねらい及び保育内容について整合性を図ることや、小学校以降まで続く育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が共有化されました。
- 多様な保育・幼児教育施設が幼児教育・保育の無償化の対象となることから、全ての施設が3つの指針・要領の改定（訂）の趣旨を踏まえて、質の高い乳幼児期の保育・教育を実践することが求められています。更に、乳幼児期の保育・教育の中で大切にしたい方向性を、全ての保育・幼児教育施設だけでなく家庭や地域とも共有することで、子どもが育つ全ての場が連携し、共に育ちを支えていくことが重要です。
- 認可外保育施設については、幼児教育・保育の無償化の対象となったことを契機として、より一層の質の確保・向上に向けた取組を進めることが重要です。特に認可外の居宅訪問型保育事業については、資格要件が定められるなど、制度の変更がなされているため、新たな制度に対応した質の確保・向上への取組を行うことが必要です。
- また、子どもの食に関する営みを豊かにするためには、保育所等だけで食育を進めるのではなく、保護者や地域の多様な関係者と連携し、協力を得ながら進めていくことが求められています。

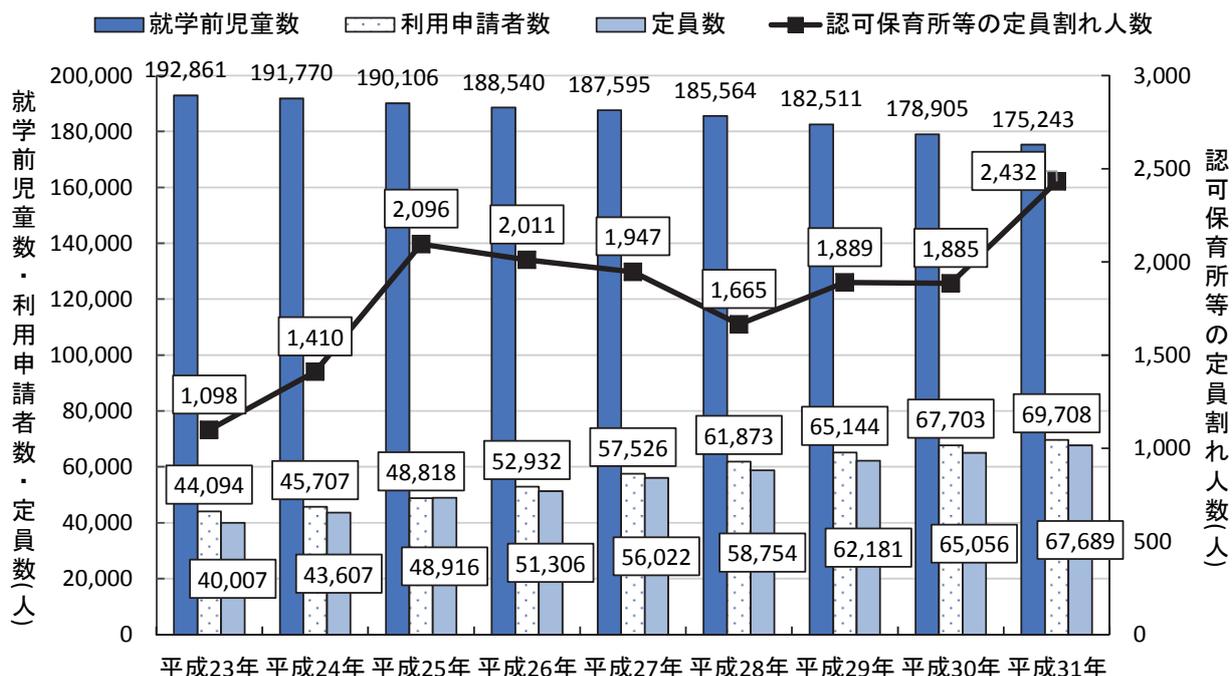
(2) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続

- 小学校へ入学する際、新しい環境でも、児童が安心して自分の力を発揮できることが大切です。本市では、以前より就学前に培った力が小学校の生活や学びに生かせるように、スタートカリキュラムの実施に先駆的に取り組んできました。平成 29（2017）年の小学校学習指導要領の改訂では、スタートカリキュラムの実施が明確に位置付けられました。
- 小学校以降も、それまでの育ちと学びを踏まえながら、長期的な視点で子どもの成長過程を見通し、連続性・一貫性を保障することが求められています。保護者や地域と「共に育てる意識」を高められるよう、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かにしていく必要があります。

(3) 「保育・教育」ニーズの増加と多様化

○ 本市では、就学前児童数は減少傾向にあります。平成31（2019）年4月の保育所等利用申請者は過去最大の69,708人、待機児童数は46人となるなど、あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い、保育所等を利用したいというニーズは高まり続けています。一方で、地域によっては、育児休業取得者の増加や、就学前児童数の減少などにより定員割れが発生しており、ニーズの変化に合わせた取組が必要です。

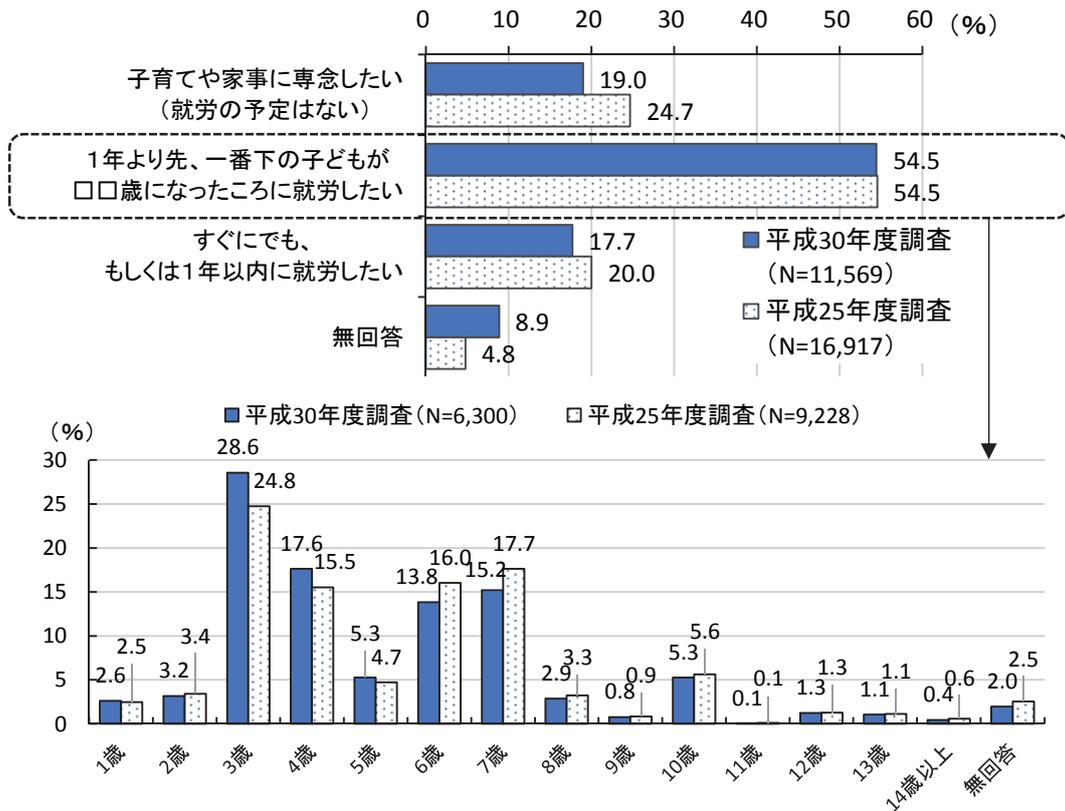
図表 4-1-1 就学前児童数・利用申請者数等の推移



(出典) 横浜市

- 幼稚園の通常的时间帯の利用ニーズは低下していますが、「幼稚園の教育を受けさせたい」という保護者のニーズは依然として高いため、幼稚園における長時間の預かり保育や、認定こども園の利用は増加しています。また、保育を必要とする2歳児を対象とした受入れも開始しています。
- 本市では、令和元（2019）年10月に幼児教育・保育の無償化が実施されることを踏まえ、今後の利用希望などのニーズ調査を行った結果、保育ニーズ、教育ニーズについてその傾向に大きな変化は見られませんでした。しかし、無償化実施後のニーズの推移については慎重に捉えていく必要があります。
- ニーズ調査では、現在就労していないが就労を希望している母親について、「一番下の子どもが3・4歳になったころに就労したい」と考えている割合も多く、希望する就労形態についても、「パートタイム、アルバイト等」など比較的短時間で働きたいという方が多くいる傾向にあります。

図表 4-1-2 現在就労していない母親が就労を希望する時期



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (未就学児)

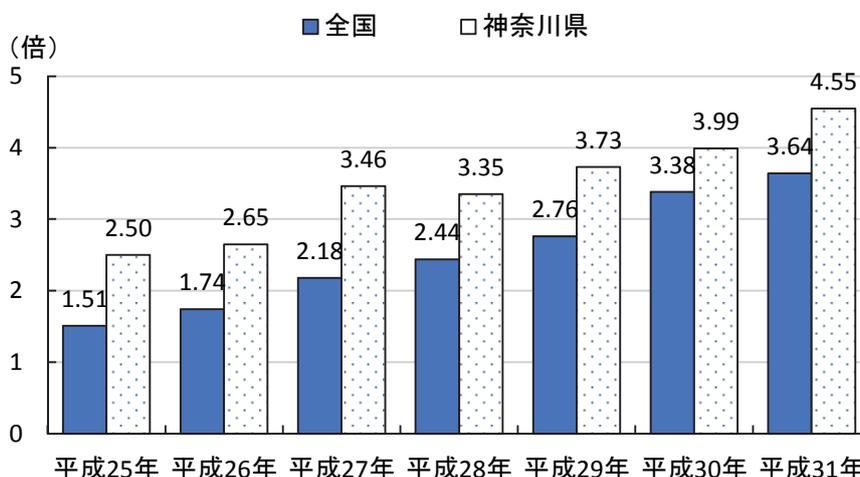
○ 家庭で子育てをしても、保護者の病気やけが、育児疲れによるレスパイト(休息、息抜き)など、一時的に子どもを預ける必要が生じる場合がありますが、緊急時に預けられる親族や知人がいない人がニーズ調査では約2割となっています。現状、希望する日に予約が取りづらいとの声も多く、一時預かり施設の拡充が課題となっています。

(4) 保育、幼児教育を担う人材の確保

- 保育需要の高まりに対応した保育所、幼稚園、認定こども園等の整備・拡充に伴い、保育士等の保育・幼児教育を担う人材の確保が急務となっています。このため、就職面接会の実施、保育所等の利用調整における保育士の子の優先的取扱いの開始、国及び市独自の処遇改善による給与の増加、宿舍借り上げ支援等により、必要な保育士等の採用、定着に取り組んできました。
- 平成31(2019)年の保育士の有効求人倍率は、全国平均の3.64倍に対して、神奈川県は4.55倍と非常に高い傾向にあり、今後も保育士の確保が困難な状況が続くと想定されます。
- 各種調査から、転職者の7割が市内保育所へ転職しているものの定着が課題となっている実態や、保育士の確保が困難なため定員割れとなっている園が年々増加していることが分かっています。また、保育士意識調査の結果や、保育士確保に関する助言を行う本市派遣コンサルタント等の声から、コミュニケーション不足による人間関係の悪化等が離職を招くなど、職場環境が勤務継続のポイントになっていることが認められます。これらのことから、長く働き続けられる職場環境を整えることが求められています。

- 保育実習をした園に就職する学生が一定数いるなど、実習での経験が進路選択に影響を与えていることから、実習時等の受入側の環境づくりが求められています。

図表 4-1-3 保育士の有効求人倍率



(出典) 厚生労働省「一般職業紹介状況」(各年1月値)

(5) 個別的な配慮が必要な子どもとその家庭への支援

- 障害のある子どもや医療的ケアを日常的に必要とする子どもなど、個別的な配慮を必要とする子どもが、その子の特性や発達に応じて保育・教育を受けられる環境を整えるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。
- 特に、医療的ケアを日常的に必要とする子どもについては、一人ひとり医療的ケアの内容や頻度が大きく異なることへの配慮も必要になります。
- こうした子どもたちへの支援に当たっては、子どもの育ちの連続性を大切にしながら、家庭や地域、保育・幼児教育施設、関係機関(療育センター・小学校等)が連携し、連続性・一貫性を持って支援を継続していくことが求められています。
- また、例えば、子どもに対して保護者の不適切な養育が疑われる場合、保育所、幼稚園、認定こども園等は自治体や関係機関と連携し、適切な対応を図っていく必要があります。児童虐待防止など社会的養護の観点からも、保育所をはじめとした施設の果たす役割が大きくなっています。
- 本市における外国人人口が増えており、保育・教育施設においても、外国籍あるいは外国につながる子どもが増加傾向にあります。保護者とのコミュニケーションの取り方や、言葉や文化の違いの理解などそれぞれの文化の多様性を尊重し、多文化共生の保育・教育を進めていくことが求められています。
- 入所児童数が増加していることにより、食物アレルギーのある子どもも増え、85%以上の保育所等でアレルギーへの対応が必要になっています。アレルギー対応は、全職員を含めた関係者の共通理解のもとで組織的に対応することが基本です。そのため、施設内外の研修に定期的に参加し、個々の知識と技術を高めることが求められています。

目標・方向性

(1) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保

- 「子どもにとって」、「子ども・青少年の成長を長い目でとらえる」という本市の理念に基づき、一人ひとりの子どもが自分の良さや可能性を大切に、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力や他者を思いやる心を育むことができるよう、保育・幼児教育に関する施策を推進します。
- 市内全ての保育・教育施設を対象として、経験年数別の研修や専門分野別の研修・研究を実施します。また、全ての施設で職員が学び合い、質の向上やより良い職場環境をつくることができるよう、園内研修・研究を推進します。さらに、保育の振返りや子どもの育ちに関する改善がPDCAサイクルで行われるよう、自己評価、外部評価の取組を推進します。
- 保育・教育施設の種別に関わらず、全ての保育者が保育・教育の中で大切にしたい方向性を共有するための「横浜こども指針（仮称）」を活用した取組を推進します。また、保育・教育現場の実態に合わせた研修・研究の推進や、園・施設に出向く相談機能の充実、アドバイザーの育成などができる、保育・幼児教育センター（仮称）のあり方について検討を進めます。
- 市立保育所が地域の保育資源間のつなぎ役となる「保育資源ネットワーク構築事業」を推進し、認可・認可外にかかわらず、情報交換会や実地研修・研究会の開催等を通じて、保育資源間での情報・ノウハウの共有化を図ります。
- 施設・法人の組織運営・管理に係る能力の向上に努めるとともに、園長経験者等が実地で助言等の支援を行います。
- 質の維持・向上や施設の適正な運営のため、指導監査を適切に実施します。また、課題の多い施設に対しては、関係部署が連携した指導を行うなど、きめ細かい対応を行います。
- 居宅訪問型を含めた認可外保育施設に対する、立入調査などの指導監督基準に基づいた適切な指導に加え、指導状況等の情報を利用者へ提供することによる、保育の質の確保・向上を図ります。
- 保育所等での子どもの食事の様子や、食育に関する取組とその意味などを保護者に伝え、家庭での食育の関心を高めていくことにつなげます。また、地域の子育て家庭にも、子どもの食についての理解が深まるよう、相談や支援を行います。

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続

- 幼保小教育交流事業において、子ども同士の交流や職員の交流を通じて相互理解を進めるとともに、幼保小連携推進地区等を中心に、園と小学校とで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解し、共有する研修を行うなどして、保育・幼児教育と小学校教育との円滑な接続を目指します。
- 改定（訂）された3つの指針・要領等に基づき、接続期カリキュラム研究推進地区を中心に、園と小学校との協働による実践検証や、単元の研究開発を行います。さらに、モデルとなる接続期カリキュラムの成果を示す等、全市の取組へと活かしていきます。

(3) 保育・幼児教育の場の確保

- 引き続き、一人ひとりのニーズにしっかり寄り添いながら、待機児童対策を推進します。
- 3歳児から5歳児の幼児教育を担ってきた幼稚園における長時間の預かり保育や2歳児を対象とした受入れの推進、また、地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で、必要な認可保育所等を整備し、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・幼児教育の場の確保を進めます。
- 乳幼児期の保育・教育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園を推進することにより、安定的な保育・幼児教育の場を確保します。
- 地域型保育事業など低年齢児のための保育の場の確保に当たっては、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。

(4) 保育・幼児教育を担う人材の確保

- 保育所等の整備・拡充に伴い、新たに必要となる保育・幼児教育の人材を確保するために、事業者の取組だけではなく、引き続き本市も「採用」と「定着」の両面の支援に取り組みます。
- 採用については、保育士養成施設の学生、潜在保育士、資格取得者に対し、本市保育施設への就職につながる就職面接会等の取組や、保育所等の利用調整における保育士の子の優先的取扱いを継続します。
- 定着については、保育士が働きやすい職場環境の構築、保育士のやりがいや職の魅力向上、施設長や中堅職員に対する人材育成研修の充実、処遇の改善、宿舍借り上げ支援などを総合的に進めていきます。
- また、採用、定着に課題を抱える園への組織運営等に関する助言などのフォローについて、引き続きコンサルタント派遣等の支援を行います。

(5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

- 保護者の多様な働き方への対応を図ることや、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子どもの健やかな育ちを支え、養育する保護者を支援していくため、一時預かりなど多様な保育・幼児教育の場を確保します。
- 各区に保育・教育コンシェルジュを配置し、保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、幼稚園預かり保育など多様な保育・教育資源の情報提供を行い、適切な利用に結び付けます。
- 認可保育所の一時保育、乳幼児一時預かり事業、病児・病後児保育事業等、多様な形態により提供されている一時預かり事業などについて、必要な際に利用ができるよう、丁寧な情報提供を行います。
- 障害のある子どもへの保育・幼児教育の場として、市立保育所や認可保育所、横浜保育室、幼稚園、認定こども園等において、特性や成長に合わせた支援を実施していくため、保育者等の専門性の向上を図ります。また、医療的ケアを日常的に必要とする子どもの受入れを推進します。
- 外国籍あるいは外国につながる子どもや保護者が安心して保育・教育施設が利用できるよう、言葉や文化の違いを理解し、多文化共生の保育・教育を推進します。
- 各施設が食物アレルギーに関する最新の知識と技術を高められるよう、定期的に研修を開催します。また、「横浜市の保育所における食物アレルギー対応マニュアル」の周知を図り、園内での共通理解が進むよう、食物アレルギーに関する園内研修の実施を推進します。

指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
保育所等待機児童数	46 人【平成 31 年 4 月】	0 人
園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20%（累計）	51%（累計）

主な事業・取組

保育・幼児教育研修及び研究事業

保育所、幼稚園、認定こども園のほか、認可外保育施設やベビーシッターなども対象として職種や経験別等の研修を実施し、専門性の向上を図ります。また、専門家の指導・助言を受けながら日々の保育実践を通して明らかになった課題について研究に取り組む場を設けます。さらに、実践者と参加者が学び合う公開保育を行います。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
保育所職員等研修参加者数 （各区連携研修含む）	27,369 人／年	30,000 人／年

横浜こども指針（仮称）を活用した取組の推進

本市として乳幼児期の保育・教育で大切にしたいことを示す「横浜こども指針（仮称）」の活用のため、事例集を作成し、研修を開催します。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
横浜こども指針（仮称）事例集掲載事例数	—	30 事例

園内研修・研究の推進

園内研修・研究を推進するため、中心となる人材を養成する園内研修リーダー育成研修に加え、施設長向け研修を実施します。また、新規開所施設等を対象に、園長経験者等を園内研修・研究サポーターとして派遣し、研修の手法の紹介や、園の状況にあった研修実施のための支援を行います。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
①施設長研修参加者数	—	240 園（累計）
②サポーター派遣園数	210 園（累計）	642 園（累計）

食育研修会の実施

市立・民間の保育・教育施設等に勤務している栄養士や調理員が協力して、各園での実践やアイデアを生かした食育に関する研修会の企画・運営を行い、市内保育・教育施設等の食育への取組を推進します。

保育・教育施設に対する巡回訪問

園長経験者等が訪問し、現場での保育士の動きや活動内容を見ながら、事故防止のための取組や事故発生時の対応について確認し助言や指導を行う巡回訪問を実施します。施設等における保育中の重大事故等の防止や、保育の質の確保を目指します。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
巡回施設率	18%（累計）	100%（累計）

組織マネジメント等講習の実施

施設長や運営法人の管理責任者に対して施設経営や組織運営・管理等にかかる講習会を実施します。施設長や運営法人の管理責任者等がコンプライアンス意識を持ち、自ら施設経営等に関する課題に気づき改善できるようにします。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
受講施設数	165 施設／年	200 施設／年

保育・教育施設等に対する運営指導の実施

保育・教育施設、認可外保育施設等に対し、立入調査や文書指導等による運営指導を実施し、児童の安全や保育・教育の質の確保・向上を図ります。

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続

幼保小教育交流事業のほか、幼保小連携推進地区事業と接続期カリキュラム研究推進地区事業の取組を通して、子ども同士や職員同士の交流を促進し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有や接続期カリキュラム開発を行うなど、円滑な接続に向けた取組の一層の推進を図ります。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
接続期カリキュラム実施率	66.6%	89.6%

保育・幼児教育の場の確保		
待機児童解消や多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で必要な認可保育所等を整備し、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・幼児教育の場の確保を進めます。		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
①利用定員（1号）	52,038人【令和元年度】	35,014人
②利用定員（2・3号）	75,575人【平成31年4月】	85,631人

延長保育事業		
多様化する就業形態や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育所や認定こども園等において、保育時間（8時間・11時間）を超える時間帯の保育を実施します。		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
利用者数（夕延長）（月）	6,069人／月	8,310人／月

幼稚園での預かり保育		
認定こども園・幼稚園で、在園児を主な対象とした一時預かり保育を実施します。さらに、就労等を理由に定期的な長時間の預かり保育を希望するニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図るため、長時間保育を実施します。		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
①延べ利用者数（1号）	287,210人／年	288,227人／年
②延べ利用者数（2号）	1,251,768人／年	1,415,580人／年

保育士宿舍借上支援事業		
市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに宿舍を借り上げるための補助を行います。		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
助成戸数	2,502戸／年	5,600戸／年

就職面接会及び保育所見学会事業		
幼稚園教諭及び保育士の求職者が、事業者と相談・面接が行える就職面接会を開催します。また、市内保育施設の魅力を伝えるために、保育士養成施設を対象とした保育所見学会を行います。		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
参加者数	916人／年	1,130人／年

保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援		
<p>希望する保育施設に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。</p> <p>施設長に対する組織マネジメント等講習などを通じて、安定的な組織運営への支援を行うことにより、保育士の離職防止にもつなげていきます（「組織マネジメント等講習の実施」参照）。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
コンサルタント派遣件数	24 施設／年	30 施設／年

保育所等での一時保育		
<p>保護者等のパート就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者のリフレッシュのために、保育所、認定こども園、横浜保育室、小規模保育事業で一時的な預かりを実施します。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
延べ利用者数	139,627 人／年	159,206 人／年

休日一時保育		
<p>仕事の都合などにより日曜や祝日に家庭で保育ができない時に、保育所で一時的な預かりを実施します。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
延べ利用者数	2,230 人／年	2,534 人／年

24 時間型緊急一時保育		
<p>保護者の病気や仕事などで緊急に子どもを預けなければならなくなった時に、保育所で夜間・宿泊も含め 24 時間 365 日対応する、一時的な預かりを実施します。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
延べ利用者数	1,280 人／年	1,558 人／年

病児保育事業、病後児保育事業		
<p>病気又は病気回復期で集団保育が困難な児童を預かる医療機関併設の病児保育と、病気回復期の児童を預かる保育所併設の病後児保育を実施します。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
①病児保育実施か所数	22 か所（累計）	29 か所（累計）
②病後児保育実施か所数	4 か所（累計）	4 か所（累計）

乳幼児一時預かり事業		
<p>子育て中の保護者が、少しの間子どもと離れてリフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的に、生後 57 日～小学校入学前の子どもの、理由を問わない一時的な預かりを実施します。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
延べ利用者数	88,124 人／年	151,721 人／年

横浜子育てサポートシステム事業		
<p>人と人のつながりを広げ、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行います。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
延べ利用者数	59,401 人／年	74,898 人／年

保育・教育コンシェルジュ事業		
<p>各区に保育・教育コンシェルジュを配置し、保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、幼稚園預かり保育など多様な保育・教育資源の情報提供を行い、適切に利用に結び付けます。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
実施か所数	18 か所（累計）	18 か所（累計）

障害のある子ども等への保育・教育の提供体制の整備		
<p>障害のある子どもへの保育・幼児教育の場として、保育所や幼稚園（施設型給付対象園）、認定こども園など 551 か所で約 1,540 人（平成 30 年 4 月時点）の子どもを受け入れています。引き続き、全園を対象とした障害のある子どもへの理解を深めるスキルアップ研修等の実施により、積極的な受入れを促進していきます。併せて、医療的なケアを日常的に必要とする子どもの特性や成長に合わせた支援について施設の理解を深め、受入れを推進していきます。</p>		

食物アレルギーへの適切な理解の推進		
<p>食物アレルギー児に適切な対応ができるよう、平成 31（2019）年に改訂された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」に沿った研修を実施します。また、エピペン®の使用方法について学べる機会を設けます。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
食物アレルギー研修実施回数	4 回／年	4 回／年

本市における認定こども園の方向性

1 認定こども園とは

- 生きる力を培う乳幼児期における保育・教育の積み重ねは、その後の成長や生活習慣の形成、社会性の獲得にも大きな影響を与えられています。
- 認定こども園は、仮に保護者の就労状況が変わったとしても（2号認定（※）から1号認定に変更になった場合など）、受入枠に空きがある場合には、同一の施設に在籍することが可能であるなど、保護者の就労状況にとらわれない子どもの育ちの場です。
- また、子育て支援の機能を有することで、在宅での子育て家庭への支援の充実も期待されます。

※1号認定：満3歳から小学校就学前であって保育の必要性がない子ども

2号認定：満3歳から小学校就学前であって保育の必要性がある子ども

3号認定：満3歳未満であって保育の必要性がある子ども

2 待機児童対策の視点

- 保育・教育を一体的に提供する施設であることから、様々な保育・教育ニーズに対して、他の施設類型に比べて柔軟に対応することができます。また、保育ニーズの高いエリアでは幼稚園から移行することで、園庭等の既存資源により保育ニーズに対応することが可能であり、待機児童対策の側面から効果的です。

3 認定こども園の推進に関する基本方針

- これらを踏まえ、本市では、第1期に引き続き、本市における保育・教育資源の柱の一つとして認定こども園を推進するとともに、最終型として3歳児未満の長時間保育も実施する幼保連携型認定こども園への移行を目指すことを基本方針とします。

4 認定こども園を推進するための支援策

- 幼稚園及び保育所からの認定こども園への移行にあたっては、希望する施設への移行に係る個別相談等の支援を行います。
- また、移行する際に施設整備を伴う場合は、当該地域の保育・教育ニーズも踏まえたうえで施設整備補助を実施する等、施設整備に係る移行支援を進めます。
- 質の維持・向上のために、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で示す「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して保育ができるよう支援を進めます。
- また、幼稚園及び保育所の経験等を活かしつつ、認定こども園としての保育・教育を実践することができるよう、利用形態が異なる子どもへの保育の観点などを中心とした支援を進めます。幼稚園からの移行の場合には特に乳児期の保育の観点について支援を行います。

- 併せて、認定こども園においては子育て支援事業の実施が義務付けられていることを踏まえ、実施すべき事業数を増やすことや子育て支援を実施するスペース（子育て相談や親子の居場所等）を常設することなど、それぞれの地域の実情にあった事業を展開することができるよう支援し、本市における子育て支援を充実します。

5 幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行について

- 引き続き、幼稚園から認定こども園への移行支援を進めます。
- 移行にあたっては、周辺地域の保育・教育ニーズの状況を踏まえたうえで、2・3号認定の定員を設定します。

		方向性
移行対象の区域		全ての区域（全市）
想定する移行園数		34 園程度 （幼保連携型が 20 園、幼稚園型が 14 園程度を想定）
計画中 定める数 （※）	1 号	0（移行に伴う 1 号枠の拡充は設定しない）
	2・3 号	3号認定：360 人、2号認定：850 人

※ 計画中定める数

幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、事業計画において、量の見込みを超えて認定こども園の認可・認定ができるよう、計画中定める数を記載することとされています。

6 保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行について

- 保育ニーズの増加が引き続き見込まれるため、移行に伴う 2・3号認定に係る定員の減少を避けることが必要です。
- 移行にあたっては、待機児童対策の観点から、申請者数や利用者数の状況など周辺地域の保育・教育ニーズを踏まえ、1号認定の定員を設定します。

		方向性
移行対象の区域		全ての区域（全市）
想定する移行園数		比較的、保育ニーズの伸びが緩やかな地域において、年 5 園ずつ程度を想定
計画中 定める数	1 号	560 人
	2・3 号	0（移行に伴う 2・3号枠の拡充は設定しない）

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

現状と課題

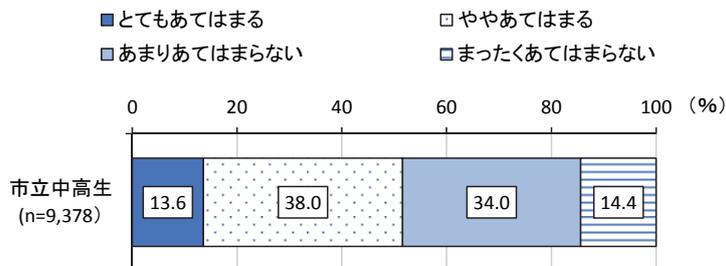
(1) 子ども・青少年を取り巻く環境の変化

- 子ども・青少年は、多様な人との出会いや様々な経験をしながら、社会の一員として自立していきま
す。子ども・青少年期の社会体験や自然体験が豊富な人ほど、社交性や挑戦意欲、自己肯定感が高い傾
向があると言われています。
- 未来を担う子ども・青少年に体験機会を提供するため、本市では、横浜こども科学館、野島青少年研
修センター、青少年野外活動センター等の青少年関係施設による各種プログラムの実施、青少年指導員
や青少年関係団体、プレイパーク等の活動などの支援をしています。
- しかし、近年、都市化や少子化により、地域の遊び場や子ども同士の交流機会、放課後等の集団遊び
の機会が減少しています。また、生活スタイルの変容により、家族団らんの時間や、子どもやその保護
者と地域のつながりが減少しています。
- 情報化社会の進展により、多様な情報を簡単に入手できる環境にあります。SNS がコミュニケー
ションツールとして大きな役割を果たす中で、人と人との直接のつながりが減少しています。
- 令和4(2022)年4月から成人年齢が引き下げられ、契約行為に親権者の同意が必要なくなるなど、
様々な事に対する責任が、早い年齢から求められます。
- 人口減少社会において、一人ひとりの青少年が社会の担い手として活躍することが、ますます期待さ
れています。
- 女性の就業率の上昇や勤労形態の多様化等に伴い、保育所等を利用していた子どもが小学校に進学し
た際にも引き続き就労ができるよう、また、子どもの小学校入学後に働き始めることができるよう、放
課後の安全で安心な居場所を確保することが必要です。また、放課後の時間は、多くの人と関わるこ
とができ、子どもたちが主体性を育みながら成長できる場としていく必要があります。
- 学齢期の子ども・青少年が過ごす場所として、小学生は、全児童を対象として誰もが利用できる放課
後キッズクラブ、留守家庭児童を対象とする放課後児童クラブなどがありますが、中・高校生世代にな
ると、安心して気軽に集い、自由に活動できる空間が少なくなります。青少年が過ごす既存の公共施設
では、青少年と大人の関係性が構築されていないことが多く、青少年の社会性を育む面で十分な状況で
はありません。
- 学校・家庭以外の第三の場における多様な人との交流や体験の機会が少ないと、多様な価値観に触れ、
それらをもとに自ら判断したり選択したりする力や他者と関係する力、挑戦する意欲を育みにくくな
ります。
- 青少年育成の必要性を理解している地域の大人からも、「中・高校生世代と関わりたいが接点がない。」、
「青少年が抱える課題が見えない。」などの声があります。青少年と地域の結節点の構築に努め、将来
の地域社会の担い手である青少年が、早くから地域に自分の居場所を見つけられることが大切です。
- 学校・家庭・地域が連携交流しながら、子ども・青少年の創造性・自主性・社会性を育んでいく必要
があります。

(2) 子ども・青少年の実態

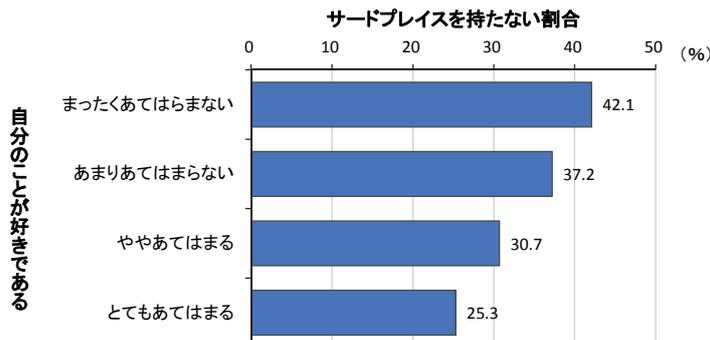
- 子ども・青少年は、自身の考えや思いを対外的に主張する力がいまだ不十分です。そのため、抱えている課題が認識されず、その思いや考えが施策に反映されにくい状況です。一見すると問題がなさそうな子ども・青少年も、実は課題を抱えている可能性があり、少しのつまずきで困難に陥ってしまうリスクを抱えています。
- 悩みや困っていることを相談するには信頼関係が必要です。親子で一緒に活動する時間・機会の減少など親子関係も変化中、家族や学校の先生、地域の人など、周囲に信頼できる大人がいない場合、悩みを抱え込んでしまい、孤立してしまいます。また、そのような弱みを利用され、犯罪に巻き込まれる場合もあります。
- 公益財団法人よこはまユースが実施した「青少年期の体験活動・社会活動に関する実態調査」（平成29（2017）年度）によると、青少年期の体験機会が豊富な人ほど意欲的で社会性が高い傾向がありますが、20代から40代まで年代別にみると、若い年代ほど中学生期の体験機会の頻度が低くなっています。また、小学生から高校生までの体験機会の頻度を見ると、小学生の頃が最も多く、中学生、高校生と年齢が上がるにつれ、少なくなっています。
- 平成30（2018）年度に本市が実施した「中高生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート調査」では、「自分のことが好きである」について、「まったくあてはまらない」と回答した市立中学校・高等学校に通う生徒は13.6%となっており、自己肯定感が低い状態にあると思われます。また、「あてはまらない」と回答した生徒ほど、「居場所がない」等と回答しており、自己肯定感が低い青少年ほど、学校・家庭以外の第三の場を持たない傾向があります。

図表 4-2-1 自分のことが好きである（市立中高生）



(出典) 横浜市「中高生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート調査」（平成30年度）

図表 4-2-2 自分のことが好きである程度とサードプレイスを持たない割合(※)



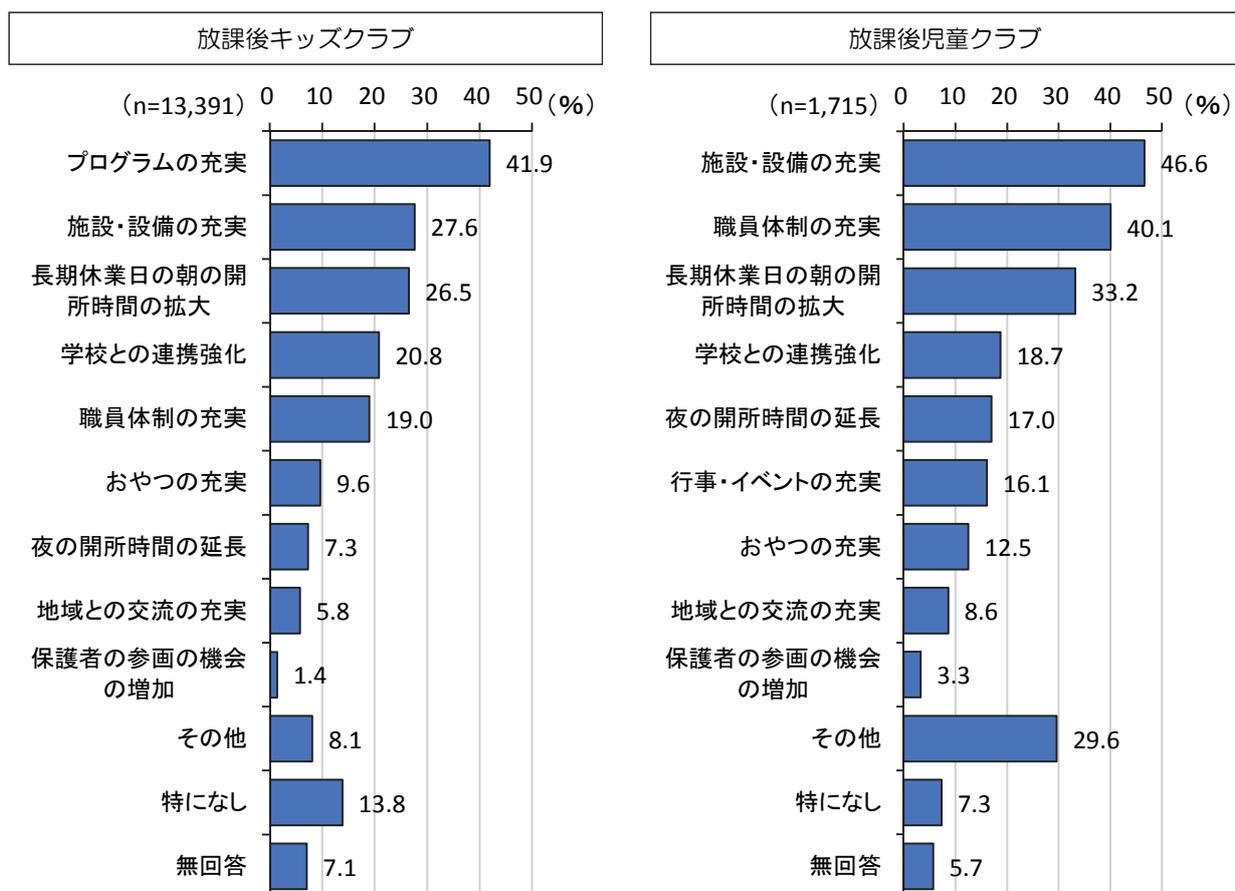
(※)「サードプレイスを持たない割合」：居場所がない、又は単一の居場所しか持たないと回答した割合
 (出典) 横浜市「中高生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート調査」（平成30年度）

- 多くの中学生が加入する部活動の休養日の設定などにより、学校以外の居場所の重要性も高まっています。
- 平成 29（2017）年度の市立中学校等卒業者の高校等進学率は 99.2%ですが、県の公立高校退学者数は増加傾向にあります。加えて単位制、通信制など、多様な通学形態や広域化により青少年のライフスタイルに広がりが見られることから、中学時代以上に学校外の場の必要性が高まります。
- 総務省の「労働力調査」（平成 30（2018）年度）によると、少子化に伴い若年労働力人口（15～34 歳）は 10 年で約 240 万人減少する中で、若年層の完全失業者数は約 60 万人前後で推移しており、若年層の完全失業者の割合が増えることにより、社会経済にも影響を与えることとなります。
- 思春期世代にある青少年は、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始める時期です。「いじめ」「不登校・中退」「ひきこもり」「無業」「依存症」「虐待」「自死」など、多様なリスクが顕在化する中、抱える悩みや課題が深刻な状況にならないよう青少年を見守り、支える環境づくりを進める必要があります。

（3）小学生の放課後の居場所の質の向上

- 「放課後キッズクラブ」と「放課後児童クラブ」の2つの事業が、それぞれの特徴を生かしながら、本市の放課後児童育成施策全体の方向性として位置付けている「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方」に基づき、全ての子どもたちにとって安全で豊かに過ごすことができる居場所としていく必要があります。
- 放課後の時間は、児童が基本的な生活習慣や異年齢児等との関わりなどを通じて社会性を取得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」としていく必要があるため、一層、サービスの質を向上させていくことが求められています。また、地域全体で未来を担う子どもたちの発達を支えていくため、それぞれの地域・学校の実情や特色に応じた多様な活動を推進することが期待されています。
- 配慮が必要な児童の増加等に伴い職員に専門性が求められています。また、子どもの健やかな成長を育むために、学校の教職員との間で児童に対する共通理解を図る必要があります。
- 「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換により、令和 2（2020）年度以降は全ての小学校で、放課後から 19 時までの居場所の提供ができます。一方で、クラブによって利用児童数や活動スペースに差があり、十分な場소가確保できていないクラブがあります。
- 保護者が今後望むこととして、2事業共通して「施設・設備の充実」、「職員体制の充実」、「長期休業日の朝の開所時間の拡大」、「プログラムの充実、行事・イベントの充実」、「学校との連携強化」の項目が高くなっています。

図表 4-2-3 放課後の居場所へ今後望むこと【複数回答】



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (平成 30 年度、小学生)

(4) 子ども・青少年育成に携わる人材・団体の連携の必要性

- 地域では多くの人々が子ども・青少年のために多様な活動を行っています。子ども・青少年は、こういった地域の大人や団体との出会いや交流を通じて成長していく中で、悩みに対する答えを見つけたり、あるいは窮地から救われたりすることもあります。一方で、子ども・青少年育成に携わる大人や団体がお互いの活動を知り、連携する機会はあまり多くありません。地域の大人・団体等が他の地域資源を知り、連携することによって、それぞれの活動の幅が広がり、課題を抱える子ども・青少年の複合的支援が可能になります。
- 多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、子ども・青少年を見守る意識を醸成するとともに、地域全体で子ども・青少年が課題を抱える前の予防的支援に取り組み、課題が顕在化した場合に、早期の支援につなげられるような環境を作っていくことが必要です。

目標・方向性

(1) 小学生のより豊かな放課後の居場所づくり

- 小学生の放課後児童育成事業の質の維持・向上のため、人材確保を支援する取組を継続するとともに、子どもの発達や児童の健全育成に関する専門的な研修等により、職員の確保や育成を図っていきます。また、児童の発達段階に応じたきめ細かな対応や、障害のある児童など特別な配慮を要する児童に対する支援を強化します。
- 保育・教育基盤の充実に伴い増加する留守家庭児童が、いつでも「放課後キッズクラブ」又は「放課後児童クラブ」を利用することができ、併せて、全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、放課後のより良い環境づくりに取り組みます。
- 子どもたちが創造性・自主性・社会性を育むことができ、また、事業主体が子どもに向き合う時間を十分に確保できるよう、体験活動や文化活動等のプログラムの充実や運営負担を軽減させる支援策に取り組みます。また、より豊かな居場所となるよう、運営の評価・検証を行うことで、サービスの向上を図っていきます。
- 「放課後キッズクラブ」の全校設置が完了するため、全ての子どもたちが放課後に有意義な時間を過ごすことができ、留守家庭児童が基本的な生活習慣を確立できる居場所となるよう、ニーズや事業の趣旨に沿った見直しを行います。

(2) 社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり

- 子ども・青少年は、多様な体験やその中で保護者をはじめとした大人や異世代との交流の中で自己決定力を身に付けていきます。そのため、子ども・青少年が自然・科学・社会体験など多様な体験ができる環境を提供します。
- 青少年の地域活動拠点などにおいて、青少年育成のネットワークを構築・活用し、多様な地域資源と青少年がつながることで、健全な成長に必要な交流・体験の機会の提供や地域での見守りを進めます。
- 青少年にとって魅力ある事業とするため、利用者アンケートやヒアリングなどにより、実際に青少年の声を聞きながら事業を推進していきます。

図表 4-2-4 基本施策2で取り組む居場所・体験施設（世代別）

小学生	中学生	高校生世代
放課後キッズクラブ 放課後児童クラブ		
プレイパーク		
青少年施設（横浜こども科学館、野島青少年研修センター、青少年野外活動センター）		
	青少年の地域活動拠点、青少年の交流・活動支援事業	

(3) 課題を抱える青少年を早期発見・早期支援につなげる環境づくり

- 青少年との日常的な関わりを通して関係性を構築し、自立した大人になるためのロールモデルとなったり、青少年が抱える課題を早期に発見したりすることができる第三者が必要です。それぞれの地域で、青少年が過ごす場のスタッフが青少年に目を向け、継続して見守ることができる環境づくりを進めます。
- 人材・団体が他の地域資源と連携することで、それぞれの活動の幅が広がり、課題を抱える青少年の複合的支援につながるようにします。
- 青少年の地域活動拠点など、青少年の誰もが来ることのできる場を充実させ、スタッフなどの第三者とのコミュニケーションを促進することで、抱える課題を早期発見・早期支援し、必要に応じ関係機関につなぐなど、青少年の健やかな成長を支援します。

(4) 全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

- 区・地域では、多様な人材・団体（青少年指導員、民生委員・児童委員、子ども食堂や学習・生活支援等に携わる方、区役所、学校、地区センターなど）が子ども・青少年と接点を持っています。子ども・青少年や地域人材・団体が自らの活動に生かせるよう、接点を持つ人材・団体の情報を集積し、提供します。
- 子ども・青少年育成に係る人材・団体に対し、講座や研修会等を通じ意識や知識の向上を図るとともに、交流の機会等をつくることで、育成・支援の輪を広げます。
- 子ども・青少年の育成・支援は自らの責務であることを全ての大人が認識し、共通の地域課題として、地域の中で青少年を見守り、支える環境づくりを進めるための広報・啓発を拡充します。

指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合	76%（累計）	100%（累計）【令和 3 年度】
青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	676,360 人／年	692,323 人／年

主な事業・取組

放課後児童育成事業		
<p>全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、「放課後キッズクラブ」、「放課後児童クラブ」の2つの事業を実施します。両事業において、人材育成・人材確保・活動の充実・事務の効率化・運営内容の評価や改善等に関する支援策を強化することで、一層の質の向上に取り組みます。</p> <p>「放課後キッズクラブ」については、利用者のニーズや事業の趣旨に沿った見直しを進めていきます。</p>		
想定事業量	直近の現状値	令和 6 年度
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの登録児童数	99,375 人【平成 31 年 4 月】	100,000 人

青少年の地域活動拠点づくり事業		
<p>思春期という大きな変化を迎える時期にある中・高校生世代の青少年の成長や社会参画に向かう力を養成、支援するため、気軽にかつ、安心して集い、同世代・異世代との交流や様々な体験活動を行うことができ、また、スタッフが個々の状況に応じた対応をすることで青少年が抱える課題への予防的支援や早期支援を行う「青少年の地域活動拠点」を各区に設置できるよう取り組みます。今後、地域で青少年を見守る環境づくりを進めるためのネットワークを構築し、地域人材・団体とより一層の連携を図ることで、「青少年の地域活動拠点」機能の充実を目指します。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
地域活動拠点の設置数	6 か所（累計）	12 か所（累計）

子ども・青少年の体験活動の推進

全ての子ども・青少年が、自然・科学・文化・社会体験や人との交流を通じて、自身の能力を育み、可能性を広げることができるよう、青少年関連施設や野外活動センターにおける体験活動プログラムの充実を図ります。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
自然・科学体験等プログラム実施回数	4,081 回／年	4,250 回／年

プレイパーク支援事業

公園等の一部を活用して子どもの創造力を生かした自由な遊びができる「プレイパーク」の活動を支援します。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
プレイパーク活動支援回数	1,265 回／年	1,265 回／年

青少年育成に係る人材育成等の取組

講座や保護者向けセミナー、青少年指導員等の団体と協力した研修会の開催等により、地域に向けた啓発・人材育成を進めます。また、研究会、勉強会等での意見交換・情報交換を行うことで支援者同士がつながる機会づくりを進めるなど、青少年育成活動の活発化とより効果的な推進を図ります。また、「青少年の地域活動拠点」などにおいて、地域人材・組織と連携を図りながら、居場所や体験機会を増やすことで、地域で青少年を見守る意識を醸成します。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
研修会等参加人数	9,922 人／年	39,260 人（5 か年）

青少年育成に係る広報・啓発の実施

青少年の実態把握などを目的として、公益財団法人よこはまユースが行う調査・研究の結果をはじめ、青少年に関する情報を様々な媒体を活用して発信することで、青少年育成に携わる人材の現状に対する理解を促進するなど、青少年・若者を見守り、支える地域社会づくりを進めていきます。

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

現状と課題

(1) 青少年・若者を取り巻く状況

- 家庭環境が多様化する中、親の疾病や経済的な困窮など、養育環境に課題がある家庭で育つことで困難や課題を抱える青少年・若者がいます。
- 少子高齢化、情報化社会の進展などを背景に、家族以外の社会や地域の人と直接つながる機会が減少しています。そのような中で、貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、無業などの複合的な課題を抱えている青少年・若者が、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立しているという状況があります。
- 家庭環境や社会環境の変化により、コミュニケーション能力や自己肯定感を育みにくくなっており、社会的・経済的に自立できない若者が増えるリスクが増大しています。
- 中学校を卒業すると、地域社会と本人・家族がつながる機会が少なくなり、さらに高校進学後は本人に対する支援も少なくなることが課題です。
- 県の公立高校の中退者は増加傾向にあります。高校を中退した場合、中学卒業資格者に対する求人が少ないため、進路選択の幅が狭くなります。
- ひきこもりや無業状態が長く続くと、本人はより多くの困難を抱え、自立に向けた支援も難しくなる傾向があります。
- 「横浜市子ども・若者実態調査/市民生活実態調査」(平成29(2017)年度)によると、市内在住の15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態にある方は約15,000人と推計され、平成24(2012)年度調査時の約8,000人と比較して増加していると推定されます。また、40歳から64歳では約12,000人と推計されています。
- 平成31(2019)年3月に公表された内閣府の「生活状況に関する調査」では、40歳から64歳のひきこもり状態の方が全国で推計61万3千人おり、調査回答者のひきこもり期間は7年以上が半数ですが、30年以上も6%いると報告されています。ひきこもりは、若者特有の課題にとどまらず、社会問題化しているため、国の動向等を踏まえながら、今後のひきこもり支援施策の検討が必要です。

図表 4-3-1 15~39歳のひきこもり推計人数

	平成29(2017)年度	平成24(2012)年度
15~39歳の人口	1,046千人	1,136千人
標本数	3,000	3,000
有効回答数(回答率)	1,004 (33.5%)	1,386 (46.2%)
ひきこもり出現率	1.39% (14人)	0.72% (10人)
ひきこもり推計人数	約15,000人	約8,000人

(出典) 横浜市子ども・若者実態調査/市民生活実態調査(平成29年度)

図表 4-3-2 40～64 歳のひきこもり推計人数

平成 29 (2017) 年度	
40～64 歳の人口	1,311 千人
標本数	3,000
有効回答数 (回答率)	1,327 (44.2%)
ひきこもり出現率	0.90% (12 人)
ひきこもり推計人数	約 12,000 人

(出典) 横浜市子ども・若者実態調査/市民生活実態調査 (平成 29 年度)

- 本人及び家族にひきこもり状態にある自覚がない、相談先があること自体を知らない、困難を抱える若者に対する周囲の理解が少ないことなどから、本人・家族共に支援機関等に相談できずに抱え込んでしまい、ひきこもり状態が長期化・深刻化していることが考えられます。
- 貧困、ひきこもり、無業状態などの青少年・若者が抱える課題が長期化・深刻化する前に、早期発見・早期支援することが求められています。

(2) 地域社会全体で支援するための環境整備の必要性

- ひきこもり状態にあるなど困難な状況にある若者が増加している背景には、家庭環境や社会環境の変化など様々な要因があり、本人や家族は複合的な課題を抱えています。
- 支援機関や民間団体等による相談・プログラムや就労支援、居場所の運営など、本人の心身の状態に応じた段階的な支援が必要です。
- 本人が再び社会参画に向けて歩き出すため、ひきこもり状態にある若者が困難を抱えるに至った背景を理解し、本人なりの自立を見守り、支える地域の力が必要です。
- ひきこもり等の困難を抱える若者が家庭の外にも安心できる居場所を得ることができ、また、生活習慣・学習習慣・コミュニケーション能力を身に付けることや、本人の特性や得意分野に着目した多様な働き方ができるなど、地域や社会の環境整備が必要です。
- 一旦進路や就職先が決まった後も、再び困難に陥ることがないように、支援機関や地域での見守りが必要です。

目標・方向性

(1) 若者自立支援機関などによる支援の充実

- 区役所や若者自立支援機関だけでなく、学校、民間団体、家族会、当事者会などと連携して、困難を抱える若者の自立や就労に向けた支援に取り組んでいきます。
- 青少年相談センターでは、ひきこもりや不登校など若者の抱える様々な困難について総合相談を行うとともに、グループ活動などの多様なプログラムを通じて社会参加に向けた本人・家族への継続的な支援を行っていきます。また、若者支援の中核機関として、関係機関、区、地域との連携強化や研修等の実施による人材育成を行い、きめ細かく切れ目のない支援を行っていきます。
- 地域ユースプラザでは、ひきこもり等の様々な困難を抱える若者に対する総合相談、居場所の提供や社会体験プログラムを実施していきます。また、区役所に出張し、ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談等を実施することで、身近な地域の相談を充実させます。区や地域で若者の支援活動を行っている団体と連携し、応援パートナーの養成・派遣や地域における包括的な支援ネットワークを構築していきます。
- 若者サポートステーションでは、若年無業者など困難を抱える若者の職業的自立を支援するため、就労に向けた相談への対応や若者一人ひとりに合った支援プログラムの作成を行い、他の就労支援機関と連携しながら、就労前後の継続的な支援を行っていきます。また、高校等への上出張相談を行い、在学中から就職活動の支援を行い、若年無業や将来的な生活困窮の予防を図ります。
- よこはま型若者自立塾では、農作業やボランティア、共同生活などを通じて、生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上など、就労に向けた支援を行います。
- 生活困窮状態にある、あるいは養育環境に課題があるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、基礎的な生活習慣を身に付けるための寄り添い型生活支援事業や、高校等への進学・中退防止に向けた寄り添い型学習支援事業を実施していきます。
- 中学校、高校及び大学に対して若者自立支援施策の理解促進を図り、課題を抱える学生を適切な支援機関につなげることができるよう連携強化に取り組んでいきます。また、高校中退防止や進路未決定者への支援の充実を図ります。
- 青少年の地域活動拠点では、主に中・高校生世代の居場所や異年齢の交流、体験機会の提供を行うことにより、将来の自立に向け、社会参画に向かう力を育成します。さらに、地域人材・団体とのネットワーク構築により、抱える悩みや課題が深刻化しないよう地域の中で見守っていく役割を果たしていきます。

(2) 社会全体で見守る環境づくり

- ひきこもり等の困難を抱える若者やその家族を孤立させずに、早期に適切な支援につなげるため、民生委員・児童委員や青少年指導員など、様々な地域人材への理解促進・意識啓発に取り組みます。
- 関係機関や民間団体職員等への研修や交流を通じて、ひきこもり等の困難を抱える若者への支援方法の共有や連携を強化し、質の向上を図ります。

- 相談機関の利用に対するハードルを下げるため、本人・家族、地域住民などへの支援内容の周知とひきこもり等に対する理解促進に取り組みます。
- 本人の状況に合わせた社会体験・就労体験の場を提供できるよう、地域の企業・団体への困難を抱える若者に対する理解促進を図ります。
- 当事者グループや家族会など、民間団体等が提供する支援との連携を強化します。
- ひきこもりについては、若者から中高年までの切れ目のない支援や、当事者のみならず、その家族も含めた支援が必要であるため、引き続き、関係機関、民間団体及び地域が連携した包括的な支援体制等について検討していきます。

指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,038 人／年	1,800 人／年
寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	160 人（累計）	1,830 人（累計）

主な事業・取組

青少年相談センター事業

ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた本人及び家族への継続的な支援等を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
実利用人数	819 人／年	820 人／年

地域ユースプラザ事業

青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもり等の様々な困難を抱えている若者に対し、総合相談、居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて自立支援を行います。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
実利用人数（年）	952 人／年	1,210 人／年

若者サポートステーション事業

「若者サポートステーション」において、働くことに自信が持てない、仕事の選び方が分からないなどの不安や悩みを抱えている若者とその保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、職場体験プログラム等の支援を提供します。また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る支援を行います。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
実利用人数	1,639 人／年	1,740 人／年

生活困窮状態の若者に対する相談支援事業		
若者サポートステーションを利用する若者のうち、生活困窮状態にあり、複合的な課題を抱える若者に対する相談支援を行います。		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
実利用人数	444 人／年	560 人／年

よこはま型若者自立塾		
長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象として、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、共同生活による生活リズムの立て直しや他人との関わり方など、生活改善に向けた支援を目的とする「よこはま型若者自立塾」事業を実施します。		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
実利用人数	65 人／年	130 人／年

寄り添い型生活支援事業		
養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、「寄り添い型生活支援事業」を実施します。また、より多くの子どもたちに支援を提供できるよう、事業の実施か所数を拡充していきます。		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
実施か所数	12 か所（累計）	23 か所（累計）

寄り添い型学習支援事業		
様々な事情から、生活困窮者や養育困難などの課題を抱えている世帯の子どもを対象に、将来の自立のための高校進学に向けた学習支援を行います。学力の向上に加え、将来自立した生活を送れるようにするための様々な部分での成長を促します。また、進学後の中退防止の取組としては、居場所や学び直しの場の提供、高校等への登校の継続への動機づけ等を行います。		
【平成 30 年度実績】受入枠：950 人		

青少年の地域活動拠点づくり事業（基本施策2の再掲）

思春期という大きな変化を迎える時期にある中・高校生世代の青少年の成長や社会参画に向かう力を養成、支援するため、気軽にかつ、安心して集い、同世代・異世代との交流や様々な体験活動を行うことができ、また、スタッフが個々の状況に応じた対応をすることで青少年が抱える課題への予防的支援や早期支援を行う「青少年の地域活動拠点」を各区に設置できるよう取り組みます。今後、地域で青少年を見守る環境づくりを進めるためのネットワークを構築し、地域人材・団体とより一層の連携を図ることで、「青少年の地域活動拠点」機能の充実を目指します。

想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
地域活動拠点の設置数	6か所（累計）	12か所（累計）

身近な地域に出向いた相談等の実施

地域の方のひきこもり等の困難を抱える若者への理解を促進するとともに、支援につながっていない若者やその家族を適切な支援につなげるために、区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談の実施、各区での支援セミナー・相談会の開催など、身近な地域に出向いた活動を行います。

想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
実施回数	485回／年	600回／年

若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワーク構築

若者への支援に携わる区役所、学校、NPO法人等の職員が若者の現状や支援に関する基礎的な知識・理解を深め、支援スキルの向上を図るための研修や講師派遣等を行います。また、困難を抱える若者を地域において見守り、支援活動に協力をいただく応援パートナーを養成します。

想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
実施回数	121回／年	180回／年

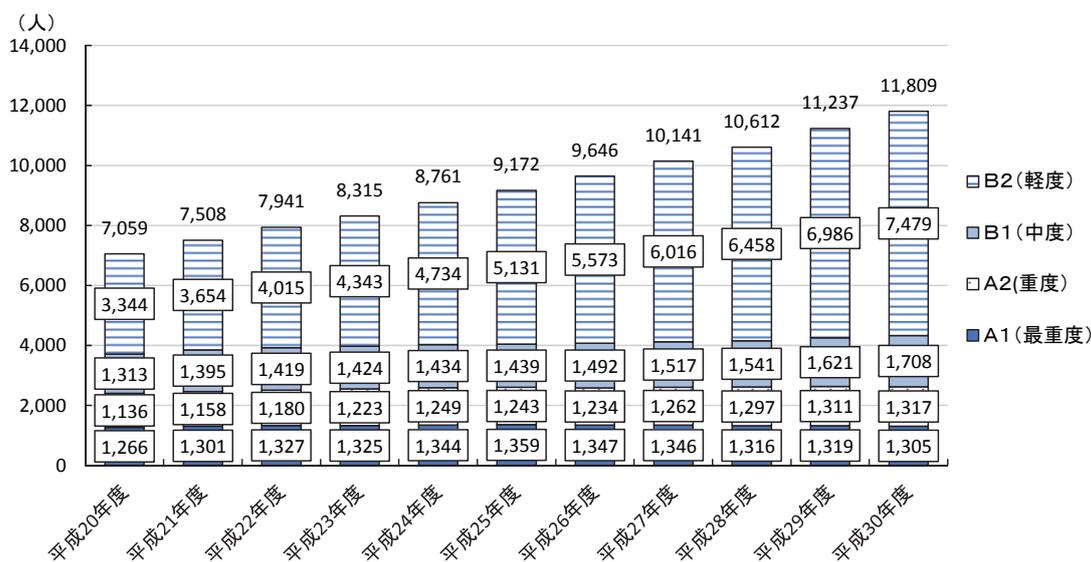
基本施策4 障害児への支援の充実

現状と課題

(1) 障害のある子どもを取り巻く状況

- 障害のある子どもは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。子どもとしての育ちを支えるとともに、障害に応じた適切な支援が必要です。また、家族が障害を受け止めることは容易ではなく、子育ての不安や負担を感じることも多くあります。そうした感情に寄り添い、家族がその子なりの成長に気付き、子育ての力を高められるような支援が求められています。
- 本市における統計では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。とりわけ、軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。近年、発達障害の中でも特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児」が大幅に増加し、従来の障害福祉・教育等施策では十分に対応できていない現状となっています。「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児」に対する施策について、平成30（2018）年度に発達障害検討委員会から提出された報告書及び令和元（2019）年度の障害者施策推進協議会への諮問・答申を受け、施策の再構築や具体的な取組などが求められています。

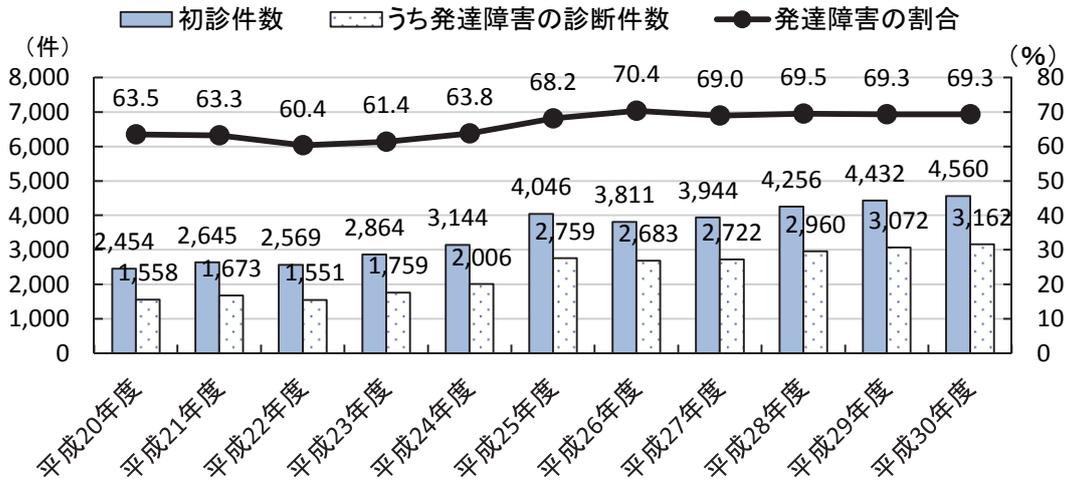
図表 4-4-1 18歳未満の愛の手帳所持者の内訳



(出典) 横浜市

- 地域療育センターの新規利用児も増加しており、その約7割が発達障害児です。今後も地域療育センターを利用する障害児は増えていく見込みであり、支援体制の一層の充実が求められています。

図表 4-4-2 地域療育センターにおける初診件数と発達障害の診断件数の推移



(出典) 横浜市

- 障害児の通所支援は、ニーズの増大に対応して事業者数が年々増加しており、提供されるサービスの質の維持・向上が課題となっています。
- 障害児相談支援事業所の不足等により、切れ目のない十分な相談支援体制が確立できていない状況です。障害児が将来希望する暮らしを実現するために、必要なサービス利用を選択することができる相談支援体制が求められています。
- 障害児の発達支援については、本人に対する支援に加え、保護者への支援が有効であると考えられ、体系的な保護者支援に取り組むことが求められています。
- 医療技術の進歩等を背景に、医療的ケア児や重症心身障害児が増えています。しかし、在宅生活において必要な支援を総合的に調整する専門的な体制がないことや、地域の医療機関や施設等において知識等がなく受入れが困難な状況があることが課題となっています。そのため、医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整する体制を構築し、受入れ体制を充実させることが求められています。
- 市内の障害児施設の中には、施設の老朽化への対応だけでなく、きめ細かな支援のために、個室化、ユニット化など生活環境の改善が必要になっている施設があります。

(2) 療育と教育の連携

- 小・中学校在籍者数が減少している中で、発達障害など特別な支援が必要な子どもたちの増加や、障害が重度化・多様化している状況を踏まえ、福祉・療育と教育の連携による、一人ひとりの障害の状態や特性に応じた支援の充実が必要です。
- 教育と福祉の連携等の推進に係る国の考え方を踏まえ、障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、それぞれの地域で切れ目のない支援を行うため、本市においても学校と地域の障害児通所支援事業所等との相互理解の促進が求められています。

(3) 学齢期の障害児支援

- 各学校において特別な支援が必要な子どもが増えている中、国のインクルーシブ教育システムの構築の考え方も踏まえ、様々なニーズに対応することが求められています。また、多様な学びの場で、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導・支援を行っていくためには、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性の向上が必要です。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応や多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取組が求められています。
- 障害のある子どもたちにとっても、放課後、夏休みなどの長期休暇中は、普段の家庭生活や学校生活とは異なる経験を積んだり、体験を行ったりできる機会です。学齢期の障害児が安心して、充実した余暇を過ごすことのできる場の充実が必要です。
- 学齢後期(中学生・高校生年代)における発達障害児の新規診療、相談件数も引き続き増加しており、体制強化が求められています。また、ライフステージを通じた切れ目のない支援のためにも、関係機関との連携を図りながら、就労など成人期を見据えた支援を行っていく必要があります。

(4) 障害への理解促進

- 障害児の増加とともに、保育所、幼稚園、認定こども園等に通う発達障害児も増えており、子ども同士が生活する中で、互いを認め合い、共に育ち合えることが重要です。
- また、地域においても、その一員として育つことができるよう障害への理解を図り、子どもが安心して成長できる環境をつくっていくことが大切です。とりわけ発達障害についての理解は、まだ十分とは言えない状況にあり、市民の理解を深めていく必要があります。
- 幼少期・学齢期から、健常者が様々な場面で障害のある人たちと出会い、つながることで、障害特性や対応などの理解を深めていくことも重要です。

目標・方向性

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

- 障害がある又はその疑いのある児童に、相談から診断、療育までの一貫した支援を行います。
- 切れ目のない支援に向けて、保育所、幼稚園、学校及び自主的な活動である地域訓練会などとの連携強化を進めます。
- 初診までの待機期間の短縮を目指すとともに、利用申込みを受けた際は、できるだけ速やかに面談を実施し、早期に支援を開始する相談体制を構築します。

(2) 療育と教育の連携等による切れ目のない支援

- 地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施、幼稚園及び保育所等と小学校との連携による情報の共有化等により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。
- 国の「教育と福祉の一層の連携について（いわゆる「トライアングル通知」）」に基づいて、福祉と教育と各家庭が連携して障害児を支援する体制の整備に取り組みます。
- 障害児相談支援事業所を増やすことにより、希望する全ての方が障害児相談支援を受けられる体制を目指します。

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

- 国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえて、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した適切な指導・支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性を向上させ、校内支援体制の充実を図ります。
- 学齢期の障害児を対象に、放課後や夏休みなどに、のびのびと過ごしながらか療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービスなどの居場所の確保を進めるとともに、そのサービスの質の向上を図ります。また、引き続き、放課後キッズクラブ等、放課後児童育成事業における受入れも推進します。
- 学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。

(4) 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化

- 強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、老朽化した障害児入所施設の再整備を行い、居室の個室化・少人数化やユニット化を進めます。
- 常に医療的ケアが必要な児・者やその家族の地域での暮らしを支援する多機能型拠点の整備を市内方面別に進めます。

(5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実

- 医療的ケア児や重症心身障害児が、在宅生活において必要とする医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整する体制を構築します。
- 医療・福祉・教育分野等の関係機関が一堂に会し、地域における支援体制を構築していくための課題共有や意見交換、支援策等の検討を行います。
- 医療的ケアが対応可能な医療・福祉・教育分野等の受入れ体制の充実を図ります。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児等を在宅で介護する家族の負担軽減と生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに病院での受入れを行います。

(6) 障害への理解促進

- 障害のある子どもとその家族が安心して地域の中で生活し、健やかに成長できるよう、障害の区別なく共に暮らす社会を目指して、市民の障害への理解を促進します。そのため、乳幼児期、学齢期から相互理解に向けた教育や取組を進めるとともに、障害当事者、市民団体等による地域住民への啓発、交流の促進及び日頃の生活の中で関わることのできる仕組みづくりに取り組みます。

指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
地域療育センターの初診待機期間	3.9 か月	2.6 か月
児童発達支援事業の延べ利用者数 （地域療育センター含む）	245,283 人／年	318,310 人／年
放課後等デイサービスの延べ利用者数	772,894 人／年	1,080,000 人／年

主な事業・取組

地域療育センター運営事業

医学的な診断に基づく「療育」に加えて、児童の主体性を大事にし自らの育つ力を支える「発達支援」、家族に寄り添い子育ての力を高める「家族支援」、地域で成長していくことを支える「地域支援」を包括的に進めます。また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣、保育所や学校等への巡回訪問による技術支援、障害児相談支援等を行います。併せて、発達障害児を中心とする新規利用者の増加、利用ニーズの多様化に対応できるよう、機能の見直しを図ります。

【平成 30 年度実績】巡回訪問回数：1,459 回

障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備（基本施策 1 の再掲）

障害のある子どもへの保育・幼児教育の場として、保育所や幼稚園（施設型給付対象園）、認定こども園など 551 か所で約 1,540 人（平成 30 年 4 月 1 日時点）の子どもを受け入れています。引き続き、全園を対象とした障害のある子どもへの理解を深めるスキルアップ研修等の実施により、積極的な受入れを促進していきます。

障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上

障害児が療育や余暇支援を受け、放課後や長期休暇に安心して過ごすことができる場を確保するため、放課後等デイサービス事業所を拡充します。また、研修などを通して人材育成を支援するとともに、事業所間や学校をはじめとする地域の関係機関、地域住民との連携を進め、サービスの質の向上を図るとともに、障害児相談事業所の拡充を推進します。併せて、放課後キッズクラブなど放課後児童育成事業における障害児の受入れを進めていきます。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
①児童発達支援事業所数	125 か所（累計）	139 か所（累計）
②放課後等デイサービス事業所数	292 か所（累計）	450 か所（累計）
③障害児相談事業の受給者数	3,097 人（累計）	7,000 人（累計）

学齢後期障害児支援事業の拡充		
学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害のある児童が安定した成人期を迎えられるよう、生活上の課題解決に向けた診療、相談、学校等関係機関との調整などの支援を行います。		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
学齢後期障害児支援事業所数	3か所（累計）	4か所（累計）

障害児入所施設の再整備
老朽化が進んでいる障害児入所施設について、障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、再整備を進めます。

医療的ケア児・者等支援促進事業の推進		
医療的ケア児・者や重症心身障害児・者のライフステージに応じた在宅生活を支援するため、医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整するコーディネーターを配置します。また、地域における更なる支援の充実に向けて、医療・福祉・教育分野等の関係機関が一堂に会し、課題共有や意見交換、対応策等の検討を行います。受入れ体制の充実を図るため、所属する施設・事業所等において、医療的ケア児・者等の受入れを積極的に行えるよう、支援に必要な知識・技術の普及啓発を行う支援者を養成します。		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
①コーディネーターの配置	準備	6人（累計）
②支援者の養成	40人（累計）	350人（累計）

メディカルショートステイ事業の推進
在宅重症心身障害児・者の多くは医療的ケアを必要とし、人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な方も増えていることから、重症心身障害児・者本人及び在宅生活を支える家族のために、療養環境の整備・充実を図ります。
【平成 30 年度実績】協力医療機関数（累計）：10 病院、利用登録者数：315 人

市民の障害理解の促進
発達障害への理解促進を図るための市域の講演会や各区で実施する啓発事業など、関係部署と連携して、市民への啓発を継続的に推進していきます。また、「セイフティーネットプロジェクト横浜」（※）や障害関連福祉施設、市民団体等による障害理解のための研修や講演、地域活動を支援・協働するなど、様々な普及啓発を推進します。さらに、ホームページ等の媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者、関係者の理解の促進に取り組みます。
※市内の障害福祉関係団体と機関で組織され、当事者や家族が主体となって、障害理解の促進に向け活動しています。

施策分野2

誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

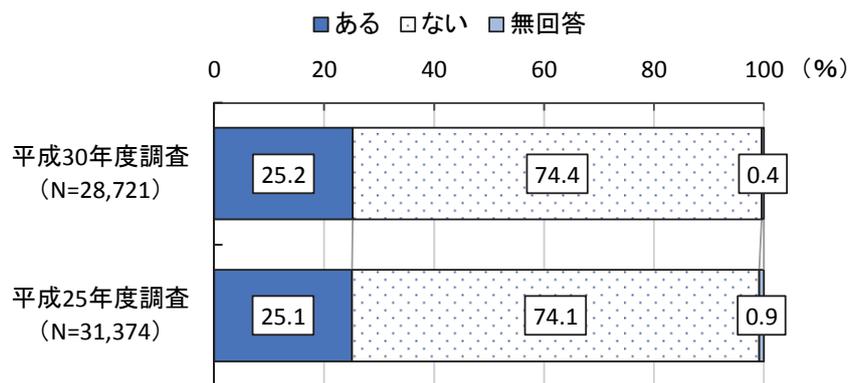
基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

現状と課題

(1) これから妊娠・出産・子育てを迎える若い世代の状況

- 子どもが健やかに生まれ成長していくためには、子どもの健康のみならず親が健康であることが何よりも大切です。若い世代の男女が、正しい知識を持ち、心身の健康を大切にしながら、主体的に自らのライフプランを選択することができるよう、これから経験する妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うことが重要です。
- 思春期は、その生活習慣が次世代の健康にも直結する重要な時期ですが、同時に身体面・精神面ともに成長・発達する変化が大きい時期でもあり、家族問題等と複雑に関係しながら、心と体に様々な問題が表面化することがあります。思春期特有の健康課題、性に関する不安や悩み等の相談に応じるとともに、思春期の子どもの身体的・心理的状況を理解し、子どもの行動を受け止める地域づくりなどが重要です。
- ニーズ調査では自分の子どもが生まれる前に、赤ちゃんの世話をした経験がない人が74.4%に上り、将来子どもを産み育てることのイメージが持ちにくくなっています。

図表 4-5-1 自分の子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験

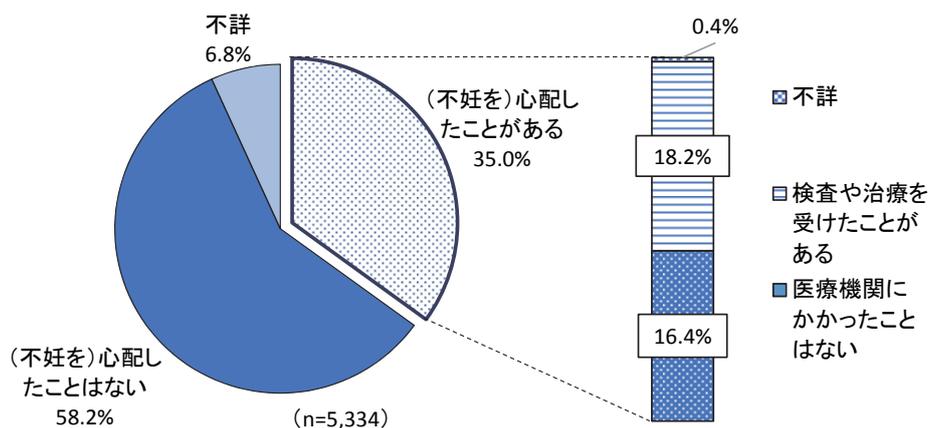


(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

- 内閣府の「母子保健に関する意識調査」（平成 26（2014）年度）によれば、20代の男女のうち16.4%が「女性の年齢による妊娠しやすさの違い」について「知らない」という実態が明らかになっています。不妊の要因は女性だけでなく男性にもあることや、妊娠・出産に適した年齢があることなど、不妊に関する正しい知識の普及が重要となっています。

○ また、国立社会保障・人口問題研究所の「第 15 回出生動向基本調査(夫婦調査)」(平成 27(2015)年度)によれば、不妊について心配したことがある夫婦は 35.0%で、実際に不妊の検査や治療をしたことがある夫婦は全体の 18.2%であることも明らかになっています。子どもを産み育てたいと希望する人が妊娠・出産につながるよう、不妊治療による経済的な負担軽減への支援が必要です。

図表 4-5-2 不妊についての心配と治療経験



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」(平成 27 年度)

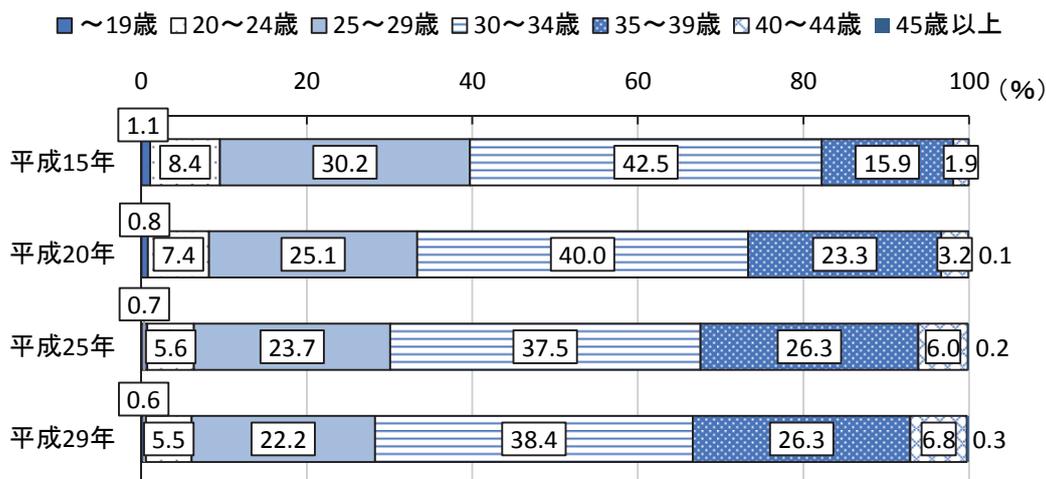
○ さらに、インターネットやSNS等の普及に伴い様々な情報が容易に手に入りやすくなっている一方で、誤った情報により不安が助長されてしまうことも懸念されます。このため、不妊や不育に悩む人が正しい情報を入手し、個々の状況に合った選択ができるよう取組を充実する必要があります。

○ 様々な事情により、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きにとらえることができない「予期せぬ妊娠」では、母子の健康に大きな影響を及ぼすばかりではなく、「生後0日死亡」につながる場合もあります。令和元(2019)年度に報告された厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等(第 15 次報告)」によると、平成 29(2017)年度中に発生した虐待死亡事例 52 人(心中以外)のうち「予期しない妊娠/計画していない妊娠」に関連した事例は 16 人(30.8%)、特に「生後0日死亡」では、14 人のうち 9 人(64.3%)となっています。妊娠・出産の悩みを一人で抱えることがないよう、相談支援の体制を充実させることが必要です。

(2) 妊娠・出産・子育て世代の現状と課題

○ 結婚年齢の上昇に伴い、本市における35歳以上の高齢出産の割合は、平成15(2003)年では17.8%でしたが、平成29(2017)年には33.4%となり、出産する女性の3人に1人が高年齢で出産しています。これは、全国(28.6%)と比べても高い数値となっています。出産年齢が高齢化すると、妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群などの合併症のリスクが高まり、母体や胎児にも様々な影響があるだけでなく、産後の母体の回復が長引く傾向があり、産後の母の心身の不調や育児の負担感にも影響を与えています。

図表 4-5-3 出生時の母親の年齢の推移



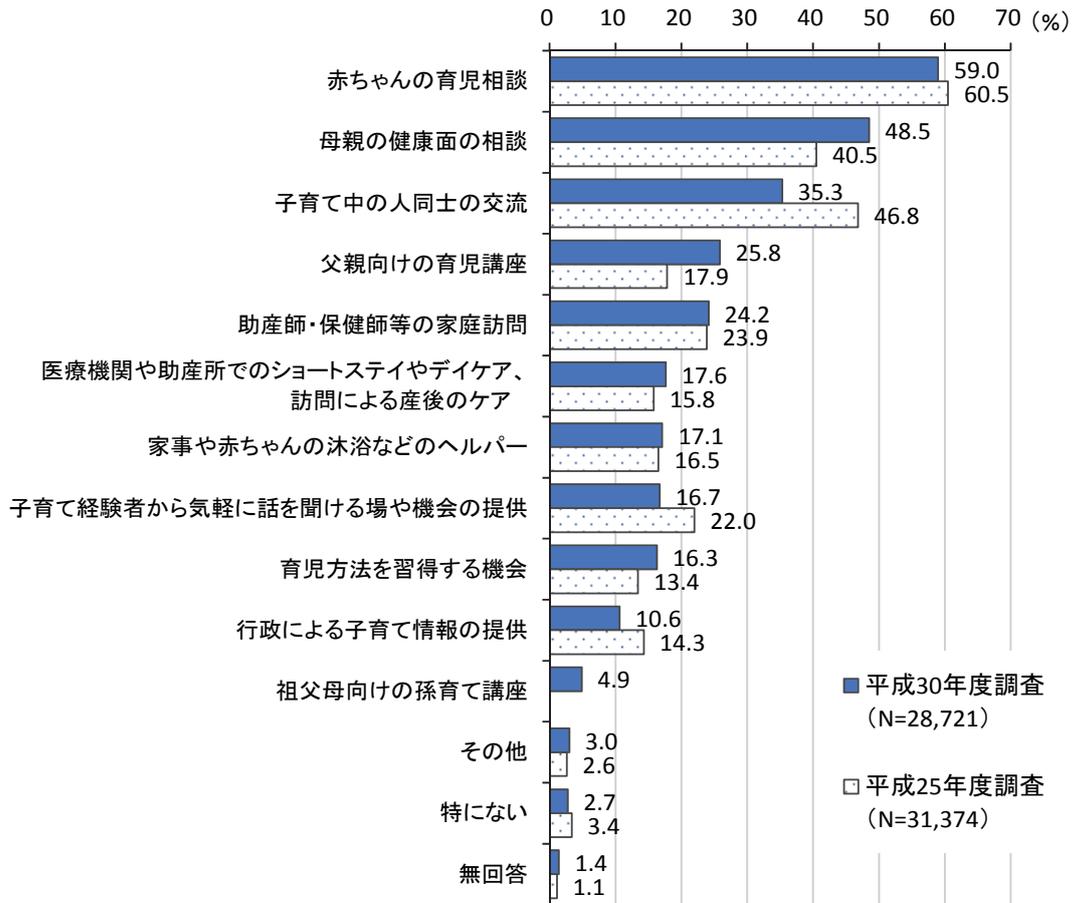
(出典) 横浜市保健統計年報

○ ニーズ調査では、「妊娠中や出産後に重要なサポート」として、「赤ちゃんの育児相談」(59.0%)に次いで「母親の健康面の相談」を挙げる人が48.5%いるなど、母体に過重な負担がかかっている状況が伺えます。妊娠・出産後も働き、仕事と妊娠、出産、子育てや家事、介護の両立に取り組む女性が増える中で、母親の健康への支援の必要性が高まっています。

○ 同じくニーズ調査では、「子育てに対する周囲(祖父母や友人、知人、近所の人等)からの支え」について、18.6%の人が「いずれもない」と答えており、5年前調査と比較して増加しています。結婚・出産年齢の上昇に伴い、これまで子育て家庭を支えてきた祖父母世代も高齢化するなど子育て家庭の状況が多様化する中で、妊娠・出産や子育てへの支援の重要性が高まっています。

○ 更に、ニーズ調査では、「妊娠中や出産後半年くらいまでの間に、子育てに不安を感じたり自信をもてなくなったりした人」の割合は76.1%となっており、過去10年間で増加しています。妊娠中から助産師・保健師等の専門的な相談支援を充実させるとともに、特に産前産後に子育ての負担を軽減し安定した生活が送れるよう、家事や育児のサポートを行う支援が重要です。併せて、地域の子育て関係者による支援と連携しながら、親自身が子育てについて必要な知識や技術を学ぶ場を提供するなど、安心して出産・子育てができる環境を整えることが重要です。

図表 4-5-4 妊娠中や出産後に重要なサポート【複数回答】



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(未就学児)

- 出産後、約 1 割の産婦に「産後うつ」が発症すると言われています。産後の母親の心の不調は、子どもの成長発達に重大な影響を与える可能性があるため、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦を早期に把握するとともに、妊娠期からの適切な支援を行う必要があります。
- 手軽に入手できる育児情報が増大する一方で、育児を身近に感じる経験や、周囲からの支えの不足が、育児の不安感や負担感につながっています。子どもの発達や発育の偏り、疾病、養育者の心身の不調等、様々な要因から生じる「育てにくさ」「育児のしんどさ」を抱える養育者に寄り添いながら、乳幼児健康診査等の場で、子どもの健やかな成長・発達が確保されるよう、必要な支援を行うことが重要です。
- 平成 25 (2013) 年度では 86.0%だった「3歳児でむし歯のない者の割合」は、平成 30 (2018) 年度には 90.3%となりました。一方、第 1 子に比べ第 2 子以降のむし歯の割合が高いことや、「噛めない」「うまく飲み込めない」などの食育と関連した口腔機能の問題が発生しています。また、平成 30 (2018) 年度の妊婦歯科健診の受診率は 36.6%に留まっており、母体や胎児の健康維持のため受診率を向上させるとともに、健診を機会に家族の歯科口腔保健に関心を持ってもらえるよう、妊娠期からの一貫した働きかけが重要です。
- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させるとともに、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、子育て家庭が地域で孤立することなく、温かく見守られ支えられる包括的な支援の環境づくりを進めることが重要です。
- また、母子保健事業の充実を通じて、妊娠期からの児童虐待の予防に取り組むことが重要です。

(3) 産科・周産期医療、小児医療の充実

- 小児科については、安定的に救急医療を提供していくために、医師確保が課題となっています。
- 産科については、出産場所や NICU 等周産期病床の確保とともに、市内3病院を産科拠点病院に指定し、周産期救急の質と安全性の向上を図ってきました。今後、高齢出産等ハイリスク分娩への対応や、女性医師が多い産科医の勤務環境改善などにより、より安心して安全な出産ができる環境づくりが求められています。
- 多くの保護者が子どもの急病時などの対応に不安を抱えており、休日・夜間の小児救急に対するニーズは高い状況です。小児救急医療機関の適正利用、子どもが病気のときの適切な対応等について、引き続き家庭向けに情報提供していくとともに、小児救急医療体制の安定的な運用を行うことが求められています。
- 家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関を受診しやすい環境を築くため、平成31（2019）年4月より、小児医療費助成制度の通院助成対象の上限を小学6年生から中学3年生までに拡大しました。

目標・方向性

(1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実

- 将来、自分らしいライフプランを選択できるよう、若い世代に分かりやすく妊娠や不妊、出産に関する正しい知識を伝える取組を充実させます。
- 妊娠や不妊、出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、不妊・不育に関する相談体制や女性のための健康相談への対応を充実させます。
- 子どもを希望する人が不妊治療を受けやすくするため、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に対する助成を実施します。
- 様々な事情から予期せぬ妊娠をした人等に、一人で悩みを抱えることなく気軽に相談ができるよう、相談窓口「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、相談者一人ひとりの置かれている状況を丁寧に受け止め、区福祉保健センター等と連携しながら切れ目のない相談支援を充実させます。

(2) 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実

- 母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や受診勧奨を行います。また、妊娠中から歯の健康に関する正しい知識を持ち主体的に予防の取組を行うことで、妊婦だけでなく家族の生涯にわたる健康増進につながるよう、妊婦歯科健康診査を実施します。
- 安心して出産できる環境を確保するため、分娩取扱施設の維持を図るとともに、産婦人科の医師確保について支援を行います。
- 急な病気やけがの際に、今すぐ救急車を呼ぶべきか、どの科を受診すべきかなどの受診相談や急病時に受診可能な医療機関を案内する「横浜市救急相談センター（＃7119）」により、小児救急を含めた救急医療に関する電話相談体制を確保します。
- 子育て世代の経済的な負担を軽減するとともに、慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。

(3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

- 妊娠中から産後までの心身が不安定になりやすい時期に、必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、区福祉保健センターに母子健康手帳交付時の相談等を専任で行う母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期の相談支援をより一層充実させます。横浜市版子育て世代包括支援センターとして、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に取り組みます。
- 出産前から赤ちゃんのいる生活を想定し、産後の家事・育児の準備ができるよう、両親教室等を充実させます。
- 主に第1子が出生した家庭に対して、保健師、助産師等の専門職が訪問し、母と子の健康状態を確認するとともに、育児に関する不安・悩みの相談に応じるなど、家族への支援を行う新生児訪問を充実させます。

- 民生委員・児童委員などの地域の訪問員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を充実させ、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援を行います。
- 産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、家事・育児の負担を軽減するため、産前産後ヘルパーを派遣するとともに、出産直後の母子へのケア等を行う産後母子ケア事業（デイケア・ショートステイ・訪問型）に取り組み、安定して生活を送れるよう支援します。
- 産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し支援を行うため、産婦健康診査において、「お母さんの心の健康アンケート」を実施するとともに、妊娠期から地域の産科、精神科、小児科や助産院等の医療機関同士や区福祉保健センターが連携する仕組みづくりを進めます。また、妊産婦やその家族に対し、産後うつに関する知識の普及啓発に取り組みます。

（４）乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

- 乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、疾病や障害の早期発見・早期支援につながるよう、乳幼児健康診査や保健指導、訪問指導に取り組みます。また、継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携し適切な支援を行います。
- 養育者の育児不安を軽減し、見通しを持って子育てができるよう、乳幼児健康診査等の機会を通じて、子どもの発育発達段階に応じた正しい知識の啓発や育児力の向上につながる支援の充実に取り組みます。
- 子育てを困難に感じる養育者が、悩みを一人で抱えることなく育児ができるよう、保健師・助産師等による個別相談や家庭訪問において個々の状況に応じた支援に取り組みます。また、子育ての不安や孤立感を抱える家庭に対しては、育児支援家庭訪問員が継続的に訪問し相談支援を行うほか、育児支援ヘルパーを派遣するなど、安定した育児ができるよう支援します。

指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値 （令和 6 年度）
妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2%	98.7%
産婦健康診査の受診率	78.7%	89.0%

主な事業・取組

思春期保健指導事業

区福祉保健センターや学校等で思春期の子どもやその親に対して、親子関係、思春期の性、薬物の害、食生活等について正しい知識の普及を図り、思春期の子どもの心身の健やかな成長を支援します。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
思春期保健講座	128 件／年	152 件／年

不妊相談・治療費助成事業

高額な治療費がかかり、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び男性不妊について、経済負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。また、不妊や不育に悩む方に対して、不妊治療等に関する正確な情報提供や相談者が個々の状況に応じて対応を自己決定できるよう支援するため、不妊・不育専門相談を行います。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
①特定不妊治療費助成件数 （男性不妊助成件数）	4,571 件／年 （25 件／年）	5,330 件／年 （37 件／年）
②不妊・不育・専門相談件数	54 件／年	54 件／年

妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしん SOS ヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、安全な妊娠・出産等への支援につなげます。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
にんしん SOS ヨコハマ相談件数	414 件／年	734 件／年

妊婦健康診査事業		
母子共に安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
受診回数	335,557 回／年	325,766 回／年

産科・周産期医療の充実
市民が安心して出産できる環境を整備するため、分娩取扱施設への支援や周産期救急病院の体制強化などを通じて、出産できる施設や、妊娠中に急変した場合に対応できる医療機関の確保に取り組みます。 【平成 30 年度実績】産科拠点病院数：3か所、周産期救急連携病院数：9か所

小児救急拠点病院事業
小児科医による 24 時間 365 日の小児救急医療を実施する医療機関を「小児救急拠点病院」として位置付け、安定的な運用を行います。 【平成 30 年度実績】小児救急拠点病院数：7か所

小児救急に関する電話相談
子育て家庭の不安を解消し、適切な受診を勧めるため、「横浜市救急相談センター（#7119）」による小児救急を含めた救急に関する電話相談を実施しています。 【平成 30 年度実績】相談件数：79,012 件

小児医療費助成事業
子育て世代の経済的な負担を軽減し、医療機関を受診しやすい環境を整えるため、子どもの医療費の一部を助成します。 【平成 30 年度実績】対象者数：278,631 人

小児慢性特定疾病医療給付
慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。 【平成 30 年度実績】対象者数：3,082 人

妊娠届出時の面接（母子保健コーディネーター）		
横浜市版子育て世代包括支援センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、特に母子健康手帳交付時から産後4か月を中心に継続した相談体制を充実させるとともに、母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
妊娠・出産・子育てマイカレンダー（セルフプラン）作成件数	10,087件／年	27,958件／年

横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実
区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、それぞれの強み・ネットワークを生かして、より一層、連携・協働することにより、「横浜市版子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させていきます。

母子訪問指導事業		
母性の保護及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠届出者に対する母子健康手帳の交付や妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等への妊娠・出産・育児に関する保健指導や訪問指導を行います。		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
第1子への訪問率	93.8%	96.4%

こんにちは赤ちゃん訪問事業		
地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児情報の提供や養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図るとともに、必要な場合は保健師等の支援につなげます。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、子どもを地域で見守るまちづくりを推進し、児童虐待の予防にもつなげます。		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
①訪問件数	26,198件／年	24,579件／年
②訪問率	93.9%	96.1%

産後母子ケア事業		
産後の心身共に不安定になりやすい時期（産後4か月未満）に、家族等から産後の支援を受けられず、また育児不安が強いなど支援を必要とする方を対象に、助産所・産科医療機関でデイケアやショートステイを実施し、心身の安定を図り育児不安を早期に軽減します。また、産後4か月未満の外出が困難な方を対象に、授乳トラブルや母乳育児への不安解消を目的として、訪問型の産後母子ケア事業を実施します。		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
①デイケア実利用者数	153人／年	341人／年
②ショートステイ実利用者数	249人／年	522人／年
③訪問型実利用者数	663人／年	1,573人／年

産前産後ヘルパー派遣事業		
家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び産後5か月（双子以上の場合は1年）未満の乳児がいる家庭を対象にホームヘルパーを派遣し、子育て負担の軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
延べ派遣回数	10,345回／年	15,340回／年

産婦健康診査事業		
産婦健康診査（2週間・1か月）の費用の一部助成や受診勧奨を行うことにより、精神的に不安定になりやすい産後間もない母親の、身体的機能の回復や授乳状況及び心の健康状態を把握するとともに、支援が必要な産婦に対し、医療機関と区福祉保健センターが連携して適切な支援を行います。		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
①1か月健診の受診者数	21,949人／年	22,726人／年
②1か月健診の受診率	78.7%	89.0%

産後うつ等の早期支援に向けたネットワーク構築		
産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に発見し、適切な支援を行うことができるよう、産後うつ対策検討会等を開催し、産科等の医療機関と行政機関が連携する仕組みづくりや、生活圏において地域の関係機関が相互理解を深め、顔の見える関係性を構築するための取組を進めます。また、妊産婦やパートナー、家族など周囲の人が産後うつに気づき、適切な対応ができるよう、産後うつに関する理解を促進するための啓発を進めます。		

乳幼児健康診査事業等		
<p>先天性の異常や障害の早期発見・早期治療等を図るため、新生児を対象に、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施します。また、生後1か月・7か月・12か月に市内小児科医療機関で、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に区福祉保健センターで乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。さらに、3歳児を対象に、視覚・聴覚の異常を早期に発見し適切な支援を行うため視聴覚検診を実施します。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
区福祉保健センター 乳幼児健康診査受診率	4か月児健診 97.2%	4か月児健診 98.0%
	1歳6か月児健診 96.7%	1歳6か月児健診 97.0%
	3歳児健診 96.5%	3歳児健診 96.5%

歯科健康診査事業		
<p>妊娠期の歯科疾患を早期発見、早期予防し、母体と胎児の健康の保持増進を図るため、妊婦歯科健康診査を行います。また、乳幼児の歯科疾患を早期発見、早期予防し、子どもの健全な発育を図るために、乳幼児歯科健康診査及び歯科相談を行います。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
①妊婦歯科健康診査受診率	36.6%	40.0%
②3歳児で虫歯のない者の割合	90.7%	90%以上に維持 (かつ増加傾向)

育児支援家庭訪問事業		
<p>不適切な養育や児童虐待を防止するため、育児不安等を抱える家庭に継続的に訪問等を行うことで、安定した養育が可能になるように支援します。また、乳幼児健康診査の未受診者の状況を把握し必要な支援を行うとともに、育児不安や育児困難を抱える養育者を対象に、自分に合った子育ての方法を学び、安心して育児ができる親支援プログラムを実施します。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
①家庭訪問延べ実施回数	3,775回/年	5,088回/年
②ヘルパー延べ派遣回数	2,209回/年	2,952回/年

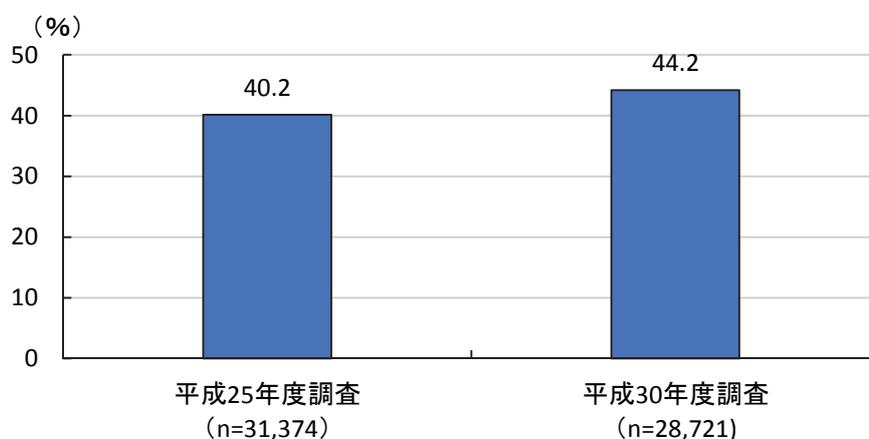
基本施策6 地域における子育て支援の充実

現状と課題

(1) 地域での子育ての支援の場と機会の必要性

- ニーズ調査では、地域での子育て支援の場を利用している親子の割合は増えており、平成25(2013)年度では40.2%でしたが、平成30(2018)年度調査では44.2%となっています。一方で「子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることがよくあった」と回答した人も、前回調査に比べて増えており、支援ニーズは依然高い状況にあります。

図表 4-6-1 地域での子育て支援の場を利用している親子の割合



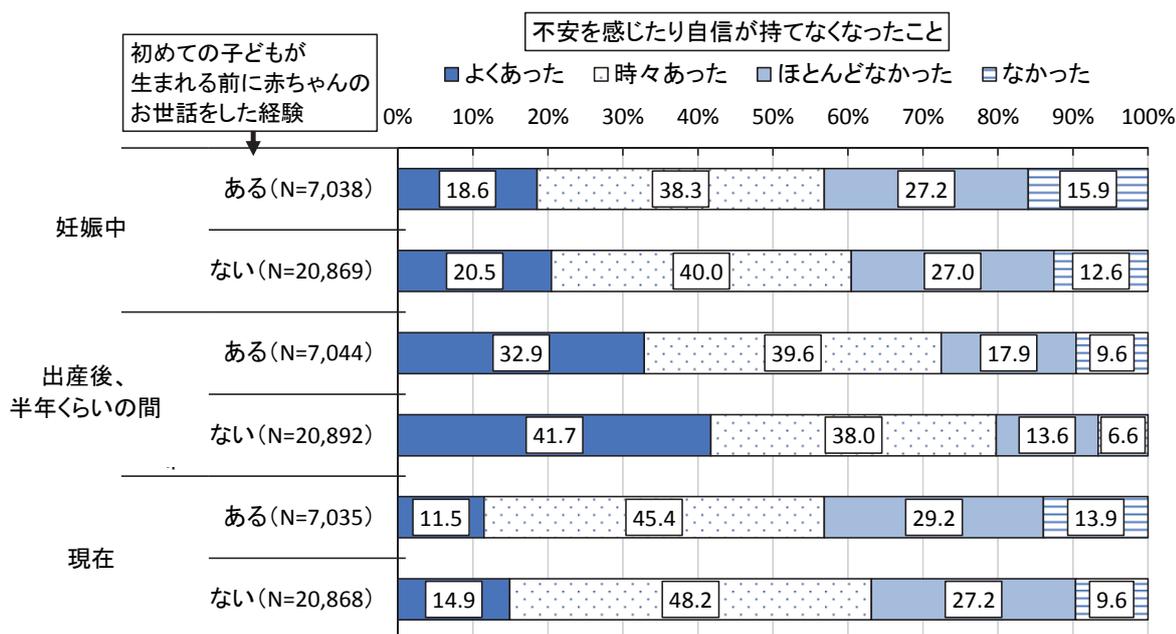
(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(未就学児)

- 国勢調査(平成27(2015)年)によると、本市の6歳未満の親族がいる世帯の95.1%が核家族であることや、ニーズ調査では、18.6%が祖父母や親族など「子育てに対する周囲の支えがない」と回答していることから、孤立した子育てになりやすい環境にあることが伺えます。
- このような環境の中では、子育て家庭が日常的に感じる小さな疑問や困りごとを、大きな悩みになる前に、気軽に相談し解決できる場を、子育て家庭の日常の中の身近な場所につくることが求められています。
- また、未就学児全体の保育所等の利用の割合が増えており、親子の居場所利用者の半数以上が幼稚園・保育所等を利用している状況であることから、地域での子育て支援は、自宅で育児をしている家庭だけでなく、全ての家庭に向けての取組を進める必要があります。

(2) 妊娠期からの支援の重要性

- ニーズ調査では、初めて子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない保護者は、74.4%となっており、日常生活の中で子どもと接する機会がなく、子育ての具体的なイメージを持たないまま親になる人が多い状況を示しています。これらの人については、子育てについて不安を感じたり自信を持てなくなったりしたことがある割合が比較的高い傾向にあります。このことから、「出産・子育てのイメージを持つこと」が、安心して子育てをするためには大切です。

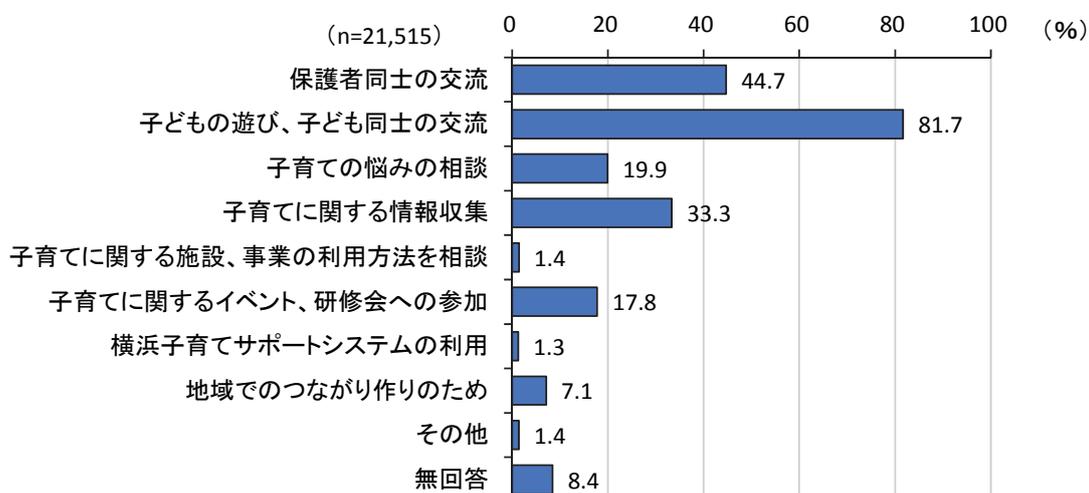
図表 4-6-2 赤ちゃんの世話をした経験別の子育ての不安



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成 30 年度、未就学児）

- 特に生活が大きく変化する妊娠期からの支援に重点を置き、見通しを持ち、安心して子育てをスタートできるように支えることが重要です。保育所等の利用が増える中、妊娠中・育児休業中に地域での支援を知り、利用することが、その一時の支えとなるだけでなく「困ったことがあれば相談できる」との安心感を持った子育てへとつながります。
- さらに、ニーズ調査では、地域の子育て支援施設の利用目的のうち「子どもの遊び、子ども同士の交流」に次ぎ「保護者同士の交流」が多くなっており、仲間づくりの場の提供への期待が大きいことにも着目する必要があります。妊娠期からの保護者同士の仲間づくりを支援することも、地域での子育て支援に求められる役割と言えます。

図表 4-6-3 地域の子育て支援施設の利用目的【複数回答】

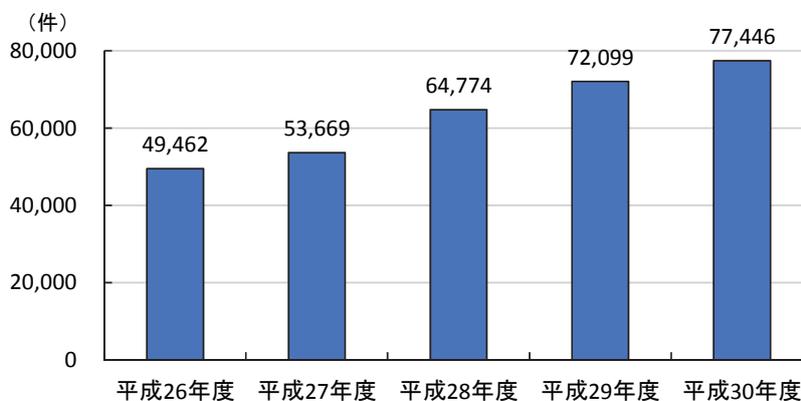


(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成 30 年度、未就学児）

(3) 個々の家庭状況やニーズに応じた支援の実施のための、支援の質の維持・向上

- 子育て家庭の置かれる状況が多様化することに対応し、支援のニーズも複雑化しています。
- 第1期計画期間では、それぞれの親子に寄り添った対応や、より個別性の高い相談内容への対応を充実させるために、地域子育て支援拠点で利用者支援事業（基本型）を開始するなど、相談機能の充実を図ってきました。それにより、例えば地域子育て支援拠点における相談件数は毎年増えており、第1期計画策定前の平成26（2014）年度と平成30（2018）年度を比べると、約1.5倍となっています。
- 第2期計画期間ではこれまでの取組を踏まえ、引き続き、支援の質の維持・向上に取り組むことが重要となります。担い手一人ひとりのスキルアップを図るとともに、担い手同士の連携による質の向上も求められます。さらに、これまで地域の支援を利用していなかった、あるいは利用しにくかった方にも利用していただけるよう、新たな支援方法の検討も必要です。

図表 4-6-4 地域子育て支援拠点における相談件数



(出典) 横浜市

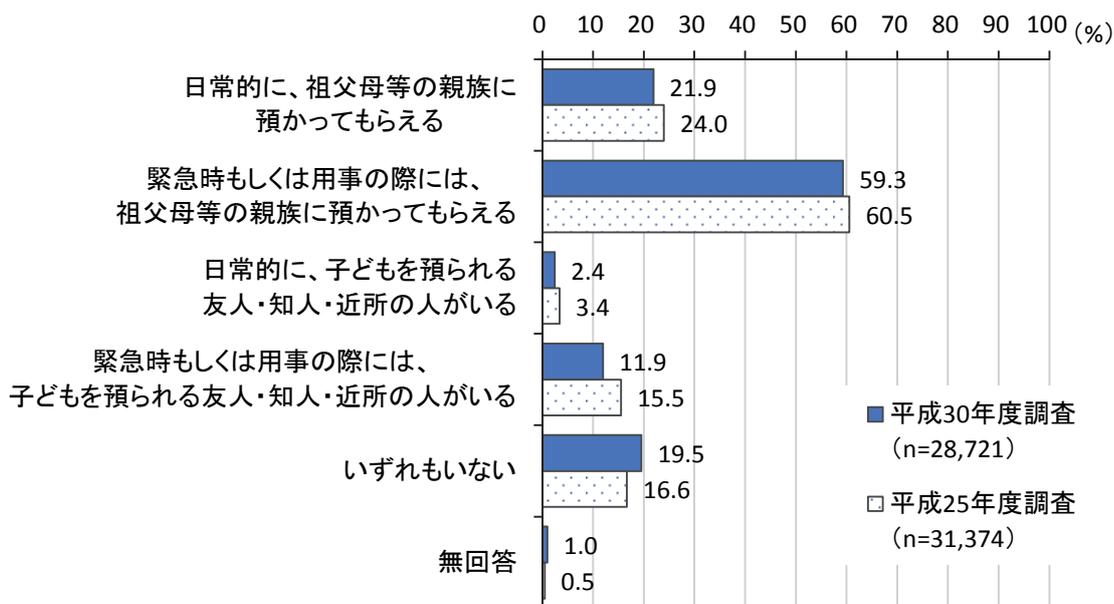
(4) 地域ぐるみで子育てを支える環境づくり

- 少子化や地域でのつながりの希薄化が進む中、孤立しない子育てのためには、日常生活の中で気軽に声を掛け合い、助け・助けられる地域でのつながりが重要です。子育て家庭同士でのつながりだけでなく、様々な世代、立場の方に、子育て家庭に目を向けてもらい「子育てを温かく見守る地域づくり」を進めていくことが必要です。その中では、親になる前に子どもの世話をすることが得られるよう、これから親になる世代に関わってもらうことも、大切な視点です。
- また、時に「支援する側・される側」という枠を超えて互いに支え合うことを通じ、保護者が地域社会に関心を持ち、子育て支援や他の地域活動の次の担い手になるような働きかけを継続することも、地域づくりには大切です。
- 親子の居場所の利用者からも「居場所に来ることで参加者同士や地域とのつながりができていることを実感する」との声が寄せられています。「地域に子育てを助けてくれる人がいる」「近所づきあいが楽しい」と感じ、地域のことを「我が事」として皆で考えていける機運を醸成することが重要です。そのため、横浜市版子育て世代包括支援センターとして、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が連携し、地域の子育て支援に関わる人と協力しながら、「地域づくり」を念頭に置いた支援を展開する必要があります。

(5) 多様な預かりニーズへの対応

- 親自身が育った場所で育児をする人が減っていることもあり「日常的に子どもを預かってもらえる親族や知人がいる」という割合は少なくなっています。リフレッシュの機会、家族の通院など、一時的な預かりのニーズに応えることで、子育てに伴う身体的・精神的な負担感の軽減を図ることができる預かりの場の充実が求められています。
- 保育所等を利用していない親子にとっては、一時的な預かりを利用することで、単に預かりのニーズを満たすだけでなく「親とは別の目で子どもの成長を見守ってもらえる人」や「子育ての相談をできる場」を持つことにもつながります。これは、悩みを家庭で抱え込まずに、いろいろな人の手を借りながら子育てをするために大切な環境と言えます。
- さらに、預かりを利用することで、子どもが家族以外と接する時間を持つことは、大きな経験になると言えます。核家族化が進み、限られた大人の中で育つ子どもにとって、預かりを通じ、子どもを温かく見守る多くの人と触れ合うことは大切な機会となります。

図表 4-6-5 子どもを預かってもらえる親族・知人の存在【複数回答】



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(未就学児)

目標・方向性

(1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実

- 子どもや子育て中の保護者にとって、身近で安心できる場で、様々な人と出会い、交流することは、豊かな子育て環境を整えるために大切です。そのため、引き続き、親子にとって身近な居場所の拡充と、その認知度の向上を図ります。また、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期からの支援、及び父親や祖父母等、家族全体への支援の充実に取り組みます。
- これまで地域での子育て支援を利用していなかった親子も、気軽に利用できるよう、アウトリーチ型の支援など、新たな手法も取り入れ、支援の充実を図ります。
- 子育て中の親子の協力を得て、中学生・高校生が子育て中の親子と触れ合うことのできる場や機会をつくるなど、次世代に向けた働きかけにも取り組みます。

(2) 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり

- 子育て支援に関わる人材の発掘・育成に係る取組を継続します。「支援する側とされる側」という枠を超え、親子同士あるいは親子に関わる人が互いに「支えられる安心・支える喜び」を感じることで、子育て家庭が次の支援の担い手となるような丁寧な取組を継続します。
- 子育て家庭に関わる人だけでなく、多くの人々が子育て家庭に心を寄せ、温かく見守る機運を醸成する取組を推進します。子育ての現状や支援の必要性を地域の住民が理解できるよう、機会をとらえて働きかけを行うとともに、様々な施設・機関・地縁組織、人が持つ多様な強みを活かして、子育て家庭を支えるつながりづくりに取り組みます。

(3) 地域における子育て支援の質の向上

- 支援を充実させることと併せて「保護者が自分に合った支援を選ぶ」ことも大切です。それぞれの家庭に寄り添い、ニーズに応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、相談支援や情報提供の充実、関係機関同士の連携、地域のネットワーク強化を図り、必要な支援を紹介するなど、きめ細やかな支援を行います。
- 多様な支援ニーズに適切に対応するため、支援者を対象に、体系的に研修を実施するなど、地域における子育て支援の質の維持・向上に取り組みます。

(4) 一時的に子どもを預けることができる機会の充実

- 子育て中の保護者の負担感や不安感を軽減するため、リフレッシュの機会や一時的な保育ニーズに応える預かりの場を拡充するとともに、預かりを通じた相談対応により、子育て家庭と子どもの育ちを支えます。
- 市民同士の預かりによる支え合い活動である横浜子育てサポートシステムでは、会員との丁寧な関わりによるマッチングにより、地域でのつながりの輪を広げます。

指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値
地域での子育て支援の場を利用している 親子の割合	44.2%	50.0% 【令和5年度】

主な事業・取組

地域子育て支援拠点事業

各区に1か所（サテライト設置区は2か所）ある妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行います。また、拠点外での支援の実施など、拠点を利用していない親子への積極的なアプローチ、子育てサークルの活動支援、地域における子育て支援の啓発等も行います。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和6年度
①実施か所数	22 か所（累計）	28 か所（累計）
②施設外での居場所の実施か所数	—	5 か所（累計）

地域子育て支援拠点における利用者支援事業

子育て中の親子の個別ニーズに応じて、多様な保育・教育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、各区の地域子育て支援拠点及び拠点サテライトにおいて、情報提供・相談・援助・助言などを行います。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和6年度
実施か所数	21 か所（累計）	27 か所（累計）

親と子のつどいの広場事業

主にNPO法人などの市民活動団体が運営により、マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。また、一部の親と子のつどいの広場においては、普段から利用されている方の子どもを対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行います。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和6年度
実施か所数	63 か所（累計）	77 か所（累計）

保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場		
<p>子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供を行うなど、地域子育て支援の場を提供します。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
実施か所数	68 か所（累計）	93 か所（累計）

子育て支援者事業		
<p>保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を勧めたり、相談に応じたりします。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
会場数	181 会場（累計）	185 会場（累計）

横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実（基本施策 5 の再掲）		
<p>区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、それぞれの強み・ネットワークを生かして、より一層、連携・協働することにより、「横浜市版子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させていきます。</p>		

地域子育て支援スタッフの育成		
<p>地域子育て支援の場（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等）のスタッフを対象に研修を実施します。経験年数や、施設内で果たす役割等に応じた体系的な研修プログラムを組み、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図ります。</p>		

子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）		
<p>小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「ハマハグ登録証」を提示すると、子育てを応援するサービスが受けられます。子育て中の親子が楽しく、気兼ねなく外出することができるとともに、事業を通じて地域全体で「子育てを温かく見守り、応援するまち・横浜」を推進します。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
新規協賛店舗数	276 件／年	1,500 件（5 か年）

乳幼児一時預かり事業（基本施策1の再掲）		
<p>子育て中の保護者が、少しの間子どもと離れてリフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的に、生後57日～小学校入学前の子どもの、理由を問わない一時的な預かりを実施します。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
延べ利用者数	88,124人／年	151,721人／年

横浜子育てサポートシステム事業（基本施策1の再掲）		
<p>人と人のつながりを広げ、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行います。</p>		
想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
延べ利用者数	59,401人／年	74,898人／年

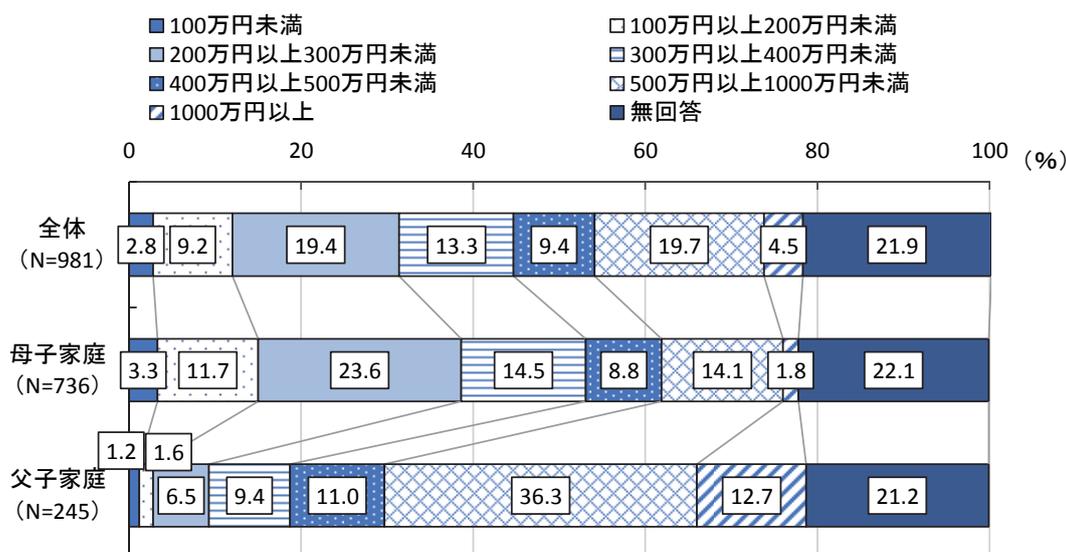
基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

現状と課題

(1) ひとり親家庭の生活状況

- 「国勢調査」(平成 27 (2015) 年)による推計では、市内のひとり親家庭は 26,391 世帯、うち、母子家庭が 22,803 世帯、父子家庭が 3,588 世帯となっています。
- ひとり親家庭において親は、一人で生計の維持と子育てを担う必要があり、いわゆるワンオペレーションの中、仕事と子育ての両立に悩みやすい状況にあります。
- 厚生労働省の「国民生活基礎調査」(平成 28 (2016) 年)によると、ひとり親家庭の貧困率は 50.8% と、依然高い水準にあります。
- 本市で平成 29 (2017) 年度に実施した「ひとり親世帯アンケート調査」によると、児童扶養手当や養育費なども含んだ年間世帯総収入の平均は、母子家庭で 361 万円、父子家庭で 643 万円となっています。

図表 4-7-1 ひとり親家庭の世帯総収入

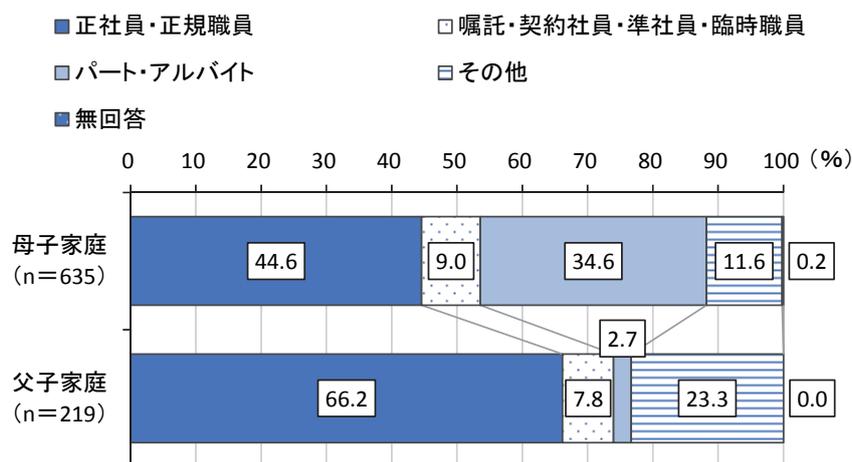


(出典) 横浜市ひとり親世帯アンケート (平成 29 年度)

- 同調査によると、母子家庭の 86.3%、父子家庭の 89.4%が就労していますが、母子家庭では非正規雇用での就労が半数近くを占め、就職してもパートや契約社員等の不安定な雇用条件で働いていることが多い状況にあることから、正規雇用と比べ安定した収入を得ることが難しい状況にあることが考えられます。ダブルワークなど複数の仕事のかけ持ちをしている母子家庭も 8.3%と、数は多くないものの一定の割合がいる状況です。
- また、同調査によると、母子家庭では収入や教育費、家賃など生活費に関する悩みが多く、父子家庭では炊事洗濯などの家事が十分にできないことや、周りに相談する相手がいないといった悩みが多い傾向にあります。

○ ひとり親家庭の子どもにとって、親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、精神面に与える影響や進学への悩みなど、子どもが成長していく過程で様々な課題が生じることがあります。本市が平成 29（2017）年度に実施した、支援者に対するヒアリング調査からは、親に無理をさせてはいけないと将来に夢や希望を持ってなかったり、自身の望む進学や職業選択をあきらめ就労を急いだりといった傾向が伺えます。

図表 4-7-2 現在の仕事の就業形態（母子・父子家庭別）



（出典）横浜市ひとり親世帯アンケート（平成 29 年度）

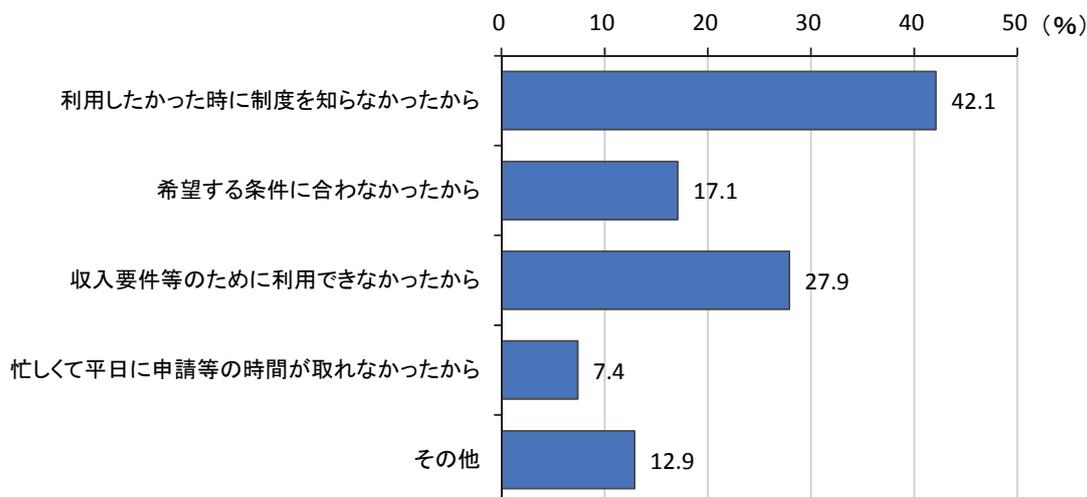
（2）ひとり親家庭への総合的な自立支援の必要性

○ ひとり親家庭の子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、親が安定した仕事に就き、生計維持ができるなど、家庭の安定した生活と自立が望まれますが、ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親または子どもの疾病・障害などの課題を抱えている場合もあり、必ずしも安定した生活が維持できる家庭ばかりではありません。自立に向けて、個々の家庭の状況に応じ、こうした就業以前の課題にも対応していく必要があります。

○ 本市調査によると、「ひとり親家庭の支援制度を利用したかったが利用できなかった」と回答した理由として、「制度があることを知らなかったから」が多く挙げられています。また、父子家庭にも利用対象が拡大された制度がある中で、父子家庭への情報提供についても工夫が求められています。制度の周知を図り、個々の状況に応じて必要な支援情報を届け、利用につなげるためには、ひとり親家庭に対して、紙媒体やウェブサイトなど様々な手法により、分かりやすく、身近で利用しやすい情報提供を行う必要があります。

○ ひとり親家庭の方は、ひとり親であることをなかなか打ち明けることができなかったり、自分が頑張らなければと孤軍奮闘されていたりと、望む・望まざるに関わらず社会的に孤立しやすく、ひとりで困難を抱えてしまう傾向にあると言われています。そのため、当事者同士のつながりでひとり親家庭ならではの悩みを共有し、不安を解消していくなど、行政による支援だけでなく、民間支援や地域のつながりなどの多面的なアプローチも重要です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていないほか、父子においては当事者同士のつながりそのものが希薄であるといった課題もあり、今後支援を充実させていく必要があります。

図表 4-7-3 利用しなかった福祉制度を利用しなかった理由【複数回答】

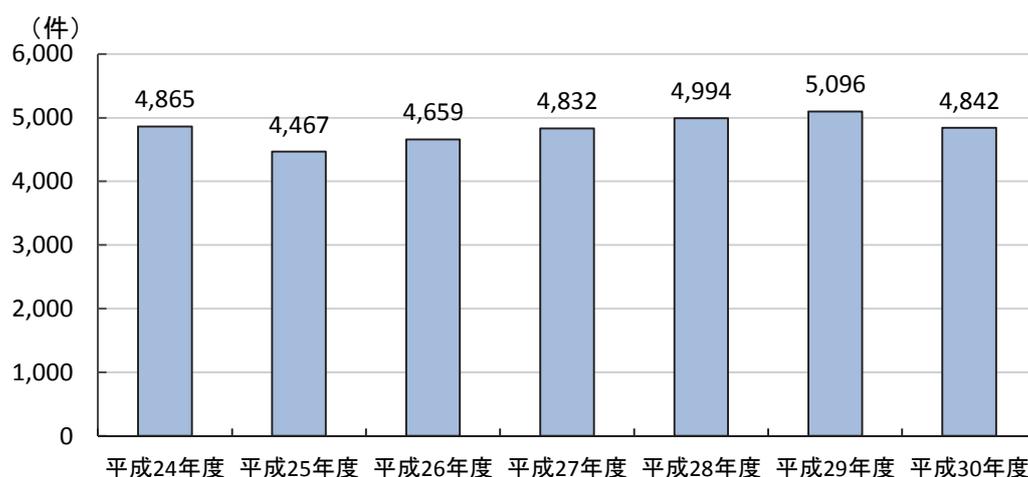


(出典) 横浜市ひとり親世帯アンケート (平成 29 年度)

(3) 配偶者からの暴力 (DV) の被害状況と女性福祉相談業務の状況

- DV (ドメスティック・バイオレンス) については明確な定義はありませんが、一般的には、配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係の相手から振るわれる身体的、精神的、性的、経済的暴力や暴言などをいいます。
- 本市の平成 30 (2018) 年度の DV 相談件数は 4,842 件で、近年は微増・微減しながら、全体的にほぼ横ばいの傾向です。

図表 4-7-4 本市のDV相談件数の推移



(出典) 横浜市

- 男性からのDV被害者相談は全体の約1割ですが、年々増加傾向にあります。
- 女性緊急一時保護件数は、平成25（2013）年度をピークに減少傾向です。減少の理由として、女性緊急一時保護における通信制限や外出制限等、相談者のニーズとマッチしないことが考えられます。一時保護に至らなかった場合、その後の危険性が懸念され、かつ子どもがいる場合には児童虐待の重篤化の可能性もあり、適切な支援策の検討が必要です。
- また、児童の面前でのDVは児童に対する心理的虐待であり、DVがある家庭で育った子どもは、情緒や行動の面で問題を抱えていることも少なくありません。また、子ども自身にも暴力や暴言、虐待が及ぶこともあります。平成30（2018）年度に閣議決定された国の「児童虐待防止対策の抜本的強化について」でも、DV対応と児童虐待対応との連携強化が掲げられており、本市においても子どもへの心理的なケアや生活支援、児童相談所と区役所との連携強化を図る必要があります。
- DV加害者更生のための支援や若い世代への啓発・予防教育、相談窓口の周知などの充実が求められます。
- DV被害者や生きづらさ・困難を抱える女性及びその同伴家族の安全の確保、保護から自立に向けた支援を総合的に行うとともに、関係機関との更なる連携強化も必要です。

目標・方向性

(1) ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート

- 個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、経済的な支援をはじめ、子育てや生活支援、就業の支援、養育費確保の支援など、ひとり親家庭の生活の安定に向けた自立支援を実施します。
- 当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。また、当事者同士のつながりによる孤立感の解消や、特に父子家庭が抱える困難に着目した、情報提供や交流の機会づくりを推進します。
- 親との離死別やDV・児童虐待等により受ける子どもの心理的影響にも配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐための学習支援など、子どもの視点に立った、子ども自身への支援を充実します。
- 区役所や関係機関などで相談を受ける支援者に対し研修を実施し、適切な相談スキルの習得と向上を図るとともに、相談対応の充実を図ります。
- 施策の推進にあたってはひとり親特有の課題への対応だけでなく、生活を支える様々な子育て支援の充実も含め総合的な支援を推進するとともに、関係機関や支援者が相互に連携した支援を推進します。

(2) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保、自立支援

- 横浜市DV相談支援センターにおける相談支援、区福祉保健センターにおける女性が抱える様々な問題に対する相談支援、一時保護を含めた自立支援を実施します。
- 女性に対する支援を行っている民間団体と、生きづらさを抱える女性への継続的な支援を協働事業により実施します。
- 女性緊急一時保護の受入先を確保するとともに、女性緊急一時保護中の安全確保と自立に向けた支援を実施します。
- 母子生活支援施設において、緊急に保護等の支援が必要なDV被害女性とその同伴児や生活リスクを抱える母子に対し、一時的な保護と安定した生活に向けた相談・支援を実施します。また、養育に課題を抱えると思われる妊産婦を対象に妊娠中からの保健指導等を含む支援を実施します。
- 女性緊急一時保護をためらう相談者に対して、DVや困難状況の深刻化を防ぐため、短期間の一時的な居場所の提供と、気持ちの整理や今後の生活を考えるための相談支援を実施します。
- DV被害者等への相談支援及び自立支援において、関係機関や民間団体と連携し、また、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図ります。

(3) DV被害者等の支援に関わる職員の資質向上及び体制の強化、啓発等

- DV被害の相談支援に関わる職員の専門的知識・技術の向上と体制の強化を図ります。
- DV被害者を適切な相談支援につなげるため、効果的な広報・啓発を実施します。
- DV被害者支援の一環として、「加害者更生プログラム」を行っている民間団体の活動を支援するとともに、連携した取組を進めます。
- 若年層を対象として、SNSを活用したデートDV相談や、理解促進のための講座等を実施します。

指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値 （令和 6 年度）
支援により就労に至ったひとり親の数	460 人／年	2,300 人（5 か年）
ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	4,971 人／年	6,000 人／年

主な事業・取組

ひとり親家庭等自立支援事業

ひとり親サポートよこはま（母子家庭等就業・自立支援センター）に就労支援員を配置し、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、就労支援員が区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行います。また離婚前からの相談や、ひとり親であることの悩みなど、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。

日常生活支援事業（ヘルパー派遣）

ひとり親になった直後の急激な生活環境の変化、病気や就職活動などにより一時的に家事・育児等に困っている方に、日常生活支援事業としてヘルパーを派遣します。

【平成 30 年度実績】利用者数：母子 296 人、父子 86 人

保育所への優先入所

未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。

母子生活支援施設

18 歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、その環境の改善に取り組みます。また、母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援担当職員を配置し、退所後も、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

住宅確保の支援

<市営住宅申込時の優遇>

市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、また子育て世帯に限定した募集区分を設けます。

【平成 30 年度実績】 申込件数：1,338 件

(母子・父子世帯：939 件、DV被害者世帯：8 件、子育て世帯：391 件)

<民間住宅あんしん入居>

家賃等の支払能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。

【平成 30 年度実績】 相談件数：276 件、成約件数：19 件

<新たな住宅のセーフティネット>

国の新たな住宅セーフティネット制度の創設を踏まえ、住宅確保が難しい要配慮者を対象に、民間賃貸住宅や空家を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度及び居住支援・経済的支援等により民間賃貸住宅への入居を円滑にします。

【平成 30 年度実績】 登録住宅戸数（子育て者対象）（累計）：52 戸

母子・父子家庭自立支援給付金事業

<自立支援教育訓練給付金事業>

適職に就くために必要な技術や資格を取得するため、受講前に申請した後、指定された教育訓練講座を受講した方に、費用の一部を支給します。

【平成 30 年度実績】 支給人数：68 人

<高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業>

看護師等の経済的自立に効果的な資格を習得する際に、修学期間中の生活費を支給します。また、終了後に、訓練終了支援金を支給します。（なお、平成 28 年度から、市社会福祉協議会で入学時・就職時の準備費用の貸付（一定の要件を満たせば返済免除）を行っています。）

【平成 30 年度実績】 支給人数：106 人

<高等学校卒業程度認定試験合格支援事業>

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す場合に、その学び直しのための受講費用の一部を支給します。

【平成 30 年度実績】 支給人数：2 人

児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。

【平成 30 年度実績】 受給者数（平成 31（2019）年 3 月末）：18,708 人

ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の養育者とその者に養育されている児童について、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的とし、自己負担額に相当する額を助成します。

【平成 30 年度実績】対象者数：41,211 人

母子父子寡婦福祉資金貸付

母子・父子・寡婦世帯を対象に、技能習得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利子で貸し付けます。

【平成 30 年度実績】母子父子福祉資金貸付人数：487 人、寡婦福祉資金貸付人数：16 人

寄り添い型生活支援事業（基本施策 3 の再掲）

養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、「寄り添い型生活支援事業」を実施します。また、より多くの子どもたちに支援を提供できるよう、事業の実施か所数を拡充していきます。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
実施か所数	12 か所（累計）	23 か所（累計）

寄り添い型学習支援事業（基本施策 3 の再掲）

様々な事情から、生活困窮者や養育困難などの課題を抱えている世帯の子どものために、将来の自立のための高校進学に向けた学習支援を行います。学力の向上に加え、将来自立した生活を送れるようにするための様々な部分での成長を促します。また、進学後の中退防止の取組としては、居場所や学び直しの場の提供、高校等への登校の継続への動機づけ等を行います。

【平成 30 年度実績】受入枠：950 人

民間活力による支援（ひとり親の自立支援に関する連携協定）

民間団体や企業等の有するノウハウを活用することでより支援が充実し、社会全体でひとり親家庭を支援していく機運が高まるよう、実績のある団体や民間企業との連携協定の締結により進めていきます。

【30 年度実績】協定締結団体数（累計）：2 団体

女性相談保護事業

「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、区福祉保健センターにおいて女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な一時保護を含めた自立支援を行います。また、新たな課題である一時保護をためらう相談者に対する安全確保や自立支援のための取組として、一時的な居場所の提供等の支援を民間団体と検討し、実施します。さらに、女性を取巻く課題は複雑・多様化しており、より適切に対応するため、相談員の専門性の向上・人材育成、体制強化に取り組めます。

DV被害者支援

こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」の機能を果たし、DV被害者への相談・支援を行います。

DV被害者が、DVの行為を受けていることやDVが重大な人権侵害であるということに気付けるよう、理解・普及啓発を図るとともに、相談や公的支援に適切につながるよう、様々な広報媒体を活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。併せて、DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体の活動を支援します。また、児童相談所や区役所等が行う児童虐待対応との連携強化を図ります。

想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
DVに関する相談件数	4,842件/年	5,300件/年

若者向けデートDV防止啓発

将来におけるDVの発生を未然に防ぐため、若年層を主な対象として、SNSを活用したデートDV相談を実施します。併せて、中学生・高校生等に向けてデートDV防止啓発講座や、教育関係者へのデートDV理解促進のための講座を実施します。

【平成30年度実績】啓発講座実施回数・延べ受講人数（年）：30回・4,302人

女性緊急一時保護施設補助事業

本市における女性緊急一時保護の受入先（シェルター）の確保及び女性相談保護事業の安定を図るため、シェルターを運営する民間団体に対して運営費の補助を行い、DV被害者等が一時保護中の安全確保と適切な自立に向けた支援等が受けられるよう支援します。

【30年度実績】補助団体数：4団体

母子生活支援施設緊急一時保護事業

DVからの避難や経済的困窮等から、緊急の保護を要する母子を、母子生活支援施設を活用して一時的に入所させ、直面する身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談・支援を行い、母子の福祉の向上を図ります。

また、母子生活支援施設緊急一時保護の枠を活用して、出産後間もない乳児の養育に課題があると思われる妊産婦を一時的に入所させ、妊娠中から保健指導等を含む支援を行い、安定した生活基盤を整えます。

想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
延べ利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年

施策分野3

社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

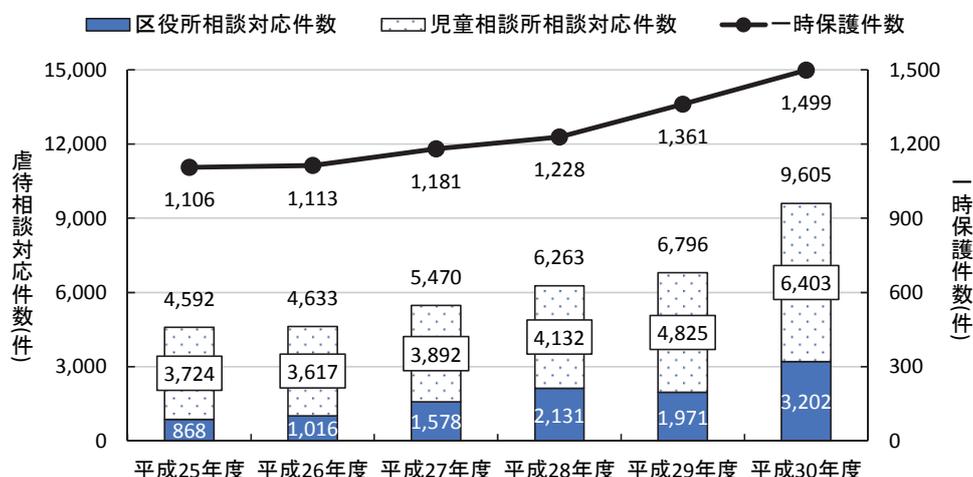
基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

現状と課題

(1) 児童虐待防止対策を取り巻く状況

- 本市では「横浜市子供を虐待から守る条例（平成26（2014）年制定）」に保護者、市民、行政、関係機関の責務を明記し、条例に基づき子どもの命を守るための施策を総合的に推進しています。
- 本市の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、平成30（2018）年度は区役所で3,202件、児童相談所で6,403件、計9,605件と過去最多となり、また、これまでに児童虐待による死亡や重篤事例も発生しています。
- 児童虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行える体制の充実や、専門性の高い人材の育成と確保が急務です。
- 全国でも児童虐待により子どもの命が失われる事例が起き、児童虐待相談対応件数も年々増加しています。こうした状況を踏まえ、国においては平成30（2018）年12月18日に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を策定するとともに、平成31（2019）年3月には関係閣僚会議で決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、子どもの権利擁護や各自治体の体制・支援策強化に向けた具体的な対策が示されました。また、DV対応と児童虐待対応との連携強化も掲げられており、本市としても、DV被害者の同伴児への心理的なケアや個別対応、横浜市DV相談支援センターとの連携強化を図る必要があります。
- 児童虐待防止対策の強化に向けた児童福祉法等の改正の内容や国の対策、増加する児童虐待相談対応件数、本市での死亡・重篤事例等の発生状況を踏まえ、児童虐待防止対策の更なる強化が必要です。

図表 4-8-1 児童虐待相談対応件数と一時保護件数の推移



(出典) 横浜市

(2) 児童相談所による児童虐待への迅速・的確な対応

- 児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の相談支援体制の強化に向け、児童福祉司や児童心理司等の人材の確保・育成とともに、児童虐待防止対策に関連する法改正等を踏まえ、今後の児童相談所のあり方の検討を更に進めていく必要があります。
- 子どもの安全確保を最優先として、的確な評価・判断に基づく、専門性の高い相談支援の実施が求められています。児童相談所の有する法的な権限を有効に活用しながら、一時保護が必要と判断される場合には、迅速に保護を実施する必要があります。
- 平成 30（2018）年度の一時保護所保護件数は過去最多の 1,499 件となり、一時保護理由の複雑化等に伴う個別的な対応の増加や一時保護期間の長期化が課題となっています。児童の権利擁護のため、一時保護所の環境改善や一時保護期間の短縮化に向けた取組の推進が必要となっています。
- 特に児童虐待対応については、法的根拠に基づいた判断が求められます。本市では、令和元（2019）年度から中央児童相談所に弁護士を常勤配置しましたが、引き続き、法的対応力の強化に取り組む必要があります。

(3) 区役所の児童虐待対応の機能強化と相談支援体制・在宅支援策の充実

- 平成 26（2014）年に「虐待対応調整チーム」を全区に設置し、児童虐待通告の受理機関の役割、関係機関との連携調整など要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担っています。
- 児童虐待相談対応件数が増加する中、迅速・的確で組織的な対応が行えるよう、区役所の機能強化や職員の専門性の向上が必要です。
- 平成 28（2016）年の改正児童福祉法において、市区町村（区役所）の機能としてソーシャルワークを中心とした機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」機能の設置が努力義務として規定されました。さらに、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」では、これを令和 4（2022）年度までに全市区町村に設置する目標が掲げられました。本市としても拠点機能の検討を行い、子どもとその家庭への相談支援体制の強化に向けた体制整備が必要です。
- 全国の児童虐待死亡事例のうち、0 歳児の死亡人数は約 6 割を占めています。特定妊婦（特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）について、産後の児童虐待を未然に防止するために、産前・産後の支援の取組強化が必要です。
- 学齢期の支援が必要な子どもや、その保護者に対する効果的な在宅支援策の検討が必要です。

(4) 児童相談所と区の児童虐待対応における連携の強化

- 平成 26（2014）年 1 月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」を策定し、区役所と児童相談所の連携を強化、組織的対応を推進してきました。
- しかし、市内で発生した死亡・重篤事例の検証等から、正確なリスク判断のための情報共有など、双方の更なる連携強化の必要性が見えました。
- 区役所への子ども家庭総合支援拠点機能の設置に向けた検討と併せ、区役所と児童相談所の支援や連携のあり方についても検討が必要です。

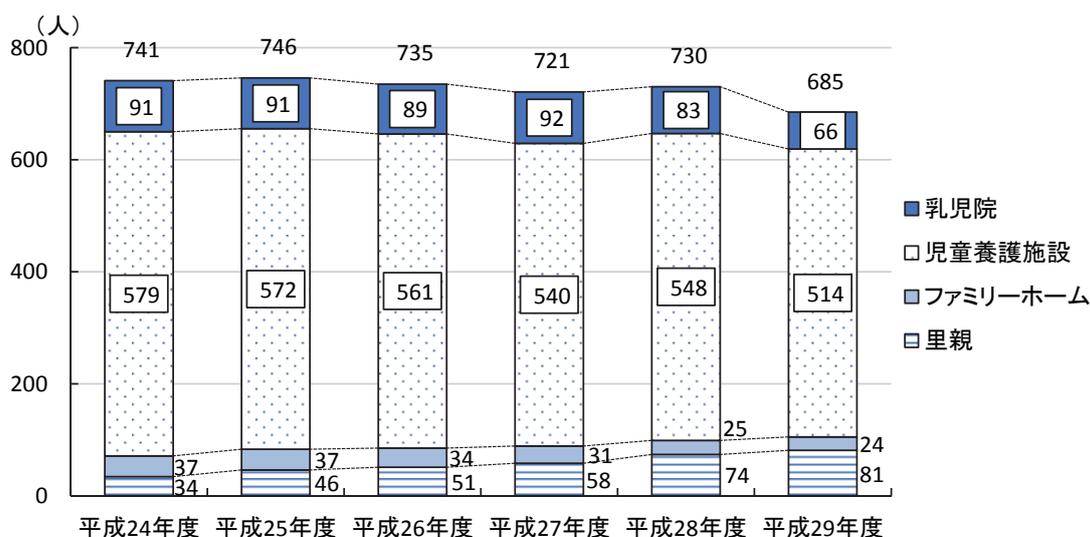
(5) 支援が必要な子どもの早期発見や迅速・的確な対応、関係機関との連携

- 警察や学校との情報共有の仕組みづくりや、医療機関とのネットワークづくりなど、関係機関との連携強化に取り組んできた結果、関係機関からの児童虐待に関する通告や相談の件数は年々増加傾向であり、今後も、情報共有の仕組みの充実が必要です。
- また、関係機関において安全の確認ができない等、児童虐待のリスクがある子どもの早期把握が求められます。国からも、乳幼児健診未受診者・未就園児・不就学児等の安全確認が求められており、関係機関とのネットワークの強化、関係機関に対する広報啓発等の強化が必要です。

(6) 社会的養護に関する状況

- 本市の平成 29（2017）年度の施設入所・里親等への委託児童数は 685 人となっています。そのうち里親等への委託数は、近年増加傾向にあります。様々な理由により家庭で暮らすことのできない子どもが、必要な支援を受けながら、落ち着いた環境の中で安定した生活を送れるよう、施設等の養育環境の整備や家庭養育の更なる推進が求められます。

図表 4-8-2 施設入所・里親等委託児童数の推移



(出典) 横浜市、福祉行政報告例

- 里親や特別養子縁組等の家庭養育に関する制度への市民の認知度を高め、担い手の確保につなげていくことが重要です。
- 地域で里親家庭が孤立しないよう、関係機関が連携し、里親を支援する体制の充実が必要です。
- 施設においては、より専門的なケアを必要とする児童を支援するため、職員のスキルアップや職種に応じた専門性の向上が求められます。
- 児童養護施設等の児童は、原則として 18 歳を経過した時に施設等を退所します。しかし、退所後に家族による支援が得られない場合が多く、経済的な困難や精神的な不安、社会的な孤立により様々な問題に発展してしまうことが少なくありません。入所中の児童はもとより退所者に対しても、就労や進学への支援、情報提供、生活相談等、安定した生活を送るための支援を計画的に提供する必要があります。

目標・方向性

(1) 児童虐待対策の総合的な推進

- 「横浜市子供を虐待から守る条例」及び「児童虐待に対する8つの対策」をもとに、広報・啓発、体制の整備、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、情報共有の仕組みづくり等、総合的な児童虐待防止対策を更に推進します。
- 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区役所と児童相談所の連携した初期対応の実施、支援体制の充実を図ります。
- 「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討するとともに、関係機関と連携しながら、地域の支援が必要な子どもとその家庭及び妊産婦の実情の把握、相談対応、要保護児童等の早期発見や適切な支援、在宅支援を中心とした子ども自身へのケアや養育者に対する専門的な支援等を実施します。
- 増加する児童虐待対応と支援機能の強化のため、児童相談所の再整備を進めるとともに、児童虐待対策に関連する法改正及び児童相談所、一時保護所の現状を踏まえ、今後の児童相談所のあり方の検討を進めます。
- 児童虐待防止に対する市民意識の醸成と子どもを対象とした啓発活動を実施します。

(2) 児童虐待対応における支援策の充実

- 区役所での子育て支援を通じた児童虐待の未然防止、児童相談所における親子関係の再構築や養育改善のための支援の充実を図るとともに、児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待の再発防止の取組を検討・推進します。
- 児童相談所及び区と関係機関との連携のさらなる推進を図るとともに、乳幼児健診未受診者や未就園児等の子どもの安全確認を継続的に実施します。
- 横浜型児童家庭支援センターでは、虐待を未然に防止し重篤化に至らないよう、区役所や地域の関係機関と連携し、養育支援が必要な家庭に対する専門的な相談、子どもの短期間の預かりや一時的な預かりなど、きめ細かな支援を行います。
- 子どもの安全確保を第一に迅速・的確に一時保護を行うとともに、子どもの最善の利益を考慮し、入所児童が安心感をもって安定した生活を送れるよう一時保護所の環境改善に向けた取組を推進します。
- 一時保護においては、家庭復帰支援や施設等の入所に向けた多職種連携による対応や、里親等への一時保護委託等、子どもにとってより良い養育環境を確保します。
- 同伴児のいるDV被害者や被虐待児に対しては、児童養護施設や母子生活支援施設等の受入れ先の体制を確保し、安定した生活に向けた相談や生活訓練などの支援を実施します。
- DV等による母子生活支援施設の緊急一時保護の枠を活用して、養育に課題を抱えると思われる妊産婦を対象に妊娠中からの保健指導等を含む支援を実施します。

(3) 社会的養護体制の充実

- 子どもの家庭養育優先の原則が明記された平成 28（2016）年の改正児童福祉法及び平成 29（2017）年の国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、本市の社会的養育の更なる推進に取り組みます。
- 代替養育を必要とする子どもを施設や里親に円滑に委託できるよう、施設の安定的な運営や里親・ファミリーホームの担い手の確保及び育成を図ります。
- より専門的なケアを必要とする児童の受入れや、入所児童の家庭復帰及び退所後の自立を支援していくため、施設の専門性の向上を図るとともに、ケア単位の見直しについて検討を進めます。
- 里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、制度が広く市民に認知されるための広報啓発を実施します。
- 里親リクルートや育成、委託里親への支援等を行うため、児童相談所や関係機関が連携した、本市におけるフォスタリング業務（※）の実施体制の検討を進めます。
- 児童養護施設等の退所後に、社会的にも経済的にも自立するため、施設等や関係機関による入所中から退所後までの継続した支援体制を構築します。
- 資格取得や進学・就職にかかる費用や自立援助ホームの活用等、施設等退所者の自立に向けた支援策の充実を図ります。

（※）フォスタリング業務

里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行う。

(4) 児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保

- 児童虐待対応や代替養育に関わる職員及び里親などの養育者の専門性強化のため、各種研修等を実施します。
- 児童相談所及び「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討を踏まえた区役所の機能強化に向け、必要な体制整備、職員の専門性向上に取り組みます。

指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
虐待死の根絶	0 人	0 人
里親等への新規委託児童数	32 件／年	170 件（5 か年）

主な事業・取組

区の要保護児童対策地域協議会の機能強化

地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。また、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、区や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、「個別ケース検討会議」を開催し、関係機関と共に支援方針を検討します。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
個別ケース検討会議	1,737 件／年	2,067 件／年

医療機関との連携強化

横浜市子育て SOS 連絡会（要保護児童対策地域協議会代表者会議）及び各区児童虐待防止連絡会（要保護児童対策地域協議会実務者会議）への医師・歯科医師の参加や、横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）会議の開催を通じ、医療機関と児童相談所や区との連携強化の充実を図ります。

未就園児等の把握

児童虐待防止のため、従来の乳幼児健診未受診者及び不就学児等で居住実態が確認できない児童の調査に加え、保育所や幼稚園等の所属がなく、福祉サービス等の利用がないなど安全確認ができない児童についても、目視等により安全確認・安全確保を図ります。

「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討

国が令和 4（2022）年度までに全市町村に設置することとしている「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、相談支援や在宅支援を中心とした継続的なソーシャルワーク業務を行っていくために、本市においても、「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討します。

児童虐待防止の広報・啓発

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11 月の児童虐待防止推進月間及び毎月 5 日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域で更に進めます。

児童相談所の相談・支援策の充実と人材育成

複雑化・深刻化する児童虐待等の相談・支援に適切に対応できる専門性の高い職員の確保・育成を図るため、児童福祉司任用前講習会・任用後研修のほか各種実務研修の実施やOJTの強化に取り組みます。

養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助、養育状況の確認等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。

想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
①家庭訪問延べ回数	3,112回/年	4,968回/年
②ヘルパー派遣延べ回数	6,873回/年	11,016回/年

子育て短期支援事業

児童を養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、横浜型児童家庭支援センター等で、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行うことで、子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
①ショートステイの延べ利用者数	715回/年	889回/年
②トワイライトステイの延べ利用者数	4,973回/年	7,809回/年

母子生活支援施設緊急一時保護事業（基本施策7の再掲）

DVからの避難や経済的困窮等から、緊急の保護を要する母子を、母子生活支援施設を活用して一時的に入所させ、直面する身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談・支援を行い、母子の福祉の向上を図ります。また、母子生活支援施設緊急一時保護の枠を活用して、出産後間もない乳児の養育に課題があると思われる妊産婦を一時的に入所させ、妊娠中から保健指導等を含む支援を行い、安定した生活基盤を整えます。

想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年

一貫した社会的養護体制の充実

子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、地域で安定した生活ができるよう、相談支援や短期預かり等を一体的に行う「横浜型児童家庭支援センター」や区福祉保健センター、児童相談所が連携して取り組みます。また、様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、落ち着いた環境の中で安定した生活を送ることができるよう、里親家庭や施設等の養育環境の充実及び支援体制の強化に取り組みます。

より専門的なケアを必要とする児童の受入れや、入所等児童の家庭復帰及び退所後の自立を支援していくため、養育者の専門性の向上を図ります。

児童養護施設等を退所した児童が、安心・安定して自立した生活を継続して送ることができるよう、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供や相談、支援等を行うため、施設等や関係機関が連携し、入所中から退所後まで継続した支援体制を構築します。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
①横浜型児童家庭支援センターの設置数	12 箇所（累計）	18 箇所（累計）
②施設等退所後児童の支援拠点数	1 箇所（累計）	2 箇所（累計）
③退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	8 件／年	50 件／年

里親等委託の推進

様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、里親等の家庭で生活を送ることができるよう、里親・ファミリーホームの担い手の確保及び育成を行い、里親等への委託を進めます。里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、制度が広く市民に認知されるための広報啓発を実施します。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
里親の制度説明会の実施回数	6 回／年	30 回（5 か年）

区役所における人材育成

要保護児童対策地域協議会の調整機関機能の向上を図るため、区の調整担当者に対し、法定の担当者研修を実施します。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割を適切に果たし、虐待対応力の向上を図ることを目的に児童福祉の専門家を派遣するスーパーバイザー派遣事業を行います。さらに、区の児童虐待対応に関わる職員向けの専門家による研修等を実施し、児童虐待対応における専門性強化に取り組みます。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
調整担当者研修受講者数	19 人（累計）	54 人（累計）

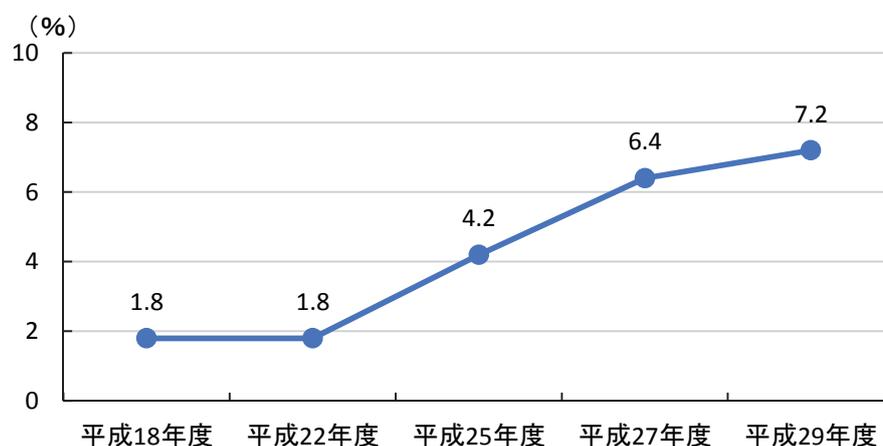
基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切に作る地域づくりの推進

現状と課題

(1) 仕事と家庭生活との両立を取り巻く状況

- 働く人々が、それぞれの事情の応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成30(2018)年7月に公布されました。この中では、「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現することが大きなポイントとして掲げられています。
- 子育て世帯をめぐっては、夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく、希望したかたちで子育てに向き合うことができる環境づくりを進めることが求められています。これらを実現することで、より良い親子関係の形成を通じて、子どもの育ちを支えることにつなげていくことが重要です。
- 企業においては、「働き方改革」による職場環境改善などの「魅力ある職場づくり」が、人材の確保や業績の向上等にもつながることから、これを着実に実施することが必要とされています。職場の雰囲気づくりや意識改革など、育児休業制度といった諸制度等を活用しやすい環境づくり等を進めるために、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた働きかけを継続的に行い、その取組を支援していくことで、企業と働く人々の双方にとって魅力ある職場にしていくことが重要です。また、雇用環境の整備については、市民や企業だけに努力を求めるのではなく、国や地方自治体が連携して取り組む必要があります。
- 市民一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスについて考え、実践していくことができるようになるためには、普及啓発を図るとともに、仕事と家事・育児といった仕事以外の生活の両立に取り組むためのきっかけづくりが必要です。
- 男性が育児等のために休業や休暇を取得することに対する意識は、肯定的な考え方の割合が高い一方、男性の育児休業取得率は依然として低い状況が続いており、また、取得したとしても短期間の取得が半数を占めています。さらに、「夫も家事や育児を分担すべき」と考える人が多い状況にも関わらず、現実には妻の家事・育児等に費やす時間が夫よりも大きく上回っており、理想と現実が乖離しています。

図表 4-9-1 男性の育児休業取得率

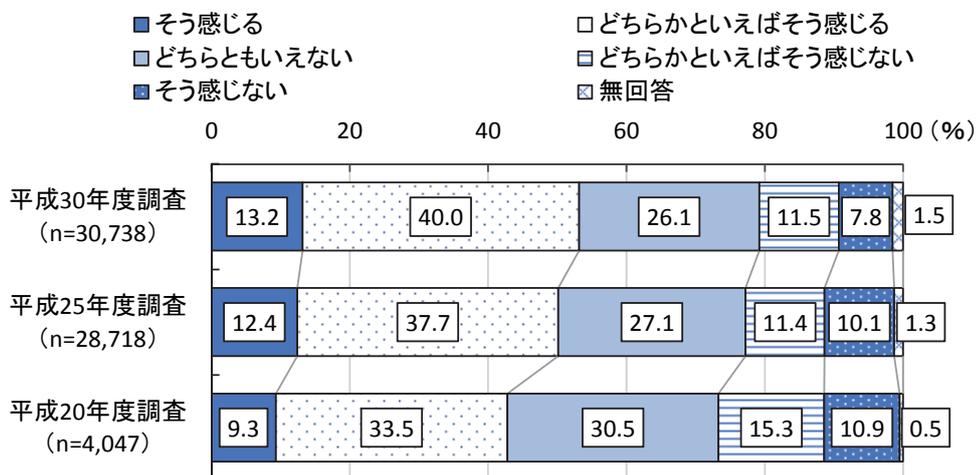


(出典) 横浜市男女共同参画に関する事業所調査 (平成29年度)

(2) 子どもや子育てをめぐる社会的な環境

- 少子化や夫婦共働き世帯の増加など、子育ての状況は大きく変化しています。子育てにおいて両親のサポートが受けられないケースや、親が子どもの近くにいない時間の増加、子どもが成長過程で出会う大人の数が増えているといった状況が伺えます。
- ニーズ調査では、「子育てに不安を感じたり、自信持てなくなったりしたこと」について、「よくあった」と回答した人の割合が増えています。不安を解消しながら、安心して子育てをしていくためには、保護者だけではなく、社会全体で子どもを育てるという機運を醸成していく必要があります。そのためにも、地域で暮らす人々が、お互いの顔が分かる関係づくり・地域コミュニティづくりを進めていくことが大切です。しかし、「地域社会から見守られている、支えられている」と感じている保護者は以前に比べて増えているものの、半数近くはそう感じていないのが現状です。

図表 4-9-2 子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じるか



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (小学生)

- 子育てについて相談ができたり、子ども同士やその保護者同士、地域住民が交流できたりする子育て支援の場などの充実や、子育て家庭が孤立せず、地域ぐるみで子育てを行う環境づくりを進めるとともに、現代の子育て家庭が置かれている環境や負担感について、広く市民に啓発していく必要があります。
- “社会全体で子どもを大切にすること”については、子どもがいる世帯はもちろんですが、それ以外の様々な方がこのことの大切さを知り、理解を深め、行動に移すことで実現できるものです。本市の出生数が減少傾向にある中、こうした取組が浸透していくことで、将来の子育て世帯が横浜で子育てをすることへの安心を感じてもらふことや、結婚、妊娠、出産、子ども・子育てに温かい社会づくりにつながることを期待されます。
- 近年、「子ども食堂」などの、地域における子どもの居場所づくりの取組が市内でも広がっています。身近な地域で子どもを見守ることで、子どもにとって安心できる居場所となるとともに、子ども同士だけでなく、子育てをしている家族や子どもの居場所づくりに取り組む方など、地域に暮らす様々な人との交流を生み出し、支えあう地域づくりにつながることを期待されています。

(3) 安全・安心の地域づくり

- 本市における不慮の事故による小児の死亡原因を見ると、0歳児は窒息が多く、1歳から4歳は転倒・転落、溺れなどが多くなっています。低年齢児の事故を未然に防ぐためには、保護者及び子どもに関わる市民が、日常の子どもの身の回りにある危険を理解し、常に注意を払うことが大切です。そのため、子どもの事故予防に対する意識を高める取組が必要です。また、幼児期以降の子どもに対しては、子どもたち自身でも身の回りに潜む危険を理解し、自ら安全な行動を取ることができるよう、啓発や指導を進めることも重要です。
- 近年、通学中等に子どもが事件や事故に巻き込まれ命を落としたりするなど、痛ましい事案が発生しています。子どもや保護者が地域で安全に暮らしていくためには、様々な外的要因による危険から子どもたちを守るための取組が必要です。
- また、子どもだけでなく、子育て中の家族や妊娠中の方が安全に、安心して生活できるような取組を進めることも重要です。建物や交通機関、住環境等におけるバリアフリーのさらなる推進といったハード面はもちろん、子育て世帯や妊娠中の方に対する理解が進むようなソフト面への対応にも取り組む必要があります。

目標・方向性

(1) ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方が実現できる環境づくり

- 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、家事・育児や地域活動など仕事以外の生活も充実させ、豊かな生活を送ることができるように、男女が共に働きやすく、仕事と生活を両立できる職場環境の整備や、多様で柔軟な働き方の推進に向けて、市民に対して様々な機会を活用した啓発を行います。また、企業に対して、各種支援制度や認定・表彰等事業を通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組意欲の向上を図ります。
- 男性の育児休業取得率の向上や、家事・育児等への参画をより進め、男女が共に、主体的に仕事と生活を両立しながら暮らすことができる社会の実現に向けた啓発や取組を行います。

(2) 子どもを大切にする社会的な機運の醸成

- 親だけで子育てを背負うのではなく、地域ぐるみでの子育てを実現していくため、世代や性別を問わず地域の中で子どもに関わるきっかけづくりとして、祖父母世代を主な対象とした「孫育て」についての啓発を進めます。
- 将来の子育て世代に向けた情報発信を行うことで、結婚や妊娠・出産、子育てに対する楽しさや喜びを知るきっかけづくりを推進します。
- 地域全体で子育てへの理解や応援が必要であることから、市内の店舗や施設から子育て家庭を応援する様々なサービスを提供してもらうことで、地域で安心して楽しく過ごせる環境づくりを推進します。
- 子ども食堂等の地域の取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、身近な地域の中で子どもを見守り・支えることができる環境づくりが推進されるよう、地域における子どもの居場所づくりの取組を支援します。

(3) 安全・安心の地域づくり

- 低年齢児の事故を未然に防ぐため、保護者や子どもに関わる市民が日常生活に潜む危険に気付くきっかけとなるよう、子どもの事故予防に関する啓発を推進します。また、成長とともに行動範囲が広がる子どもに対し、家の中だけでなく外での危険に自ら気づき、対処できるような指導教育や普及啓発を行います。
- 事件や事故から子どもを守るため、通学路等における安全対策や地域活動の支援を通じ、安全・安心な地域づくりに向けた取組を推進します。特に、通学路の安全に関しては、スクールゾーン対策協議会での点検等を踏まえた歩行空間の確保やガードレール設置等の対策を推進したり、倒壊の恐れがあるブロック塀の改善等の支援を行ったりするなど、子どもが安全に過ごせるような環境整備に取り組みます。
- 建物や交通機関等のバリアフリーを推進するほか、子育てに適した居住空間について本市が認定を行うなど、安全・安心を感じられるような地域の実現を目指します。また、子育て中の家族や妊娠中の方のような配慮を必要とする方と、それ以外の方が、双方の理解を深め、子育てを応援する社会をつくるための啓発にも取り組みます。

指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値 （令和 6 年度）
よこはまグッドバランス賞認定事業所数	139 事業所／年	1,170 事業所（5 か年）
男性の育児休業取得率	7.2%	13%

主な事業・取組

企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」

男女がともに働きやすい職場づくりに取り組む市内中小事業所（総従業員数 300 人以下）を「よこはまグッドバランス賞」として認定し、認定事業所の取組を広く市民や市内事業所に対し広報・PR します。

多様で柔軟な働き方等の取組を行う企業に対する支援

中小企業等の人材確保・定着に向けた職場環境の整備を支援するため、就業規則の改定やテレワーク導入等に係る費用等を助成します。また、女性活躍推進に向けて取り組もうとする中小企業に対し、社会保険労務士やコンサルタント等専門家を直接派遣し、企業の実情に応じた具体的なアドバイスを行います。また、多様で柔軟な働き方の創出に向けた、普及・啓発セミナー及び研修会等を実施します。

【30 年度実績値】支援した企業数：96 社

企業を対象としたセミナー等の実施

企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方や女性活躍推進の重要性、具体的な方策等について情報提供するためのセミナーを開催します。

【平成 30 年度実績値】セミナー等実施数：7 回

共に子育てをするための家事・育児支援

男女が共に主体的に子育てをし、ワーク・ライフ・バランスを回りながら子育てを楽しみ、暮らすことができる社会の実現に向け、身近な地域での父親育児支援講座を実施します。併せて、ウェブサイトや広報物等で、男性の家事・育児支援に関する情報提供と市民への啓発を行います。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
地域における父親育児支援講座の参加者数	981 人／年	7,640 人（5 か年）

祖父母世代に向けた子育て支援

自身の子や孫との円滑な関係や、市民活動や地域貢献として子育て支援に関わりを持つきっかけをつくり、地域の中で子どもに関わりを持つための機運を高めることを目的とした広報物を作成し、啓発を行います。

【平成 30 年度実績】子育てに関する啓発リーフレット配布：約 6,000 部

「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進

子どもを産み育てる喜びを広く共有し、社会全体で子どもの誕生や成長を温かく見守る機運の醸成につながるため、企業や関係団体と連携して、母親や父親、祖父母が赤ちゃんに贈ったメッセージを集めた詩集「トツキトウカYOKOHAMA」を発行します。

【平成 30 年度実績】「トツキトウカYOKOHAMA」配付：約 18,000 部

結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供

結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目のない支援」のための環境づくりに取り組むため、結婚を希望する独身・未婚者に向け、結婚や結婚後の生活、自身の将来展望、ライフプランについて考える機会を提供するセミナーを開催します。また、子どもの結婚を望む保護者に向けて、子どもの結婚に向けた具体的な支援の方法についての情報提供を目的としたセミナーを開催します。

【平成 30 年度実績】結婚応援セミナー：2 回

子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）（基本施策 6 の再掲）

小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「ハマハグ登録証」を提示すると、入店の際のちょっとした心配りや、子育てに優しい設備・備品の提供、割引・優待など、子育てを応援する様々なサービスが受けられます。子育て中の親子が楽しく、気兼ねなく外出することができるとともに、事業を通じて地域全体で「子育てを温かく見守り、応援するまち・横浜」を推進します。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
新規協賛店舗数	276 件／年	1,500 件（5 か年）

地域における子どもの居場所づくりに対する支援

子ども食堂等の地域の取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。

【平成 30 年度実績】地域における子どもの居場所の把握数（平成 30 年 7 月）：183 か所

子どもの事故予防啓発事業

低年齢児の事故を未然に防ぐため、日常生活での注意点や近年の子どもの事故の状況、緊急連絡先等をまとめたリーフレットを作成・活用し、保護者や子どもに関わる市民に向けた普及・啓発を推進します。

【平成 30 年度実績】子どもの事故予防啓発リーフレット配付：約 50,000 部

交通安全教育の推進

本市の指導員が保育所・幼稚園を訪問し、幼児向けに交通安全の基本ルールなどを指導します。また、保護者に対し、子どもの安全や事故について、幼児同乗自転車に乗る時のポイントやルール等の講習・啓発を行います。小学生に向けては、衝突・巻き込み・死角実験などの疑似体験を交えながら、街中での正しい歩き方や自転車の正しい乗り方について指導します。

【平成 30 年度実績】 幼児交通安全教育訪問指導回数：184 回

保護者向け交通安全講話実施回数：7 回

はまっ子交通あんぜん教室の実施回数：281 回

地域防犯活動支援事業

各区への実情に応じて防犯関係事業に対する予算配付、市域での犯罪発生の実態に応じて啓発活動等を実施するほか、民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」の開催、その他イベントにおける広報・啓発活動の実施などにより、地域における子どもの見守り活動への理解を深めるなど、子どもの安全対策を推進します。

【平成 30 年度実績】 子ども安全リーフレットの配布（市内小学生への配布）：約 125,000 部

よこはま学援隊

関係局や関係機関と連携し、よこはま学援隊（学校の校舎、校門や通学路における見守り活動等を行う、保護者や地域住民のボランティア）による登下校時の見守り活動への支援を引き続き行います。

【平成 30 年度実績】 申請校数：245 校

だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業

「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ベビーカーでの移動など子育て家庭などにも配慮した環境の整備や、様々な世代で思いやりの気持ちを育む福祉教育などを通じて、福祉のまちづくりを推進します。

想定事業量	直近の現状値（平成 30 年度）	令和 6 年度
鉄道駅舎へのエレベーター等の設置による 段差解消駅数	151 駅（累計）	152 駅（累計）
ノンステップバスの導入率	74.5%（累計）	82.6%（累計）

地域子育て応援マンションの認定

バリアフリーや遮音性に配慮したファミリー向けのマンションに、地域向けの子育て支援施設（認可保育所、地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場等）を併設したものを「横浜市地域子育て応援マンション」に認定します。

【平成 30 年度実績】 認定戸数（累計）：5,907 戸

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する

量の見込み・確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国の基本指針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、平成30（2018）年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、行政区単位で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

<参考>量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

2015（平成27）年の国勢調査結果に基づく本市の将来人口推計を基礎として、最新の人口の確定値を反映し算出しています。

（単位：人）

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0～5歳	0歳	26,528	26,172	25,920	25,728	25,569
	1・2歳	56,032	54,921	54,093	53,479	53,037
	3～5歳	90,927	90,252	88,057	86,227	84,697
	小計	173,487	171,345	168,070	165,434	163,303
6～11歳		186,200	184,148	182,981	181,365	179,673
12～17歳		193,760	191,855	190,441	189,954	188,772
合計		553,447	547,348	541,492	536,753	531,748

1 保育・教育に関する施設・事業

確保方策に関する施設・事業は以下のとおりです。

○ 幼稚園

3歳から小学校入学までの幼児が、小学校以降の教育の基礎を培うための「学校」です。子ども・子育て支援法に基づく確認を受けて施設型給付等により運営する園と、私学助成等により運営する園があります。また、在園児の長時間預かり保育や、保育を必要とする2歳児の預かりを実施している園もあります。

○ 保育所

保護者の就労などにより、保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。

○ 認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特長を併せ持つ施設です。幼保連携型や幼稚園型などがあります。

○ 地域型保育事業

施設（原則20人以上）より少人数で、保育が必要な3歳未満の子どもを保育する事業です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育などがあります。

○ 横浜保育室

本市独自の基準に基づき認定した、保育が必要な主に3歳未満の子どもを保育する施設です。

○ 企業主導型保育事業

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置し、国が助成を行う保育事業です。従業員の子ども以外の子どもを受け入れる地域枠を設置することができます。（※確保方策においては、立入調査の結果により問題がないと判断された施設の地域枠分とします。）

(1) 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(全市)

(単位:人)

年度		令和2年度				令和3年度			
給付認定区分(※1)		3号		2号	1号	3号		2号	1号
年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		6,856	25,354	45,381	45,546	7,131	26,020	46,456	43,796
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		39.0%			40.9%				
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,030	21,948	45,183	22,696	6,266	22,588	46,303	24,223
	確認を受けない幼稚園(※2)				25,938				21,007
	地域型保育・横浜保育室	826	3,406	198		865	3,432	153	
	計	6,856	25,354	45,381	48,634	7,131	26,020	46,456	45,230

年度		令和4年度				令和5年度			
給付認定区分(※1)		3号		2号	1号	3号		2号	1号
年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		7,406	26,686	47,531	40,526	7,681	27,352	48,606	37,621
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		42.6%			44.2%				
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,484	23,097	47,398	23,855	6,719	23,780	48,518	22,980
	確認を受けない幼稚園(※2)				17,971				15,442
	地域型保育・横浜保育室	922	3,589	133		962	3,572	88	
	計	7,406	26,686	47,531	41,826	7,681	27,352	48,606	38,422

年度		令和6年度			
給付認定区分(※1)		3号		2号	1号
年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		7,941	28,007	49,683	35,014
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		45.7%			
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,911	24,229	49,595	21,717
	確認を受けない幼稚園(※2)				13,297
	地域型保育・横浜保育室	1,030	3,778	88	
	計	7,941	28,007	49,683	35,014

参考 ニーズ割合

給付認定区分	年齢	ニーズ割合
3号	0歳	31.1%
	1-2歳	52.8%
2号	3-5歳	58.7%
1号	3-5歳	41.3%

※1 「給付認定区分」

1号:3歳から小学校就学前であって保育の必要性がない子どもに相当するもの

2号:3歳から小学校就学前であって保育の必要性がある子どもに相当するもの

3号:満3歳未満であって保育の必要性がある子どもに相当するもの

※2 「確認を受けない幼稚園」:私学助成により運営する幼稚園

(2) 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(区別)

区	年齢	ニーズ割合	年度		令和2年度				令和3年度			
			給付認定区分		3号		2号	1号	3号		2号	1号
			年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
鶴見区	0歳	33.6%	量の見込み		624	2,381	4,074	4,017	662	2,453	4,259	3,798
	1-2歳	55.5%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	552	2,066	4,033	1,209	606	2,224	4,257	1,377
	3-5歳(2号)	62.0%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,503	/	/	/	1,395
	(1号)	38.0%		地域型保育・横浜保育室	72	315	41	/	56	229	2	/
				計	624	2,381	4,074	2,712	662	2,453	4,259	2,772
神奈川区	0歳	33.3%	量の見込み		493	1,890	3,229	2,673	515	1,935	3,316	2,654
	1-2歳	56.2%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	447	1,658	3,222	680	469	1,703	3,309	663
	3-5歳(2号)	62.1%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,455	/	/	/	1,484
	(1号)	37.9%		地域型保育・横浜保育室	46	232	7	/	46	232	7	/
				計	493	1,890	3,229	2,135	515	1,935	3,316	2,147
西区	0歳	33.9%	量の見込み		195	724	1,255	1,241	210	777	1,334	1,216
	1-2歳	58.5%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	167	611	1,253	292	182	664	1,332	419
	3-5歳(2号)	62.7%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	541	/	/	/	439
	(1号)	37.3%		地域型保育・横浜保育室	28	113	2	/	28	113	2	/
				計	195	724	1,255	833	210	777	1,334	858
中区	0歳	33.9%	量の見込み		241	939	1,535	1,766	257	963	1,651	1,691
	1-2歳	54.0%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	187	718	1,514	345	203	742	1,630	353
	3-5歳(2号)	62.6%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,095	/	/	/	1,026
	(1号)	37.4%		地域型保育・横浜保育室	54	221	21	/	54	221	21	/
				計	241	939	1,535	1,440	257	963	1,651	1,379
南区	0歳	34.9%	量の見込み		289	997	1,924	2,208	312	1,028	2,040	2,110
	1-2歳	47.1%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	262	887	1,924	134	285	918	2,040	117
	3-5歳(2号)	60.9%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,899	/	/	/	1,791
	(1号)	39.1%		地域型保育・横浜保育室	27	110	0	/	27	110	0	/
				計	289	997	1,924	2,033	312	1,028	2,040	1,908
港南区	0歳	30.7%	量の見込み		352	1,296	2,515	2,043	354	1,296	2,490	1,975
	1-2歳	53.4%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	330	1,158	2,510	1,542	332	1,158	2,485	1,583
	3-5歳(2号)	59.6%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,091	/	/	/	801
	(1号)	40.4%		地域型保育・横浜保育室	22	138	5	/	22	138	5	/
				計	352	1,296	2,515	2,633	354	1,296	2,490	2,384
保土ヶ谷区	0歳	34.4%	量の見込み		352	1,278	2,388	2,141	384	1,346	2,423	2,086
	1-2歳	52.2%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	317	1,177	2,388	517	333	1,213	2,423	454
	3-5歳(2号)	56.8%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	2,712	/	/	/	2,449
	(1号)	43.2%		地域型保育・横浜保育室	35	101	0	/	51	133	0	/
				計	352	1,278	2,388	3,229	384	1,346	2,423	2,903
旭区	0歳	27.2%	量の見込み		370	1,425	2,668	2,842	372	1,446	2,682	2,787
	1-2歳	50.8%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	319	1,227	2,662	2,432	326	1,264	2,682	2,522
	3-5歳(2号)	55.3%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,357	/	/	/	871
	(1号)	44.7%		地域型保育・横浜保育室	51	198	6	/	46	182	0	/
				計	370	1,425	2,668	3,789	372	1,446	2,682	3,393
磯子区	0歳	26.5%	量の見込み		266	1,007	1,873	2,094	277	1,046	1,885	1,926
	1-2歳	48.2%	確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	238	918	1,873	45	238	925	1,885	38
	3-5歳(2号)	54.3%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,922	/	/	/	1,842
	(1号)	45.7%		地域型保育・横浜保育室	28	89	0	/	39	121	0	/
				計	266	1,007	1,873	1,967	277	1,046	1,885	1,880

(単位:人)

令和4年度				令和5年度				令和6年度				区
3号		2号	1号	3号		2号	1号	3号		2号	1号	
0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	
700	2,525	4,444	3,490	738	2,597	4,629	3,213	776	2,670	4,816	2,951	鶴見区
644	2,296	4,442	1,552	682	2,368	4,627	1,733	720	2,441	4,814	1,919	
			1,280				1,159				1,032	
56	229	2		56	229	2		56	229	2		
700	2,525	4,444	2,832	738	2,597	4,629	2,892	776	2,670	4,816	2,951	神奈川区
537	1,980	3,403	2,482	559	2,025	3,490	2,324	580	2,070	3,578	2,183	
491	1,748	3,396	646	513	1,793	3,483	628	534	1,838	3,571	610	
			1,513				1,543				1,573	
46	232	7		46	232	7		46	232	7		西区
537	1,980	3,403	2,159	559	2,025	3,490	2,171	580	2,070	3,578	2,183	
225	830	1,413	1,127	240	883	1,492	1,029	253	934	1,570	934	
196	720	1,413	553	211	773	1,492	694	224	824	1,570	843	
			330				214				91	中区
29	110	0		29	110	0		29	110	0		
225	830	1,413	883	240	883	1,492	908	253	934	1,570	934	
273	987	1,767	1,515	289	1,011	1,883	1,352	303	1,033	1,998	1,194	
219	766	1,746	359	237	834	1,883	363	251	856	1,998	364	南区
			959				894				830	
54	221	21		52	177	0		52	177	0		
273	987	1,767	1,318	289	1,011	1,883	1,257	303	1,033	1,998	1,194	
335	1,059	2,156	1,918	358	1,090	2,272	1,717	383	1,120	2,386	1,532	港南区
308	949	2,156	102	331	980	2,272	88	356	1,010	2,386	75	
			1,681				1,570				1,457	
27	110	0		27	110	0		27	110	0		
335	1,059	2,156	1,783	358	1,090	2,272	1,658	383	1,120	2,386	1,532	保土ヶ谷区
356	1,296	2,465	1,848	358	1,296	2,440	1,731	360	1,295	2,413	1,636	
334	1,158	2,460	1,585	337	1,185	2,440	1,548	339	1,184	2,413	1,471	
			550				338				165	
22	138	5		21	111	0		21	111	0		旭区
356	1,296	2,465	2,135	358	1,296	2,440	1,886	360	1,295	2,413	1,636	
416	1,414	2,458	2,010	448	1,482	2,493	1,958	481	1,551	2,529	1,924	
349	1,249	2,458	393	365	1,285	2,493	335	374	1,306	2,529	279	
			2,184				1,916				1,645	磯子区
67	165	0		83	197	0		107	245	0		
416	1,414	2,458	2,577	448	1,482	2,493	2,251	481	1,551	2,529	1,924	
374	1,467	2,696	2,580	376	1,488	2,710	2,385	379	1,511	2,726	2,204	
326	1,275	2,696	2,532	331	1,319	2,710	2,461	331	1,330	2,726	2,204	磯子区
			465				140				0	
48	192	0		45	169	0		48	181	0		
374	1,467	2,696	2,997	376	1,488	2,710	2,601	379	1,511	2,726	2,204	
288	1,085	1,897	1,797	299	1,124	1,909	1,702	308	1,161	1,921	1,617	磯子区
238	932	1,897	32	238	939	1,909	26	238	946	1,921	21	
			1,761				1,680				1,596	
50	153	0		61	185	0		70	215	0		
288	1,085	1,897	1,793	299	1,124	1,909	1,706	308	1,161	1,921	1,617	

区	年齢	ニーズ割合	年度		2年度				3年度			
			給付認定区分		3号		2号	1号	3号		2号	1号
			年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
金沢区	0歳	26.0%	量の見込み		308	1,044	2,131	2,160	299	1,056	2,151	2,067
	1-2歳	49.2%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	304	990	2,131	1,206	295	1,002	2,151	1,312
	3-5歳(2号)	58.6%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,217	/	/	/	896
	(1号)	41.4%		地域型保育・横浜保育室	4	54	0	/	4	54	0	/
				計	308	1,044	2,131	2,423	299	1,056	2,151	2,208
港北区	0歳	32.2%	量の見込み		866	3,239	4,965	4,430	905	3,370	5,219	4,162
	1-2歳	62.2%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	725	2,707	4,887	2,237	763	2,861	5,141	2,224
	3-5歳(2号)	65.8%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,827	/	/	/	1,601
	(1号)	34.2%		地域型保育・横浜保育室	141	532	78	/	142	509	78	/
				計	866	3,239	4,965	4,064	905	3,370	5,219	3,825
緑区	0歳	30.2%	量の見込み		361	1,281	2,391	2,233	372	1,319	2,392	2,197
	1-2歳	53.3%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	319	1,077	2,391	1,385	319	1,077	2,392	1,276
	3-5歳(2号)	55.9%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,506	/	/	/	1,364
	(1号)	44.1%		地域型保育・横浜保育室	42	204	0	/	53	242	0	/
				計	361	1,281	2,391	2,891	372	1,319	2,392	2,640
青葉区	0歳	32.9%	量の見込み		543	1,984	3,650	4,139	579	2,026	3,757	3,932
	1-2歳	47.7%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	462	1,676	3,641	3,499	498	1,718	3,748	4,475
	3-5歳(2号)	56.4%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	1,417	/	/	/	0
	(1号)	43.6%		地域型保育・横浜保育室	81	308	9	/	81	308	9	/
				計	543	1,984	3,650	4,916	579	2,026	3,757	4,475
都筑区	0歳	29.7%	量の見込み		452	1,704	2,847	3,460	453	1,668	2,830	3,249
	1-2歳	47.1%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	400	1,399	2,835	1,721	405	1,396	2,818	1,835
	3-5歳(2号)	50.1%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	2,256	/	/	/	1,840
	(1号)	49.9%		地域型保育・横浜保育室	52	305	12	/	48	272	12	/
				計	452	1,704	2,847	3,977	453	1,668	2,830	3,675
戸塚区	0歳	29.5%	量の見込み		547	1,931	3,507	3,746	567	2,040	3,595	3,671
	1-2歳	54.1%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	483	1,737	3,507	953	483	1,796	3,595	1,069
	3-5歳(2号)	56.8%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	2,527	/	/	/	2,275
	(1号)	43.2%		地域型保育・横浜保育室	64	194	0	/	84	244	0	/
				計	547	1,931	3,507	3,480	567	2,040	3,595	3,344
栄区	0歳	33.7%	量の見込み		168	586	1,133	1,393	183	602	1,141	1,354
	1-2歳	49.2%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	143	515	1,133	1,224	153	521	1,141	1,091
	3-5歳(2号)	53.1%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	555	/	/	/	501
	(1号)	46.9%		地域型保育・横浜保育室	25	71	0	/	30	81	0	/
				計	168	586	1,133	1,779	183	602	1,141	1,592
泉区	0歳	28.3%	量の見込み		262	969	1,928	1,523	263	938	1,907	1,495
	1-2歳	44.8%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	235	880	1,928	1,707	236	849	1,907	1,731
	3-5歳(2号)	59.4%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	213	/	/	/	24
	(1号)	40.6%		地域型保育・横浜保育室	27	89	0	/	27	89	0	/
				計	262	969	1,928	1,920	263	938	1,907	1,755
瀬谷区	0歳	21.9%	量の見込み		167	679	1,368	1,437	167	711	1,384	1,426
	1-2歳	52.9%	確保 方針	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	140	547	1,351	1,568	140	557	1,367	1,684
	3-5歳(2号)	55.9%		確認を受けない幼稚園	/	/	/	845	/	/	/	408
	(1号)	44.1%		地域型保育・横浜保育室	27	132	17	/	27	154	17	/
				計	167	679	1,368	2,413	167	711	1,384	2,092

(単位:人)

4年度				5年度				6年度				区
3号		2号	1号	3号		2号	1号	3号		2号	1号	
0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	
290	1,068	2,171	1,874	281	1,080	2,191	1,710	270	1,090	2,210	1,562	金沢区
286	1,014	2,171	1,377	277	1,026	2,191	1,400	266	1,036	2,210	1,381	
			616				378				181	
4	54	0		4	54	0		4	54	0		
290	1,068	2,171	1,993	281	1,080	2,191	1,778	270	1,090	2,210	1,562	港北区
944	3,501	5,473	3,763	983	3,632	5,727	3,435	1,020	3,761	5,982	3,109	
811	3,026	5,413	2,196	856	3,163	5,667	2,153	893	3,292	5,922	2,096	
			1,390				1,194				1,013	
133	475	60		127	469	60		127	469	60		
944	3,501	5,473	3,586	983	3,632	5,727	3,347	1,020	3,761	5,982	3,109	緑区
383	1,357	2,393	2,065	394	1,395	2,394	1,966	403	1,435	2,395	1,889	
319	1,077	2,393	1,165	319	1,077	2,394	1,051	319	1,077	2,395	936	
			1,224				1,087				953	
64	280	0		75	318	0		84	358	0		
383	1,357	2,393	2,389	394	1,395	2,394	2,138	403	1,435	2,395	1,889	青葉区
615	2,068	3,864	3,638	651	2,110	3,971	3,373	686	2,150	4,079	3,154	
534	1,760	3,855	4,034	567	1,797	3,962	3,593	602	1,837	4,070	3,154	
			0				0				0	
81	308	9		84	313	9		84	313	9		
615	2,068	3,864	4,034	651	2,110	3,971	3,593	686	2,150	4,079	3,154	都筑区
454	1,632	2,813	3,062	455	1,596	2,796	2,900	454	1,562	2,780	2,769	
406	1,360	2,801	1,908	421	1,424	2,796	1,941	420	1,390	2,780	1,934	
			1,465				1,130				835	
48	272	12		34	172	0		34	172	0		
454	1,632	2,813	3,373	455	1,596	2,796	3,071	454	1,562	2,780	2,769	戸塚区
587	2,149	3,683	3,412	607	2,258	3,771	3,162	625	2,365	3,859	2,935	
483	1,855	3,683	1,172	483	1,914	3,771	1,263	483	1,973	3,859	1,341	
			2,036				1,809				1,594	
104	294	0		124	344	0		142	392	0		
587	2,149	3,683	3,208	607	2,258	3,771	3,072	625	2,365	3,859	2,935	栄区
198	618	1,149	1,232	213	634	1,157	1,119	226	649	1,164	1,029	
163	527	1,149	959	173	534	1,157	828	181	539	1,164	697	
			446				390				332	
35	91	0		40	100	0		45	110	0		
198	618	1,149	1,405	213	634	1,157	1,218	226	649	1,164	1,029	泉区
264	907	1,886	1,398	265	876	1,865	1,317	268	845	1,844	1,261	
237	818	1,886	1,590	238	787	1,865	1,425	241	756	1,844	1,261	
			0				0				0	
27	89	0		27	89	0		27	89	0		
264	907	1,886	1,590	265	876	1,865	1,425	268	845	1,844	1,261	瀬谷区
167	743	1,400	1,315	167	775	1,416	1,228	166	805	1,433	1,131	
140	567	1,383	1,700	140	582	1,406	1,450	139	594	1,423	1,131	
			71				0				0	
27	176	17		27	193	10		27	211	10		
167	743	1,400	1,771	167	775	1,416	1,450	166	805	1,433	1,131	

2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業区分	本市事業	基本施策
(1) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	○妊婦健康診査事業	5
(2) 乳児家庭全戸訪問事業	○こんにちは赤ちゃん訪問事業	5
(3) 子育て短期支援事業	○ショートステイ、トワイライトステイ ○母子生活支援施設緊急一時保護事業	7、8
(4) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	○育児支援家庭訪問事業 ○養育支援家庭訪問事業 ○要保護児童対策地域協議会	5、8
(5) 病児保育事業	○病児保育事業	1
(6) 利用者支援に関する事業	○横浜子育てパートナー ○保育・教育コンシェルジュ ○母子保健コーディネーター	1、5、6
(7) 時間外保育事業	○延長保育事業（夕延長）	1
(8) 放課後児童健全育成事業	○放課後キッズクラブ（一部） ○放課後児童クラブ	2
(9) 地域子育て支援拠点事業	○地域子育て支援拠点 ○親と子のつどいの広場 ○保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場等	6
(10) 一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	○幼稚園での預かり保育 ○保育所での一時保育 ○横浜保育室での一時保育 ○乳幼児一時預かり ○親と子のつどいの広場での一時預かり ○横浜子育てサポートシステム ○24時間型緊急一時保育 ○休日一時保育	1、6

※地域子ども・子育て支援事業のうち「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参集促進・能力活用事業」は、量の見込み等を作成する事業からは対象外となっています。

(1) 妊婦に対して健康診断を実施する事業

本市事業		妊婦健康診査事業				
対象年齢		—				
単位		延べ受診回数(回/年)				
年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み	332,291	330,662	329,029	327,396	325,766
	確保方策	332,291	330,662	329,029	327,396	325,766
鶴見区	量の見込み	30,268	30,120	29,971	29,822	29,674
	確保方策	30,268	30,120	29,971	29,822	29,674
神奈川区	量の見込み	23,906	23,789	23,671	23,554	23,437
	確保方策	23,906	23,789	23,671	23,554	23,437
西区	量の見込み	11,020	10,966	10,912	10,858	10,804
	確保方策	11,020	10,966	10,912	10,858	10,804
中区	量の見込み	13,946	13,878	13,809	13,741	13,672
	確保方策	13,946	13,878	13,809	13,741	13,672
南区	量の見込み	15,053	14,979	14,905	14,831	14,757
	確保方策	15,053	14,979	14,905	14,831	14,757
港南区	量の見込み	16,288	16,208	16,128	16,048	15,968
	確保方策	16,288	16,208	16,128	16,048	15,968
保土ヶ谷区	量の見込み	16,219	16,140	16,060	15,980	15,901
	確保方策	16,219	16,140	16,060	15,980	15,901
旭区	量の見込み	17,738	17,651	17,564	17,477	17,390
	確保方策	17,738	17,651	17,564	17,477	17,390
磯子区	量の見込み	14,190	14,121	14,051	13,981	13,911
	確保方策	14,190	14,121	14,051	13,981	13,911
金沢区	量の見込み	13,974	13,906	13,837	13,768	13,700
	確保方策	13,974	13,906	13,837	13,768	13,700
港北区	量の見込み	41,062	40,860	40,659	40,457	40,255
	確保方策	41,062	40,860	40,659	40,457	40,255
緑区	量の見込み	16,068	15,989	15,910	15,831	15,752
	確保方策	16,068	15,989	15,910	15,831	15,752
青葉区	量の見込み	26,816	26,684	26,552	26,421	26,289
	確保方策	26,816	26,684	26,552	26,421	26,289
都筑区	量の見込み	20,421	20,321	20,221	20,120	20,020
	確保方策	20,421	20,321	20,221	20,120	20,020
戸塚区	量の見込み	24,179	24,060	23,941	23,822	23,704
	確保方策	24,179	24,060	23,941	23,822	23,704
栄区	量の見込み	9,179	9,134	9,089	9,044	8,999
	確保方策	9,179	9,134	9,089	9,044	8,999
泉区	量の見込み	12,186	12,126	12,067	12,007	11,947
	確保方策	12,186	12,126	12,067	12,007	11,947
瀬谷区	量の見込み	9,778	9,730	9,682	9,634	9,586
	確保方策	9,778	9,730	9,682	9,634	9,586

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

本市事業		こんにちは赤ちゃん訪問事業				
対象年齢		0歳				
単位		訪問件数(件/年) 及び 訪問率(%)				
年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み	25,117 94.7%	24,872 95.0%	24,728 95.4%	24,642 95.8%	24,579 96.1%
	確保方策	25,117 94.7%	24,872 95.0%	24,728 95.4%	24,642 95.8%	24,579 96.1%
鶴見区	量の見込み	2,229 94.3%	2,223 94.7%	2,213 95.1%	2,216 95.5%	2,214 95.9%
	確保方策	2,229 94.3%	2,223 94.7%	2,213 95.1%	2,216 95.5%	2,214 95.9%
神奈川区	量の見込み	1,728 96.1%	1,725 96.5%	1,724 96.9%	1,715 97.3%	1,701 97.7%
	確保方策	1,728 96.1%	1,725 96.5%	1,724 96.9%	1,715 97.3%	1,701 97.7%
西区	量の見込み	756 97.5%	754 97.9%	748 98.3%	746 98.7%	735 98.7%
	確保方策	756 97.5%	754 97.9%	748 98.3%	746 98.7%	735 98.7%
中区	量の見込み	837 91.2%	834 91.6%	833 92.0%	832 92.4%	831 92.8%
	確保方策	837 91.2%	834 91.6%	833 92.0%	832 92.4%	831 92.8%
南区	量の見込み	1,086 94.9%	1,077 95.3%	1,072 95.7%	1,068 96.1%	1,059 96.5%
	確保方策	1,086 94.9%	1,077 95.3%	1,072 95.7%	1,068 96.1%	1,059 96.5%
港南区	量の見込み	1,190 93.4%	1,166 93.8%	1,148 94.2%	1,132 94.6%	1,115 95.0%
	確保方策	1,190 93.4%	1,166 93.8%	1,148 94.2%	1,132 94.6%	1,115 95.0%
保土ヶ谷区	量の見込み	1,327 98.7%	1,337 98.7%	1,350 98.7%	1,365 98.7%	1,381 98.7%
	確保方策	1,327 98.7%	1,337 98.7%	1,350 98.7%	1,365 98.7%	1,381 98.7%
旭区	量の見込み	1,363 90.6%	1,330 91.0%	1,313 91.4%	1,297 91.8%	1,286 92.2%
	確保方策	1,363 90.6%	1,330 91.0%	1,313 91.4%	1,297 91.8%	1,286 92.2%

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
磯子区	量の見込み	1,142 92.6%	1,128 93.0%	1,113 93.4%	1,103 93.8%	1,094 94.2%
	確保方策	1,142 92.6%	1,128 93.0%	1,113 93.4%	1,103 93.8%	1,094 94.2%
金沢区	量の見込み	1,099 97.0%	1,072 97.4%	1,053 97.8%	1,044 98.2%	1,025 98.6%
	確保方策	1,099 97.0%	1,072 97.4%	1,053 97.8%	1,044 98.2%	1,025 98.6%
港北区	量の見込み	3,095 95.5%	3,088 95.9%	3,077 96.3%	3,075 96.7%	3,077 97.1%
	確保方策	3,095 95.5%	3,088 95.9%	3,077 96.3%	3,075 96.7%	3,077 97.1%
緑区	量の見込み	1,251 90.7%	1,239 91.1%	1,233 91.5%	1,228 91.9%	1,231 92.3%
	確保方策	1,251 90.7%	1,239 91.1%	1,233 91.5%	1,228 91.9%	1,231 92.3%
青葉区	量の見込み	1,912 90.9%	1,905 91.3%	1,914 91.7%	1,918 92.1%	1,930 92.5%
	確保方策	1,912 90.9%	1,905 91.3%	1,914 91.7%	1,918 92.1%	1,930 92.5%
都筑区	量の見込み	1,525 96.7%	1,502 97.1%	1,494 97.5%	1,495 97.9%	1,501 98.3%
	確保方策	1,525 96.7%	1,502 97.1%	1,494 97.5%	1,495 97.9%	1,501 98.3%
戸塚区	量の見込み	2,102 95.5%	2,073 95.9%	2,062 96.3%	2,056 96.7%	2,057 97.1%
	確保方策	2,102 95.5%	2,073 95.9%	2,062 96.3%	2,056 96.7%	2,057 97.1%
栄区	量の見込み	710 96.3%	692 96.7%	677 97.1%	663 97.5%	657 97.9%
	確保方策	710 96.3%	692 96.7%	677 97.1%	663 97.5%	657 97.9%
泉区	量の見込み	996 98.7%	973 98.7%	954 98.7%	941 98.7%	936 98.7%
	確保方策	996 98.7%	973 98.7%	954 98.7%	941 98.7%	936 98.7%
瀬谷区	量の見込み	769 96.9%	754 97.3%	750 97.7%	748 98.1%	749 98.5%
	確保方策	769 96.9%	754 97.3%	750 97.7%	748 98.1%	749 98.5%

(3) 子育て短期支援事業

本市事業			子育て短期支援事業 (①ショートステイ、トワイライトステイ)				
対象年齢			0歳～(おおむね)12歳				
単位			延べ利用者数(人/年)				
年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	ショートステイ	量の見込み	773	802	831	860	889
		確保方策	773	802	831	860	889
	トワイライトステイ	量の見込み	5,918	6,390	6,863	7,336	7,809
		確保方策	5,918	6,390	6,863	7,336	7,809
鶴見区	ショートステイ	量の見込み	64	67	70	73	76
		確保方策	64	67	70	73	76
	トワイライトステイ	量の見込み	489	534	580	625	672
		確保方策	489	534	580	625	672
神奈川区	ショートステイ	量の見込み	47	49	51	54	56
		確保方策	47	49	51	54	56
	トワイライトステイ	量の見込み	359	391	424	458	492
		確保方策	359	391	424	458	492
西区	ショートステイ	量の見込み	19	20	21	22	24
		確保方策	19	20	21	22	24
	トワイライトステイ	量の見込み	148	162	176	191	207
		確保方策	148	162	176	191	207
中区	ショートステイ	量の見込み	27	29	30	31	33
		確保方策	27	29	30	31	33
	トワイライトステイ	量の見込み	210	229	248	269	288
		確保方策	210	229	248	269	288
南区	ショートステイ	量の見込み	34	36	37	39	40
		確保方策	34	36	37	39	40
	トワイライトステイ	量の見込み	261	283	305	329	351
		確保方策	261	283	305	329	351
港南区	ショートステイ	量の見込み	41	42	43	44	45
		確保方策	41	42	43	44	45
	トワイライトステイ	量の見込み	312	333	352	372	392
		確保方策	312	333	352	372	392
保土ヶ谷区	ショートステイ	量の見込み	39	41	43	45	47
		確保方策	39	41	43	45	47
	トワイライトステイ	量の見込み	300	326	356	383	412
		確保方策	300	326	356	383	412
旭区	ショートステイ	量の見込み	49	50	51	53	54
		確保方策	49	50	51	53	54
	トワイライトステイ	量の見込み	373	399	424	450	474
		確保方策	373	399	424	450	474

年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
磯子区	ショートステイ	量の見込み	34	35	37	38	40
		確保方策	34	35	37	38	40
	トワイライトステイ	量の見込み	259	280	303	327	349
		確保方策	259	280	303	327	349
金沢区	ショートステイ	量の見込み	38	39	40	41	41
		確保方策	38	39	40	41	41
	トワイライトステイ	量の見込み	291	310	330	346	363
		確保方策	291	310	330	346	363
港北区	ショートステイ	量の見込み	74	78	81	85	89
		確保方策	74	78	81	85	89
	トワイライトステイ	量の見込み	565	619	673	729	786
		確保方策	565	619	673	729	786
緑区	ショートステイ	量の見込み	40	42	43	45	46
		確保方策	40	42	43	45	46
	トワイライトステイ	量の見込み	307	333	357	380	403
		確保方策	307	333	357	380	403
青葉区	ショートステイ	量の見込み	68	71	73	75	78
		確保方策	68	71	73	75	78
	トワイライトステイ	量の見込み	523	563	601	641	681
		確保方策	523	563	601	641	681
都筑区	ショートステイ	量の見込み	56	57	59	60	62
		確保方策	56	57	59	60	62
	トワイライトステイ	量の見込み	425	457	486	516	545
		確保方策	425	457	486	516	545
戸塚区	ショートステイ	量の見込み	63	65	67	69	72
		確保方策	63	65	67	69	72
	トワイライトステイ	量の見込み	480	517	556	591	629
		確保方策	480	517	556	591	629
栄区	ショートステイ	量の見込み	23	24	24	24	25
		確保方策	23	24	24	24	25
	トワイライトステイ	量の見込み	179	191	201	208	218
		確保方策	179	191	201	208	218
泉区	ショートステイ	量の見込み	31	32	33	33	34
		確保方策	31	32	33	33	34
	トワイライトステイ	量の見込み	239	254	270	285	300
		確保方策	239	254	270	285	300
瀬谷区	ショートステイ	量の見込み	26	26	27	28	28
		確保方策	26	26	27	28	28
	トワイライトステイ	量の見込み	196	210	222	236	248
		確保方策	196	210	222	236	248

本市事業		子育て短期支援事業 (②母子生活支援施設緊急一時保護事業)				
対象年齢		0歳～17歳(同伴児童の年齢)				
単位		延べ利用世帯数(世帯/年)				
年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み	92	92	92	92	92
	確保方策	92	92	92	92	92
鶴見区	量の見込み	7	7	7	7	7
	確保方策	7	7	7	7	7
神奈川区	量の見込み	6	6	6	6	6
	確保方策	6	6	6	6	6
西区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
中区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
南区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
港南区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
保土ヶ谷区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
旭区	量の見込み	6	6	6	6	6
	確保方策	6	6	6	6	6
磯子区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
金沢区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
港北区	量の見込み	8	8	8	8	8
	確保方策	8	8	8	8	8
緑区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
青葉区	量の見込み	8	8	8	8	8
	確保方策	8	8	8	8	8
都筑区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
戸塚区	量の見込み	7	7	7	7	7
	確保方策	7	7	7	7	7
栄区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
泉区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
瀬谷区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3

(4) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

本市事業			①育児支援家庭訪問事業				
対象年齢			0歳～17歳				
単位			延べ実施回数(回/年)				
年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	家庭訪問	量の見込み	4,072	4,280	4,528	4,784	5,088
		確保方策	4,072	4,280	4,528	4,784	5,088
	ヘルパー	量の見込み	2,418	2,572	2,731	2,857	2,952
		確保方策	2,418	2,572	2,731	2,857	2,952
鶴見区	家庭訪問	量の見込み	336	360	384	408	440
		確保方策	336	360	384	408	440
	ヘルパー	量の見込み	188	228	236	244	252
		確保方策	188	228	236	244	252
神奈川区	家庭訪問	量の見込み	248	264	280	296	320
		確保方策	248	264	280	296	320
	ヘルパー	量の見込み	157	163	169	174	180
		確保方策	157	163	169	174	180
西区	家庭訪問	量の見込み	104	112	120	128	136
		確保方策	104	112	120	128	136
	ヘルパー	量の見込み	63	65	67	70	72
		確保方策	63	65	67	70	72
中区	家庭訪問	量の見込み	144	152	160	176	184
		確保方策	144	152	160	176	184
	ヘルパー	量の見込み	94	98	101	105	108
		確保方策	94	98	101	105	108
南区	家庭訪問	量の見込み	176	192	200	216	232
		確保方策	176	192	200	216	232
	ヘルパー	量の見込み	94	98	135	139	144
		確保方策	94	98	135	139	144
港南区	家庭訪問	量の見込み	216	224	232	240	256
		確保方策	216	224	232	240	256
	ヘルパー	量の見込み	126	130	135	139	144
		確保方策	126	130	135	139	144
保土ヶ谷区	家庭訪問	量の見込み	208	216	232	248	272
		確保方策	208	216	232	248	272
	ヘルパー	量の見込み	126	130	135	139	144
		確保方策	126	130	135	139	144
旭区	家庭訪問	量の見込み	256	264	280	296	312
		確保方策	256	264	280	296	312
	ヘルパー	量の見込み	157	163	169	174	180
		確保方策	157	163	169	174	180

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
磯子区	家庭訪問	量の見込み	176	184	200	216	224
		確保方策	176	184	200	216	224
	ヘルパー	量の見込み	94	98	135	139	144
		確保方策	94	98	135	139	144
金沢区	家庭訪問	量の見込み	200	208	216	224	240
		確保方策	200	208	216	224	240
	ヘルパー	量の見込み	126	130	135	139	144
		確保方策	126	130	135	139	144
港北区	家庭訪問	量の見込み	392	416	448	480	512
		確保方策	392	416	448	480	512
	ヘルパー	量の見込み	220	260	270	279	288
		確保方策	220	260	270	279	288
緑区	家庭訪問	量の見込み	208	224	232	248	264
		確保方策	208	224	232	248	264
	ヘルパー	量の見込み	126	130	135	139	144
		確保方策	126	130	135	139	144
青葉区	家庭訪問	量の見込み	360	376	400	416	440
		確保方策	360	376	400	416	440
	ヘルパー	量の見込み	220	228	236	244	252
		確保方策	220	228	236	244	252
都筑区	家庭訪問	量の見込み	296	304	320	336	352
		確保方策	296	304	320	336	352
	ヘルパー	量の見込み	188	195	202	209	216
		確保方策	188	195	202	209	216
戸塚区	家庭訪問	量の見込み	328	344	368	384	408
		確保方策	328	344	368	384	408
	ヘルパー	量の見込み	188	195	202	244	252
		確保方策	188	195	202	244	252
栄区	家庭訪問	量の見込み	120	128	136	136	144
		確保方策	120	128	136	136	144
	ヘルパー	量の見込み	63	65	67	70	72
		確保方策	63	65	67	70	72
泉区	家庭訪問	量の見込み	168	168	176	184	192
		確保方策	168	168	176	184	192
	ヘルパー	量の見込み	94	98	101	105	108
		確保方策	94	98	101	105	108
瀬谷区	家庭訪問	量の見込み	136	144	144	152	160
		確保方策	136	144	144	152	160
	ヘルパー	量の見込み	94	98	101	105	108
		確保方策	94	98	101	105	108

本市事業			②養育支援家庭訪問事業				
対象年齢			0歳～17歳				
単位			延べ実施回数(回/年)				
年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	家庭訪問	量の見込み	3,730	4,040	4,349	4,659	4,968
		確保方策	3,730	4,040	4,349	4,659	4,968
	ヘルパー	量の見込み	8,256	8,946	9,639	10,323	11,016
		確保方策	8,256	8,946	9,639	10,323	11,016
鶴見区	家庭訪問	量の見込み	324	351	378	405	432
		確保方策	324	351	378	405	432
	ヘルパー	量の見込み	701	760	819	877	936
		確保方策	701	760	819	877	936
神奈川区	家庭訪問	量の見込み	230	249	268	287	306
		確保方策	230	249	268	287	306
	ヘルパー	量の見込み	539	585	630	675	720
		確保方策	539	585	630	675	720
西区	家庭訪問	量の見込み	95	102	110	118	126
		確保方策	95	102	110	118	126
	ヘルパー	量の見込み	216	234	252	270	288
		確保方策	216	234	252	270	288
中区	家庭訪問	量の見込み	135	146	158	169	180
		確保方策	135	146	158	169	180
	ヘルパー	量の見込み	324	351	378	405	432
		確保方策	324	351	378	405	432
南区	家庭訪問	量の見込み	162	176	189	203	216
		確保方策	162	176	189	203	216
	ヘルパー	量の見込み	378	409	441	472	504
		確保方策	378	409	441	472	504
港南区	家庭訪問	量の見込み	189	205	221	236	252
		確保方策	189	205	221	236	252
	ヘルパー	量の見込み	432	468	504	540	576
		確保方策	432	468	504	540	576
保土ヶ谷区	家庭訪問	量の見込み	203	220	236	253	270
		確保方策	203	220	236	253	270
	ヘルパー	量の見込み	432	468	504	540	576
		確保方策	432	468	504	540	576
旭区	家庭訪問	量の見込み	230	249	268	287	306
		確保方策	230	249	268	287	306
	ヘルパー	量の見込み	486	526	567	607	648
		確保方策	486	526	567	607	648

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
磯子区	家庭訪問	量の見込み	162	176	189	203	216
		確保方策	162	176	189	203	216
	ヘルパー	量の見込み	378	409	441	472	504
		確保方策	378	409	441	472	504
金沢区	家庭訪問	量の見込み	176	190	205	219	234
		確保方策	176	190	205	219	234
	ヘルパー	量の見込み	378	409	441	472	504
		確保方策	378	409	441	472	504
港北区	家庭訪問	量の見込み	378	410	441	473	504
		確保方策	378	410	441	473	504
	ヘルパー	量の見込み	809	877	945	1,012	1,080
		確保方策	809	877	945	1,012	1,080
緑区	家庭訪問	量の見込み	189	205	221	236	252
		確保方策	189	205	221	236	252
	ヘルパー	量の見込み	432	468	504	540	576
		確保方策	432	468	504	540	576
青葉区	家庭訪問	量の見込み	324	351	378	405	432
		確保方策	324	351	378	405	432
	ヘルパー	量の見込み	701	760	819	877	936
		確保方策	701	760	819	877	936
都筑区	家庭訪問	量の見込み	257	278	299	321	342
		確保方策	257	278	299	321	342
	ヘルパー	量の見込み	593	643	693	742	792
		確保方策	593	643	693	742	792
戸塚区	家庭訪問	量の見込み	297	322	347	371	396
		確保方策	297	322	347	371	396
	ヘルパー	量の見込み	647	702	756	810	864
		確保方策	647	702	756	810	864
栄区	家庭訪問	量の見込み	108	117	126	135	144
		確保方策	108	117	126	135	144
	ヘルパー	量の見込み	216	234	252	270	288
		確保方策	216	234	252	270	288
泉区	家庭訪問	量の見込み	149	161	173	186	198
		確保方策	149	161	173	186	198
	ヘルパー	量の見込み	324	351	378	405	432
		確保方策	324	351	378	405	432
瀬谷区	家庭訪問	量の見込み	122	132	142	152	162
		確保方策	122	132	142	152	162
	ヘルパー	量の見込み	270	292	315	337	360
		確保方策	270	292	315	337	360

本市事業		③要保護児童対策地域協議会 (児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)				
対象年齢		0歳～17歳				
単位		要保護児童対策地域協議会における 個別ケース検討会議件数(件/年)				
年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み	1,848	1,905	1,954	2,013	2,067
	確保方策	1,848	1,905	1,954	2,013	2,067
鶴見区	量の見込み	159	164	168	173	178
	確保方策	159	164	168	173	178
神奈川区	量の見込み	116	120	123	127	130
	確保方策	116	120	123	127	130
西区	量の見込み	49	51	52	54	55
	確保方策	49	51	52	54	55
中区	量の見込み	68	70	72	74	76
	確保方策	68	70	72	74	76
南区	量の見込み	83	86	88	91	93
	確保方策	83	86	88	91	93
港南区	量の見込み	93	96	98	101	104
	確保方策	93	96	98	101	104
保土ヶ谷区	量の見込み	97	100	103	106	109
	確保方策	97	100	103	106	109
旭区	量の見込み	112	115	118	122	125
	確保方策	112	115	118	122	125
磯子区	量の見込み	82	85	87	90	92
	確保方策	82	85	87	90	92
金沢区	量の見込み	86	88	91	93	96
	確保方策	86	88	91	93	96
港北区	量の見込み	186	191	197	202	208
	確保方策	186	191	197	202	208
緑区	量の見込み	96	99	101	104	107
	確保方策	96	99	101	104	107
青葉区	量の見込み	162	167	171	176	181
	確保方策	162	167	171	176	181
都筑区	量の見込み	129	133	136	140	144
	確保方策	129	133	136	140	144
戸塚区	量の見込み	148	153	157	162	166
	確保方策	148	153	157	162	166
栄区	量の見込み	52	53	55	57	58
	確保方策	52	53	55	57	58
泉区	量の見込み	71	73	75	77	79
	確保方策	71	73	75	77	79
瀬谷区	量の見込み	59	61	62	64	66
	確保方策	59	61	62	64	66

(5) 病児保育事業

本市事業		病児保育事業				
対象年齢		0歳～11歳				
単位		実施箇所数(か所)				
年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み	29	29	29	29	29
	確保方策	26	29	29	29	29
鶴見区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
神奈川区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
西区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
中区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
南区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
港南区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
保土ヶ谷区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
旭区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
磯子区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
金沢区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
港北区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	2	3	3	3	3
緑区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
青葉区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
都筑区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
戸塚区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	2	3	3	3	3
栄区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1
泉区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
瀬谷区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

(6) 利用者支援に関する事業

本市事業			利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー、 特定型:保育・教育コンシェルジュ、 母子保健型:母子保健コーディネーター)				
対象年齢			0歳～5歳				
単位			実施箇所数(か所)				
年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	横浜子育てパートナー	量の見込み	27	27	27	27	27
		確保方策	23	24	25	26	27
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
	母子保健コーディネーター	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
鶴見区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
神奈川区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
西区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
中区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
南区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
港南区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
保土ヶ谷区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	1	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
旭区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
磯子区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
金沢区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
港北区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
緑区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	1	1	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青葉区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
都筑区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
戸塚区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
栄区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
泉区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
瀬谷区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

(7) 時間外保育事業

本市事業		延長保育事業(夕延長)				
対象年齢		0歳～5歳				
単位		利用者数(人/月)				
年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
	確保方策	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
鶴見区	量の見込み	620	655	688	723	756
	確保方策	620	655	688	723	756
神奈川区	量の見込み	467	492	518	543	569
	確保方策	467	492	518	543	569
西区	量の見込み	203	214	225	236	247
	確保方策	203	214	225	236	247
中区	量の見込み	250	264	278	291	305
	確保方策	250	264	278	291	305
南区	量の見込み	308	325	342	359	376
	確保方策	308	325	342	359	376
港南区	量の見込み	319	337	354	372	389
	確保方策	319	337	354	372	389
保土ヶ谷区	量の見込み	368	388	409	429	449
	確保方策	368	388	409	429	449
旭区	量の見込み	388	409	430	452	473
	確保方策	388	409	430	452	473
磯子区	量の見込み	297	313	329	346	362
	確保方策	297	313	329	346	362
金沢区	量の見込み	294	310	326	342	358
	確保方策	294	310	326	342	358
港北区	量の見込み	764	806	848	890	932
	確保方策	764	806	848	890	932
緑区	量の見込み	347	366	385	404	423
	確保方策	347	366	385	404	423
青葉区	量の見込み	577	609	641	672	704
	確保方策	577	609	641	672	704
都筑区	量の見込み	434	458	481	505	529
	確保方策	434	458	481	505	529
戸塚区	量の見込み	554	585	615	646	676
	確保方策	554	585	615	646	676
栄区	量の見込み	175	184	194	203	213
	確保方策	175	184	194	203	213
泉区	量の見込み	248	261	275	288	302
	確保方策	248	261	275	288	302
瀬谷区	量の見込み	203	214	225	236	247
	確保方策	203	214	225	236	247

(8) 放課後児童健全育成事業

本市事業		放課後キッズクラブ(一部)・放課後児童クラブ					
対象年齢		6～11歳					
単位		量の見込み:登録児童数(人)、確保方策:定員数(人)					
年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
全市	量の見込み	1年生	8,449	8,710	8,971	9,232	9,492
		2年生	6,199	6,433	6,667	6,901	7,131
		3年生	4,817	5,020	5,223	5,426	5,629
		4年生	3,315	3,461	3,607	3,753	3,906
		5年生	2,130	2,276	2,422	2,568	2,702
		6年生	1,350	1,438	1,526	1,614	1,703
		計	26,260	27,338	28,416	29,494	30,563
	確保方策	1年生	8,449	8,710	8,971	9,232	9,492
		2年生	6,199	6,433	6,667	6,901	7,131
		3年生	4,817	5,020	5,223	5,426	5,629
		4年生	3,315	3,461	3,607	3,753	3,906
		5年生	2,130	2,276	2,422	2,568	2,702
		6年生	1,350	1,438	1,526	1,614	1,703
		計	26,260	27,338	28,416	29,494	30,563
鶴見区	量の見込み	1年生	719	753	787	821	853
		2年生	527	555	583	611	640
		3年生	410	434	458	482	505
		4年生	282	299	316	333	350
		5年生	181	196	211	226	241
		6年生	115	124	133	142	152
		計	2,234	2,361	2,488	2,615	2,741
	確保方策	1年生	719	753	787	821	853
		2年生	527	555	583	611	640
		3年生	410	434	458	482	505
		4年生	282	299	316	333	350
		5年生	181	196	211	226	241
		6年生	115	124	133	142	152
		計	2,234	2,361	2,488	2,615	2,741
神奈川区	量の見込み	1年生	565	587	609	631	652
		2年生	415	434	453	472	489
		3年生	322	338	354	370	385
		4年生	221	232	243	254	267
		5年生	142	152	162	172	183
		6年生	90	96	102	108	115
		計	1,755	1,839	1,923	2,007	2,091
	確保方策	1年生	565	587	609	631	652
		2年生	415	434	453	472	489
		3年生	322	338	354	370	385
		4年生	221	232	243	254	267
		5年生	142	152	162	172	183
		6年生	90	96	102	108	115
		計	1,755	1,839	1,923	2,007	2,091

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
西区	量の見込み	1年生	216	235	254	273	290
		2年生	158	173	188	203	217
		3年生	123	135	147	159	171
		4年生	84	92	100	108	118
		5年生	55	62	69	76	81
		6年生	34	38	42	46	51
		計	670	735	800	865	928
	確保方策	1年生	216	235	254	273	290
		2年生	158	173	188	203	217
		3年生	123	135	147	159	171
		4年生	84	92	100	108	118
		5年生	55	62	69	76	81
		6年生	34	38	42	46	51
		計	670	735	800	865	928
中区	量の見込み	1年生	295	316	337	358	377
		2年生	217	234	251	268	283
		3年生	168	182	196	210	223
		4年生	116	126	136	146	155
		5年生	74	82	90	98	107
		6年生	47	52	57	62	67
		計	917	992	1,067	1,142	1,212
	確保方策	1年生	295	316	337	358	377
		2年生	217	234	251	268	283
		3年生	168	182	196	210	223
		4年生	116	126	136	146	155
		5年生	74	82	90	98	107
		6年生	47	52	57	62	67
		計	917	992	1,067	1,142	1,212
南区	量の見込み	1年生	376	397	418	439	459
		2年生	276	293	310	327	344
		3年生	214	228	242	256	272
		4年生	147	157	167	177	188
		5年生	95	104	113	122	130
		6年生	60	65	70	75	82
		計	1,168	1,244	1,320	1,396	1,475
	確保方策	1年生	376	397	418	439	459
		2年生	276	293	310	327	344
		3年生	214	228	242	256	272
		4年生	147	157	167	177	188
		5年生	95	104	113	122	130
		6年生	60	65	70	75	82
		計	1,168	1,244	1,320	1,396	1,475

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
港南区	量の見込み	1年生	490	498	506	514	524
		2年生	359	367	375	383	392
		3年生	279	286	293	300	309
		4年生	192	197	202	207	214
		5年生	123	129	135	141	147
		6年生	78	82	86	90	93
		計	1,521	1,559	1,597	1,635	1,679
	確保方策	1年生	490	498	506	514	524
		2年生	359	367	375	383	392
		3年生	279	286	293	300	309
		4年生	192	197	202	207	214
		5年生	123	129	135	141	147
		6年生	78	82	86	90	93
		計	1,521	1,559	1,597	1,635	1,679
保土ヶ谷区	量の見込み	1年生	424	434	444	454	465
		2年生	311	321	331	341	350
		3年生	242	251	260	269	276
		4年生	166	172	178	184	192
		5年生	107	114	121	128	133
		6年生	68	72	76	80	84
		計	1,318	1,364	1,410	1,456	1,500
	確保方策	1年生	424	434	444	454	465
		2年生	311	321	331	341	350
		3年生	242	251	260	269	276
		4年生	166	172	178	184	192
		5年生	107	114	121	128	133
		6年生	68	72	76	80	84
		計	1,318	1,364	1,410	1,456	1,500
旭区	量の見込み	1年生	532	534	536	538	542
		2年生	390	394	398	402	408
		3年生	304	309	314	319	322
		4年生	209	213	217	221	224
		5年生	134	140	146	152	156
		6年生	85	88	91	94	98
		計	1,654	1,678	1,702	1,726	1,750
	確保方策	1年生	532	534	536	538	542
		2年生	390	394	398	402	408
		3年生	304	309	314	319	322
		4年生	209	213	217	221	224
		5年生	134	140	146	152	156
		6年生	85	88	91	94	98
		計	1,654	1,678	1,702	1,726	1,750

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
磯子区	量の見込み	1年生	372	373	374	375	375
		2年生	273	275	277	279	283
		3年生	213	216	219	222	224
		4年生	146	148	150	152	156
		5年生	94	98	102	106	109
		6年生	59	61	63	65	69
		計	1,157	1,171	1,185	1,199	1,216
	確保方策	1年生	372	373	374	375	375
		2年生	273	275	277	279	283
		3年生	213	216	219	222	224
		4年生	146	148	150	152	156
		5年生	94	98	102	106	109
		6年生	59	61	63	65	69
		計	1,157	1,171	1,185	1,199	1,216
金沢区	量の見込み	1年生	415	419	423	427	431
		2年生	305	310	315	320	325
		3年生	237	242	247	252	256
		4年生	163	167	171	175	178
		5年生	105	110	115	120	124
		6年生	66	69	72	75	78
		計	1,291	1,317	1,343	1,369	1,392
	確保方策	1年生	415	419	423	427	431
		2年生	305	310	315	320	325
		3年生	237	242	247	252	256
		4年生	163	167	171	175	178
		5年生	105	110	115	120	124
		6年生	66	69	72	75	78
		計	1,291	1,317	1,343	1,369	1,392
港北区	量の見込み	1年生	830	880	930	980	1,031
		2年生	609	650	691	732	773
		3年生	473	507	541	575	609
		4年生	326	350	374	398	423
		5年生	209	229	249	269	290
		6年生	133	146	159	172	183
		計	2,580	2,762	2,944	3,126	3,309
	確保方策	1年生	830	880	930	980	1,031
		2年生	609	650	691	732	773
		3年生	473	507	541	575	609
		4年生	326	350	374	398	423
		5年生	209	229	249	269	290
		6年生	133	146	159	172	183
		計	2,580	2,762	2,944	3,126	3,309

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
緑区	量の見込み	1年生	455	457	459	461	463
		2年生	334	338	342	346	348
		3年生	259	263	267	271	275
		4年生	178	181	184	187	191
		5年生	115	120	125	130	133
		6年生	73	76	79	82	84
		計	1,414	1,435	1,456	1,477	1,494
	確保方策	1年生	455	457	459	461	463
		2年生	334	338	342	346	348
		3年生	259	263	267	271	275
		4年生	178	181	184	187	191
		5年生	115	120	125	130	133
		6年生	73	76	79	82	84
		計	1,414	1,435	1,456	1,477	1,494
青葉区	量の見込み	1年生	697	725	753	781	811
		2年生	511	535	559	583	609
		3年生	398	419	440	461	481
		4年生	274	289	304	319	334
		5年生	176	190	204	218	231
		6年生	112	121	130	139	146
		計	2,168	2,279	2,390	2,501	2,612
	確保方策	1年生	697	725	753	781	811
		2年生	511	535	559	583	609
		3年生	398	419	440	461	481
		4年生	274	289	304	319	334
		5年生	176	190	204	218	231
		6年生	112	121	130	139	146
		計	2,168	2,279	2,390	2,501	2,612
都筑区	量の見込み	1年生	544	545	546	547	547
		2年生	399	402	405	408	413
		3年生	310	314	318	322	328
		4年生	214	218	222	226	228
		5年生	138	144	150	156	161
		6年生	87	90	93	96	101
		計	1,692	1,713	1,734	1,755	1,778
	確保方策	1年生	544	545	546	547	547
		2年生	399	402	405	408	413
		3年生	310	314	318	322	328
		4年生	214	218	222	226	228
		5年生	138	144	150	156	161
		6年生	87	90	93	96	101
		計	1,692	1,713	1,734	1,755	1,778

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
戸塚区	量の見込み	1年生	683	704	725	746	767
		2年生	501	520	539	558	576
		3年生	389	405	421	437	455
		4年生	268	280	292	304	316
		5年生	172	184	196	208	218
		6年生	109	116	123	130	137
		計	2,122	2,209	2,296	2,383	2,469
	確保方策	1年生	683	704	725	746	767
		2年生	501	520	539	558	576
		3年生	389	405	421	437	455
		4年生	268	280	292	304	316
		5年生	172	184	196	208	218
		6年生	109	116	123	130	137
		計	2,122	2,209	2,296	2,383	2,469
栄区	量の見込み	1年生	227	230	233	236	240
		2年生	167	171	175	179	181
		3年生	129	132	135	138	143
		4年生	89	91	93	95	99
		5年生	57	60	63	66	69
		6年生	37	39	41	43	44
		計	706	723	740	757	776
	確保方策	1年生	227	230	233	236	240
		2年生	167	171	175	179	181
		3年生	129	132	135	138	143
		4年生	89	91	93	95	99
		5年生	57	60	63	66	69
		6年生	37	39	41	43	44
		計	706	723	740	757	776
泉区	量の見込み	1年生	333	339	345	351	355
		2年生	244	250	256	262	267
		3年生	189	194	199	204	211
		4年生	131	135	139	143	146
		5年生	83	87	91	95	101
		6年生	53	56	59	62	64
		計	1,033	1,061	1,089	1,117	1,144
	確保方策	1年生	333	339	345	351	355
		2年生	244	250	256	262	267
		3年生	189	194	199	204	211
		4年生	131	135	139	143	146
		5年生	83	87	91	95	101
		6年生	53	56	59	62	64
		計	1,033	1,061	1,089	1,117	1,144

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
瀬谷区	量の見込み	1年生	276	284	292	300	310
		2年生	203	211	219	227	233
		3年生	158	165	172	179	184
		4年生	109	114	119	124	127
		5年生	70	75	80	85	88
		6年生	44	47	50	53	55
		計	860	896	932	968	997
	確保方策	1年生	276	284	292	300	310
		2年生	203	211	219	227	233
		3年生	158	165	172	179	184
		4年生	109	114	119	124	127
		5年生	70	75	80	85	88
		6年生	44	47	50	53	55
		計	860	896	932	968	997

(9) 地域子育て支援拠点事業

本市事業		(ア) 地域子育て支援拠点 (イ) 親と子のつどいの広場 (ウ) 保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場 (エ) その他 (非常設の親子の居場所:子育て支援者、保育所子育てひろば(非常設)、幼稚園はまっ子広場(非常設)、子育てサロン)					
対象年齢		0歳～2歳					
単位		延べ利用者数(人/月)					
年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
全市	量の見込み	70,381	74,157	77,933	81,709	85,485	
	計	70,381	74,157	77,933	81,709	85,485	
	確保方策	ア	26,593	28,763	30,933	33,103	35,273
		イ	10,340	10,784	11,236	11,696	12,154
		ウ	10,060	10,656	11,257	11,868	12,536
		エ	23,388	23,954	24,507	25,042	25,522
鶴見区	量の見込み	5,363	5,395	5,427	5,459	5,492	
	計	5,363	5,395	5,427	5,459	5,492	
	確保方策	ア	1,601	1,661	1,721	1,781	1,841
		イ	528	536	544	552	560
		ウ	501	506	638	643	650
		エ	2,733	2,692	2,524	2,483	2,441
神奈川区	量の見込み	4,052	4,208	4,364	4,521	4,677	
	計	4,052	4,208	4,364	4,521	4,677	
	確保方策	ア	2,558	2,618	2,678	2,738	2,798
		イ	477	483	489	495	501
		ウ	269	273	277	281	287
		エ	748	834	920	1,007	1,091
西区	量の見込み	2,607	2,791	2,975	3,158	3,342	
	計	2,607	2,791	2,975	3,158	3,342	
	確保方策	ア	1,288	1,348	1,408	1,468	1,528
		イ	216	220	224	228	232
		ウ	458	461	464	467	471
		エ	645	762	879	995	1,111
中区	量の見込み	2,066	2,200	2,335	2,470	2,604	
	計	2,066	2,200	2,335	2,470	2,604	
	確保方策	ア	997	1,057	1,117	1,177	1,237
		イ	281	285	289	293	455
		ウ	293	424	557	561	567
		エ	495	434	372	439	345
南区	量の見込み	3,025	3,154	3,282	3,411	3,540	
	計	3,025	3,154	3,282	3,411	3,540	
	確保方策	ア	1,327	1,387	1,447	1,507	1,567
		イ	817	825	833	841	849
		ウ	61	191	193	326	331
		エ	820	751	809	737	793

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
港南区	量の見込み	3,789	4,021	4,253	4,485	4,717	
	計	3,789	4,021	4,253	4,485	4,717	
	確保方策	ア	1,086	1,146	1,206	1,266	2,416
		イ	294	452	460	468	476
		ウ	975	984	993	1,002	1,016
		エ	1,434	1,439	1,594	1,749	809
保土ヶ谷区	量の見込み	3,893	4,152	4,412	4,671	4,930	
	計	3,893	4,152	4,412	4,671	4,930	
	確保方策	ア	1,321	1,381	2,531	2,591	2,651
		イ	662	674	686	854	868
		ウ	297	430	435	571	580
		エ	1,613	1,667	760	655	831
旭区	量の見込み	5,373	5,721	6,068	6,415	6,762	
	計	5,373	5,721	6,068	6,415	6,762	
	確保方策	ア	1,108	2,258	2,318	2,378	2,438
		イ	1,032	1,192	1,356	1,368	1,380
		ウ	1,804	1,810	1,816	1,822	1,832
		エ	1,429	461	578	847	1,112
磯子区	量の見込み	3,371	3,561	3,751	3,941	4,131	
	計	3,371	3,561	3,751	3,941	4,131	
	確保方策	ア	1,067	1,127	1,187	1,247	1,307
		イ	808	820	832	844	856
		ウ	546	549	684	688	694
		エ	950	1,065	1,048	1,162	1,274
金沢区	量の見込み	3,820	3,790	3,760	3,730	3,700	
	計	3,820	3,790	3,760	3,730	3,700	
	確保方策	ア	1,141	1,201	1,261	1,321	1,381
		イ	505	513	521	529	537
		ウ	743	748	753	889	898
		エ	1,431	1,328	1,225	991	884
港北区	量の見込み	7,751	8,335	8,920	9,505	10,090	
	計	7,751	8,335	8,920	9,505	10,090	
	確保方策	ア	2,835	2,895	2,955	3,015	3,075
		イ	1,136	1,148	1,160	1,328	1,342
		ウ	586	589	592	728	867
		エ	3,194	3,703	4,213	4,434	4,806
緑区	量の見込み	3,640	3,783	3,925	4,067	4,209	
	計	3,640	3,783	3,925	4,067	4,209	
	確保方策	ア	1,117	1,177	1,237	2,387	2,447
		イ	441	447	459	467	623
		ウ	583	586	719	723	861
		エ	1,499	1,573	1,510	490	278

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
青葉区	量の見込み	5,026	5,271	5,516	5,761	6,007	
	計	5,026	5,271	5,516	5,761	6,007	
	確保方策	ア	2,161	2,221	2,281	2,341	2,401
		イ	687	697	707	717	727
		ウ	905	1,042	1,049	1,056	1,067
		エ	1,273	1,311	1,479	1,647	1,812
都筑区	量の見込み	3,485	3,706	3,926	4,146	4,366	
	計	3,485	3,706	3,926	4,146	4,366	
	確保方策	ア	2,259	2,319	2,379	2,439	2,499
		イ	483	491	499	507	515
		ウ	641	646	651	656	796
		エ	102	250	397	544	556
戸塚区	量の見込み	5,862	6,508	7,154	7,800	8,445	
	計	5,862	6,508	7,154	7,800	8,445	
	確保方策	ア	2,228	2,288	2,348	2,408	2,468
		イ	646	656	814	824	834
		ウ	549	554	559	564	572
		エ	2,439	3,010	3,433	4,004	4,571
栄区	量の見込み	2,256	2,305	2,355	2,405	2,455	
	計	2,256	2,305	2,355	2,405	2,455	
	確保方策	ア	928	988	1,048	1,108	1,168
		イ	283	287	291	295	299
		ウ	175	180	185	190	197
		エ	870	850	831	812	791
泉区	量の見込み	2,565	2,683	2,801	2,919	3,036	
	計	2,565	2,683	2,801	2,919	3,036	
	確保方策	ア	863	923	983	1,043	1,103
		イ	559	565	571	577	583
		ウ	365	371	377	383	393
		エ	778	824	870	916	957
瀬谷区	量の見込み	2,437	2,573	2,709	2,845	2,982	
	計	2,437	2,573	2,709	2,845	2,982	
	確保方策	ア	708	768	828	888	948
		イ	485	493	501	509	517
		ウ	309	312	315	318	457
		エ	935	1,000	1,065	1,130	1,060

(10) 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業

本市事業				(ア) 幼稚園での預かり保育(1号) (イ) 幼稚園での預かり保育(2号) (ウ) 保育所での一時保育 (エ) 横浜保育室での一時保育 (オ) 乳幼児一時預かり (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり (キ) 横浜子育てサポートシステム (ク) 24時間型緊急一時保育 (ケ) 休日一時保育					
対象年齢				(ア)・(イ): 3~5歳 (ウ)~(カ)・(ク)・(ケ): 0~5歳 (キ): 0~11歳					
単位				延べ利用者数(人/年)					
年度				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
全市	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	
		確保方策		287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
		確保方策		1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
	その他	量の見込み			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
		計			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
		ウ			145,936	151,406	152,216	157,096	158,680
		エ			2,970	1,942	1,916	526	526
		オ			106,335	115,851	129,029	139,445	151,721
		カ			7,688	7,916	8,144	8,372	8,600
キ			64,566	67,149	69,732	72,315	74,898		
ク			1,305	1,331	1,356	1,433	1,558		
ケ			2,369	2,411	2,450	2,493	2,534		
鶴見区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,848	13,946	12,044	10,141	8,238	
		確保方策		15,848	13,946	12,044	10,141	8,238	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	41,668	48,882	56,096	63,310	70,524	
		確保方策		41,668	48,882	56,096	63,310	70,524	
	その他	量の見込み			32,042	34,148	36,254	38,360	40,467
		計			32,042	34,148	36,254	38,360	40,467
		ウ			12,246	15,067	16,934	18,583	18,988
		エ			963	9	9	1	1
		オ			14,568	14,568	14,568	14,568	16,032
		カ			170	170	170	398	398
キ			4,000	4,237	4,474	4,710	4,946		
ク			0	0	0	0	0		
ケ			95	97	99	100	102		
神奈川区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,652	16,864	18,076	19,288	20,500	
		確保方策		15,652	16,864	18,076	19,288	20,500	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	71,034	77,625	84,217	90,809	97,400	
		確保方策		71,034	77,625	84,217	90,809	97,400	
	その他	量の見込み			20,102	23,559	27,016	30,472	33,928
		計			20,102	23,559	27,016	30,472	33,928
		ウ			9,667	12,674	12,755	12,852	15,860
		エ			18	18	18	0	0
		オ			3,660	3,660	6,588	9,516	9,516
		カ			170	170	170	170	170
キ			5,849	6,284	6,718	7,152	7,586		
ク			685	699	712	726	739		
ケ			53	54	55	56	57		

年度				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
西区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,659	9,013	9,367	9,721	10,075	
		確保方策		8,659	9,013	9,367	9,721	10,075	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	38,576	41,436	44,295	47,154	50,014	
		確保方策		38,576	41,436	44,295	47,154	50,014	
	その他	量の見込み			11,647	13,022	14,397	15,772	17,146
		計			11,647	13,022	14,397	15,772	17,146
		ウ			5,182	6,523	7,864	8,474	9,083
		エ			0	0	0	0	0
		オ			4,645	4,645	4,645	5,377	6,109
		カ			103	103	103	103	103
		キ			1,687	1,721	1,755	1,788	1,821
ク			0	0	0	0	0		
ケ			30	30	30	30	30		
中区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,851	10,176	11,501	12,827	14,153	
		確保方策		8,851	10,176	11,501	12,827	14,153	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	52,650	57,159	61,668	66,177	70,685	
		確保方策		52,650	57,159	61,668	66,177	70,685	
	その他	量の見込み			13,886	16,460	19,034	21,608	24,182
		計			13,886	16,460	19,034	21,608	24,182
		ウ			4,141	4,359	6,773	9,187	9,405
		エ			2	2	2	2	2
		オ			6,841	9,037	9,037	9,037	11,233
		カ			297	297	297	297	297
		キ			2,575	2,735	2,895	3,055	3,215
ク			0	0	0	0	0		
ケ			30	30	30	30	30		
南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	12,931	13,237	13,543	13,848	14,153	
		確保方策		12,931	13,237	13,543	13,848	14,153	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	48,283	54,940	61,597	68,255	74,913	
		確保方策		48,283	54,940	61,597	68,255	74,913	
	その他	量の見込み			16,536	18,195	19,854	21,513	23,173
		計			16,536	18,195	19,854	21,513	23,173
		ウ			9,457	10,987	11,054	12,583	14,115
		エ			0	0	0	0	0
		オ			4,385	4,385	5,849	5,849	5,849
		カ			620	620	620	620	620
		キ			1,998	2,125	2,252	2,380	2,507
ク			0	0	0	0	0		
ケ			76	78	79	81	82		
港南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	17,215	16,627	16,038	15,450	14,862	
		確保方策		17,215	16,627	16,038	15,450	14,862	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	75,404	73,746	72,087	70,428	68,770	
		確保方策		75,404	73,746	72,087	70,428	68,770	
	その他	量の見込み			12,891	12,891	12,891	12,892	12,892
		計			12,891	12,891	12,891	12,892	12,892
		ウ			9,132	7,691	6,982	6,308	4,638
		エ			36	36	36	0	0
		オ			732	2,196	2,928	3,660	5,124
		カ			95	95	95	95	323
		キ			2,246	2,210	2,175	2,140	2,105
ク			620	632	644	657	669		
ケ			30	31	31	32	33		

年度				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
保土ヶ谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	19,722	18,248	16,775	15,302	13,829	
		確保方策		19,722	18,248	16,775	15,302	13,829	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	63,394	66,700	70,006	73,312	76,618	
		確保方策		63,394	66,700	70,006	73,312	76,618	
	その他	量の見込み			13,940	16,569	19,199	21,829	24,459
		計			13,940	16,569	19,199	21,829	24,459
		ウ			11,405	11,687	12,702	13,717	14,732
		エ			0	0	0	0	0
		オ			0	2,196	3,660	5,124	6,588
		カ			1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
		キ			1,198	1,349	1,500	1,651	1,802
		ク			0	0	0	0	0
ケ			30	30	30	30	30		
旭区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,010	16,199	14,388	12,577	10,766	
		確保方策		18,010	16,199	14,388	12,577	10,766	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,800	107,989	104,178	100,367	96,555	
		確保方策		111,800	107,989	104,178	100,367	96,555	
	その他	量の見込み			9,695	10,158	10,621	11,083	11,546
		計			9,695	10,158	10,621	11,083	11,546
		ウ			4,642	4,959	5,276	5,683	6,001
		エ			90	90	90	0	0
		オ			2,196	2,196	2,196	2,196	2,196
		カ			643	643	643	643	643
		キ			2,094	2,240	2,386	2,531	2,676
		ク			0	0	0	0	0
ケ			30	30	30	30	30		
磯子区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	9,677	12,043	14,408	16,773	19,138	
		確保方策		9,677	12,043	14,408	16,773	19,138	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	46,292	45,185	44,079	42,973	41,867	
		確保方策		46,292	45,185	44,079	42,973	41,867	
	その他	量の見込み			12,164	14,285	16,406	18,528	20,650
		計			12,164	14,285	16,406	18,528	20,650
		ウ			8,146	9,938	10,495	12,516	14,537
		エ			0	0	0	0	0
		オ			1,464	1,464	2,928	2,928	2,928
		カ			276	504	504	504	504
		キ			2,248	2,349	2,449	2,550	2,651
		ク			0	0	0	0	0
ケ			30	30	30	30	30		
金沢区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,709	15,067	14,426	13,785	13,144	
		確保方策		15,709	15,067	14,426	13,785	13,144	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	73,274	74,235	75,196	76,157	77,118	
		確保方策		73,274	74,235	75,196	76,157	77,118	
	その他	量の見込み			18,169	17,760	17,350	16,940	16,530
		計			18,169	17,760	17,350	16,940	16,530
		ウ			9,727	9,278	6,631	6,180	2,801
		エ			0	0	0	0	0
		オ			4,175	4,175	6,371	6,371	9,299
		カ			432	432	432	432	432
		キ			3,805	3,845	3,886	3,927	3,968
		ク			0	0	0	0	0
ケ			30	30	30	30	30		

年度				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
港北区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	21,705	24,564	27,423	30,282	33,140	
		確保方策		21,705	24,564	27,423	30,282	33,140	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	62,567	67,901	73,235	78,568	83,902	
		確保方策		62,567	67,901	73,235	78,568	83,902	
	その他	量の見込み		計	43,419	47,197	50,975	54,753	58,530
		確保方策	ウ		12,875	13,671	15,126	15,198	17,152
			エ		177	103	103	103	103
			オ		15,309	17,505	18,969	21,765	22,629
			カ		668	668	668	668	668
			キ		13,606	14,450	15,294	16,138	16,982
			ク		0	0	0	50	150
ケ			784	800	815	831	846		
緑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	11,012	12,115	13,218	14,321	15,425	
		確保方策		11,012	12,115	13,218	14,321	15,425	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	86,834	84,586	82,337	80,088	77,839	
		確保方策		86,834	84,586	82,337	80,088	77,839	
	その他	量の見込み		計	13,389	12,978	12,567	12,156	11,745
		確保方策	ウ		2,749	2,211	1,674	1,136	598
			エ		10	10	10	10	10
			オ		4,253	4,253	4,253	4,253	4,253
			カ		480	480	480	480	480
			キ		5,396	5,513	5,630	5,747	5,864
			ク		0	0	0	0	0
ケ			501	511	520	530	540		
青葉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	37,029	34,447	31,865	29,283	26,701	
		確保方策		37,029	34,447	31,865	29,283	26,701	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	155,124	165,966	176,808	187,650	198,492	
		確保方策		155,124	165,966	176,808	187,650	198,492	
	その他	量の見込み		計	33,460	33,315	33,170	33,025	32,881
		確保方策	ウ		10,685	10,730	10,772	10,815	10,859
			エ		0	0	0	0	0
			オ		13,597	13,547	13,499	13,449	13,399
			カ		595	595	595	595	595
			キ		8,188	8,041	7,894	7,748	7,602
			ク		0	0	0	0	0
ケ			395	402	410	418	426		
都筑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	25,991	25,972	25,953	25,934	25,916	
		確保方策		25,991	25,972	25,953	25,934	25,916	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	97,932	92,687	87,442	82,197	76,952	
		確保方策		97,932	92,687	87,442	82,197	76,952	
	その他	量の見込み		計	26,682	24,674	22,666	20,658	18,650
		確保方策	ウ		9,409	7,268	5,154	3,815	1,673
			エ		828	828	802	0	0
			オ		12,274	12,324	12,374	12,424	12,474
			カ		601	601	601	601	601
			キ		3,540	3,622	3,704	3,786	3,869
			ク		0	0	0	0	0
ケ			30	31	31	32	33		

年度				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
戸塚区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,551	19,943	21,335	22,727	24,119	
		確保方策		18,551	19,943	21,335	22,727	24,119	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,192	111,563	111,935	112,307	112,679	
		確保方策		111,192	111,563	111,935	112,307	112,679	
	その他	量の見込み			20,413	20,755	21,097	21,438	21,779
		計			20,413	20,755	21,097	21,438	21,779
		ウ			11,095	9,715	8,106	6,424	5,343
		エ			410	410	410	410	410
		オ			5,349	6,813	8,277	10,041	11,205
		カ			167	167	395	395	395
		キ			3,257	3,513	3,769	4,025	4,281
		ク			0	0	0	0	0
ケ			135	137	140	143	145		
栄区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	5,542	5,947	6,352	6,757	7,161	
		確保方策		5,542	5,947	6,352	6,757	7,161	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	46,000	44,641	43,282	41,923	40,564	
		確保方策		46,000	44,641	43,282	41,923	40,564	
	その他	量の見込み			9,479	8,351	7,223	6,095	4,967
		計			9,479	8,351	7,223	6,095	4,967
		ウ			4,546	3,473	2,399	1,325	251
		エ			0	0	0	0	0
		オ			3,684	3,684	3,684	3,684	3,684
		カ			136	136	136	136	136
		キ			1,083	1,028	974	920	866
		ク			0	0	0	0	0
ケ			30	30	30	30	30		
泉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	7,229	6,579	5,929	5,279	4,630	
		確保方策		7,229	6,579	5,929	5,279	4,630	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	52,783	50,128	47,473	44,818	42,163	
		確保方策		52,783	50,128	47,473	44,818	42,163	
	その他	量の見込み			13,870	15,070	16,270	17,470	18,669
		計			13,870	15,070	16,270	17,470	18,669
		ウ			7,746	8,854	9,962	11,070	12,178
		エ			0	0	0	0	0
		オ			3,987	3,987	3,987	3,987	3,987
		カ			634	634	634	634	634
		キ			1,473	1,565	1,657	1,749	1,840
		ク			0	0	0	0	0
ケ			30	30	30	30	30		
瀬谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,215	16,730	15,246	13,762	12,277	
		確保方策		18,215	16,730	15,246	13,762	12,277	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	71,565	68,305	65,045	61,785	58,525	
		確保方策		71,565	68,305	65,045	61,785	58,525	
	その他	量の見込み			9,385	8,619	7,853	7,088	6,323
		計			9,385	8,619	7,853	7,088	6,323
		ウ			3,086	2,321	1,557	1,230	466
		エ			436	436	436	0	0
		オ			5,216	5,216	5,216	5,216	5,216
		カ			294	294	294	294	294
		キ			323	322	320	318	317
		ク			0	0	0	0	0
ケ			30	30	30	30	30		

第6章 計画の推進体制等について

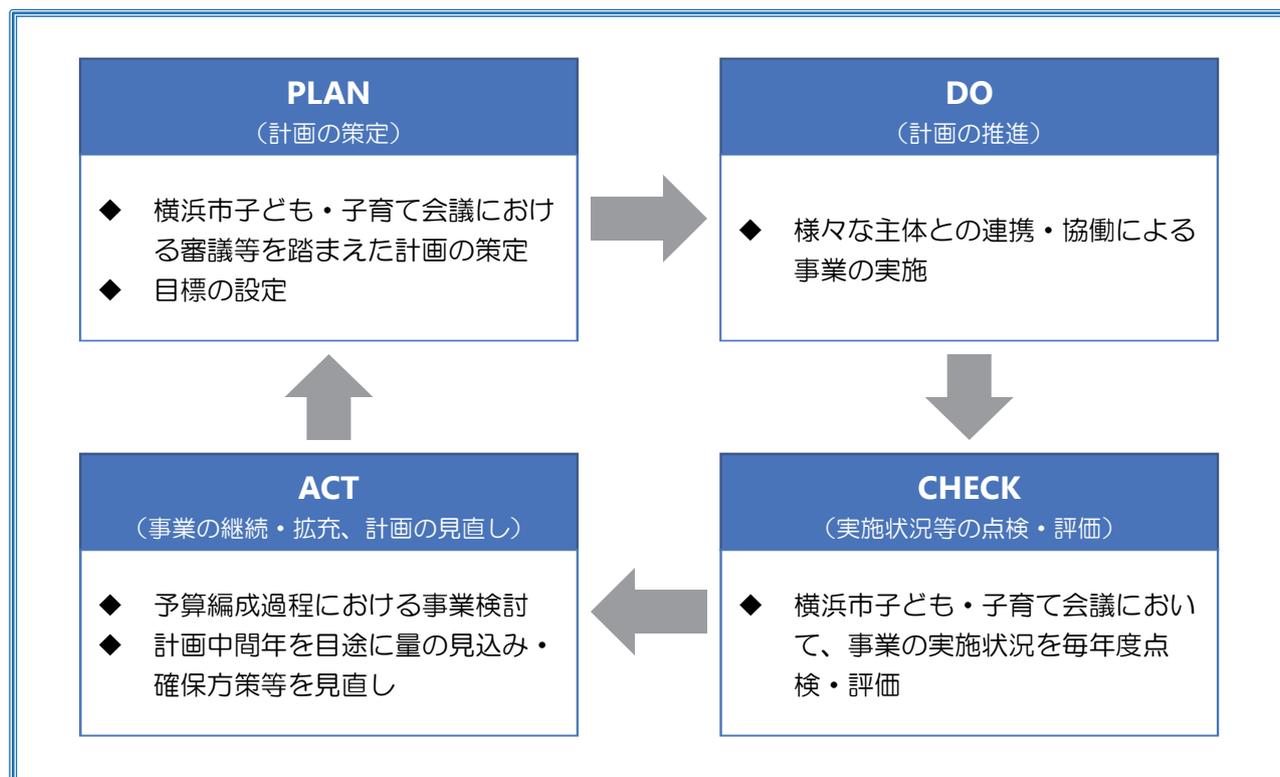
1 計画の点検・評価

本市では、条例で定める附属機関として学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定について議論を行ってきました。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。そのため、これまで計画の実施状況について毎年度点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の見直しの審議を行うなど、計画のPDCAサイクルの確保に努めてきました。

第2期計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議で、毎年度計画の実施状況について点検・評価を行っていきます。

なお、実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表します。



2 様々な主体による計画の推進

- 本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられています。自治会町内会、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年指導員などの地域を基盤として活動する団体や組織、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、市民団体、NPO、ボランティア、民間企業等により様々な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。
- 本計画は素案の作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、子育て世帯を対象とした大規模なアンケート調査を実施し、子育て中の方によるグループトークを市内全区で開催するなど、幅広くご意見をいただきました。
- 「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手が、子ども・子育て支援や青少年育成を社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と連携しながら計画を推進していきます。

3 子ども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- 子ども・子育て支援の分野は保健・福祉・教育・医療など多岐にわたっており、保育士や幼稚園教諭、児童福祉士、保健師、助産師など、様々な専門職により支援が行われています。
- 子ども・子育て支援の更なる充実が求められる中で、多種多様な施策を推進するにあたっては、専門職の確保が課題として指摘されています。また、子ども・子育て支援に関する制度や施設・事業の量的・質的拡充が図られる中で、複雑・多様化する課題を抱える子ども・青少年や保護者を的確な支援につなげていくためには、職員の資質や専門性の向上も必要です。
- さらに、本市の多様な子ども・子育て支援は、このような専門職だけではなく、子育て経験者やボランティア、地縁組織など地域で活動する様々な担い手により支えられています。
- 人口減少や少子高齢化、共働き世帯の増加という社会状況にあって、地域の担い手不足の課題も指摘される中、子ども・青少年が地域で健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めていくためには、地域における担い手の育成・確保も重要な視点です。
- 計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも併せて取り組み、更なる支援の充実を進めていきます。

4 子ども・子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- 本市では計画に基づき、様々な支援や制度の充実に取り組んできました。新たな課題やニーズに合わせ、支援やサービスも多様化する中で必要な情報や支援を提供するため、利用者支援事業として保育・教育コンシェルジュや横浜子育てパートナーの配置や、分野別の相談機関の設置など、情報の提供・支援相談体制の強化も進めてきました。また、パンフレットやリーフレットなどの広報物やホームページなどの活用により、各制度の案内など、幅広く周知に取り組んできました。
- 一方で、「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」という声や、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という指摘もあります。また、障害児・者への情報提供をはじめ、外国人人口が増える中では多言語化も含めた対応も課題となっています。

- 近年、民間との協働によるオープンデータを活用した保育情報の提供の取組や、スマートフォン向けのアプリによる子育て情報の発信、SNSを活用した相談体制の仕組みなど、先端技術を活用した新たな情報発信・提供の取組も行われています。また、AIを活用した業務の効率化や業務支援、マイナポータルによる行政手続きのオンライン化など、市民サービスの向上につながる情報技術の活用が進んでいます。
- 今後計画を推進し、各事業を展開していくにあたっては、子ども・子育て支援の充実に加え、必要な情報や支援を届けるために、情報発信・提供等の観点も踏まえながら検討を進めていきます。

第7章 参考資料

1 利用ニーズ把握のための調査

(1) 調査の目的

第2期計画を策定するにあたり、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の種類

- ア 未就学児童の保育等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査
- イ 小学生の放課後等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査

(3) 抽出方法・抽出（発送）数

住民基本台帳から無作為抽出（世帯重複がないよう抽出）

ア 未就学児調査	62,677 人
イ 小学生調査	66,358 人
合計	129,035 人

(4) 調査期間

平成30（2018）年6月14日～7月10日

(5) 調査票の回収状況

ア 未就学児調査	回収数 28,721（回収率 45.8%）
イ 小学生調査	回収数 30,738（回収率 46.3%）
合計	回収数 59,459（回収率 46.1%）

(6) 主な調査項目

○家族の状況 ○保護者の就労状況 ○放課後の過ごし方 ○子育ての悩み事・相談先
○教育・保育事業、地域子育て支援事業の利用状況や利用意向 等

2 子育て中の方によるグループトーク

(1) 目的

第2期計画を策定するにあたり、子育て中の方から生の声をお聞きするとともに、参加者同士が語りあうことを通して「共感」や「気付き」につなげていただく機会とするため、市内全区で「グループトーク」を開催しました。

(2) 名称

グループトーク「みんなで話そう！横浜での子育て」

(3) 実施時期

平成30（2018）年10月から平成31（2019）年1月

(4) 参加者数

合計201人（18区合計）

(5) 主な内容

横浜での子育てについて、3つのテーマごとに個人ワークとグループワークを行い、話し合いました。

テーマ①「子育てで悩んでいること、困っていること、課題に感じていること。」

テーマ②「こうなったらいいな、こんな支援があったらいいな。」

テーマ③「私の一歩（自分にできること）」

※ニーズ調査結果報告書及びグループトーク開催報告はこども青少年局ホームページに掲載しています。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案

令和元年 10 月発行

横浜市こども青少年局企画調整課

〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1

電話：045-671-4281 FAX：045-663-8061

Email：kd-kikaku@city.yokohama.jp

ホームページ： <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/newplan.html>